



令和6年度
IPEFなどの米通商政策がビジネス活動に
与える影響に関する調査研究

2025年2月

一般財団法人 **国際貿易投資研究所 (ITI)**

INSTITUTE FOR INTERNATIONAL TRADE AND INVESTMENT

令和6年度 (一財) 貿易・産業協力振興財団 助成事業

はじめに

1. 米国研究会の問題意識と目的

トランプ大統領が政権に復帰したことで、IPEF（インド太平洋経済枠組み）からの離脱やIRA（インフレ削減法）の改正などが進められ、日本などのIPEF加盟国やEV（電気自動車）生産国の企業は大きな影響を受けると見込まれる。また、トランプ大統領は日本を含む世界各国に10～20%のユニバーサル・ベースライン関税を賦課することを示唆しており、これが実行されれば、現行で2.5%の米国の乗用車の関税は、12.5～22.5%に上昇することが見込まれる。

ユニバーサル・ベースライン関税が賦課されたならば、日本の米国への自動車関連輸出は少なからぬ打撃を受けることになる。そして、トランプ大統領は2024年米大統領選挙において、中国に対する最恵国待遇を撤回し、中国からの輸入品に対して60%の関税を課すこと、あるいはメキシコから輸入される中国車に対し100%や200%の関税を適用することを表明した。

さらには、24年大統領選挙後には、移民・麻薬（フェンタニル）の流入を問題としてカナダ・メキシコに25%の関税、フェンタニルの流入を阻止するために中国には10%の関税を課すことを発表した。実際に、トランプ大統領は25年2月4日から中国への10%の関税引き上げを実施した。この他にも、鉄鋼・アルミへの25%関税、自動車への25%の関税、相手国の高い関税を自国にも導入できる互惠関税などの賦課を表明している。

本調査事業では、これまでのIPEFやIRAなどのバイデン前大統領による通商政策の特徴を深掘りするとともに、トランプ大統領が新たに打ち出す関税引き上げやEVの税額控除の廃止、減税、USMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）の見直しなどの影響と対応について分析・検討することにしたい。

そして、その研究成果を報告書等にまとめることで、日本企業のグローバル戦略に資する情報を提供することとしたい。

2. 研究会の発足と研究体制

トランプ大統領は、パリ条約やIPEFからの脱退だけでなく、IRAの改廃を進めようとしている。IRAに関しては、EV税額控除の見直しに加えて、家電・住宅設備を購入する

世帯への補助金（上限 14,000 ドル）の削減などを実行する恐れがあり、日本企業などの海外事業展開に大きなインパクトを与えることは確実である。また、NATO（北大西洋条約機構）やウクライナ支援の見直し及び対 EU 追加関税の賦課などにより、米国は再び欧州との軋轢が高まる可能性がある。

また、日本は 10～20%のユニバーサル・ベースライン関税や自動車への追加関税が賦課されたならば、直接的にその影響を受けるし、トランプ大統領はそれを取引材料として日本の非関税障壁の撤廃を要求する可能性がある。

したがって、日本企業は、トランプ大統領による関税政策や気候変動政策重視からの転換、あるいは米国の IPEF からの離脱や IRA における EV 税額控除の改廃などの自社への影響について事前にシミュレーションを行い、その対応を検討する必要がある。

国際貿易投資研究所（ITI）は、こうしたトランプ新政権による通商産業政策が日本企業に与える影響を的確に把握するため、IPEF などの米通商政策がビジネス活動に与える影響に関する調査プロジェクト（2024 年度米国研究会）を立ち上げた。ITI 米国研究会の委員は通商産業政策に関する様々な分野の専門家から成っており、種々のデータを駆使することで実証的な分析に努めた。

令和 6 年度の米国研究会（「IPEF などの米通商政策がビジネス活動に与える影響に関する調査研究」）における委員長や委員の構成は、以下のとおりである。

<主査> 高橋 俊樹 一般財団法人 国際貿易投資研究所（ITI）研究主幹

<委員>

石川 幸一 亜細亜大学 アジア研究所 特別研究員、
一般財団法人 国際貿易投資研究所（ITI）客員研究員

伊藤実佐子 独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ） 調査部 米州課長

岩田 伸人 青山学院大学 名誉教授、
一般財団法人 国際貿易投資研究所（ITI）客員研究員

馬田 啓一 杏林大学 名誉教授、一般財団法人 国際貿易投資研究所（ITI）理事、
一般財団法人 国際貿易投資研究所（ITI）客員研究員

大木 博巳 一般財団法人 国際貿易投資研究所（ITI）研究主幹

鈴木 裕明 一般財団法人 国際貿易投資研究所（ITI）客員研究員

瀧井 光夫 桜美林大学 名誉教授、一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI) 客員研究員
田中 雄作 株式会社旭リサーチセンター 主席研究員、
旭化成 リードエキスパート (通商)、経営企画部 部付
多摩大学 ルール形成戦略研究所 客員研究員
一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI) 客員研究員
福山 章子 株式会社オウルズコンサルティンググループ チーフ通商アナリスト

<事務局>

高橋 俊樹、鈴木 聡子

<オブザーバー>

阿部 賢介 丸紅米国会社 ワシントン事務所 政策経済分析シニアマネージャー
上之山 陽子 パナソニックオペレーショナルエクセレンス株式会社
グローバル取引管理コンプライアンス室
菅原 淳一 株式会社オウルズコンサルティンググループ シニアフェロー
百本 和弘 独立行政法人日本貿易振興機構 (ジェトロ) 調査部中国北アジア課アド
バイザー、一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI) 客員研究員
吉岡 武臣 一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI) 主任研究員

3. 報告書における各章の概要

本報告書における第1章から第13章までの構成は以下の通りである。

- 第1章 トランプ再選と第2期トランプ政権 (瀧井委員)
- 第2章 バイデン政権が進めたデジタル貿易政策の評価と課題 (岩田委員)
- 第3章 米国の保護主義の高まりの背景と自由貿易主義への回帰の可能性 (鈴木委員)
- 第4章 米国でのクリーンプロジェクトは見直しすべきか? (阿部オブザーバー)
- 第5章 米大統領選挙後の米中関係の変化と日本への影響 (馬田委員)
- 第6章 半導体サプライチェーンにおける米中の動き (大木委員)
- 第7章 米国は高関税や IPEF 等の国際連携を活用した対中依存からの脱却は可能か (福山委員)
- 第8章 韓国の対米直接投資と第2次トランプ政権の政策による影響 (百本オブザーバー)

- 第 9 章 米新政権の日本や IPEF などを与える影響と対応（高橋委員）
- 第 10 章 米通商政策における保護主義の進展と企業の対応（田中委員）
- 第 11 章 2024 年の米国大統領選挙結果と今後の通商政策への影響（伊藤委員）
- 第 12 章 ASEAN の IPEF など米国の地域戦略への期待と展望（石川委員）
- 第 13 章 バイデン・トランプ提案の関税引き上げの効果と影響（吉岡オブザーバー）

また、第 1 章から第 13 章までの各章の要約に基づく本報告書の概要は以下の通りである。

(1) 第 1 章「トランプ再選と第 2 期トランプ政権」（瀧井 光夫）の概要

- 2024 選挙では、予想に反してトランプ共和党候補が早々と勝利を決め、2016 年に続いて 2 回目のトライフェクタ（大統領の党が上下両院でも過半数）を決めた。
- しかし、共和党の上院議席は増えたが、下院議席は前回のトライフェクタから 21 も減り、民主党との議席差は 47 から 5 に縮小した。こうした議会構成でトランプ政権は諸政策を成立させねばならない。第 2 期トランプ政権は大統領に忠誠を誓う閣僚等で構成されるが、医療制度などで大きな変革が進められる可能性もある。
- トランプ政権の最重要政策は高関税政策。全輸入品に一律 10～20%の関税、カナダ・メキシコ両国に一律 25%の追加関税、さらに中国からの全輸入品に一律 60%の追加関税を課せば米国の平均的世帯に大きな負担を負わせる。
- 2017 年トランプ減税の継続が決まらなければ国民の負担は増えるばかりだ。大規模な不法移民の国外送還も実施されれば経済に打撃を与え、インフレ要因となる。国内資源の開発は促進されるが、気候変動対策は縮小され、パリ協定からの再脱退も予想される。
- 通商面では米国第一主義が第 1 期政権以上に強まり、中国との関係悪化だけでなく国境を接するカナダ・メキシコ両国との関係も大きな変化が予想される。インド・アジア太平洋諸国と締結したバイデン政権の IPEF 協定から米国の脱退も予想されるが、日本が CPTPP と同様に新たな IPEF を継続、発展させる方途を求める努力も必要となろう。

(2) 第 2 章「バイデン政権が進めたデジタル貿易政策の評価と課題」（岩田 伸人）の概要

- GATT/WTO 体制下の自由貿易は、2018 年に第一次トランプ政権が鉄鋼・アルミに

課した高率の関税措置によって終焉したとする見方がある。

- だが、米国が圧倒的な優位性を持つデジタル貿易の分野ではやや事情が異なる。バイデン政権の失速期間（2022～24年）を例外として、第二次トランプ政権は、再び歴代政権と同様に自由化推進の流れを継承すると予想される。
- バイデン政権（2021～25年1月）のデジタル貿易政策は、当初こそ、歴代政権のそれを継承して自由化推進への積極的な取り組み姿勢を見せたが、その後は逆に、AI（人工知能）の開発・運用に伴うデジタル・データの規制や、行き過ぎた自由化から米国民のプライバシーおよび雇用を守るといった理由で、デジタル貿易の自由化を結果的に制限する方向へと、政策の重点がシフトした。米国のIT業界は、バイデン政権の政策シフトを「政府の介入」と見て非難した。
- WTOでは多国間交渉によるドーハ・ラウンドが頓挫した後、2011年には個別分野ごとの有志国間交渉（JSI交渉）が可能となった。しかし2019年から本格化したデジタル貿易協定（「電子商取引協定」）の草案（テキスト）作りを目指すJSI交渉において、バイデン政権は、同協定に組み込むよう提唱してきた諸事項を全て撤回（「取り下げ」）すると正式表明した（2023年10月）。
- バイデン政権が2022年5月に東京で立ち上げた地域枠組み協定IPEFの柱1「貿易」に組み込まれるはずだったハイレベルなデジタル貿易規律化の交渉も進展しなかった。
- 本稿では、こうした動きを踏まえて米国バイデン政権のデジタル貿易政策を、「WTO・複数国間交渉（JSI交渉）」、「地域枠組み協定の交渉」、および「中国への取り組み」の三つの視点から評価する。
- 次にそれらを、第二次トランプ政権（2025年1月～）へ引き継がれる可能性のある部分、引き継がれない部分に分けて考察し、最後に、本稿のまとめとして米国のデジタル貿易政策の今後の方向性について展望する。

(3) 第3章「米国の保護主義の高まりの背景と自由貿易主義への回帰の可能性」（鈴木 裕明）の概要

- 保護主義の高まりはトランプ第1期政権に始まり、バイデン政権が引き継いだ。保護主義を含むトランプ現象とは、原因が既に醸成されていたからこそ生じたものであり、米国の諸問題の結果である。その認識と対応の基本方針は超党派で共有されている。
- 国内問題の認識は、グローバリゼーションを加速しすぎた結果、製造業・製造業雇用

が空洞化し、米国内の経済・社会が荒廃したというものである。

- チャイナ・ショックによる約 100 万人の製造業雇用喪失が実証されており、失職者の労働移動は鈍く労働状況は 10 年以上経っても戻らず、社会は荒廃して鎮痛剤中毒が蔓延した。
- ただしこの間、製造業雇用は全体で約 560 万人減少しており、雇用減の大半は生産性向上による。したがって通商政策による効果は限定的ではあるが、もし EV 等自動車産業においてチャイナ・ショックが再来すれば、悪影響は前回の比ではない。
- 他方、生産活動については、全体の指数では空洞化とは言えないが、重要物資如何にかかわらず相互依存・輸入依存が進んでいる。主要供給元である中国との対立という国際環境の悪化が懸念を高め、空洞化認識を強めた。
- これら問題への対応策は、輸入抑制という保護主義的手法を中心にしている。過去の政権は労働移動促進という筋論で対処しつつグローバリゼーションを進めることが出来ていたが、グローバリゼーション加速、巨大な供給力を持つ中国の市場本格参入、工程間国際分業進展による非熟練労働者の転職困難化などで、2000 年代以降は雇用喪失が激化した。
- ただし追加関税などの効果はかなり低い。しかも、衰退・荒廃・分断の要因は、グローバリゼーションや技術革新、所得分配、文化戦争、人種構成比の変化など多岐に亘る。諸問題が解決して自由貿易主義に回帰するなどとは、容易には期待できない状況が続くであろう。
- 国際問題の認識は、グローバリゼーションにより国際秩序（自由・民主主義）に新興国を組み込むはずが逆行、特に中国は、WTO の弱点を衝いて不公正貿易を推進、米国の製造業を衰退・依存させ挑戦してきている、というものである。
- 米国は途上国に対し、①グローバリゼーションを波及→②経済成長加速→③中産階級増加→④政治社会の自由・民主主義化→⑤米国主導の国際秩序に組み込むことを目論んだが、③までで頓挫した。対中関与政策も超党派で失敗とされた。経済的要因や歴史的背景を鑑みれば、米国は楽観的すぎた。
- 米国は国有企業問題など中国が利活用する WTO ルールの弱点について改革を訴えたが果たせず、一方で対中輸入が急増、第 1 期トランプ政権において WTO を無視した追加関税が開始された。中国側の対抗やコロナ禍により、米国の依存させられる脅威はさらに高まり、超党派でのデカップリング／デリスキング対応が本格化していく。

- デカップリングの進展と自由貿易主義回帰の関係は、一概には言えない。他方、米国で一国主義が強まっていることはヒントになる。一国主義下では、国際法無視の関税・制裁合戦が見込まれ、あるいは逆に、米国の利益さえ得られれば妥結の可能性も出てくるが、その妥結は国際機関・法制度や国際秩序に支えられたものではなく崩れやすい。安定した自由貿易主義への回帰が見通せない状況が続くと考えられる。

(4) 第4章「米国でのクリーンプロジェクトは見直しすべきか？（阿部 賢介）の概要

- トランプ政権はバイデン前政権が打ち出した気候変動対策の巻き戻しを図ろうとしている。特に電気自動車や再生可能エネルギーに関しては、そのスタンスが顕著。インフレ低減法で拡大、新設された税控除プログラムや、関連する規制が改廃される可能性が高い。
- しかしバイデン前政権の政策は、野心的な気候変動目標に向けた米国での「追い風」であり、その追い風が止んだとしても、世界的な潮流や州政府、企業の取り組みが全て止まる訳ではない。ビクトrendとしての再エネ転換は続くだろう。
- また次世代原子炉や炭素捕集貯蔵技術に対しては、トランプ大統領側近などが支持する可能性もあり、気候変動関連の新しい技術への追い風は、今度も続く可能性がある。
- 近年の米国政治環境は、速く振れる振り子。政策の転換スピードが速く、現行政策を前提とした事業では立ち行かない。政策や政治研究を十分に行うことで、中立的なボトムラインがどこにあるのかを入念に検討し事業継続性を保ちつつ、政策によっては追い風を捉えられるポジションを築く事がさらに重要になってくる。

(5) 第5章「米大統領選挙後の米中関係の変化と日本への影響」（馬田 啓一）の概要

- 米大統領選挙の結果を中国はどう見ているのか。ハリトラ対決、中国にとっては「どっちもどっち」であった。いずれが勝っても米国の対中政策は厳しく、米中対立は続くと思っていたからだ。「タリフマン（関税男）」の復活で、関税を梃子にした脅しとデール（取引）に翻弄される可能性も高く、中国にとって非常にやりにくい相手であることは間違いない。
- トランプ氏は当選後、中国に 10%、メキシコとカナダに 25%の追加関税をかけると表明した。中国からメキシコやカナダを経由して合成麻薬が米国に流入していることへの対抗措置だ。トランプ氏は選挙中、中国に最大 60%の追加関税をかけると宣言しており、中国の出方次第で税率を引き上げる可能性が高い。一方、中国は事実無根と

反発、「関税戦争に勝者はいない」と牽制し、報復関税の発動を匂わせているので、米中貿易戦争が再燃するかもしれない。

- トランプ関税を発動すれば、米国も無傷ではいられない。GDPの減少で最も大きな打撃を被るのは米国自身である。さらにトランプ関税は米国の物価を押し上げる。インフレが再燃すれば、最も苦しむのは米国の人々である。トランプ氏は鋭い刃をもつ「ブーメラン」のように関税のつけが米国に回ってくることを認識すべきである。
- 独りよがりのトランプ関税の発動にどんな大義と名分があるというのか。トランプ氏は、「国際緊急経済権限法（IEEPA）」を根拠に一律の関税賦課が可能だと主張しているが、「緊急事態宣言」の悪用・乱用は絶対に許されない。また、「対外歳入庁」構想は、世間の注目を集めるためのブランディング（branding）に過ぎない。有権者の無知と誤解に付け込んだ筋の悪い構想であり、「百害あって一利なし」である。
- 米中デカップリング（分断）の影響は日本にも及ぶ。中国は日本に対して米国の対中規制に追随すれば報復措置を講じると警告、中国からの調達に依存する重要物資が、中国の報復によって途絶する可能性が高まっている。日本の経済安全保障にとって、最大の懸念材料は「台湾有事」。有事に備え、重要物資の中国依存からの脱却が急務だ。
- 重要物資の新たな調達先として有望視されるグローバルサウスとの連携強化は簡単な話ではない。価値観を押し付ける「フレンドショアリング」（同志国とのサプライチェーン構築）を封印することだ。そうすれば、グローバルサウスが掲げる「中立」の天秤は、経済的実利で大きく傾く。一方、トランプ氏は、生産拠点の国内回帰を求めており、フレンドショアリングには関心がない。日本にとって「脱中国」の切り札と見られたフレンドショアリングはトランプ氏にも嫌われ、色褪せてしまうのか。インド太平洋経済枠組み（IPEF）の役割とその重要性を考えれば、トランプ氏による米国のIPEF離脱は「愚の骨頂」といえる。
- 日本はトランプ 2.0 にどう向き合えばよいのか。同盟国にお構いなしに「銃を向ける」トランプ氏を相手に、日本は撃ち合う度胸はない。米中対立の下、トランプ氏のディールに振り回されず、ウィンウィンの日米関係の構築に向けてしたたかな外交を展開できるかが問われている。

(6) 第6章「半導体サプライチェーンにおける米中の動き」（大木 博己）の概要

- 第1次トランプ政権（トランプ 1.0）が発動した対中追加関税措置の目的の一つは、

中国の未来の産業を牽制することであった。

- 対中追加関税措置のうちリスト 1、2 は、中国の製造 2025 を意識して業種が選択されている。リスト 1 は乗用車（電気自動車を含む）や電子部品、航空宇宙、光学機器、リスト 2 では半導体・集積回路、半導体製造装置である。いずれも、米国の対中輸入ではほとんど実績がないか少ない輸入品であるが、真っ先に追加関税措置対象業種に指定された。
- バイデン政権は、トランプ 1.0 の対中追加関税措置を引き継ぐ一方で、半導体・半導体製造装置等半導体輸出規制や中国製 EV 車の輸入抑制で対中制裁を強化した。米国の半導体・半導体製造装置に係る対中包括的規制の目的は、中国の半導体製造能力を弱体化させること、中国の半導体技術水準を遅らせることにある。
- 世界の半導体サプライチェーンは、米企業がチップソフトや設計で、半導体製造装置ではオランダ、米国、日本の企業が、製造では台湾韓国企業が競争力を持っている。中国企業は、組み立て・検査・パッケージングの最終工程に強みを持つだけであるが、ここ数年間にレガシー半導体分野で頭角を現している。
- 米国のバイデン政権は、高度な人工知能の開発に必要な最先端の半導体の対中規制を強化してきたが、ここに来て、レガシー半導体の分野を懸念し始めた。米国は 2024 年 12 月末に、米通商法第 301 条に基づいて、中国の半導体産業支援のための反競争的措置疑惑に関する調査を開始（2024 年 12 月 23 日）した。
- 301 条に基づく調査の結果次第では、自動車、家電製品、消費者向け機器に使用されている種類のチップの中国からの出荷に対する輸入制限や新たな関税が課される可能性があり、その決定はトランプ政権に委ねられることになる。

(7) 第 7 章「米国は高関税や IPEF 等の国際連携を活用した対中依存からの脱却は可能か」

（福山 章子）の概要

- 本稿では、米国における「対中依存からの脱却」を「貿易」「重要物資の調達」「産業競争力の強化」の 3 つの側面から考察した。その上でさらに、関税などの貿易措置と IPEF などの国際連携に焦点を絞った。
- 貿易面では、2018 年以降、通商法 301 条による中国からの輸入品への関税賦課と連動するタイミングで米国における中国の輸入シェアは低下している。ただし、関税によって米国の消費者への負担の増加やインフレ等の懸念が残る。第二期トランプ政権が仮に中国からの輸入品に 60%の関税を賦課した場合には米国の GDP が 2.7%減少す

るとの試算もある。

- 重要物資の調達、産業競争力の強化では、トランプ氏が大統領就任後に IPEF を破棄すると宣言していることから、第二期トランプ政権下で IPEF のサプライチェーン協定やクリーン経済協定が活用されることは考えにくい。
- 他方で、政府間や企業間で既に進んでいる国際連携の動きを急に途絶えさせることも現実的ではなく、米国国内回帰を優先しつつも、必要な国際連携は実態上は継続していくだろう。また、サプライチェーンの強化、産業競争力の強化ともに短期的に実現するものではない。米国の政策変化を見据えた中長期的な投資計画・事業計画を立てることも肝要だ。

(8) 第 8 章「韓国の対米直接投資と第 2 次トランプ政権の政策による影響」(百本 和弘)の概要

- 韓国の対米直接投資は 2020 年代に入って急増した。牽引役は製造業と金融・保険業であった。このうち、製造業については、主に半導体と二次電池関連の投資増によるもので、いずれも、当該業種の投資や生産に対する補助金支給、税額控除といったバイデン政権の産業政策に対応した投資であった。
- 他方、第 2 次トランプ政権では、バイデン政権の産業政策の修正や、関税率の引き上げなどが予想されている。これらは韓国企業の米国ビジネスに大きな影響を及ぼそう。韓国の主要シンクタンクの分析によると、例えば、関税引き上げは、米国市場における中国企業との競争の面では韓国企業に有利に作用するものの、全体としてみると、対米輸出は減少を余儀なくされ、韓国の GDP にもマイナスの影響を及ぼす見方が優勢である。
- 2024 年 12 月の尹錫悦 (ユン・ソンニョル) 大統領の非常戒厳宣言以降、韓国では政局の混乱が続いている、そのような中でも官民を挙げて第 2 次トランプ政権とのコミュニケーションを十分に図ることが重要と認識されている。

(9) 第 9 章「米新政権の日本や IPEF などに与える影響と対応」(高橋 俊樹)の概要

- ドナルド・トランプ大統領は、世界一律 10~20%のユニバーサル・ベースライン関税や 60%の対中関税などの賦課を表明した。こうした中で、第一段階の日米貿易交渉で積み残した日本の自動車・同部品、農産物、医薬品、通信機器などの自由化で大幅な譲歩を勝ち取るため、ユニバーサル・ベースライン関税をそのための取引材料にする

可能性がある。

- 米国の有力紙は 2025 年 1 月 6 日、まだ明確に決まってはいるが、ユニバーサル・ベースライン関税は、鉄鋼・アルミ、医療用品、バッテリー、レアアース、太陽光パネルなどの重要品目に対象を絞って適用される計画があることを報じた。
- トランプ大統領はフェイクニュースだとして即座に否定したものの、この報道はトランプ政権移行チームを含むトランプ第二次政権の中において、1 月 20 日の大統領就任式前の時点においては、ユニバーサル・ベースライン関税や 60%の対中関税などの方向性に関する議論が定まっていないことを示すものと考えられる。
- もしも、トランプ大統領による 60%の対中関税が実施されれば、中国からの報復は NVIDIA への独占禁止法の調査開始と同様な措置とともに、重要鉱物の輸出管理規制の強化などのように、これまでにない幅広いものになり、米中対立のハードランディングに繋がる可能性がある。
- カナダの中に、メキシコが中国からの投資や自国内での中国車の生産を規制する動きを示さない限り、メキシコを USMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）から除外し、新たに米国とカナダのみで 2 国間貿易協定を締結する動きがある。北米間の貿易取引の緊密さを考慮すれば、USMCA が終了する可能性は低いですが、日本企業はウオッチする必要がある。
- IPEF（インド太平洋経済枠組み）のサプライチェーン協定は 2024 年 2 月 24 日に発効。そして、クリーン経済協定と IPEF 協定は同年 10 月 11 日、公正な経済協定については翌 10 月 12 日に発効するに至った。しかし、貿易協定は依然として合意に達していない。
- トランプ大統領は IPEF からの離脱を表明しており、このまま漂流する可能性がある。日本の対応としては、TPP のケースのように他の加盟国の協力を得ながら徐々にリーダーシップを発揮し、実質的に米国抜きの IPEF の維持発展を図るといったシナリオが考えられる。また、粛々と既に決まったスケジュールを消化しながらも、トランプ大統領の次の大統領の下での米国の IPEF 復帰の可能性を探るといった選択肢もありうる。

(10) 第 10 章「米通商政策における保護主義の進展と企業の対応」（田中 雄作）の概要

- 2025 年 1 月 20 日の正午から、ドナルド・トランプ大統領による 2 期目（以下、トランプ 2.0）の政権運営が始まった。トランプ 2.0 の政策目標は、国内製造業の強化と労働者の生活レベルの底上げを通じた、米国民の経済的利益の最大化であり、その根底

には揺るぎない「米国第一主義」がある。その実現のため、戦略的に重要な製品を米国内で製造し、米国民の雇用を守り、他国に依存しない製造・輸出大国を目指すとしている。

- 実行手段は、輸入品への高関税賦課、法人・所得減税、化石燃料の増産支援、移民対策の厳格化、規制緩和などであり、財源として、輸入品への高関税のほか、連邦政府の支出カットなどを掲げている。
- ここで重要なのが、通商政策だ。トランプ大統領は政策実行ツールとして関税を好むため、関税の取り扱いが通商政策の中心となる。ユーラシアグループが発表した「TOP RISKS 2025」によれば、25年の世界のトップ10リスクのうち、トランプ2.0関連が約半数を占め、通商政策を主な懸念材料としてあげている。
- 関税は、国内企業や労働者を保護するための強力な貿易障壁であり、貿易相手国との「交渉カード」にもなる。また、企業にとっては法人税並みの事業インパクトがあるため、関税措置への対応は最優先事項だ。
- トランプ2.0のスタートなど、通商環境が大きく変化するなか、企業の対応策としては、「ルールインテリジェンス（情報収集）の強化」、「ルール活用のさらなる実行」、「官民連携（＝ルール形成）の強化」などを進めていくことが有効と思われる。
- トランプ政策は今後4年のみならず、29年以降も「トランプ3.0」として次の大統領に引き継がれていく可能性もあることから、企業としては、中長期的な対策検討の視点をもちながら、戦略を練り上げていくことが重要だろう。

(11) 第11章「2024年の米国大統領選挙結果と今後の通商政策への影響」（伊藤 実佐子）の概要

- 2024年11月に実施された米国大統領選挙の結果と、その通商政策への影響について分析する。特に、政権交代が米国の産業・通商政策に及ぼす影響とその含意に焦点を当てる。
- 第1章では、2024年大統領選挙が、米国の政治的分断が深まる中で行われたことを踏まえ、これまでの選挙と比べ特異な点をまとめた。
- 第2章では、議会構成の変化が産業・通商政策に与える影響を分析している。共和党が上下院で多数派となったこと、労働分野の政策に強い影響力を持った下院議員が落選したことなどにより、政策の優先順位や実施可能性が大きく変わる可能性がある。

- 第3章では、トランプ政権2期目の通商政策の3つの特徴について詳述した。保護主義的な関税政策、重要物資の国内生産強化の方針、より具体的な要求を伴う二国間交渉を挙げた。
- 第4章では、2026年中間選挙に向けた政権運営の展望を示した。雇用創出の実績を上手くアピールし、地域経済に目配りすることが必要となる。
- 第5章では、新政権発足にあたっての日本企業への示唆として、産業・通商政策への対応、サプライチェーンの再編、投資戦略の見直しに戦略的に取り組む必要性を述べた。

(12) 第12章「ASEANのIPEFなど米国の地域戦略への期待と展望」(石川 幸一)の概要

- インド太平洋経済枠組み(IPEF)には、ASEANからブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの7か国が参加している。IPEFは関税撤廃など市場アクセス規定がないためASEANは参加に消極的とみられていたが、主要7か国が参加したことでIPEF立ち上げは成功と評価できる。
- ASEAN各国はIPEFを米国のASEAN地域への経済的関与とみなし歓迎している。米国はTPPから離脱し東アジアの広域経済連携に参加していなかった一方で中国はRCEPに参加するとともにASEANとはFTA(ACFTA)を締結している。中国はASEANの最大の貿易相手国であり、一帯一路構想により大規模なインフラ建設支援を行うなどASEAN地域に深く経済的に関与し影響力を増しているためだ。
- 市場アクセスが規定されないことは不満となっているが、ASEANのIPEFへの期待は大きい。ASEAN+1FTAやRCEPなどの既存のASEANのFTAにはない新しい分野(サプライチェーン強靱化、デジタル経済、腐敗・汚職など)にIPEFは取り組んでおり、ASEANの既存のFTAを補完するからである。また、IPEFを米国との経済関連の問題を協議する場と考えている国も多い。経済協力への期待はシンガポールを除いて共通している。

(13) 第13章「バイデン・トランプ提案の関税引き上げの効果と影響」(吉岡 武臣)の概要

- 米国で2017年1月から始まった第1次トランプ政権は「米国第一主義」を掲げて大統領就任直後にTPP(環太平洋パートナーシップ協定)から離脱する一方、関税賦課を圧力にメキシコ・カナダや日本などに対し貿易交渉を迫った。さらに最大の貿易赤字国である中国に対しては通商法301条に基づく追加関税措置を実施した。

- その後のバイデン政権は価値観を共有する国々との連携を図りつつも、中国に対する強硬姿勢は維持、追加関税措置の見直しにより戦略分野の品目について税率を引き上げた。
- 第1次トランプ政権による対中税率の引き上げ以降、米国の輸入における中国のシェアは徐々に低下、代わってメキシコやカナダ、ベトナムの輸入シェアが上昇した。トランプ大統領が問題視した対中貿易赤字は2023年に大幅に減少したものの、メキシコやカナダなど他国からの貿易赤字は拡大している。中国からの輸入は追加関税が実施された品目を中心に輸入額が減少、輸入シェアでは追加関税の対象外の品目についても中国のシェアは低下した。
- 2024年の大統領選挙期間中、トランプ大統領（当時は候補）は中国からの輸入品に一律60%の追加関税およびMFN税率を適用する恒久的正常貿易関係（PNTR）の撤回を公約に掲げた。また、当選後には中国製の麻薬の流入を根拠として大統領就任直後に10%の追加関税実施の意向を示した。
- これらのトランプ大統領の公約が実施された場合、対中輸入の税率は約120%、輸入品の価格を上回る関税が賦課される。対中輸入額の多い「電気機器・部品」や「機械類・部品」で関税額が大幅に増加するほか、「繊維製品・履物」はPNTRの撤回により関税率は135%に達する。特に現在は追加関税の実施が保留されているスマートフォンやタブレット端末は中国からの輸入が7割以上を占めているが、追加関税およびPNTRの撤回が実施された際にはベトナムなどへ輸入先がシフトする可能性が高い。

令和6年度のITI米国研究会の報告書「IPEFなどの米通商政策がビジネス活動に与える影響に関する調査研究」が、関係者の皆様に少しでもお役に立てれば幸いです。

2025年2月

(一般財団法人) 国際貿易投資研究所

目次

第1章	トランプ再選と第2期トランプ政権	1
要約		1
はじめに		1
第1節	2024年大統領選挙と連邦議会選挙	2
1.	接戦7州に全勝してトランプ再選	2
2.	二度目のトライフェクタ（トリプルレッド）	3
第2節	トランプ第2期政権の政策	5
1.	プロジェクト2025とアジェンダ47	5
2.	関税だけが突出する通商政策	5
3.	不法移民対策と大量強制送還	7
4.	2017年トランプ減税の延長と財政問題	8
5.	気候変動とエネルギー政策	9
第3節	新政権の陣容	10
1.	トランプ人事の基本方針	10
2.	公約履行と閣僚の布陣	11
おわりに		14
第2章	バイデン政権が進めたデジタル貿易政策の評価と課題	17
要約		17
はじめに		18
第1節	IPEF、WTO、および中国への対応	18
1.	IPEFへの対応	18
2.	WTOへの対応	19
3.	中国への対応	20
第2節	安全保障とデジタル貿易政策	20
1.	安全保障	20
2.	第二次トランプ政権のデジタル貿易政策	21
第3節	WTOの複数国間交渉（JSI交渉）での取り組み	21
第4節	地域貿易枠組み協定への取り組み	22
第5節	第二次トランプ政権下のUSTRの取り組み	23
第6節	まとめ	24
第3章	米国の保護主義の高まりの背景と自由貿易主義への回帰の可能性	27
要約		27
第1節	原因と結果、短期と長期	28
第2節	国内問題への認識と解決可否	30
1.	認識	30

2. 解決可否	34
第3節 国際問題への認識と解決可否	40
1. 認識	40
2. 解決可否	44
参考文献.....	46
第4章 米国でのクリーンプロジェクトは見直しすべきか？	50
要約	50
はじめに.....	50
第1節 トランプ時代のEV（電気自動車）	51
1. 「EV マンデート」の撤回 ～自動車燃費、排ガス規制の緩和	51
2. カリフォルニア州に対する免除はどうなるか.....	52
3. IRA のEV 関連条項はどうなるか？.....	53
4. EV への追い風は止むだろうが、トレンドは続く	55
第2節 トランプ時代の電力セクター	57
1. 再エネシフトは続くか？	57
2. 原子力・次世代原子炉、CCS は進むか？	61
第3節 All-of-the-Above 戦略	62
第5章 米大統領選挙後の米中関係の変化と日本への影響.....	64
要約	64
はじめに.....	65
第1節 米大統領選挙の結果と中国の本音	65
1. 選挙後も対中強硬路線は続く	65
2. ハリトラ対決、「どっちもどっち」	66
3. 「タリフマン（関税男）」の復活	67
第2節 トランプ関税に身構える中国	67
1. トランプ 2.0 の陣容は対中強硬派揃い.....	67
2. 米中貿易戦争再燃の恐れ.....	68
3. 背に腹は代えられない中国：人民元安の容認	69
第3節 独りよがりのトランプ関税.....	70
1. トランプ関税は危険なブーメラン	70
2. 「緊急事態宣言」の乱用・悪用.....	71
3. 「対外歳入庁」構想はブランディング	72
第4節 深まる米中対立と日本への影響.....	72
1. 米中デカップリング：板挟みの構図.....	72
2. 脅かされる日本の経済安全保障.....	73
3. 「対岸の火事」で済まない台湾有事	74
第5節 日本のとるべき対応.....	75

1. グローバルサウスとどう向き合うか.....	75
2. 色褪せる？フレンドショアリング	76
3. 米国の IPEF 離脱は「愚の骨頂」	76
4. 同盟国にも「銃を向ける」のか.....	77
参考文献.....	78
第 6 章 半導体サプライチェーンにおける米中の動き	80
要約	80
第 1 節 米国の対中追加関税措置の発動.....	81
1. トランプ 1.0 の対中追加関税措置.....	81
2. 米国のリスト別輸入	81
第 2 節 対中追加関税措置の意図.....	85
第 3 節 バイデン政権の対中戦略.....	86
1. 産業競争力の強化.....	86
2. CHIPS プラス法と先端半導体・製造装置の対中包括的規制.....	87
第 4 節 半導体サプライチェーンにおける米中	88
第 5 節 「汎用品」に戦線が拡大する米中半導体戦争	90
第 7 章 米国は高関税や IPEF 等の国際連携を活用した 対中依存からの脱却は可能か	93
要約	93
はじめに.....	93
第 1 節 貿易における対中依存の脱却	94
第 2 節 重要物資の調達における対中依存の脱却	97
1. バイデン政権のサプライチェーン強化策	97
2. IPEF のサプライチェーン協定	98
3. トランプ政権の重要鉱物政策.....	99
4. MSP（鉱物安全保障パートナーシップ）	99
5. PGII（グローバルインフラ・投資パートナーシップ）	99
6. 二国間での協力枠組み	100
第 3 節 産業競争力の強化における対中依存の脱却.....	101
1. IPEF のクリーン経済協定	101
2. 次世代産業分野における企業間の協力	102
3. 米国の国家標準戦略	103
第 4 節 まとめ.....	104
参考文献.....	105
第 8 章 韓国の対米直接投資と第 2 次トランプ政権の政策による影響	107
要約	107
はじめに.....	107

第1節 韓国の対米直接投資の動向	108
1. 急増した対米直接投資	108
2. 四半期別でみると足元で減少	109
3. 半導体・二次電池の対米直接投資と主要韓国企業の米国事業	110
第2節 第2次トランプ政権の政策が韓国経済・産業・企業に及ぼす影響	112
1. 影響が予想される第2次トランプ政権の政策	112
2. 第2次トランプ政権で予想される政策が韓国経済・産業全般に及ぼす影響	113
3. 特定産業への影響	117
4. 韓国企業の海外事業への影響	121
5. 各シンクタンクのレポートによる政府・企業への提案	122
終わりに	123
参考文献（韓国語、カナダラ順）	124
第9章 米新政権の日本や IPEF などに与える影響と対応	125
要約	125
はじめに	126
第1節 再選を果たしたトランプ大統領の政策目標と勝因	126
1. 海外ビジネス活動の推進などの経済外交は関税引き上げ政策に優るか	126
2. トランプ新政権の誕生とその影響	127
3. トランプ大統領の勝因は何か	130
第2節 トランプ大統領の経済通商政策の特徴と日本企業の対応	133
1. どのような通商法などを根拠にトランプ高関税は賦課されるか	133
2. 日本にユニバーサル・ベースライン関税は賦課されるか	135
3. 60%の中国製品への関税の影響	137
4. 第二段階の日米貿易交渉の可能性はあるか	138
5. 日本企業にも大きな影響を与える USMCA 見直し交渉	140
6. 自社内にトランプ対策チームの設置が望まれる日本企業	141
第3節 トランプ大統領の IPEF 脱退の可能性と日本の対応	142
1. 米国はなぜ IPEF を立ちあげたのか	142
2. フレンド・ショアリングに基づき IPEF を設立	143
3. クリーン経済協定と公正な経済協定では合意するも貿易協定は継続審議	144
4. IPEF サプライチェーン協定が2月24日に発効	146
5. サプライチェーン危機対応ネットワークの議長に韓国、副議長に日本	146
6. IPEF クリーン経済協定と IPEF 協定及び IPEF 公正な経済協定が発効	147
7. IPEF 離脱の日本企業への影響	149
第10章 米通商政策における保護主義の進展と企業の対応	151
要約	151
第1節 トランプ 2.0 政策	152

1. トランプ 2.0 政策と通商政策の位置づけ	152
2. 通商政策の中身	153
3. 米中板挟み問題（安全保障政策）	156
第 2 節 トランプと関税	158
1. 関税は国家にとっても企業にとっても重要	158
2. トランプ 1.0 の関税事例（実績）	159
第 3 節 企業の対応策	160
第 4 節 終わりに～「トランプ 3.0」の可能性	162
第 11 章 2024 年の米国大統領選挙結果と今後の通商政策への影響	166
要約	166
はじめに	166
第 1 節 2024 年大統領選挙の特異性	167
第 2 節 議会構成の変化が産業・通商政策に与える影響	170
第 3 節 トランプ政権 2 期目の通商政策の 3 つの特徴	172
第 4 節 2026 年中間選挙に向けた政権運営の展望	174
第 5 節 日本企業への示唆：政策変化への戦略的対応	175
おわりに	177
第 12 章 ASEAN の IPEF など米国の地域戦略への期待と展望	179
要約	179
はじめに	179
第 1 節 米国と ASEAN の経済協力と経済関係	180
1. 政権により変化が大きい米国の ASEAN 政策	180
2. 輸出市場および投資国として重要な米国	183
第 2 節 米国および ASEAN のインド太平洋戦略	185
1. インド太平洋戦略はバイデン政権に継承	185
2. IPEF に ASEAN7 各国参加	187
第 3 節 有識者アンケートにみる IPEF への見解	188
第 4 節 ASEAN における IPEF への評価	190
1. IPEF への基本的評価と期待	190
2. IPEF への懸念と展望	192
おわりに	192
参考文献	193
第 13 章 バイデン・トランプ提案の関税引き上げの効果と影響	196
要約	196
はじめに	197

第1節 第1次トランプ政権（2017年～2021年）が実施した追加関税の対中輸入への影響	198
1. 追加関税の実施後、米国の輸入における中国のシェアが低下	199
2. 中国以外の国との貿易赤字は拡大	200
3. 追加関税の実施品目を中心に中国からの輸入額が減少	201
第2節 バイデン政権による追加関税品目の拡大	204
第3節 第2次トランプ政権による関税政策	206
1. 追加関税により2023年の対中輸入税率は23%、MFN税率（5.3%）を大きく上回る	207
2. 第2次トランプ政権による対中追加関税と恒久的正常貿易関係（PNTR）待遇の撤回による影響	207
3. 中国に代わる調達先はどの国か？	211
まとめ	212

第1章 トランプ再選と第2期トランプ政権

桜美林大学 名誉教授

(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

瀧井 光夫

要約

2024 選挙では、予想に反してトランプ共和党候補が早々と勝利を決め、2016 年に続いて 2 回目のトライフェクタ（大統領の党が上下両院でも過半数）を決めた。しかし、共和党の上院議席は増えたが、下院議席は前回のトライフェクタから 21 も減り、民主党との議席差は 47 から 5 に縮小した。こうした議会構成でトランプ政権は諸政策を成立させねばならない。第 2 期トランプ政権は大統領に忠誠を誓う閣僚等で構成されるが、医療制度などで大きな変革が進められる可能性もある。トランプ政権の最重要政策は高関税政策。全輸入品に一律 10～20%の関税、カナダ・メキシコ両国に一律 25%の追加関税、さらに中国からの全輸入品に一律 60%の追加関税を課せば米国の平均的世帯に大きな負担を負わせる。2017 年トランプ減税の継続が決まらなければ国民の負担は増えるばかりだ。大規模な不法移民の国外送還も実施されれば経済に打撃を与え、インフレ要因となる。国内資源の開発は促進されるが、気候変動対策は縮小され、パリ協定からの再脱退も予想される。通商面では米国第一主義が第 1 期政権以上に強まり、中国との関係悪化だけでなく国境を接するカナダ・メキシコ両国との関係も大きな変化が予想される。インド・アジア太平洋諸国と締結したバイデン政権の IPEF 協定から米国の脱退も予想されるが、日本が CPTPP と同様に新たな IPEF を継続、発展させる方途を求める努力も必要となろう。

はじめに

トランプ共和党候補は民主党候補を超える得票を得て、早々と当選を決めた。新政権の政策は、関税重視の通商政策、2017 年減税の継続、不法移民の大量送還、エネルギー生産の拡大、環境規制の緩和などバイデン政権とは真逆の方向に進む。本章は大統領選挙結果を回顧しつつ、2025 年 1 月中旬までの段階で、第 2 期トランプ政権の主要な政策と政権の陣容をみていく。

第1節 2024年大統領選挙と連邦議会選挙

1. 接戦7州に全勝してトランプ再選

2024年の大統領選挙は大接戦となり、最終結果が判明するのもかなり遅れると報じられた。しかし、開票が始まるとドナルド・トランプ第45代大統領の再選は呆気なく決まった。投票日の翌6日には民主党候補カマラ・ハリス副大統領が敗北を宣言し、当選したトランプ次期大統領は7日、スージー・ワイルズ選対本部長を初の女性首席補佐官に任命し、矢継ぎ早に閣僚を発表し始めた。

稀にみる激戦といわれた接戦7州では、表1-1にみるとおり、ハリスは1州もとれず、僅差といわれたトランプとの得票差は76.1万票、得票率差は2.38%に広がった。ただし、全米のトランプとの得票率差が1.47%に留まったことは、2020年のトランプのバイデンとの得票差4.45%と比較すれば、ハリスの善戦が評価される。しかし、2016年選挙とは異なり、トランプは選挙人の数だけでなく得票数でもハリスを上回った。これは、トランプが2016年以上に全米に支持を広げたことを示している。共和党が得票数で民主党を上回ったのは2004年（ジョージ・W・ブッシュ当選）以来である（それ以前はブッシュの父親が当選した1988年）。なお、過去3回の大統領選挙で、トランプが一貫してノースカロライナ州を制したことも注目される^(注1)。

2024年の大統領選挙は、バイデン大統領が2024年7月21日に選挙から撤退し、ハリス対トランプの選挙戦は100日余の短期決戦となった。リアルクリアポリティックスの世論調査によると、支持率の平均は8月5日、ハリスがトランプを上回り、10月初めまでトランプを2%超引き離していたが、10月末にはトランプがハリスを追い抜き、投票日の前日はトランプ48.5%、ハリス48.4%と並んだ（実際の投票率は49.72%対48.25%）。トランプ勝利の最大の要因は全米の人種、年齢層、地域別、それぞれで有権者が共通して右傾化したことにあると指摘されている^(注2)。

表 1-1. 接戦 7 州と全米の大統領選挙結果 (2016、2020、2024 年)

年	州	選挙 人数	総投票数	獲得選挙人数		得票数		得票率		敗者との差	
				トランプ	民主党 候補	トランプ	民主党 候補	トランプ	民主党 候補	得票数差	得票率差
2016	アリゾナ	11	3,400,726	11	0	1,770,242	1,582,860	52.05	46.54	187,382	5.51
	ジョージア	16	5,270,912	16	0	2,663,117	2,548,017	50.52	48.34	115,100	2.18
	ミシガン	15	5,674,452	15	0	2,816,636	2,736,533	49.64	48.23	80,103	1.41
	ネバダ	6	1,484,840	6	0	751,205	705,197	50.59	47.49	46,008	3.10
	ノースカロライナ	16	5,699,141	16	0	2,898,423	2,715,375	50.86	47.65	183,048	3.21
	ペンシルベニア	19	7,058,269	19	0	3,543,308	3,423,042	50.20	48.50	120,266	1.70
	ウィスコンシン	10	3,422,918	10	0	1,697,626	1,668,229	49.60	48.74	29,397	0.86
	接戦7州合計	93	32,011,258	93	0	16,140,557	15,379,253	50.42	48.04	761,304	2.38
全米合計(獲得州数)	538	155,488,009	312(31)	226(20)	77,303,568	75,019,230	49.72	48.25	2,284,338	1.47	
2020	アリゾナ	11	3,397,388	0	11	1,672,143	1,661,686	49.22	48.91	10,457	0.31
	ジョージア	16	4,999,960	0	16	2,473,633	2,461,854	49.47	49.24	11,779	0.24
	ミシガン	16	5,547,186	0	16	2,804,045	2,649,864	50.55	47.77	154,181	2.78
	ネバダ	6	1,405,376	0	6	703,486	669,890	50.06	47.67	33,596	2.39
	ノースカロライナ	15	5,524,804	15	0	2,684,292	2,758,775	48.59	49.93	-74,483	-1.35
	ペンシルベニア	20	6,940,449	0	20	3,461,221	3,379,055	49.87	48.69	82,166	1.18
	ウィスコンシン	10	3,298,041	0	10	1,630,866	1,610,184	49.45	48.82	20,682	0.63
	接戦7州合計	94	31,113,204	15	79	15,429,686	15,191,308	49.59	48.83	238,378	0.77
全米合計(獲得州数)	538	158,614,475	232(25)	306(26)	81,286,454	74,225,926	51.25	46.80	7,060,528	4.45	
2024	アリゾナ	11	2,604,657	11	0	1,252,401	1,161,167	48.08	44.58	91,234	-3.50
	ジョージア	16	4,146,825	16	0	2,089,104	1,877,963	50.38	45.29	211,141	-5.09
	ミシガン	16	4,824,542	16	0	2,279,543	2,268,839	47.25	47.03	10,704	-0.22
	ネバダ	6	1,125,385	0	6	512,059	539,260	45.50	47.92	-27,201	2.42
	ノースカロライナ	15	4,741,564	15	0	2,362,631	2,189,316	49.83	46.17	173,315	-3.66
	ペンシルベニア	20	6,166,938	20	0	2,970,742	2,926,458	48.17	47.45	44,284	-0.72
	ウィスコンシン	10	2,976,150	10	0	1,405,284	1,382,536	47.22	46.45	22,748	-0.76
	接戦7州合計	94	26,586,061	88	6	12,871,764	12,345,539	48.42	46.44	526,225	-1.98
全米合計(獲得州数)	538	137,143,218	304(30)	227(21)	62,985,153	65,853,677	45.93	48.02	-2,868,524	2.09	

注. トランプは共和党の候補、民主党の候補は 2016 年ヒラリー・クリントン、2020 年ジョー・バイデン、2024 年カマラ・ハリス。勝者は 2016 年と 2024 年がトランプ、2020 年がバイデン。2024 年の州別の選挙人数は 2020 年の国勢調査によって増減されている。2016 年の選挙人数の合計が 538 人ではなく 531 人となったのは候補者リストにない 7 人が選挙人に選出されたため (write-in)。各選挙年の総投票数がトランプと民主党候補との合計を上回るのは第 3 党の候補者が得票したため。「敗者との差」の欄のマイナスは勝者の得票数 (率) が敗者のそれを下回ったことを示す。勝者は 2016・2024 年がトランプ、2020 年がバイデン。

出所 : Dave Leip's Atlas of U.S. Elections (2025 年 1 月 10 日閲覧時点のデータ)

2. 二度目のトライフェクタ (トリプルレッド)

2024 年選挙では、共和党が大統領選とともに連邦議会両院を制した。この、いわゆる一つの党による 3 連勝 (トライフェクタ。共和党のシンボルカラーの赤からトリプルレッドともいう) は、トランプが初めて大統領に当選した 2016 年選挙でも起こったが、同じ大統領候補が 2 回もトライフェクタを実現するのは稀有な事例である (表 1-2)、トライフェクタとなれば、大統領の政策は議会で成立しやすくなる。トランプ第 1 期政権でトライフェクタ効果が最も顕著に発揮されたのが、司法、特に最高裁の保守化である。トランプ大統領は 4 年間で 3 人の保守派判事^(注 3) を指名し、上院がこれを承認した結果、最高裁判事

9人のうち保守派が5人から6人に増え、リベラル派が4人から3人に減った。この判事構成は、人工妊娠中絶権の否定や積極的差別是正措置の違憲判決など、従来の司法判断を大きく変えた^(注4)。

第2期トランプ政権はどうか。今回のトライフェクタでは、上院共和党は2022年の中間選挙から4議席増やし、民主党は4議席減らしたが、逆に下院共和党は2議席減、民主党は2議席増となった。第2期トライフェクタが第1期のそれと大きく異なるのは、下院共和党の議席数が241から220に大幅減となり、民主党との議席差が前回の47から僅か5に大きく縮小したことである。その後、マット・ゲーツ議員（フロリダ州）は司法長官に指名されると直ちに下院議員を辞職し、国連大使に指名されたステファニック議員と国家安全保障担当補佐官に指名されたウォルツ下院議員の2人が上院で承認されると、共和・民主の議席差はほとんどなくなる。

なお、2025年1月3日から始まった第119議会の下院議長は共和党議員の賛成218^(注5)、民主党議員の反対215の3票差でジョンソン議長が辛くも再任された。再任は、ジョンソン議長自身による共和党議員との数次にわたる協議とフロリダでゴルフ中のトランプ次期大統領による共和党議員に対する説得によって実現されたもので、下院共和党が一枚岩ではないことを示している。

表 1-2. 1992 年大統領選挙以降のトライフェクタ

選挙年	当選大統領	党	下院			上院			
			民主党	共和党	欠員	民主党	共和党	無党派	欠員
1988	ブッシュ(父)	共和党	260	175	0	55	45	0	0
1992	クリントン	民主党	258	176	1	57	43	0	0
1996	クリントン	〃	207	226	2	45	55	0	0
2000	ブッシュ(子)	共和党	212	221	2	50	50	0	0
2004	ブッシュ(子)	共和党	202	232	1	44	55	1	0
2008	オバマ	民主党	256	178	1	55	41	2	2
2012	オバマ	民主党	200	234	1	53	45	2	0
2016	トランプ	共和党	194	241	0	46	52	2	0
2020	バイデン	民主党	222	212	1	46	51	2	1
2022	中間選挙		213	222	0	49	49	2	0
2024	トランプ	共和党	215	220	0	45	53	2	0

注：太字がトライフェクタ。議席数は選挙直後の結果。上院の無党派議員は民主党と投票行動を共にしている。

出所：Statistics of the Congressional Election, Office of the Clerk, US House of Representatives, Nov.8, 2022.

第2節 トランプ第2期政権の政策

当選が決まるとトランプ次期大統領は現職の大統領であるかのように、新政権の政策について活発に発言しはじめた。政策の詳細は依然として不明な点も多いが、大統領就任前、1月中旬までの段階で主要政策を個別に見ていこう。

1. プロジェクト2025とアジェンダ47

トランプ第2期政権の政策については、「プロジェクト2025」と「アジェンダ47」という2つの資料が重要である。前者は、保守系シンクタンクのヘリテージ財団が2022年4月から作業を開始し、2年以上をかけ、2024年7月末、900ページの膨大な報告書として発表された。報告書は冒頭に「政策、人事、実践を通して保守派の勝利を目指す」とし、統治、防衛、福祉、経済・貿易、規制機関の5部全30章にわたり、連邦政府の再編、教育省の解体、中絶禁止、大統領に不忠な連邦政府職員の入替（Schedule F）、不法移民の大量強制送還、気候変動対策の縮小などの政策が包括的に盛り込まれている^(注6)。トランプ自身は「プロジェクト2025」との関係を否定しているが、「プロジェクト2025」の精神は彼自身の考え方に通じるもので、第1期政権関係者がその作成に深く関与し、一部の執筆者が第2期政権に参画している。

この報告書について、バイデン大統領は「これはトランプ第2期政権の危険性を示す権威主義の青写真」、またハリス副大統領は「米国を非常に暗い過去に戻そうとする計画」と批判し、選挙戦でも頻繁に取り上げた。

一方、「アジェンダ47」は、公約ごとに3、4分の演説を付けたトランプの公約集である。約40件の公約は次のようなものである。退役軍人のホームレスを無くす、不法移民には福祉政策を実施しない、米自動車産業労働者の待遇を改善する、米国のエネルギー・コストを世界最低にする、軍隊を再建する、トランプ互惠通商法を制定する、米国のエネルギー独立を図る、バイデンの壊滅的な貿易赤字を一掃する、就任初日の大統領令によって不法移民の子には市民権を認めず、子を産むための訪米旅行を禁止する、中国による米国支配を阻止する、など^(注7)。なお、「アジェンダ47」の47は第47代大統領を意味する。

2. 関税だけが突出する通商政策

トランプ第1期政権の関税政策は、第1に、国内のアルミニウムおよび鉄鋼産業保護の

ための 1964 年通商拡大法 232 条による追加関税賦課、第 2 に、中国の不公正貿易政策が通に対する対抗措置として 1974 年通商法 301 条による広範な対中輸入品目に対する追加関税の賦課、が中心であった。

第 2 期政権では、自らを「関税男」(tariff man) と呼ぶほど関税賦課にこだわる。選挙戦中に明言したのは、①特定品目だけを対象にするのではなく、全世界からのすべての輸入品に一律 10~20%の関税賦課、②USMCA のメンバー国であるにもかかわらず、カナダおよびメキシコに対して一律 25%の追加関税賦課（目的は両国からの流入する不法移民と違法薬物ヘンタニルの阻止、大統領就任初日に賦課）^(注 8)、③メキシコからの自動車輸入に 100~200%の関税賦課、④中国に対する最恵国待遇（MFN、米国では PNTR）の撤回、⑤全対中輸入品に対する一律 60%の追加関税賦課、である。

さらにトランプは選挙後も、中国、ロシアなど新興国グループ BRICS に対して、ドル離れを進めれば加盟国に 100%の関税賦課（2024.12 発言）とか、デンマークの自治領グリーンランドを米国に譲らなければ高関税賦課（2025.1 発言）などと言いたい放題を続けている。

トランプは選挙戦で「辞書の中で最も美しい言葉は関税であり、私の好きな言葉だ」^(注 9) と頻りに語り、関税は輸出国が払うもので米国に負担はなく、インフレの要因にはならないと主張している。ピーターソン国際経済研究所（PIIE）は、所得分布の中間に位置する典型的な米国の世帯は、20%の全面関税と対中 60%の関税によって年間 2,600 ドル以上の損失を被ると推計している^(注 10) が、世論調査をみると、有権者は追加関税の実施に強く反対しているわけではない^(注 11)。これは、有権者がトランプに賛成しているというよりも、関税引き上げの意味合いを十分に理解していないためではないかと思われる。

関税の賦課徴収および諸外国との通商の規定は、連邦議会の権限（米国憲法第 1 条 8 節 1 項および 3 項）だが、既存の 1977 年国際緊急経済権限法（IEEPA）などを援用すれば、大統領が関税を引き上げることは可能とされる^(注 12)。しかし、中国に対する最恵国待遇の撤廃は WTO 協定に違反し、新たな立法措置によって実行したとしても中国が同様の報復措置を取るであろうから、実行の可能性は低い。また、貿易相手国が米国からの輸入品に課している関税が米国の関税より高い場合は、米国は相手国と同率にまで関税を引き上げるといって「トランプ互惠通商法」(Trump Reciprocal Trade Act) の制定も非現実的だ。関税を実際に引き上げるのではなく、関税発言が、ディールを誘う脅し的手段となった例は、第 1 期政権でも頻発した。

トランプ新政権が関税以外にどのような通商政策をとるのだろうか。第 1 期政権では英国との FTA 交渉が未完のまま終わっている。USMCA は改定するのか破棄するのか、サプライチェーンの強化など国内製造業にとっても重要な取り決めができたインド太平洋経済枠組み (IPEF) もすべて破棄するのか、対中貿易問題は関税措置以外にどのように手段で解決していこうとするのか。すべて新政権が発足してみないとわからない。

3. 不法移民対策と大量強制送還

米国に居住する外国生まれの人口は 2023 年に 4,780 万人 (米国全人口の 14.3%) となり、前年比 160 万人増となった^(注 13)。これは 2000 年以降では最多である。近年、移民の急増に対する国民の懸念は高まり、トランプは「米国人から雇用を奪い、米国内の治安を乱している」移民の流入を制限し、不法滞在者を大量かつ強制的に国外に追放すると選挙中主張している。2024 年 9 月 10 日のハリスとのテレビ討論会では、「オハイオ州スプリングフィールドのハイチ人移民はペットの犬や猫まで食べている」^(注 14) と非難し、国民の不快感を煽った。この種の根拠のない作り話を臆面もなく言い募るのが、トランプが常套手段とする選挙戦術である。

外国生まれの米国居住者 4,780 万人の 77% (3,690 万人) は合法移民で、その内訳は帰化市民 2,340 万人、合法永住居住者 1,150 万人、合法一時的居住者 200 万人である。外国生まれの米国居住者のうち、残りの 23% (1,100 万人) が非合法居住者、つまり不法移民となる。トランプは強制送還の対象を 2,000 万人というが、その内訳などは明らかにしていない。

ピュー・リサーチ・センターによると、この 1,100 万人のうち 300 万人は法的保護を受けて一時的に米国に在住している^(注 15)。2023 年になると、この法的保護の枠組みはウクライナ、キューバ、ハイチ、ニカラグアおよびベネズエラからの入国者約 50 万人にも適用された。トランプが強制送還対象者を 2,000 万人とすると、この一時的在住者 350 万人も強制送還の対象者になる。バイデン大統領はトランプ次期大統領による強制送還を回避させるため、2025 年 1 月 10 日、ベネズエラ、エルサルバドル、ウクライナ、スーダンの 4 カ国からの移民約 100 万人の最長合法居住期間を 18 か月間に延長した^(注 16)。

一時的合法居住者を除いても不法移民は、約 700 万人という膨大な人数となる。米政府はこれらの人々を送還前に何処に收容するのか、どのような方法で送還するのか、ベネズエラなどは受け入れを拒否しているが、拒否した国から来た人々はどうするのか。トラン

プの送還計画には 880 億ドルの費用がかかるとされる^(注 17)が、連邦議会はこの予算を承認するのか、第 1 期政権と同様に送還対象者による訴訟に耐えられるのか、親子は強制送還によって離ればなれになるのか、など多くの疑問が出されている。米国は 2008～2012 年（2010 年を除く）に年間 40 万人を強制退去させた実績があるが、これが年間最大の強制送還者数である。第 2 期トランプ政権が 4 年間に目標を達成しようとするれば、1 年間に平均 170 万人を送還しなければならないが、それは不可能である。強制送還すべき対象は重大犯だけに限定すべきだとの議論もある。

トランプは不法移民全般を非難するが、不法移民といえども彼らは米国の農業、建設、食品加工、レストランなどの分野では重要な労働力である。彼らがいなくなれば、労働力不足で米国経済は混乱し、物価は上昇する。合法移民に対しても MAGA は批判するが、そもそもイーロン・マスク自身が南ア生まれだし、エヌビディアのジェンスン・ファンは台湾、ブロードコムของホック・タンはマレーシア、グーグルの親会社アルファベットの共同経営者サティア・ナデラとサンダル・ピチャイは共にインドなど、みな外国生まれである。

不法移民問題とは異なるが、2024 年 12 月末、トランプは当選に大きく貢献したイーロン・マスクに同調して、「私は H-1B ビザ（専門技術者として米国で一時的に就労を可能とする査証）の信奉者だ。素晴らしいプログラムだ」と述べ、従来の主張をあっさり変えた。第 1 期政権で首席戦略官だったスティーブ・バノンは H-1B ビザに反対しているが、トランプの変節でシリコンバレーは一安心したという。なお、同じ 12 月末、民主、共和両党が可決した TikTok 禁止法案にバイデン大統領が署名した後、トランプはこの禁止措置の一時停止を最高裁に要請した。その際、「TikTok は表現の自由のためのユニークな媒体だ」と述べたという。こうした変説の事例は、トランプには定見がなく、御都合主義者であることを改めて示している。選挙戦中の不法移民の議論も筋の通ったものではなかった^(注 18)。

なお、トランプ大統領は第 1 期政権中、米国の出生地主義を大統領令によって撤廃しようとしたが、出生地主義は米国憲法修正 14 条で規定されているため、憲法改正によってしか撤廃できないと説得されている。

4. 2017 年トランプ減税の延長と財政問題

経済政策では第 1 期政権最大の成果である、略称「トランプ減税」、正式には「2017 年減税・雇用法」（TCJA, The Tax Cuts and Jobs Act of 2017）が 2025 年末で期限切れとなるため、2026 年以降への延長が最大の課題となる。TCJA は個人所得課税の軽減（表 1-3

参照)、各種控除額の引き上げなど相対的に高所得者への恩恵が大きいが、同規模の減税措置を継続するか否か、選挙中に提案された社会給付やチップ収入をどの程度課税対象から外すかなどが焦点となる。また、法人税を現行の 21%から 20%に、国内製造企業に対しては特別に 15%まで引き下げる案も提案されているが、財政上の制約も大きい。

下院共和党は民主党と僅差で過半数を占めるが、ジョンソン下院議長に反対する財政保守強硬派のフリーダム・コーカスが減税措置の拡大に反対している。一方、上院共和党は 53 議席を占めるが、議事案件によってはフィリバスター（議事妨害）を回避するために 60 票の賛成が必要となり、そのためには民主党の協力を得なければならない^(注 19)。

減税の内容は減税のコストによって左右される。議会予算局は 2017 年の税制措置をすべて延長するには、10 年間で 4.6 兆ドルかかるとみており^(注 20)、このコストを相殺するため、バイデン政権が実施したインフレ削減法によるクリーンエネルギー産業補助金などの廃止もありうる。しかし、必要な予算はこれだけではない。不法移民の大量強制送還、国境警備の強化、国防費の拡大といった公約をどう実現していくかにも当然関連してくる。

なお、トランプは連邦所得税をすべて廃止し、高額関税に置き換える「財政スワップ」を 2024 年に提案したが、PIIE はこうした政策を推し進めれば、世界規模の貿易戦争を引き起こし、世界経済の繁栄が損なわれると警告している^(注 21)。そもそも米国は、関税を連邦政府の歳入を生み出す手段とする考え方を既に一世紀前から放棄しているのである。

表 1-3. 2017 年トランプ所得減税法（個人向け）

階層	課税所得(ドル)	税率(%)	2026年以降(%)
1	0～ 11,600	10.0	10.0
2	11,600超～ 47,150	12.0	15.0
3	47,150超～100,525	22.0	25.0
4	100,525超～191,950	24.0	28.0
5	191,950超～243,725	32.0	33.0
6	243,725超～609,350	35.0	35.0
7	609,350超	37.0	39.6

注. 課税所得は単身世帯の場合（2024 年課税年度）

出所：ジェットロ地域・分析レポート（2024.11.25、原典は CRS）

5. 気候変動とエネルギー政策

第 2 期トランプ政権は第 1 期に引き続いて米国第一主義を掲げ、地球温暖化や環境規制

には関心がない。逆に自動車、発電所、製造工場の廃ガス規制を撤廃し、資源掘削のため石油・ガス企業を連邦政府所有地にアクセスしやすくする。バイデン政権による地球温暖化対策は骨抜きにされるか、撤廃される。トランプ政権が発足すれば、バイデン大統領が復帰させたパリ協定からも再び脱退ということになる。インフレ削減法による電気自動車（EV）購入者に対する 7,500 ドルの税額控除も廃止されよう。これは、イーロン・マスクのテスラにとっては痛手のようにみられるが、対中輸入 EV に高関税が課されればテスラは競争から守られるといわれる。

選挙戦中にトランプは、「掘って掘って掘りまくれ！」と主張したが、エネルギー情報局（EIA）によると、米国の 1 日当たりの原油生産量はトランプ大統領が退任した 2021 年 1 月の 1,110 万バレルから 2024 年 9 月には 1,320 万バレルに増えた。米国の原油生産量はすでに過去最高水準に達しているのに、さらに増産を求めても、生産者は価格下落を恐れて、躊躇するのではないかと指摘される。トランプ第 2 期政権の誕生は、米国のエネルギー政策と気候変動対策を抜本的に変え、世界に大きな影響を与えることになる。

第 3 節 新政権の陣容

1. トランプ人事の基本方針

第 1 期トランプ政権では、大統領首席補佐官や閣僚の度重なる交替、閣内の不統一など政権運営は順調には進まなかった^(注 22)。この経験から第 2 期政権では、閣僚など中枢人事は、被指名者の経験や能力よりもトランプ大統領に対する忠誠心を最優先して人選が進められた。結果的には、トランプ第 1 期政権の閣僚および閣僚級の人物は一人も第 2 期政権では指名されていない。

トランプは、人事に異論を唱えたり反対する上院議員に対しては、予備選挙の段階で再選に協力しないと圧力をかけたり、承認が困難と思われる場合には、上院休会中に上院の承認なしに任命する「休会任命」(recess appointment) の実行をほのめかしている。休会任命は米国憲法第 2 条 2 節 3 項により認められているが、閣僚人事について休会任命を行った大統領は近年ではない。上院共和党が休会任命に消極的な場合、トランプがそれでも休会任命を強行するのか否か、注目される。

上院の議長は形式的にはバンス次期副大統領だが、多数党である共和党の院内総務がトップとなる。2024 年 11 月 13 日、ジョン・スーン (John Thune、64 歳) が MAGA 派の

リック・スコット（フロリダ州）および主流派のジョン・コーニン（テキサス州）を抑えて、ミッチ・マコーネルの後任として院内総務に選出された（票決 29 対 24）。スーンは 2020 年大統領選挙でトランプの勝利を認めなかったため、トランプはスーンを‘RINO’（名ばかりの共和党員）と揶揄した。選出後、スーンは「共和党が多数党に戻り、トランプ次期大統領の優先項目の立法化に努める」と表明した。

2. 公約履行と閣僚の布陣

(1) 安全保障関係と司法省人事

新政権の閣僚指名の発表はトランプの当確から 1 週間も経たない 11 月 11 日から始まった。13 日^(注 23)までに指名されたポストは次の通り外交、国家安全保障関係が多い。まず指名されたのは、国務長官〔マルコ・ルビオ上院議員・フロリダ州〕、国防長官〔ピート・ヘグセス元 FOX ニュース司会者〕、国家安全保障担当大統領補佐官〔マイケル・ウォルツ下院議員・フロリダ州〕、国土安全保障長官^(注 24)〔クリスティ・ノーム・サウスダコタ州知事〕、CIA 長官〔ジョン・ラトクリフ元国家情報長官〕、司法長官〔マット・ゲーツ下院議員・フロリダ州〕、国家情報長官 (DNI)〔トゥルシー・ギャバード元下院議員・ハワイ州^(注 25)〕、環境保護庁長官〔リー・ゼルディン前下院議員・ニューヨーク州〕、国境管理統括長官 (Border Czar)〔トム・ホーマン移民税関捜査局 (ICE) 前局長代理〕、政府効率化省 (DOGE, Department of Government Efficiency) トップ〔イーロン・マスク、ビベック・ラマスワミ〕などであった。

このうちゲーツについては、2021 年 1 月 6 日の連邦議会暴動事件や政府の機密文書所持で起訴されたトランプが、忠実な側近のゲーツを司法省に送り込んで、司法省に対する怨念を果たそうとした企てが失敗したことを意味する。下院倫理委員会の調査で、ゲーツが定期的に金を払って 17 歳の女性と性的関係を続け、薬物を使用していたことが明らかになり、ゲーツは指名から 8 日後に辞退した。このためトランプは同日、フロリダ州元司法長官パム・ボンディ (Pam Bondi) を司法長官に指名した^(注 26)。

国防長官に指名されたヘグセスについても、行政経験が皆無で米軍を含む超巨大組織の運営に疑問が出ている。さらに、公開された報告書には、性的暴行や公衆の面前で頻繁に酒に酔っていたとも記録されている。すでに FBI が身元調査を完了しているが、その内容は上院委員長と上級委員にしか説明されていないため、近く始まる上院承認公聴会では厳

しい展開が予想される。

トランプは自らの刑事裁判の弁護団 3 人、つまり主任弁護士トッド・ブランシュ、エミール・ボープ、ディーン・ジョン・サワーを司法省の幹部に指名したとの WP や NYT の記事を読んで筆者は驚愕した。初代大統領のジョージ・ワシントンは自分の個人弁護士を初代の司法長官に、ケネディ大統領は弟のロバートを司法長官に選んだが、自分の刑事事件の弁護士を 3 人も政治任用した例は皆無であろう。

なお、大量移民送還問題では、トランプ第 1 期政権で活躍した若いスティーブン・ミラーが大統領副主席補佐官に昇格し、上記のホーマン国境管理統括長官とともに辣腕を振るうことになる。

(2) 政府効率化省 (DOGE)

トランプは 11 月 12 日、DOGE の創設を発表した。組織名は省となっているが、省は議会の承認がなければ創設できないため正式な省ではない。トランプは DOGE の目的を、規制および政府職員の削減、連邦機関の再編、OMB と協力した支出削減、起業家的アプローチを取り入れて抜本的に改革するとしている^(注 27)。マスクは、現在 400 以上ある連邦機関の数を 99 以下に削減する、昨年度の連邦支出 6.75 兆ドルを 2 兆ドル削減したいとしている。また、大統領選挙中にラマスワミは教育省、FBI、IRS などを閉鎖し、連邦準備制度の権限を制限すると主張していた。なお、OMB 局長には、政府改造計画「プロジェクト 2025」の執筆者の一人ラッセル・ボート (Russell Vought) が指名された。

なお、中国を巡ってマスクとルビオの関係が微妙になっていると報じられている。マスクのテスラにとって中国は 2 番目に大きな市場であり、上海には重要な生産拠点がある。新疆ウイグル自治区からの輸入禁止法案を成立させたルビオは、同地にテスラがショールームを開設したことを非難している。2023 年に出版した著書で、ルビオは「習近平主席は“完全かつ全面的な世界覇権”を追求している」と中国批判を強めている。なお、ルビオはキューバ人の両親からマイアミで生まれた。

(3) 経済・通商関係人事

経済関係閣僚等の指名は遅れ、11 月下旬になった。財務長官に指名されたのは投資ファンドのトップでソロスの側近だったスコット・ベセント、国家経済会議 (NEC) 議長には

保守派の元アメリカン・エンタープライズ研究所の経済学者ケビン・ハセット（第1期トランプ政権では経済諮問委員会（CEA）委員長）が指名された（指名は前者が11月22日、後者は11月26日）。両者はともに穏健派で極端なトランプ政策を取らないとみられている。一方、12月22日 CEA 委員長に指名されたスティーブン・ミラン（第1期トランプ政権で財務省上級顧問）はトランプの高関税政策を支持すると明言している。

商務長官は熱心なトランプ支持者で大口献金者のハワード・ラトニック（投資銀行キャンター・フィッツジェラルドの CEO）が11月19日、USTR（通商代表部代表）はジェイミーソン・グリア弁護士（45歳、第1期トランプ政権でライトハイザーUSTR 代表の首席補佐官）が11月26日、それぞれ指名された。トランプはラトニックが関税と貿易課題を主導し、さらに USTR の職務の大半を担当し、USTR に対する直接的責任も負うと述べてラトニックの役割を重視している。ラトニックは財務長官に指名されたベセントと同様、反中意識は低いと言われる。

第1期政権で反中派の筆頭、貿易製造業担当上級顧問ピーター・ナバロはトランプに協力し議会侮辱罪で収監され、刑期満了で復帰した。なお、第1期政権のライトハイザー通商代表の名前は閣僚選考の過程で全く報じられなかった。

(4) トランプ大統領による二回目の FBI 長官指名

FBI 長官職は政治的独立性を維持するため、任期は10年となっているが、トランプ大統領は第1期政権で FBI 長官を二人解任した。最初は、オバマ大統領が2013年9月に指名したジェイムズ・コミー長官の解任（2017年5月）、2回目が2017年8月に指名したクリストファー・レイ長官。レイ長官は解任ではないが、2024年12月6日、トランプが自分を熱烈に支持するカシュ・パテル（トランプ第1期政権ではグレネル国家情報長官代理の上級補佐官）を FBI 長官に指名したため、レイ長官は2025年1月、自ら辞任した。トランプは政府機密文書事件で FBI がフロリダの私邸を捜索したことを強く非難し、これがレイ追放の要因となったと報じられている。

(5) ロバート・フランシス・ケネディ（RFK）・ジュニア保健福祉長官指名

2024年11月14日、保健福祉長官に指名された RFK ジュニアは、ケネディ家の異端児で新型コロナウイルスだけでなく、ポリオワクチンの接種、虫歯予防のため水道水にフッ

素を添加することにも反対している。ノーベル賞受賞者 77 人が、「科学に対する政治的攻撃は非常に有害」だと主張し、指名承認を拒否するように上院議員に手紙を送っている。なお、第 2 期トランプ政権では、第 1 期に達成できなかったオバマケアの廃止、メディケア、フードスタンプの見直しが行われる可能性もある。

おわりに

トランプ第 45 代大統領は 2 度の弾劾、91 件の重罪容疑、34 件の有罪判決を受けながら、すべての判決から逃れ、選挙を勝ち抜いて、1 月 20 日、第 47 代大統領に就任する。就任式は、4 年前に自分が扇動して暴徒に乱入させた連邦議事堂のバルコニーで、聖書に手を置いて、「米国憲法を維持し、保護し、擁護する」と宣誓する。これは何とも滑稽な風景である。

第 2 期トランプ政権は、トランプ大統領に忠誠を誓う人々が中心となって構成され、第 1 期政権以上に強固な米国第一主義を掲げて内政と外交にあたる。トランプ大統領の公約が守られれば、ほとんどの輸入品の関税が引き上げられ、同盟国との関係も緊張をはらみ、中ロ専制主義国との関係は変化する。国内資源の開発が優先され、気候変動の度合いはレベルを挙げる。トランプ第 2 期政権は 4 年間に限定されるが、この 4 年間で米国の歴史は大きく変化しよう。

日本はトランプイズムの米国に引きずられることなく、自由貿易主義を堅持し、地球温暖化を食い止め、より豊かな世界経済の発展のための方途を求め続けていかねばならない。IPEF を米国なき CPTPP と同様に、新たな形で存続させることも必要ではなかろうか。

注1 ノースカロライナ州は 1968 年の大統領選挙以降、民主党のカーターが勝利した 1976 年と同オバマが勝利した 1980 年を除き、すべて共和党候補が勝っており、トランプの勝利も共和党勝利の前例を守った。なお WP (2024.12.10) はノースカロライナ州で極端なゲリマンダリング（選挙区の地理的変更）がなければ民主党が勝利し、下院で民主党が過半数を占めたはずだと書いている。

注2 2024 年 11 月 9 日付 The New York Times (NYT)、The Washington Post (WP) 電子版。

注3 ニール・ゴーサッチ（指名・承認は 2017 年）、ブレット・カバノー（同 2018 年）、エイミー・バレット（同 2020 年）。任期は終身。

注4 バイデン大統領は 4 年間に全連邦裁判所の判事 235 人を指名し、上院で承認された（ただし、最高裁判事に欠員は出ていないため判事はすべて下級裁の判事）。235 人は第 1 次トランプ政権の 234 人を上回り、1 期 4 年間としては最多数となる（WP、2025.1.2）。

注5 トーマス・マシー共和党議員（ケンタッキー州）は共和党議員では一人最後までジョンソン議長の再任に反対し、共和党 No.2 のトム・エマー議員（ミネソタ州）に投票した。

-
- 注6 詳細は <https://www.project2025.org/> 参照。
- 注7 詳細は <https://www.donaldjtrump.com/agenda47> 参照。中絶問題については全く触れられていない。公約は整理されて体系的に編集されているわけではない。
- 注8 トランプの主張に対してカナダのトルドー首相は即座にトランプとの会談に赴いたが、メキシコのクラウディア・シェインバウム大統領はトランプと電話会談した後、「米国が関税を掛ければメキシコには計画はあるが、そうせずに米国と合意することが目標だ」と冷静に語っている（WP 2024.11.28）。
- 注9 2024年10月、シカゴ経済クラブでの演説。
- 注10 PIIE 報告（Trump's bigger tariff proposals would cost the typical American household over \$2,600 a year, 2024.8.21）。同（No trade tax is free: Trump's promised tariffs will hit large flows of electronics, machinery, autos, and chemicals, 2024.12.12）、世界経済と日本への影響についてはアジア経済研究所「第2次トランプ政権が掲げる関税引き上げは世界経済と日本に何をもたらすか」（2024.11）。
- 注11 ジェトロ・ビジネス短信（2024.12.18）、WP（2024.12.17, Trump's tariff could be leading to buyer's remorse）。
- 注12 ジェトロ地域・分析レポート「トランプ次期政権下で取られ得る関税政策（米国）－実現可能性と法的根拠」（2024.12.10）、同「2024年共和党政策綱領、トランプ政策の実現可能性は（米国）－法制度からの考察」（2024.8.9）、ジェトロ・ビジネス短信「米シンクタンク、トランプ氏主張の関税政策の法的根拠を解説」（2024.10.15）参照。なお、RIETI（独立行政法人経済産業研究所）ファカルティフェロー川瀬剛志は、大統領が関税を引き上げる根拠法として5つの法令を挙げている（RIETI Special Report 『関税男』トランプは本当に関税を引き上げるか（11月28日追記））。
- 注13 米連邦センサス局のデータをもとに Pew Research Center が推計。
- 注14 副大統領候補のバンス上院議員が訴えはじめ、それがネットで拡散された。
- 注15 Pew Research Center（<https://www.pewresearch.org/short-reads/2024/09/27/key-findings-about-us-immigrants/>）によると、一時的な法的保護を受けている不法移民の主なものは、一時的保護資格者（TPS、65万人）、16歳未満で入国した強制退去の延長措置対象者（DACA、60万人）、亡命申請者160万人。なお、トランプ前大統領は就任1年目の2017年9月DACAを撤廃したが、最高裁は2020年6月「撤廃は専断的」だとしてトランプ大統領の決定を棄却した。
- 注16 WP（2025.1.10）。
- 注17 American Immigration Council（米国移民評議会）が推計した額（NYT ‘The Morning’（2024.11.27）による）。
- 注18 共和党よりも厳しいバイデン大統領の不法移民対策法案に共和党が反対したのは、この問題で民主党に主導権を取らせないための共和党の戦略だったという。ジェトロ・ビジネス短信（2024.5.31「バイデン大統領、国境措置強化法案否決に対して声明文を発表」）参照。
- 注19 詳細はジェトロ地域・分析レポート「トランプ新政権の財政政策の見通しと影響（米国）」（2024.11.25）参照。
- 注20 Trump's Tax Plan, NYT（2024.11.15）
- 注21 PIIE, Can Trump replace income taxes with tariffs?（2024.6.20）
- 注22 有名な話を一つ挙げると、レックス・ティラーソン国務長官（在任 2017.2.1-2018.3.31）がトランプから解任された時、トランプは間抜け（moron）だと語っていた。
- 注23 11月13日、バイデン大統領とトランプ次期大統領はホワイトハウスで両者の首席補佐官を同席させて2時間にわたって政権移行について話し合った。相互に軽蔑し合う二人が話し合っているのも面白いが、同じ13日に、トランプがバイデン政権のガーランド司法長官に対する報復心を込めて司法長官にゲーツを指名したことに注目しておきたい。

注²⁴ トランプ大統領は第1期で国土安全保障長官を6人交代させた。

注²⁵ トゥルシー・ギャバード (Tulsi Gabbard) は連邦議会初のサモア系で2024年民主党から共和党に鞍替えした。陸軍予備役中佐でもある。2017年にシリアのアサド大統領と面会した。ロシア寄りの発言が批判されているが、スティーブン・バノンが高く評価している。なお、国家情報長官 (DNI, Director of National Intelligence) はCIA、FBI、NSAなど連邦政府の16の情報機関の人事と予算を統括している。

注²⁶ WP (2024.12.9) によると、選挙後初めて行われた記者会見で、トランプはバイデン大統領を特別に捜査する検察官は任命しない、1.6 下院特別委員会が犯した問題の扱いについては自分が指示するつもりはない、どうするか決めるのは指名したパム・ボンディ司法長官とカシュ・パテル (FBI 長官) だと述べている。

注²⁷ トランプはマスクに2026年7月4日までに政府機関改革の作業を終えるように命じている。なお、WP (2024.12.8) によれば、今や連邦政府職員はトランプによる粛清から身を守るために、トランプに否定的な X 等への投稿を削除したり、より安全な機関への異動を工作したり、民間に転職したりなど奮闘中だという。

第2章 バイデン政権が進めたデジタル貿易政策の評価と課題

青山学院大学 名誉教授

(一財)国際貿易投資研究所 客員研究員

岩田 伸人

要約

1. GATT/WTO 体制下の自由貿易は、2018年に第一次トランプ政権が鉄鋼・アルミに課した高率の関税措置によって終焉したとする見方がある (Hanson,2023) (注1)。
2. だが、米国が圧倒的な優位性を持つデジタル貿易の分野ではやや事情が異なる。バイデン政権の失速期間 (2022~24年) を例外として、第二次トランプ政権は、再び歴代政権と同様に自由化推進の流れを継承すると予想される。
3. バイデン政権 (2021~25年1月) のデジタル貿易政策は、当初こそ、歴代政権のそれを継承して自由化推進への積極的な取り組み姿勢を見せたが、その後は逆に、AI (人工知能) の開発・運用に伴うデジタル・データの規制や、行き過ぎた自由化から米国民のプライバシーおよび雇用を守るといった理由で、デジタル貿易の自由化を結果的に制限する方向へと、政策の重点がシフトした。米国のIT業界は、バイデン政権の政策シフトを「政府の介入」と見て非難した。
4. WTO では多国間交渉によるドーハ・ラウンドが頓挫した後、2011年には個別分野ごとの有志国間交渉(JSI交渉)が可能となった。しかし2019年から本格化したデジタル貿易協定(「電子商取引協定」)の草案(テキスト)作りを目指すJSI交渉において、バイデン政権は、同協定に組み込むよう提唱してきた諸事項を全て撤回(「取り下げ」)すると正式表明した(2023年10月)。
5. バイデン政権が2022年5月に東京で立ち上げた地域枠組み協定IPEFの柱1「貿易」に組み込まれるはずだったハイレベルなデジタル貿易規律化の交渉も進展しなかった。
6. 本稿では、こうした動きを踏まえて米国バイデン政権のデジタル貿易政策を、「WTO・複数国間交渉(JSI交渉)」、「地域枠組み協定の交渉」、および「中国への取り組み」の三つの視点から評価する。
7. 次にそれらを、第二次トランプ政権(2025年1月~)へ引き継がれる可能性のある部分、引き継がれない部分に分けて考察し、最後に、本稿のまとめとして米国のデジタル貿易政策の今後の方向性について展望する。

はじめに

米国のデジタル貿易政策は、1990年代初頭、当時の民主党クリントン政権の下で、米国発のインターネットの商業運用が始まったことが契機とされる。

以来、米国の歴代政権は、デジタル貿易においては国内市場と海外市場を区別せずに一体化して「データの自由な（越境）移動」、「政府の不介入」、および「表現の自由」の三つを基本理念に掲げて、インターネットによるデジタル・ネットワークのグローバルな拡大、すなわちデジタル貿易の自由化推進を、WTO体制の下で主導的に進めてきた。

2001年に始まったWTOドーハ・ラウンドが機能不全に陥った後、米国は2012年から始まったWTOの複数国間（有志国）によるサービス貿易自由化交渉（TiSA交渉）に続き、2019年からはTiSA交渉の中のさらにデジタル貿易分野に絞ったJSI交渉、に至るまで継続的かつ主導的な立場で関与してきた。その流れに変調が見えたのが、バイデン政権の後半期（2022～24年）である。

バイデン政権は、少なくとも発足当初（2021年）からIPEF交渉の立ち上げ（2022年）の頃までは、歴代政権と同じく、デジタル貿易の自由化推進を掲げて交渉を主導していた^{（注2）}。

米国のデジタル貿易の交渉は、一貫してUSTR（米国通商代表部）が担ってきた。

2021年3月に共和・民主両党の圧倒的な支持を受けてキャサリン・タイ氏がUSTRの代表に就任した。タイ氏は、第一次トランプ政権期にライトハイザーUSTR代表（当時）の下で、USMCA及び日米デジタル貿易協定の交渉に携わった対中強硬派であり、議会（超党派）での信頼は大きかった。

なおトランプ新大統領が次期USTR代表に指名したジェミソン・グレア氏もまた、タイ氏と同じく第一次トランプ政権期にライトハイザーUSTR代表の下で主席補佐官としての3年間の経験があり、対中強硬派で知られる。詳細は第5節。

第1節 IPEF、WTO、および中国への対応

1. IPEF への対応

タイUSTR代表はバイデン政権下での4分野（柱1～4）から構成されるIPEFの、柱1「貿易」の交渉を担当し、IPEF域内におけるデジタル貿易のハイレベルな自由化を目指す、と当初は明言していた（柱2～4は商務省レモンド長官が担当）。

しかし、国内デジタル産業の保護育成を重視するインドが、柱 1「貿易」への参加を見送ったことなどから、結局のところ IPEF のデジタル貿易交渉は進展せず、その協定案（テキスト）さえも公表されずに終わった。詳細は第 4 節。

2. WTO への対応

IPEF 交渉で見たバイデン政権によるデジタル貿易規律化の失速は、同じく WTO の JSI 交渉でも見られた。

米国は、WTO におけるデジタル貿易規律化のための（有志国による）複数国間交渉、いわゆる JSI 交渉が本格化した 2019 年当初はデジタル貿易のハイレベルな自由化を提唱し、これを JSI の共同議長国（シンガポール、日本、オーストラリア）と共に主導していたが、2023 年 10 月になると、米国は一転してそれら“ハイレベルな自由化”に必須な諸事項（後掲）の全てを取り下げる旨、WTO 事務局および USTR のウェブサイトで発表した。

その後、JSI 交渉の中で、将来の WTO における正式な協定化に向けた「デジタル貿易協定“案”」（テキスト）なるものが成立したが、これには米国が掲げる“ハイレベルな自由化”に不可欠な事項のいずれも組み込まれていなかった。なお成立したデジタル貿易協定案は、JSI 交渉に参加する有志国 91（EU は 27 か国とカウント）のうち、協定案の合意書に署名しなかった米国を含む 9 か国を除く 82 か国の支持を受けて成立したもので、WTO 上の標記は「電子商取引協定」である。図 2-1 参照。

今後、当該のデジタル貿易協定案は 2026 年に開催される WTO 閣僚会議での全会一致（コンセンサス）による承認を目指して、修正・補足の作業が 2025 年の JSI 交渉で継続される。そこでの米国トランプ政権の対応が注目される。詳細は第 3 節。

デジタル貿易の規律化は、WTO ドーハ・ラウンドの下で WTO 全加盟国による多国間（マルチ）交渉により進められる予定であったが、2011 年以降より、WTO／ドーハ・ラウンドの硬直状態を打開するための方策として、「JSI 交渉」と称される個別案件ごとの有志国による複数国間（プルリ）交渉を進展させることが可能となった。しかしインドと南アフリカは、あくまでも多国間交渉の中で進めるべきとして、JSI 交渉（複数国間交渉）で進めることを否定している。

3. 中国への対応

IPEF および WTO/JSI 交渉において、米国の歴代政権が継承してきた自由化推進路線を覆すかのようなバイデン政権の失速（方針転換）の背景には、主に三つの要因が挙げられる。第一は、データを国家が管理する仕組みを構築した中国による AI（人工知能）分野での急速な追い上げ、第二に、米国の大手 IT 企業によるデジタル貿易の過度な拡大が個人のプライバシーや労働者の権利侵害を伴うことへの危惧、第三に、連邦レベルの個人データ保護法が存在しない米国内での中国(企業)による重要機密データ収集活動、への対応策である^(注 3)。

バイデン政権は、中国などの「懸念される国」^(注 4) が米国内で自由にデータ収集が行えることで生じる問題に対処するために国内法の検討を行う旨の大統領令（Executive Order）を発出したが、大手 IT 業界はこれを「政府の介入」と見て反発した^(注 5)。業界の中には、中国など懸念国による米国民や政府の重要情報へのアクセスについては、WTO の安全保障例外（GATT 第 21 条、GATS 第 14 条）を根拠とすべきで、国内法を新たに設ける必要はないとの意見もある^(注 6)。これらの背景には、米国の社会が「表現の自由」と「政府の不介入」を是認してきたことが関わっている^(注 7)。

第 2 節 安全保障とデジタル貿易政策

1. 安全保障

バイデン政権は、経済安全保障の一環として日本やオーストラリアなどの有志国の間で重要物資のサプライチェーン構築を進めてきた。今後、デジタル貿易の分野もこの流れに組み込まれるのだろうか。そもそもトランプ政権は、バイデン政権が進めてきた有志国との信頼関係で成り立つ地域枠組的な経済安全保障を、どの程度、継承するのだろうか。

注意すべきは、米国の議会（共和党）及び IT 業界は、米国の安全保障を確保するためにデジタル貿易のハイレベルな自由化の推進が不可欠と見ている点である。これには、米国がデジタル貿易の分野で圧倒的な競争力を維持していることが背景にある。

つまり、第二次トランプ政権は、自国の安全保障を確保するために国内製造業の分野で高率関税による保護主義的なやり方を打ち出すのに対し、デジタル貿易の分野では、歴代の政権と同じく、自由貿易の推進・拡大を掲げる可能性が高い。ただし、新政権がこれを現行の WTO 体制の下で遂行するとは思われないし、現実的でもない。

2. 第二次トランプ政権のデジタル貿易政策

上述のようにデジタル貿易の分野は、米国発のインターネットがグローバルに商業運用され始めた 1990 年代から、今日に至るまで、米国が圧倒的な国際競争力を有する分野である。よって第二次トランプ政権は（バイデン政権下の数年間を例外として）歴代政権と同じく、ハイレベルな自由化の推進を指向すると推察される。

このような見方に基けば、第二次トランプ政権では、米国内のデジタル・データの活用に規制を加える余地を模索したバイデン政権の姿勢とは真逆に、従来の自由化推進の基調へ戻るのが必然と考えられる。

ただし、2020 年代よりデジタル市場を席卷し始めた AI（人工知能）の開発と運用をめぐる中国との競争的關係は、これまでの歴代政権が直面したことの無い事態であることから、この分野における米国の優位性を維持するために、中国の AI 開発を意識した戦略的な対応と米国内の AI 産業競争力の強化策が必要となる。その意味で、米国政府が国内の AI 開発を「産業政策」の一環として支援することは必然と言える。

第 3 節 WTO の複数国間交渉（JSI 交渉）での取り組み

米国は、WTO の下で 2019 年から本格化したデジタル貿易規律化（協定化）に向けた JSI 交渉において、当初、ハイレベルなデジタル貿易自由化に必須の項目として下記の 4 項目を掲げていた。

それらは、第一次トランプ政権が TPP 離脱を決める前に、既に当時の TPP の第 14 章に組み込まれていたものだが、トランプ政権下で交渉・発効した USMCA と日米デジタル貿易協定にもこれら 4 項目はほぼそのまま組み込まれた^(注 8)。

米国が掲げるデジタル貿易のハイレベルな自由化に必須の規律 4 項目：

- ① 電子的送信への関税不賦課
- ② データの自由な越境流通の確保
- ③ データ・ローカライゼーションの要求禁止
- ④ ソース・コードの開示要求禁止

2013 年 10 月、バイデン政権は進行中の JSI 交渉から、①「電子的送信への関税不賦課」を除く 3 項目（②③④）を J 取り下げると宣言した^(注 9)。

キャサリン・タイ USTR 代表は、取り下げの理由を、現行の米国デジタル貿易政策について議会での検討を含めた政策余地（policy space）を確保するためとした。バイデン政権の「取り下げ」宣言に対して、米国内では、これを支持（賛成）する民主党（多数派）、市民団体および労働組合、そして、これに反対する共和党（多数派）と IT 業界に分かれた。

JSI 交渉の下で策定されたデジタル貿易協定案（電子商取引協定）は、2024 年には WTO の事務局ウェブサイトに公開された^(注 10)。同協定案は、2026 年の WTO 閣僚会議での承認を目指して、引き続き交渉が継続されるが、これに米国がどのように取り組むのか、第二次トランプ政権の動向が注目される。

もし次期トランプ政権が、バイデン政権の「取り下げ」姿勢を継承するのならば、2026 年の WTO 閣僚会議での合意を目処に、修正・改善されていくはずの WTO 電子商取引協定の内容は、米国から見て自由化レベルの低いもの、すなわちデータの自由な越境移動は確保されず、データ・ローカライゼーション要求も禁止されず、さらに国々が自国内の IT 外国企業に対してソース・コードを開示要求することも可能となる。ただし、本協定案が正式に WTO の（マルチまたはプルの）協定となるには、米国を含む全加盟国の合意（コンセンサス）が必要となるが、米国（第二次トランプ政権）がそのような協定を受け入れて賛成するとは思えない。よって、米国の反対によってコンセンサスは成立せず本協定案が WTO 下の協定として発効しない可能性が高い。

逆に、JSI 交渉に次期トランプ政権が復帰して、上記 4 点の事項を WTO 電子商取引協定に組み込むよう主張するならば、JSI 交渉そのものを認めないインドや南アフリカなどの反対によって合意（コンセンサス）が得られず、この場合もまた WTO の協定として発効する可能性は低い。

以上のことから、今の WTO がコンセンサス（全会一致）を事実上の決議条件とする限り、デジタル貿易協定を WTO 上の正式な（マルチまたはプルの）協定として発効させることは困難と言える。

第 4 節 地域貿易枠組み協定への取り組み

バイデン政権は、2022 年 5 月より（柱 1～4 で構成される）地域枠組み協定「IPEF」の締結交渉を進めた。しかし柱 1「貿易」分野を担当するタイ USTR 代表は当初、ハイレベルなデジタル貿易ルールを組み込むと表明したものの、結局、デジタル貿易の交渉は進展

しなかった。

トランプ次期大統領は 2024 年の次期大統領選挙期間中に、就任後に IPEF を廃棄する意向を示唆していた。IPEF の内容の全てを完全に破棄することは困難であるものの、そもそも IPEF ではデジタル貿易を規律化する協定案(テキスト)すら開示されていない。

他方、第一次トランプ政権下で発効した USMCA と日米デジタル貿易協定の二つは、ハイレベルなデジタル貿易規律化のための 4 項目 (①～④) が全て組み込まれている。

米中分断の下で、第二次トランプ政権が米国のデジタル分野における優位性を維持・強化する方策として、今の日米デジタル貿易協定をベースに今の CPTPP 加盟国を取り込んで、「アジア太平洋デジタル貿易協定」なるものを構想する余地はある。ただしその場合は、中国などの懸念国に加えて (米国のデジタル貿易自由化規律に批判的な) インドネシアとインドが除外される可能性はある。

図 2-1. JSI 交渉のメンバー (91 か国、2024 年 12 月現在)

欧州(39) オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロバニア、スペイン、スウェーデン(以上 EU 加盟 27 か国)、アルバニア、アイスランド、リヒテンシュタイン、北マケドニア、スイス、ジョージア、モンテネグロ、ノルウェー、ウクライナ、ロシア、モルドバ、英国
北米(3) カナダ、米国、メキシコ
南米・中南米(14) アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ
アジア・中央アジア(16) ブルネイ、中国、香港、インドネシア、日本、カザフスタン、キルギス、韓国、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ
大洋州(2) ニュージーランド、オーストラリア
中東・アフリカ(17) バーレーン、ベニン、ブルキナファソ、カメルーン、カーボベルデ、コートジボワール、ガンビア、イスラエル、ケニア、クウェート、ナイジェリア、カタール、サウジアラビア、UAE、トルコ、モリシャス、オマーン

注. 有志国会合 (JSI) の議長国は、オーストラリア、日本、シンガポールの 3 か国が輪番制で担当。有志国会合の前身である TiSA 交渉 (2013-16 年) はデジタル貿易 (電子商取引) を含むサービス全般の自由化交渉であり、その参加国数は、2015 年 7 月にモリシャスの参加、同年 9 月にウルグアイとパラグアイの脱退、と若干の増減を経て最終的には 23 か国となっていた。これら TiSA の 23 か国の中で、パキスタンを除く 22 か国が、その後、有志国会合 (JSI) のメンバーとなった。同会合のメンバー数は、2023 年に新たにキルギスとオマーン、2024 年にカーボベルデ (Carbo Verde) とガンビア (Gambia) が加わり総計 91 か国になった。なお、2023 年の有志国会合 (JSI) はキルギスで開催された。

資料 : <https://www.wto.org/english/tratop_e/ecom_e/joint_statement_e.htm> など。筆者作成。

第 5 節 第二次トランプ政権下の USTR の取り組み

第二次トランプ政権は、バイデン政権下のキャサリン・タイ USTR 代表に代わって、新

たな USTR 代表にジェミソン・グレア (Jamieson L. Greer) 氏を指名した。大統領の就任後、議会の多数決による承認を経て正式な就任が決まる。グレア氏は、第一次トランプ政権下のライトハイザー USTR 代表の下で主席補佐官を 3 年間務め、米国の経済と国家安全保障の観点から、米国が中国へ付与した WTO 協定上の恒久的最恵国待遇 (PNTP、permanent normal trade relations) の取り消し、および、対中・関税の引き上げを主張する対中強硬派で知られる (2024 年 5 月 23 日、連邦議会諮問委員会での証言)^(注 11)。

グレア氏は、米国が中国へ承認した PNTR を撤回し、その後は毎年、米国議会が PNTR を中国に承認すべきか否かを審査する方式を提案している^(注 12)。なお、第一次トランプ政権下のライトハイザー元 USTR 代表は、第二次トランプ政権下では財務長官クラスポストを望んだが、他の候補者との配置タイミングが合わず、結局、ライトハイザー氏に近いグリア氏が指名されたと云われる^(注 13)。

NSCAI (National Security Commission on Artificial Intelligence、人工知能に関する国家安全保障委員会) の最終報告書 (2021)^(注 14) によれば、「自由で開かれた国家である米国は、中国とロシアの AI を活用した擬情報やサイバー攻撃から自国の安全保障を強化するには、有志国・友好国との協力が欠かせない」(同、p2) とし、「民主主義国家である米国は、権威主義国家の中国との AI をめぐる戦略的競争に勝たねばならない」とする。

同報告書はまた、敵対国 (ロシア、中国) による AI を活用したサイバー攻撃や擬情報の拡散などによる攻撃が既に始まっており、この脅威から国民を守るためには、政府による 24 時間体制のデータ管理体制が必要であること、および、敵対国による米国民のデータ収集を規制・監視する必要があるとしている^(注 15)。

トランプ新政権下で USTR 代表に就任するグリア氏の下で、WTO の GATT 第 21 条、GATS 第 14 条、あるいは米国通商法 301 条に基づき、デジタル・データの対中国への移動規制を進める可能性はある。

第 6 節 まとめ

第二次トランプ政権は、製造業を中心とする実体経済の分野では経済安全保障の名の下に関税引き上げに象徴される貿易規制的な姿勢に向かうが、他方、デジタル貿易の分野では、米国の歴代政権が目指してきたデジタル貿易のハイレベルな自由化の推進を目指す。

このような米国によるデジタル貿易の自由化推進は、WTO での (マルチやプルの)

協定化に向けた交渉ではなく、USMCA や日米デジタル貿易協定のような（WTO で定める地域貿易協定とは異なる）地域貿易枠組み作りの交渉の中で進むと見るべきであろう。

ただし、AI の開発・運用面においては、中国に対する米国の優位性を確保するための貿易制限的な対応措置が講じられる^(注16)。

注1 Gordon H.Hanson(December 12,2023) ”Washington, New Trade Consensus”Foreign Affairs

注2 USTR(March 01, 2024)” President Biden’s 2024 Trade Policy Agenda and 2023 Annual Report”<<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2024/march/ustr-releases-president-bidens-2024-trade-policy-agenda-and-2023-annual-report>>

注3 第二次トランプ政権は、Tik-Tok への対応において、歴代政権と同様に「政府の不介入」を維持すべきか、あるいは、「中国企業への規制措置」を講じるかの選択に迫られる可能性がある。

注4 Inside U.S.Trade (Feb.28,2024) は、「懸念される国々」に中国、ロシア、北朝鮮、イラン、キューバ、ベネズエラの6か国を挙げている。

注5 バイデン政権は、デジタル貿易に関わる大統領令 (Executive Order) を2本、発出している。第一に、2023年10月31日付けの大統領令では、AI技術開発に伴う潜在的なリスクから米国民の人権とプライバシーを守るために新たな基準 (スタンダード) を設けるとした。これに対して、トランプ政権は同大統領令が企業のIT開発意欲を削ぐ恐れがあるとして破棄する可能性があるとの意見もある。
<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-11-01/pdf/2023-24283.pdf>

第二に、2024年2月28日付けの大統領令では、「懸念される国々」によるデータの悪用を防ぐために、米国政府データおよび大規模個人データの転送を禁じる権限を米国司法長官に与えるとする。同大統領令は、米国人の機密個人データにはゲノム (遺伝子) データ、生体認証データ、健康データ、位置情報データ、金融資産データが含まれるとする。<<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2024-03-01/pdf/2024-04573.pdf>>

注6 GATT 第21条またはGATS 第14条の安全保障例外 (security exceptions) によって、自国の安全保障を守るための規制措置が正当化されるのは、①核物質、②戦時、③国際関係の緊急時、のいずれかに該当する場合とされる。データの国外流出による自国内 (自国民) の公共利益を守るためのデータ移動規制を①②③いずれかで正当化できるかは困難と思われる。よって今後は安全保障例外の適用範囲を広げることが可能か否かの議論が有り得る。

注7 バイデン政権は、アマゾンに代表される大手IT企業の独占的活動を厳しく規制する自論を掲げるリナ・カーン氏をFTC委員長に任命するなど、政権発足時より大手IT企業による独占的な活動を規制する姿勢を見せてきた。基本的には、第二次トランプ政権もまた、アンドリュー・ファーガソンFTC次期委員長の下で大手IT企業の独占的活動を規制する取り組みを継承するものと見られる。CNBC(Dec.10,2024) <https://www.cnbc.com/2024/12/10/trump-names-andrew-ferguson-as-head-of-federal-trade-commission-to-replace-lina-khan.html>

注8 AIの登場でデジタル貿易に変革が生じつつある。
NSCAI(2023)”Final Report”<https://assets.foleon.com/eu-central-1/de-uploads-7e3kk3/48187/nscai_full_report_digital.04d6b124173c.pdf>

注9 ①は、JSI交渉で策定されたデジタル貿易協定案 (テキスト) の中に組み込まれ、同協定が正式に発効した後、5年目に見直す旨が定められた (現状では、原則「2年」に一度開催されるWTO閣僚会議の都度、見直すことになっているが、これを「5年」に延長したことで、実質的な恒久化ルールになったと見做されている。

注10 WTO事務局の開示資料によれば、「コンセンサスによって同協定が成立すれば、WTO協定の附属書4 (複数国間) に組み込まれて、政府調達協定のように同協定を受諾した国だけが同協定を遵守する。」とある。<https://www.wto.org/english/tratop_e/ecom_e/information_on_agreement_ecom.pdf>

注11 日経新聞（2024年11月27日）”USTR代表にグリア氏、第1次トランプ政権で対日交渉経験”

注12 https://www.uscc.gov/sites/default/files/2024-05/Jamieson_Greer_Testimony.pdf

注13 <https://www.nri.com/jp/media/column/kiuchi/20241129.html>

注14 NSCAIは、米国政府から独立した委員会として2018年に設立され、大統領と議会に対して、人工知能の分野で国家安全保障の強化に対処するための勧告を行うことを目的に議会によって指名された15人のメンバーからなる委員会。<<https://reports.nsc.gov/final-report/>>(Access, December 28,2024)

注15 第二次トランプ政権でAIおよびデジタル分野の責任者となるMichael Kratsios氏は、第一次トランプ政権でも同様の職務に就いていた。当時の同氏は、AIの開発と運用は米国単独ではなく、表現の自由や人権を重んじる民主主義の価値観を共有する有志国との協力が不可欠であるとする。そして、中国はAIの開発と運用を、国民の表現の自由やデジタル・ネットワークの監視に用いており、我々の価値観とは異なる。ゆえにAIのガイドラインや標準化の協議を中国と一緒にすることはできない、と発言している。Foxnews(May 28, 2020)”US technology chief warns China 'twisting' artificial intelligence to target critics, as America joins global pact”<<https://www.foxnews.com/politics/us-technology-chief-warns-china-twisting-ai-to-target-critics-as-america-joins-global-pact>>

注16 それらの交渉を大統領に代わって行う貿易上の管轄機関はUSTRであり、政権のグローバルなAI戦略の策定・構築は大統領府のOSTP(科学技術政策局)などを中心に進むと見られる。

第3章 米国の保護主義の高まりの背景と自由貿易主義への回帰の可能性

(一財) 国際貿易投資研究所

客員研究員 鈴木 裕明

要約

- 保護主義の高まりはトランプ第1期政権に始まり、バイデン政権が引き継いだ。保護主義を含むトランプ現象とは、原因が既に醸成されていたからこそ生じたものであり、米国の諸問題の結果である。その認識と対応の基本方針は超党派で共有されている。
- 国内問題の認識は、グローバリゼーションを加速しすぎた結果、製造業・製造業雇用が空洞化し、米国内の経済・社会が荒廃したというものである。
- チャイナ・ショックによる約100万人の製造業雇用喪失が実証されており、失職者の労働移動は鈍く労働状況は10年以上経っても戻らず、社会は荒廃して鎮痛剤中毒が蔓延した。
- ただしこの間、製造業雇用は全体で約560万人減少しており、雇用減の大半は生産性向上による。したがって通商政策による効果は限定的ではあるが、もしEV等自動車産業においてチャイナ・ショックが再来すれば、悪影響は前回の比ではない。
- 他方、生産活動については、全体の指数では空洞化とは言えないが、重要物資如何にかかわらず相互依存・輸入依存が進んでいる。主要供給元である中国との対立という国際環境の悪化が懸念を高め、空洞化認識を強めた。
- これら問題への対応策は、輸入抑制という保護主義的手法を中心にしている。過去の政権は労働移動促進という筋論で対処しつつグローバリゼーションを進めることが出来ていたが、グローバリゼーション加速、巨大な供給力を持つ中国の市場本格参入、工程間国際分業進展による非熟練労働者の転職困難化などで、2000年代以降は雇用喪失が激化した。
- ただし追加関税などの効果はかなり低い。しかも、衰退・荒廃・分断の要因は、グローバリゼーションや技術革新、所得分配、文化戦争、人種構成比の変化など多岐に亘る。諸問題が解決して自由貿易主義に回帰するなどとは、容易には期待できない状況が続くであろう。

- 国際問題の認識は、グローバリゼーションにより国際秩序（自由・民主主義）に新興国を組み込むはずが逆行、特に中国は、WTO の弱点を衝いて不公正貿易を推進、米国の製造業を衰退・依存させ挑戦してきている、というものである。
- 米国は途上国に対し、①グローバリゼーションを波及→②経済成長加速→③中産階級増加→④政治社会の自由・民主主義化→⑤米国主導の国際秩序に組み込むことを目論んだが、③までで頓挫した。対中関与政策も超党派で失敗とされた。経済的要因や歴史的背景を鑑みれば、米国は楽観的すぎた。
- 米国は国有企業問題など中国が利活用する WTO ルールの弱点について改革を訴えたが果たせず、一方で対中輸入が急増、第 1 期トランプ政権において WTO を無視した追加関税が開始された。中国側の対抗やコロナ禍により、米国の依存させられる脅威はさらに高まり、超党派でのデカップリング／デリスクング対応が本格化していく。
- デカップリングの進展と自由貿易主義回帰の関係は、一概には言えない。他方、米国で一国主義が強まっていることはヒントになる。一国主義下では、国際法無視の関税・制裁合戦が見込まれ、あるいは逆に、米国の利益さえ得られれば妥結の可能性も出てくるが、その妥結は国際機関・法制度や国際秩序に支えられたものではなく崩れやすい。安定した自由貿易主義への回帰が見通せない状況が続くと考えられる。

第 1 節 原因と結果、短期と長期

2024 年 11 月の大統領選挙の結果、ドナルド・トランプ第 2 期政権の発足が決まり、トランプの SNS 一投ごとに世界が右往左往する日々が戻ってきた。しかしそれでも、第 1 期政権がスタートしてから（ジョー・バイデン政権を挟んで）8 年が経過し、トランプ現象なるものへの理解が進んできたのではないかと思われる。

本稿で対象とする通商政策に関してみれば、米国の近年の保護主義の高まりは、たしかにトランプ（第 1 期）と共にやってきた。バラク・オバマ政権までは、保護主義の兆しはあれども、なにしろ TPP（環太平洋パートナーシップ）協定を先頭に立って推進していたわけで、自由貿易主義であったと見做して構わないであろう。そのため当初は、他の多くの政策変更とともに、保護主義についてもトランプの属人的な問題とみる向きがかなり存在した。トランプさえいなくなれば、オバマ時代のような米国に戻るのではないか、という期待である。

それを打ち砕いたのが、2021 年からのバイデン政権であった。トランプが悪魔化されて

いた分だけ、バイデンに向けられた自由貿易主義回帰への期待は大きかった。ましてバイデンはオバマ政権において副大統領として TPP を進めた実績もある。しかし、実際にバイデン政権がやったことは、トランプ関税の継続・強化であり、WTO（世界貿易機関）紛争解決手続の上級委員選任凍結の継続であり、対中規制の大幅強化であった。

ここに至り、トランプ現象とは、特異な個人が米国世論を操り謀って引き起こした悪夢などではなく、むしろ、そうなるべくした原因が既に米国内に醸成されており、そこに気づいたトランプがそうした声を擲い上げ代弁し煽って、一連のトランプ現象を引き起こしたのだという認識が漸くコンセンサスとなってきた。端的に言えば、トランプ（現象）とは米国諸問題の原因というよりは（諸問題の）結果（生まれたもの）なのだ、ということである。

刺激的な弁舌と唐突かつ直感的な SNS メッセージで大統領自らが政策を広報したトランプ政権に対して、識者・研究者・インテリ層から構成されたバイデン政権は、政権幹部がこうした「原因」すなわち米国が抱える諸問題について理屈づけて纏めてみせた。ジェイク・サリバン国家安全保障問題担当大統領補佐官（当時）の演説（The White House（2023））を基にトランプの発言なども加えて補い、通商に関連する諸問題への政権の認識—トランプが「発見」しバイデンが敷衍した認識—を纏めると、以下の 2 点に集約できるだろう。

国内問題：グローバリゼーションを加速しすぎた結果、製造業・製造業雇用が空洞化し、米国内の経済・社会が荒廃・混乱してきてしまった。

国際問題：グローバリゼーションにより国際秩序（自由・民主主義）に新興国を組み込むはずがむしろ逆行し、特に中国は、WTO の弱点を衝いて不公正貿易を推進、米国の製造業を衰退・依存させるなど挑戦してきている。

上記問題に対応するため、米国では、トランプ第 1 期政権からバイデン政権にまたがり、継続的な通商基本方針を取ってきた。すなわち、国内問題については国内の製造業・製造業雇用の喪失回避・増強のための保護主義、国際問題については累次の対中追加関税・規制・管理強化（デカップリング／デリスキング）といった、グローバリゼーションの抑制を進めたのである。

トランプの大統領覚書や選挙公約、SNS の内容などをみれば、トランプ第 2 期政権でも

これらの政策方針がさらに増強されることがかなりの確度で見込まれる。共和党（トランプ第1期）→民主党（バイデン）→共和党（トランプ第2期）と政権与党がシフトしても基本方針は揺らぐ、議会も概ね超党派で支持している。米国の政策方針を長期と短期で見た場合、少なくとも短期に関しては、基本方針の先行きに疑問を挟む余地はあまりないと言えるだろう。したがって、日本を含む諸外国および企業にとっては、短期ではこの路線を前提に、具体的に、「いつ」・「何を対象として」・「どれくらいの関税/規制等が」・「免除申請まで含めて」・「どういうプロセスで」進められるかという細部の情報こそが重要となる。

その一方で、目先の対応だけに終始し、先行き、米国の基本方針がどれくらいの間、どれほどの強度で続いていくのかを見据えておかななくては、長期の資源配分（国家なら安保体制、企業なら大規模投資）を誤ることになるだろう。勿論、長期を見通すことはより難しく確度は下がるが、本稿では、その手掛かりの一端でも探してみることにしたい。

上述したようにトランプ現象が結果であって原因ではない以上、この現象に変化が生じるとすれば、それは原因への認識自体が変化するか、原因とされる諸問題が解決するか、いずれかが必要となると仮定できよう。そこで、以下、第2節では、国内問題に関して、第3節では国際問題に関して、各々、1.その認識は正しいのか、2.解決が見通せるのか、検討を加えたい。

第2節 国内問題への認識と解決可否

1. 認識

(1) グローバリゼーションによる製造業雇用喪失はあった

グローバリゼーション（貿易・投資等の活発化）が製造業・製造業雇用を空洞化させたとする認識は、どの程度、正しいのだろうか。まずは数字で確認しよう。

Autor や Acemoglu などは、2013年頃から、対中輸入が米国の雇用に及ぼした影響を推計する一連の研究を発表した [Acemoglu et al. (2016) など]。研究では対中輸入により1999～2011年に約100万人の製造業雇用が喪失したとされた。当時、米国の論壇・メディアではこの推計値が引用・議論され、ちょっとした「チャイナ・ショック」ブーム的な状況を巻き起こす。それまで体感的に懸念されていた対中輸入の弊害について、一級の経済学者による具体的な数値を示した推計とあって注目度は高く、政策形成への影響も大き

かったのではないか。

つまり、米国においてグローバリゼーション（ここではそのうちの対中輸入）が相当数（約 100 万人）の製造業雇用を喪失させた点について、認識は正しいと言えるだろう。

チャイナ・ショックの影響度は地域によって濃淡があるが全米に分布していた。既に地域経済が傷んでいたラストベルト地域（＝大統領選挙の主戦場）にとって、チャイナ・ショックは止めとも言うべき効果を持つことになったとみられる。

ただし、経済学的に衝撃だったのは、喪失数よりむしろ労働移動の鈍さであった [Autor et al. (2016)]。国際経済学が想定する貿易によるメリットは、消費者が安価で多様な輸入製品を享受できるのみならず、輸入競合により廃業した企業・産業から比較優位を持つ輸出企業・産業へと失職者が移動することにより雇用・生産は維持・拡大され、かつ生産性も向上していくところまでがセットとなる。失職者が他企業・産業へと移動せずにそのまま滞留してしまえば、メリットの後半部分が抜け落ちることになる。Caliendo et al. (2015) は、対中輸入増加後、労働移動前の短期的な米側利益 (welfare) 増は 0.2% 増にとどまり、移動完了後の長期で 6.7% 増になったと試算している。大半の利益は長期にあり、労働移動が叶わなかった地域ではこれが享受できていないことになる。チャイナ・ショックで起きていたことは、まさに後半部分の弱さであった。

しかも、一度荒廃した地域の労働状況は 10 年以上経っても元に戻らない。若者と移民は転職先を求めて域外に出ていっても、中年以上は多くが失職状態のままで地域に残るのである [Autor et al. (2021)]。こうした人々・地域の間で鎮痛剤中毒者が蔓延していき、社会問題となる。まさに、「忘れ去られた」存在であり、トランプイズムの土壌となった。

社会荒廃による損失と、保護主義によって失われる自由貿易・グローバリゼーションの利益を天秤にかけた時、どちらを取るのか。後者は、上述のように労働移動が鈍い地域であれば、十分なメリットを発揮することは出来ない。さらに、荒廃した地域こそが、大統領選挙での勝敗を分ける天王山となっていた。加えて、民主党の観点に立てば、社会荒廃がトランプイズムを生み出し、米国を分断し民主主義を破壊しようとしているとなる。

民主党政権がオバマからトランプを挟みバイデンとなって保護主義に転換した背景には、民主党内左派の働きかけもあろうが、こうした計算が働いたのではないか。

他方、共和党政権側はどうか。トランプ本人については、そもそも米国は不公正な他国の振る舞いの被害者であるとの持論があるところに持ってきて、大統領選挙激戦州の多くが社会荒廃地域と重なることに気づき、保護主義を唱えたことには一貫性がある。ジェー

ムズ・デイヴィッド・ヴァンス副大統領については、まさに荒廃地域の貧困家庭の出身であり、この問題こそが彼にとって政治家としての根幹であろう。民主党的な天秤感覚を持っている可能性もあるが、いずれにせよ当然のごとく故郷の救済を優先する。

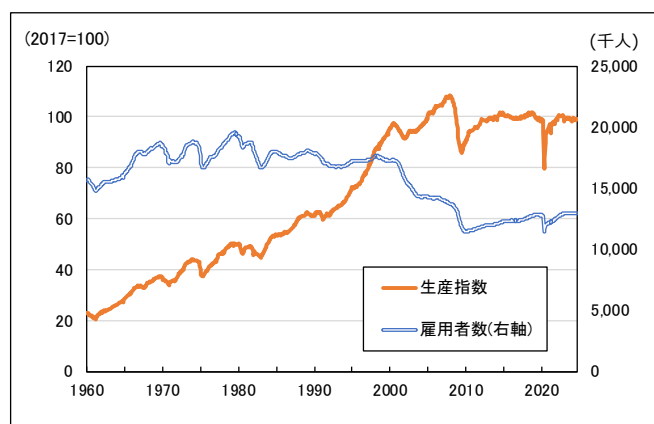
以上のように、対中輸入が米国の製造業雇用を 100 万人規模で喪失させ、その影響は 10 年以上経っても続き、ラストベルトのような社会荒廃地域を作り出す一助となった点は実証されているとあってよかろう。グローバリゼーションの負の影響が無視できないところまで来ているとの、米政権超党派での認識を全くの誤り、あるいはポピュリズムと断じることは難しいであろう。

(2) 製造業雇用喪失に占めるグローバリゼーションの寄与は 1~2 割

前項においてグローバリゼーションが製造業雇用喪失の一因となっていることを示したが、ただし、それがそのまま主因であることを意味するわけではない。たとえば、対中輸入により約 100 万人の製造業雇用が喪失した 1999~2011 年の間でみれば、全米での製造業雇用喪失数は実に 560 万人に達する。喪失数全体からすれば 100 万人は 2 割にも満たない（100 万人減のうち直接雇用減は 56 万人なので 1 割）。

この点については、別の研究 [Hicks and Devaraj (2017)] でも 2000~10 年の米国製造業雇用減のうち貿易によるものは 13.4%（残りが生産性向上）と推計されている。そもそも、貿易によって一定の製造業雇用減があるものの雇用減の大半は生産性向上によるものという考え方は、従来からの経済学のコンセンサスの範疇といえる。

図3-1. 製造業雇用者数および製造業生産指数の推移



資料: BLS: Employment Situation FRB: Industrial Production

その事実を反対側から言えば、雇用が減っていても生産自体は減らないことになる。実際、製造業生産指数は、1999年の92.9から2011年には96.2へと微増している。すなわち、雇用減と生産増の組み合わせである。特に、図3-1に見られるように、ITブーム崩壊からリーマン・ショックまでの期間（ほぼチャイナ・

ショック期間と重なる)の生産増と雇用減の対照が著しい。ここからは、米企業が労働生産性の低い品目については国内生産から輸入にシフトして生産性の高い品目に特化していくとともに、技術革新が進んで輸入代替業種に限らずに雇用が減少していった状況が浮かび上がる。さらに大きいフレームワークでみれば、経済が発展するにつれて、経済構造自体が製造業から離れてサービス化していく流れがある。技術革新やサービス化の潮流に逆行して安定した製造業雇用を持続的に増やすことには無理がある。

以上より、保護主義的にグローバリゼーションを抑制するなどの通商政策を取って見たところで、その効果には限界があると言えるだろう。だがその一方で、たとえば 2000 年代のチャイナ・ショックがもし無ければ、米国経済全体の成長率をいくらか犠牲にすることで、輸入競争産業が立地した地域の雇用を何十万人かは当面維持できて、社会経済の荒廃もその分和らいだことが考えられる。ただし生産性向上だけでも、製造業雇用は減少する。それは、この先の保護主義下の米国においても同様である。

前掲図 3-1 をみると、チャイナ・ショックの後は、現在に至るまで、製造業雇用も生産指数も概ね横這いを続けている。雇用維持は朗報にもみえるが、生産性も横這いということである。時期的には、米国のみならず世界全体でのグローバリゼーション鈍化のタイミングと重なる。この間、新たな製造業雇用の大量破壊は生じていないが、顕著な回復もしていない。上述のとおり、衰退・荒廃地域の中高年失職者はそのまま無職で滞留し、鎮痛剤中毒患者が蔓延した。それが定常状態となっている。

もし今後、グローバリゼーションを再加速させた時には、再度の「チャイナ・ショック」が訪れる可能性は否定できない。国内の社会経済の側面から米国がもっとも懸念するのは自動車産業であろう。中国は生産コストが上昇したとはいえいまだに「世界の工場」の地位にあり、中国産の EV は多大な政府支援もあって高い国際競争力を有する。もし中国からの輸入 EV が米国自動車市場を占有するようなことになれば、自動車産業は米国製造業・製造業雇用のコアであるだけに、その悪影響は、軽工業製品が中心であった 2000 年代のチャイナ・ショックの比ではない。現状からさらに社会経済状態を悪化させるわけにはいかないバイデン政権が、EV の対中輸入に高関税を課した所以である。

(3) 国際環境で変わる「空洞化」認識

最後に雇用ではなく製造業の生産活動が空洞化しているのかを確認しよう。(2)に記し

た通り 1999～2011 年にかけて生産指数は微増、近年では横這い～微減となっている。過去の増加ペースと比べると明らかに停滞しているものの、全体としては空洞化とまでは言えないだろう。

ただし、財別にみれば、輸入依存度の高いものもあれば、低いものもある。比較優位に沿って国際分業・貿易が行われている以上は当然のことといえ、財の重要性の軽重にかかわらず比較優位がなければ輸入依存度は上がって行く。グローバリゼーションが進むにつれ、財による輸入依存度のバラつきは大きくなり、さらに「第 2 のアンバンドリング」（後述）によって工程間国際分業が進んで、より多くの財に関して米国一国だけの製造完結が難しくなってきている。空洞化というよりは、相互依存の深化という方が正確ではないか。

こうした体制は、輸入による供給が途絶しない限り、問題とはならない。しかし、第 3 節で詳述するように、近年、重要物品の多くが中国からの供給に依存するようになっており、その中国との関係が悪化している。中国の不正貿易もますます問題視されるようになった。さらには、コロナ禍において、対中依存していたマスクなど医療用品の供給リスクが現実のものとなったのである。

つまりは、安全保障環境の悪化で国際分業／相互依存の深化に対する評価が変化したことによって、生産活動の「空洞化」への認識と懸念が急速に高められてきたと言えるのではないか。そこに、米国の製造業雇用の喪失という事実が被さり、「空洞化」の印象を一層強めている。その結果として、広義の安全保障にかかわるような重要物品（半導体、バッテリー、重要鉱物、医薬品関連等）については供給を確保できるよう、対中依存度削減を意識した、自給力強化を含めたサプライチェーン構築の動きが、バイデン政権の看板政策となったのである。この流れは、トランプ第 2 期政権において、自国生産重視として引き継がれていく。

このように国際環境の悪化を踏まえれば、「空洞化」認識が強まったとしても、やむを得ないとも考えられるであろう。

2. 解決可否

(1) 超党派で共通する保護主義

第 1 期トランプ政権以降の国内製造業・製造業雇用に影響する主な通商関連施策を列挙

すれば、以下の通りとなろう（第2期トランプ政権は大統領覚書や公約、発言内容）。

- **大胆に切り拓いたトランプ第1期政権（2017～20年）**

通商拡大法 232 条による鉄鋼・アルミ追加関税、対中 301 条による追加関税、米韓 FTA および北米自由貿易協定（NAFTA）の [米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）締結による] 保護主義方向への修正、TPP 離脱、WTO 紛争解決手続・上級委員選任の凍結、貿易投資に関する対中デカップリングの基本法制制定と執行着手。

- **後を追いつ漸次進めたバイデン政権（2021～24年）**

232 条の縮小引継ぎ、301 条の強化引継ぎ、WTO 紛争解決手続・上級委員選任凍結の引継ぎ、IRA（インフレ削減法）等による大規模な国内補助金付与、バイアメリカン強化、関税項目のない IPEF（インド・太平洋経済枠組み）の主導・締結、対中デリスキングの遂行。

- **さらに大胆に進めるトランプ第2期政権（2025年～）**

一律追加関税賦課・232 条の適用拡大・輸出管理強化の検討、対中デカップリング（追加関税・投資制限・最恵国待遇取消し等の検討）、既存 FTA 見直しと新規協定検討、不法移民と合成麻薬流入に関するカナダ・メキシコ・中国への追加関税賦課検討。

各施策の中には、目的が安全保障（232 条、対中デカップリング／デリスキング）であったり不公正貿易是正（301 条）であったりと、保護主義とは異なる見かけをしているものも主要施策として含まれる。しかし、その実態については、表面的な目的とその裏にある保護主義の線引きは難しく、保護主義の色合いが濃いのではとみられるものも多い。

また両政権の施策の間には、同盟国の取り扱い（フレンドショアリングを意識したバイデンに比べ、トランプは同盟国にも厳しい）、FTA の扱い（バイデンは関税なし協定を進めようとするのに対し、トランプは既存協定の改定）、対中デリスキングとデカップリング（対象を限定するとしたバイデンのデリスキングは、結局、対象が拡大していく方向にあったのに対し、対象を広範にとるトランプのデカップリングは、突然の手打ち・緩和の可能性もある）などでは、相違がある。

しかし俯瞰してみれば、いずれの政権についても、結局は、輸入を抑制するという施策

——保護主義的な発想を中心に据えて、国内問題を解決しようとしていると言えるだろう。

(2) なぜ保護主義なのか 労働移動困難化と分断

ここで疑問に思われるのが、米国はなぜ衰退地域の長期失職を改善できず、社会経済の荒廃が進むことになってしまったのか、という点である。保護主義的に輸入を抑制するのではなく、輸入はそのままに促進しつつ労働移動を円滑化させるのが筋ではないのか。

実際、米国はこの筋論に沿って、これまで政策を展開してきた。米国製造業が輸入と競合して政治問題化するのには、なにも今に始まったことではない。対日輸入だけに限っても、遡れば繊維製品の輸入摩擦から、自動車摩擦、半導体摩擦などと、累次、摩擦を重ねてきた。都度、製造業城下町の衰退が懸念されもした。労働移動は20世紀にあっても決してスムーズだったわけではなく、むしろ困難なものであった。Choi et al. (2024) は、NAFTAの輸入競合地域において、その他の地域との比較で雇用が減少し、かつ人口は減っていないことを示している。これは、失業しても雇用のある他地域への労働移動はあまり生じず、同じ場所で失職者であり続ける者の存在を示している。雇用状況は、15年近く経っても他地域に劣後したままである。

それでも全米で見た時の製造業雇用者総数は、20世紀中は、チャイナ・ショック時に比べれば緩やかな減少に留まっていたし（前掲図3-1参照）、非ヒスパニック白人中年層で死亡率が増加するほどに、鎮痛剤中毒などによる、いわゆる「絶望死」[Case and Deaton (2020)] がはびこることもなかった。だからこそ米国の歴代政権は、貿易救済措置などの保護を部分的に講じはしたが、それでも米国はNAFTA後もFTAを拡大し、グローバリゼーションを積極的に進展させたのである。この基本路線は超党派に跨り[ブッシュ父・共和党政権（NAFTA 妥結）→クリントン・民主党政権（NAFTA 批准、WTO 発足）→ブッシュ子・共和党政権（シンガポール、豪州、韓国などとのFTA 締結）→オバマ・民主党政権（TPP 交渉推進）]、米国はマクロ経済の成長率を高めた。

20世紀においても輸入競合地域経済・雇用の回復は多くの場合失敗に終わっていたものの、それでも米国全体としては許容できたからこそ、歴代政権はグローバリゼーションを進めてきた。それが2016年において、頓挫した。20世紀と21世紀で、何が変わったのだろうか。

1 つには、グローバリゼーションのペースが早すぎ、かつ規模が大きすぎた点が挙げら

れる。1990年代以降、通商自由化は、財貿易のみならず、サービス、金融、そしてICT革命によって情報のグローバル化までを包含して進展・加速するようになる。その結果、それまでの最終財同士、あるいは原燃料と工業製品の貿易といった姿から、Baldwin (2016) が「第 2 のアンバンドリング」と呼ぶ工程レベルの国際分業が一気に進むことになった。この波に、2001年にWTO加盟した、巨大な供給力を持つ中国が乗り、世界市場、特に米国市場への輸出国として本格参加していくことになる。さらには米国企業側もスマイルカーブ戦略を唱えて、低付加価値の製造部分をこぞって中国などへとオフショアリングするようになる。そこで生じる余力を研究開発や設備投資に投じることにより、技術革新もまた加速していく。結果として、何が起こったのか。低付加価値製品を製造していた米国内工場は、過去見られなかったような急激なペースで閉鎖されて輸入で代替されていったのである。

失職した労働者は、自身のスキルが活かせる転職先、すなわち、比較的単純な製造工程への従事を求めようとするようになる。しかし、上述の通り、国際分業の形が工程レベルとなっているため、オフショアリングの形も、産業（たとえば玩具産業）の工場のアウトソーシングから、産業横断での業務（主に非熟練労働。たとえば部品組立といった工程のうち単純なものを纏めて）のアウトソーシングへと変わっている。製造業の単純な製造工程という業務ごと産業横断的に空洞化してしまったことから、非熟練労働への需要全般が減少、製造業失職者の行き場所が失われてしまったのである（猪俣 (2023)）。これが、労働移動困難化の 2 つめの要因として挙げられる。米国には以前から、輸入競争により失職した労働者などを支援する政策ツール（TAA：貿易調整支援）が存在するが、こうした津波を押し止めるには全くの力不足であった。

となれば失職者は、これまでのスキルからは離れ、新たなスキルが必要となる職種に転換していくしかない。若者や移民は変化に比較的柔軟に対応できるが、中高年には特にハードルが高い。それでも転職可能な先となれば、多くは低付加価値・低賃金サービス業であり、給与の大幅ダウンと職場カルチャーの大変化を受け入れなくてはならない。長年従事した仕事自体に強い愛着と誇りを持つ中高年失職者には、受け入れがたいものとなるだろう。そうした状況において、違法薬物と比べると容易かつ合法的に入手できる鎮痛剤がはびこっていく。

この状況を失職した労働者の立場から見てみれば、惨状は、政治のメインストリームにはほとんど取り上げてもらえずに来たということになるだろう。従来、労働者は共和党に

は期待せず、基本的に民主党支持であったが、民主党でも中心課題となるのは地球温暖化や人種／LGBTQ+などのアイデンティティ・ポリティクスであり、それはそれで重要な問題ではあっても失職者の問題は脇に置かれる。選挙前になると民主党候補のハリウッド俳優との華やかな姿ばかりがテレビに映し出される。IT 長者もまた民主党を支援する。他方、米国の貧富の差が拡大はしても正されることはない。

Rodríguez-Pose et al. (2023) は、経済停滞と格差に、白人構成比の高さが加わって初めて、その地域がトランプ支持となることを示している。歪に拡大したままの経済格差に加えて米国人種構成の急速な変化も手伝い、失職した貧困白人層は経済的・社会的・心理的に追い詰められている。それをトランプが発見し、ヴァンスはトランプを利用して故郷に繁栄を取り戻そうとしている。この流れに、2024 年選挙では非白人労働者層の一部も共鳴してトランプ当選の一助となった。2025 年 1 月 6 日が平和裏に過ぎたからといって、米国内の分断の火種がしずまったわけではないのである。

中国は政府支援も手伝って、いまだに米国および世界市場を占有してしまうだけの（過剩）生産力と（嵩上げされた）国際競争力を有している。この余った生産物が一気に流入すれば、チャイナ・ショックの再来はありうるし、その時にスムーズに労働移動して国内労働市場を軟着陸させる術は今も米国には存在しない。そうなれば、米国の経済社会はさらに混乱し、荒廃し、分断が深まる。また、チャイナ・ショックが無かったとしても、技術革新は日々前進促進されており、経済のサービス化も進んでいて、製造業雇用は脅かされ続ける。AI と工場運営を融合させた破壊的イノベーションが生じていけば、今度は AI ショックが製造業雇用を襲うことになる。

米政権の認識は、明らかにグローバリゼーションに罪を被せ過ぎてはいるが、かといって無罪でもない。米国の分断状況を踏まえれば、グローバリゼーションの抑制策が取られることはやむを得ないと言えるかもしれない。だが、保護主義策を取っても、望んだような効果が得られるのだろうか。

(3) 保護主義策の薄い効果

保護主義の代表的な施策として追加関税策についての評価をしてみると、経済拡大や貿易収支改善などの政策目的に対する効果は極めて薄いというのがエコノミストのコンセンサスとなっている [York (2024)]。具体的に見てみると、まず国際経済学の当たり前の論

理の結果として、ある製品の輸入に追加関税をかければ経済全体ではマイナスとなる。MIT やシカゴ大、ハーバード大などの米国のエコノミスト 43 人への 2018 年春のアンケート調査では、「鉄鋼・アルミへの追加関税賦課が米国の利益 (welfare) を改善するか」との問いに対して、「全く同意しない (Strongly Disagree)」が 65%、「同意しない (Disagree)」が 28%、無回答が 7%となっている [Kent A. Clark Center for Global Markets (2025)]。事後の検証では、USITC (2023) が、鉄鋼・アルミ製造および利用産業に限定した推計であり経済全体への影響を結論するものではないとしつつも、鉄鋼・アルミへの追加課税によって、2018~21 年の間で、鉄鋼生産が年間平均 15 億ドル、アルミ生産が同 13 億ドル、それぞれ押し上げられたものの、それらを使う下流産業の生産は同 34 億ドル減少したとしている。差し引きでは 6 億ドルのマイナスである。

では、追加関税を賦課した製品を国内で製造している産業の雇用増にはさすがに貢献するかといえば、そうでもない。Autor et al. (2024) は、2018~19 年のトランプ政権による「(追加) 関税戦争」について、追加関税対象の財の製造業生産地においても常時雇用への明確なプラス効果は見られない (効果の半分以上が販売価格の上昇で吸収される) としている。ほかに雇用が増えない要因としては、生産量を増やした場合でも、投入財の増加で済んでしまったり、あるいは追加設備投資や臨時工で対応している可能性も示唆されている。企業活動まで縛らないと雇用は増えない。

こうなるともはや追加関税はコストだけかかり、何のためにやっているのか分からなくなる。敢えて言えば、国内製造業・製造業雇用とは無関係なものも含めたトランプのディールの材料として、あるいは「やっている」ポーズを選挙民に見せることであろう。まして、トランプの提起している一律関税はさらに筋が悪い。ドル高で帳消しになるだけの可能性すらある [Baldwin (2024)]。

補助金等政府支援強化、バイアメリカン強化など、バイデン政権はトランプ第 1 期政権に比べて多彩な保護主義手段を繰り出したものの、関税同様に望んだ効果を発揮させるのは容易ではない。半面、弊害は簡単に生じる。経済の基本構造がそのように出来ており、その原則が何らかの理由で機能しない時にのみ、政府介入を適切に実施すればプラスの効果が生じる。近年、産業政策による政府支援の見直しが経済学上も進んできているが、この点において変わりはない。

企業が米国内での生産継続・拡大が可能であると考えて、雇用までも持続的に増やすように仕向けることのハードルは高い。もし仮に米国の比較優位向上は望めないと企業が考

えているとしたら、米国政府はそれを補うために必要となる支援の長期的継続について企業を信用させなくてはならず、そのためには超党派および国民の支持が必要となる。それでも上述の通り、企業はまず販売価格を引き上げ、ついで投入財を増やし、設備投資を行い、臨時工を雇い、ようやく最後に常時雇用を増やす。これだけの条件が揃う産業は多くはないだろうし、WTO 的にも許容されることは難しい。上述したように安全保障環境の変化を踏まえ、それでも一定の国産化方針を貫くか、さらに常時雇用増までも目指すかは、もはや経済原則を越えた政治的な優先順位の問題となる。しかし、「第2のアンバンドリング」によって既にグローバリゼーションと相互依存が進んだ現在、一国主義でこれを進めようとしても厳しい前途が待っている。

たとえ保護主義施策を取ったところで、弊害は確実に表れるものの、望んでいる効果（製造業生産・雇用の回復、および衰退・荒廃地域の社会経済改善）が得られる可能性はかなり低い。ただし、だからといってかつてのようにグローバリゼーションを加速し続ければ、たとえ重要財産業であったとしても比較優位がなければ「空洞化」が進行し、工場城下町の衰退・荒廃もさらに加速する恐れが高い。また、製造業雇用減の最大要因である技術革新を止める術もない。さらには、衰退・荒廃から分断に至る要因が、グローバリゼーションや技術革新だけでなく、格差を広げる所得分配システム、リベラルな多文化主義と保守主義との間での「文化戦争」、変わり行く人種構成比など多岐に亘り、どれ一つ取っても解決は容易ではない。

つまりは、これら諸問題が解決に向けて大きく前進して米国が自由貿易主義に回帰するなどとは、容易には期待できない状況が続くであろう。

第3節 国際問題への認識と解決可否

1. 認識

(1) 経済成長しても米国主導の国際秩序には組み込まれず

国際問題への認識を再掲すると、「グローバリゼーションにより国際秩序（自由・民主主義）に新興国を組み込むはずがむしろ逆行し、特に中国は、WTO の弱点を衝いて不公正貿易を推進、米国の製造業を衰退・依存させるなど挑戦してきている」というものである。

まず前半部分についての米国の認識だが、米国が途上国に期待したプロセスは；①グロ

ーバリゼーションを波及させる→②経済成長加速→③中産階級の増加→④政治社会の自由・民主主義化→⑤米国主導の国際秩序に組み込む、というものであったと思われる。ところが実際には、相当数の国では③までが実現し、グローバルな格差は縮小されたが〔このことは、いわゆる「エレファントカーブ」などで広く示されている（Milanovic (2016)〕、半面、④の自由・民主主義化は、90年代の目覚ましい拡大の後、今世紀に入り停滞、2010年代以降は逆行してしまっている〔Papada et al. (2023)〕。したがって、この部分の認識は正しいといえよう。

特に、経済軍事大国である中国と、軍事大国であるロシアの権威主義への逆行が、米国にとっては手痛い目論み違いとなった。両国は米国的な自由・民主主義を否定しつつ、既存の国際機関でのルール（WTO 改正の全会一致ルール、国連安保理の拒否権など）を活用して、自国に有利な国際秩序を追求するようになる。米国は、2017年の国家安全保障戦略および2018年の国家防衛戦略において、中国やロシアが国際秩序を修正しようとする勢力であると明示した〔The White House (2017)、US Department of Defense (2018)〕。バイデン政権下での国家安全保障戦略（2022年。2021年暫定版でも同様主旨）では、両国のうちで中国について、国際秩序を作り替えようとする意図と、それを推進するための増大するパワー（経済、外交、軍事、技術）の双方を有する唯一の競争相手と格上げしている〔The White House (2022)〕。

そこで中国についてだが、2010年頃までは、「韜光養晦」の方針とグローバリゼーション推進〔外資導入と（対米）輸出〕をセットにしてフル活用し、高率の経済成長を実現する。それがリーマン・ショックを経た2010年代以降は、中国のGDPが米国の約6割にまで達し（2013年）、経済力を背景として外交面では強硬化、内政面では自由・民主主義の逆行を進めるようになる。

米国は、トランプ共和党政権下の国家安全保障戦略（2017年12月）において、これまでの対中関与政策の失敗を認めているが〔The White House (2017)〕、ほぼ同時期に民主党のカート・キャンベル（オバマ政権の国務次官補、バイデン政権の国務副長官）も関与政策の失敗を示唆する論文〔Campbell and Ratner (2018)〕を発表するなど、この時点で対中認識の転換は既に超党派であったといえる。

こうして失敗に終わった対中関与政策について振り返ってみれば、中国の経済的ポテンシャルの魅力に引きずられたのみならず、米国の対外政策に付きまとう楽観主義が影響しているようにも思える。たとえば2001年、WTOに加盟した時点の中国は、自国が米国主

導の国際秩序に組み込まれていくことを望ましい未来と考えていたのであろうか。津上（2025）は、改革開放や民営経済の伸張に対して、保守派は強い反発を抱き続けていたが、経済成長によって逆に財政面で余裕が出来たことから、本来目指すべき姿に向けた巻き返しが可能になったのではないかと述懐している。

より視点を広く取り、グローバル・サウスの側に立ってみても、米国主導の国際秩序に組み込まれたい理由はいくらでもある。経済的背景としては貿易関係のみならず、一带一路戦略やそれに付随する多額の投資や援助など、負の面が指摘されてはいるものの、それでも中国との経済関係が拡大・緊密化していることがまず挙げられる。米中対立激化は、グローバル・サウスが米国側に立つことを躊躇わせる一因になっている。

ただしそれだけではなく、歴史的背景も影響している。アフリカにおける奴隷貿易による「500年のひずみ」、植民地支配による「200年のゆがみ」、帝国の総力戦による「100年の重荷」[矢野（2024）]といった歴史的経験から来る不信感、さらには、そうした経験の後遺症も影響しての現実問題としての民主主義統治の困難さも障害となる。

近年でもネオコン勢力の無理な国際介入から今次の中東紛争まで、グローバル・サウスにとってみれば、西側諸国に対する不信感の歴史は連綿と続いている。シンガポールのISEAS ユソフ・イシャク研究所によるASEAN10 各国の有識者への定例アンケートにおいて、ASEAN が米中いずれかを選ばざるをえなくなれば「中国を選ぶべき」との回答が、2024 年に初めて「米国」を上回った。その理由について岡野（2024）は、今次の中東紛争における米国のスタンスへの不信感が ASEAN の特にイスラム教国家の米国票減少に繋がった点が大きいのではないかと分析している。また、羽田（2022）はロシアのウクライナ侵略に対して、グローバル・サウスの国々の多くが重大な懸念は有していても制裁への参加を見送ったことについて、旧帝国に対してそれ以外の国々が向ける歴史的経緯を背景とした不信感を指摘している。

中国に対しても、グローバル・サウスに対しても、そもそも米国が期待した①～⑤のプロセスは、楽観的な思い込みに過ぎなかったと言えるのではないか。しかし米国はそれを目指し、途中までうまく行きかけたように見え、最終段階近くになって、結局は中国を筆頭にロシア、さらにはグローバル・サウスの国々も、米国の思うような国際秩序には組み込まれなかったということである。

(2) 米国が感じた依存させられる脅威

次に後半部分「特に中国は、WTO の弱点を衝いて不公正貿易を推進、米国の製造業を衰退・依存させるなど挑戦してきている」についての米国の認識を確認しよう。これは、第2節の国内問題とも密接に関わる。

中国の「不公正」さ、特に中国が利活用してきた WTO ルールの弱点について、これまで米国が抱えてきた不満を纏めると、以下のようなものになる [鈴木 (2024)]。

- ① 国有企業や補助金など国家の経済への関与具合の判定基準が不十分で、事実上、中国の過剰生産なども制御不能 [そもそも GATT/WTO (当初) には国家資本主義の大国は参加していなかった]
- ② WTO 上の「途上国認定」が自己申告制であり、中国は「途上国」ステータスを続けてきた
- ③ 補助金等の WTO への報告義務を遅滞しても規律が緩い
- ④ 中国に比較優位がある財貿易は WTO ルールが確立され通商の自由が確保されるが、米国に比較優位があるサービス・デジタル・知的財産権関連などは比較的新しい分野でルールが確立されていない部分が多いため、相手国の保護主義に対抗しづらい
- ⑤ ルールを UPDATE しようとしても基本的に全会一致原則のため、ままたらならない

もちろん、これに対する中国側からみた異論もあるものの、現状の WTO が多くの問題を抱えていることのみならず、上記論点についても、米国の認識は先進国全般とさほどのズレはないとあって良いのではないか。日米欧三極貿易大臣会合が、「第三国による市場歪曲的な措置に共同対処するため… (中略) …2020年1月までに7回」 [経済産業省 (2024)] 開催され、その後もテレビ会議や G7 貿易大臣会合のタイミングを捉え会合が実施されている。そこでは、「産業補助金・国有企業の規律強化、強制技術移転、市場志向条件、電子商取引等、主に WTO でのルールメイキングを念頭に議論が行われて」 [経済産業省 (2024)] いる。上記の米国の WTO への問題意識と多くが重なる。

その一方で、米国の対中財輸入は中国が WTO に加盟した 2001 年の 1,026 億ドルから第 1 期トランプ政権下で関税戦争が開始された 2018 年には 5,394 億ドルと 5.3 倍、財輸入全体に占める中国のシェアも 8.9% から 21.1% と 2.4 倍に拡大した。大木 (2020) の推計では、このうち資本財のシェアは 37.2% にも及んだ。

しかし、米国がいくら「不公正」と叫んでみたところで、まさに不満事項の中にもある

ように全会一致原則があって、ルール改正はままならない。中国同様、今のままの制度にメリットを感じている国も多く、交渉は困難である。そのため、米国は第 1 期トランプ政権下で WTO を無視した一方的な追加関税賦課を開始するとともに、安全保障を理由とした規制措置等も実施する。

さらには、2020 年からのコロナ禍では、医療用品を含む重要物品の多くの供給が中国に握られていることをまさに身をもって実感することになる。2020 年の米国のマスク輸入に占める中国の割合は 8 割以上であり、低付加価値な消費財であっても財の特性によっては国家安全保障に関わるという現実が露わになった。

追加関税や対中企業規制などにより米中関係が悪化するにつれ、中国側も、「依存をさせて影響力を行使する」との意識を明確に示し始める。2020 年 4 月、習近平総書記は、他国による人為的な供給遮断に対する反撃力と抑止力を形成すべく、国際的なサプライチェーンにおける中国への依存度を高めるように指示を出す [馬田 (2022)]。そもそもレアアースのような重要鉱物の精錬・供給において高いグローバル・シェアを有するのみならず、世界の工場として中間投入財の 6 割を供給していた中国は、既にレアアースの輸出制限などによる「エコノミック・ステイトクラフト (経済的圧力)」を繰り出していたわけで、米国としては危機感をさらに煽られる形となった。こうして、デカップリング/デリスキング策が展開・強化されていくことになるのである。

中国側に、当初、「米国を依存させる」認識がどの程度あったのかはともかくとして、少なくとも米国が脅威を感じるような流れがあったことが分かる。

2. 解決可否

こうした国際問題の解決方法として、米国はデカップリング/デリスキングを開始する。ただし、その成否と自由貿易主義への回帰は、関係はしつつも別のステップと考える必要がある。

デカップリング (以下、「/デリスキング」の表記は省略する) の成否については、本報告書の第 7 章において詳細に論じられるため、ここではその次のステップについて検討することとしたい。デカップリングの先に、自由貿易主義回帰が見込まれるのかどうか、である。

デカップリングと自由貿易主義 (より広く言えばグローバリゼーション) とは、それ自体は相反するものの、デカップリングが進むことにより自由貿易主義への回帰の時期が早

まるのか遅くなるのかは、一概には言えない。急速なデカップリングは、米中両国に経済的に大きな損失をもたらす両国は妥協に向かうかもしれないし、あるいはどちらか一方が大きなダメージを受けて競争から脱落するかもしれない。そうなればデカップリングは解消され、通商の自由が戻る。あるいは、急速なデカップリングとそれによる損失にもかかわらず、長くブロック化が続いていくかもしれない。逆にデカップリングがうまく進まない場合は、通商状況は制限がかかっているとはいえ比較的自由に進めることが出来るが、他方、双方へのダメージも小さいためにその状態を長く続けやすくなる。そうなれば、自由貿易主義がオバマ政権時代レベルに戻ることも無くなると考えられる。このように想定するシナリオは何通りもあり、しかも影響する変数が多過ぎて、それぞれの可能性を推定するのは難しい。

ただし、それでも自由貿易主義回帰の道筋を占うヒントはある。米国における一国主義（孤立主義）の高まりである。

米政権はデカップリングを通じて、過度の対中依存を回避しつつ先端技術や安全保障分野において対中競争に勝利することを目的にしているが、米政権によって、勝利の形に相違がある可能性がある。森（2024）は、米国外交の潮流に、「民主党中道派や共和党穏健派の国際主義」と「民主党左派や共和党保守派の一国主義」があると指摘している。国際主義派が米国主導のリベラルな国際秩序の実現まで求める一方、一国主義派は国際秩序には無関心であるとしたら、ゴールポストもまた違ってこよう。国際主義派は自由・民主主義を重要視する点で中国との妥協のハードルが上がる一方で、WTOを始めとする国際機関や同盟諸国を比較的尊重し、リードしようとする面では自由貿易主義的であろう。これに対して一国主義派は人権状況や政治体制を比較的重要視せずに中国との妥協を図る可能性がある半面、WTOのような国際機関は軽視あるいは無視・脱退、同盟国に対しても比較的厳しく当たることになる。こうした対比はすでに、バイデン政権とトランプ政権において顕著に見られたものである。

一国主義（孤立主義）路線自体は建国以来、米国に流れ続けている思想潮流の1つであり、時に顔を覗かせてはきたが、第2次大戦以降、傍流に過ぎなかった[会田（2024）]。それが表に出て政権の政策にまで取り立てられたのは、民主主義国家米国においては国民が望んだからに他ならない。これまでの国際主義派による対外戦略の結果をみると、中国が米国主導の国際秩序に挑戦してくるのみならず、グローバル・サウスは自由・民主主義化に逆行し、イラク戦争、近年のアフガニスタンからの撤退まで、惨憺たるものになりつ

つある。実際にイラクやアフガンに自らあるいは我が子が従軍した米国庶民（そこにはヴェアンス副大統領も含まれる）は、国際秩序の実現など幻ではないかと肌身で感じていても不思議ではない。そうした米国民の多くは、国際秩序形成をリードする米国という姿自体に対して、うんざりしているものと考えられる。米国民の間に不信感が蓄積されてきており [中山 (2023)]、それがトランプの内向き・一国主義に呼応したのである。

外交は内政の延長とよく言われるように、一国主義伸張のもう一つの要因は国内問題である。米国が進めてきた国際秩序の経済の側面であるグローバリゼーションは、第 2 節で詳説した通り、経済成長には繋がっても一部地域・国民の荒廃の一因となった。その「主犯」が、対中輸入ということにされた。

米国は、WTO ルールに則っていたのでは中国の好きなようにされてしまうと認識し、2017 年からのトランプ第 1 期政権において、ついにこれを無視することを選んだ。WTO 紛争解決手続きの上級委員選任を凍結し、通商法 301 条によって対中追加関税を発動、中国との関税戦争を開始したのである。トランプのこの一国主義的通商政策は、国際主義派であったはずのバイデンに引き継がれ、むしろ EV などで強化されることになる。

米国の潮流がさらに一国主義に進んでいくとすれば、WTO 無視は常態化していき、中間では国際法無視の激しい関税戦争や制裁合戦が交わされ、逆に、米国の優位と利益が得られればリベラルな国際秩序は二の次で妥結が図られることもありうる。しかしその妥結は、従来に比べて、国際機関・法制度や国際秩序に支えられたものではないために、容易に崩れることもあり、そうなれば再び対立が戻る。

デカップリングの成否が自由貿易主義の回帰とどう繋がるのかは定かではない。しかし米国の国際・国内問題双方が解消に向かいづらいう以上、一国主義の潮流が続いていく可能性が高まっているのではないか。だとすれば、対中関係においても不安定な時代が続き、安定した自由貿易主義への回帰はなかなか見通せない状況が続くのではないかと考えられる。

参考文献

- ・ Acemoglu, Daron, David Autor, David Dorn, Gordon H. Hanson, and Brendan Price (2016) “Import Competition and the Great US Employment Sag of the 2000s” *Journal of Labor Economics*, Vol. 34, No. S1 (Part 2, January 2016), pp. S141-S198

- Autor, David H., David Dorn, Gordon H. Hanson (2016) “THE CHINA SHOCK: LEARNING FROM LABOR MARKET ADJUSTMENT TO LARGE CHANGES IN TRADE” Working Paper 21906, NBER, January 2016.
- Autor, David, David Dorn, Gordon H. Hanson (2021) “ON THE PERSISTENCE OF THE CHINA SHOCK” Working Paper 29401, NBER, October 2021
- Autor, David, Anne Beck, David Dorn, Gordon Hanson (2024) “Help for the Heartland? The Employment and Electoral Effects of the Trump Tariffs in the United States” Working Paper 32082, NBER, January 2024.
- Baldwin, Richard (2016) “THE GREAT CONVERGENCE: Information Technology and the New Globalization” リチャード・ボールドウィン (2018) 「世界経済 大いなる収斂 IT がもたらす新次元のグローバリゼーション」遠藤真美訳 日本経済新聞出版
- Baldwin, Richard (2024) ” Why Trump’s 10% ‘baseline tariff’ will fail” Factful Friday 9 February 2024
- Caliendo, Lorenzo, Maximiliano Dvorkin and Fernando Parro (2015) “The Impact of Trade on Labor Market Dynamics.” NBER Working Paper No. 21149.
- Campbell, Kurt M. and Ely Ratner (2018) “The China Reckoning How Beijing Defied American Expectations” foreign affairs March/April 2018
- Case, Anne and Angus Deaton (2020) “DEATHS OF DESPAIR AND THE FUTURE OF CAPITALISM” Princeton University Press アン・ケース、アンガス・ディートン (2021) 「絶望死のアメリカ 資本主義がめざすもの」みすず書房
- Choi, Jiwon, Ilyana Kuziemko, Ebonya Washington, and Gavin Wright (2024) “Local Economic and Political Effects of Trade Deals: Evidence from NAFTA” American Economic Review 2024, 114(6): 1540–1575 <https://doi.org/10.1257/aer.20220425>
- Hicks, Michael J. and Srikant Devaraj (2017) “The Myth and the Reality of Manufacturing in America” Center for Business and Economic Research, Ball State University
- Kent A. Clark Center for Global Markets (2025) ” Steel and Aluminum Tariffs” Chicago Booth, The University of Chicago Booth School of Business, March 12, 2018
- Milanovic, Branko (2016) Global Inequality: A New Approach for the Age of Globalization ,Harvard University Press ブランコ・ミラノビッチ (2017) 『大不平等—エレファントカーブが予測する未来—』みすず書房

- Papada, Evie, David Altman, Fabio Angiolillo, Lisa Gastaldi, Tamara Köhler, Martin Lundstedt, Natalia Natsika, Marina Nord, Yuko Sato, Felix Wiebrecht, and Staffan I. Lindberg (2023) “Defiance in the Face of Autocratization. Democracy Report 2023.” University of Gothenburg: Varieties of Democracy Institute (V-Dem Institute). March 2023
- Rodríguez-Pose, Andrés, Javier Terrero-Dàvila and Neil Lee (2023) “Left-behind versus unequal places: interpersonal inequality, economic decline and the rise of populism in the USA and Europe” *Journal of Economic Geography* (2023) 23, 951–977 Advance Access Publication 17 April 2023
- US Department of Defense (2018) “Summary of the 2018 National Defense Strategy of The United States of America: Sharpening the American Military’s Competitive Edge”
- USITC (United States International Trade Commission) (2023) “Economic Impact of Section 232 and 301 Tariffs on U.S. Industries” Publication Number: 5405 Investigation Number: 332-591
- The White House (2017) “National Security Strategy of the United States of America”
- The White House (2022) “National Security Strategy”
- The White House (2023) “Remarks by National Security Advisor Jake Sullivan on Renewing American Economic Leadership at the Brookings Institution”, APRIL 27, 2023
- York, Erica(2024)” Separating Tariff Facts from Tariff Fictions” *Defending Globalization: Economics*, CATO Institute
- 会田弘継（2024）「それでもなぜ、トランプは支持されるのか アメリカ地殻変動の思想史」東洋経済新報社
- 猪俣哲史（2023）「グローバル・バリューチェーンの地政学」日本経済新聞出版
- 馬田啓一（2022）「第3章 米中デカップリングとサプライチェーン再編ー中国に揺さぶられるバイデンの通商戦略ー」『2021年度 USMCA や米中対立が生産ネットワークの再編に与える影響調査研究』ITI 調査研究シリーズ No.128、国際貿易投資研究所 https://iti.or.jp/report_128.pdf
- 大木博巳（2020）「米国の対中追加関税措置の影響と米中デカップリング～中国は米国抜きで生き残れるか～」『国際貿易と投資』No.121、国際貿易投資研究所 <https://www.iti.or.jp/kikan121/121oki.pdf>

- ・ 岡野陽二（2024）「ASEAN の米中に対する複雑な視線を知る—日本への期待の高まりの背景にある論理—」 World Trend Foresight PwC コンサルティング
- ・ 経済産業省（2024）「第Ⅲ部 第1章 ルールベースの国際通商システム 第3節 WTO 全体の動向」『令和6年版 通商白書』
<https://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2024/2024honbun/i3130000.html>
- ・ 鈴木裕明（2024）「米国は国際通商ルールに背を向けるのか：IPEF 推進の意味するところ」世界経済評論3・4月号、国際貿易投資研究所
- ・ 津上俊哉（2025）「私的「中国この30年」論」アゴラ言論プラットフォーム
- ・ 中山俊宏（2023）「理念の国がきすむとき オバマ・トランプ・バイデンとアメリカ」千倉書房
- ・ 羽田正（2022）「ウクライナ侵攻 世界の視点 グローバルヒストリー 欧米以外の「国際社会」の声を聴く—多様性の背後にある歴史経験」『外交』Vol.73 May/June 2022
- ・ 森聡（2024）「一国主義と国際主義の相剋—分裂するアメリカと日本の役割」『外交』Vol.85 May/Jun. 2024
- ・ 矢野修一（2024）「グローバル・サウスという「問い」に世界経済論はどう向き合うか—グローバル・ヒストリーとの協奏—」日本国際経済学会編『国際経済 第76巻 グローバル・サウスの視点から世界経済を捉え直す 日本国際経済学会研究年報 2024』

第4章 米国でのクリーンプロジェクトは見直しすべきか？

丸紅米国会社 ワシントン事務所

政策経済分析シニアマネージャー 阿部 賢介

要約

- トランプ政権はバイデン前政権が打ち出した気候変動対策の巻き戻しを図ろうとしている。特に電気自動車や再生可能エネルギーに関しては、そのスタンスが顕著。インフレ低減法で拡大、新設された税控除プログラムや、関連する規制が改廃される可能性が高い。
- しかしバイデン前政権の政策は、野心的な気候変動目標に向けた米国での「追い風」であり、その追い風が止んだとしても、世界的な潮流や州政府、企業の取り組みが全て止まる訳ではない。ビクトレンドとしての再エネ転換は続くだろう。
- また次世代原子炉や炭素捕集貯蔵技術に対しては、トランプ大統領側近などが支持する可能性もあり、気候変動関連の新しい技術への追い風は、今度も続く可能性がある。
- 近年の米国政治環境は、速く振れる振り子。政策の転換スピードが速く、現行政策を前提とした事業では立ち行かない。政策や政治研究を十分に行うことで、中立的なボトムラインがどこにあるのかを入念に検討し事業継続性を保ちつつ、政策によっては追い風を捉えられるポジションを築く事がさらに重要になってくる。

はじめに

気候変動懐疑派であるドナルド・トランプ大統領がホワイトハウスに返り咲いた。同大統領はジョー・バイデン前大統領が手掛けた数々の気候変動政策の巻き戻しを図っていくだろう。では、米国におけるゼロエミッションやグリーンプロジェクトは見直しを迫られることになるのか？

本稿では、バイデン前政権から第2次トランプ政権への移行において、気候変動政策やエネルギー政策がどのように変わるか分析する一方で、米国での長期的なトレンドも加味したうえで、米国でのグリーンプロジェクトは見直しが必要があるのかどうか考察していきたい。

第1節 トランプ時代のEV（電気自動車）

1. 「EV マンデート」の撤回 ～自動車燃費、排ガス規制の緩和

ホワイトハウスに返り咲いたトランプ大統領は、かつて「気候変動はまやかした」と言うほど、気候変動対策にネガティブであり、1期目では就任早々にパリ合意からの脱退を表明した。選挙中にはバイデン前政権の看板政策であったインフレ低減法（Inflation Reduction Act、以下IRA）の改廃や化石燃料生産の上げを主張。クリーンエコノミーに注力する企業やNGO（非政府組織）は、第2次トランプ政権で、米国の気候変動対策が大きく退化するのでは、と懸念を強めている。では、米国でのグリーンプロジェクトは見直しを迫られるのだろうか。以下、具体的な政策毎に考察していく。

まずは注目が高いEVについてみていきたい。トランプ大統領は選挙中の公約で、バイデン政権が、ほとんどの人が欲していないEVを強制し（EV マンデート）、不必要にEVへ転換しようとしていると強く批判していた。バイデン前政権は、2030年までに新車販売のうちEV比率を50%まで高めることを目標として掲げたが、これには法的拘束力はない。トランプ大統領が問題視していたのは、バイデン政権が厳格化した自動車の燃費規制と排ガス規制だ。前者は米運輸省が自動車メーカーの企業平均燃費基準（Corporate Average Fuel Economy Standard、以下CAFE基準）として規定、後者は米環境保護庁（Environmental Protection Agency、以下EPA）が、自動車排気ガス中の有害物質及び温室効果ガス（Greenhouse Gas、以下GHG）の基準を、それぞれ毎年定めている。バイデン政権は2024年にそれぞれにおいて、新たな基準値を公表。結果として当初の規定案では、2032年までにEV割合を67%までに引き上げなければ達成できない基準が提案されていたが、最終案では2030～32年にEV比率が30～56%程度で満たされる基準に設定された^(注1)。

ではこうした基準はトランプ政権でさらに緩和されるだろうか。トランプ政権は1期目で、オバマ政権が定めたCAFE基準を緩和する新たな規定を策定しており^(注2)、同様の動きが2期目でも予想される。トランプ政権に近いとされる保守系シンクタンク America First Policy Institute（以下、AFPI）は、緩められた最終規則に対しても「不可能な高い排出基準は自動車メーカーにEV製造を強制し、内燃機関車へのアクセスを制限するもの。実質的なEVマンデートであり、消費者の自動車の選択を奪うものだ。この規制はまた117千人の雇用を奪っている」と厳しく批判。つまり、僅かながらでもEVを製造しないと達

成できない基準を課す事は許容できないというスタンスである。保守的シンクタンクのヘリテージ財団が中心となって作成し、トランプ氏は嘗て距離を置く発言をしたものの執筆者の一部が政権高官に指名されている「Project 2025」の[政策集](#)では、運輸省による CAFE 基準については、「議会が定めた 2020 年度モデルの基準である 35 マイル／ガロンのレベルまで引き下げるべき」^(注 3)と提言。EPA による排ガス規制については「コスト、(消費者の) 選択、安全性、国家安全保障を考慮する運輸省指導部の下で GHG の自動車基準を策定する」、「実際に達成可能な基準となるよう、既存の「引き上げペース (ramp rate) を見直す」、「EV のライフサイクル排出を含め環境インパクトを検討する」と、何れも基準緩和を求めているうえに、自動車に関する規制は EPA より運輸省が主導すべきとの考えを示している。EPA 長官に指名されたリー・ゼルディン元下院議員は、指名が発表された際に「米国の雇用を取り戻すために自動車業界を復興させる」と主張するに留まっている。

米国の環境規制、近年においては気候変動政策全般について当てはまることだが、政党間で政権交代が起こる度に、厳格化と緩和が繰り返されてきている。自動車の燃費、排ガス規制についても同様であり、トランプ政権 2 期目では、1 期目同様に、現行基準が数年にわたって据え置かれる、もしくは基準引き上げのペースが緩められるなどのルール変更が加えられるだろう。特に EV に関しては、新車市場シェアが依然 [10%未満](#)という状況において、自動車メーカーに対し数年間で EV 割合を 5 割ほどまでに増やさないと達成できないバイデン前政権が定めた規則は、見直されることが必至だろう。2026 年モデル以降の基準が設定されるであろう 2025 年 6 月頃から、新たな燃費、排ガス基準の策定を巡って、産業界との駆け引きが始まる事が予想される。この中で注目したいのは、トランプ大統領に大きな影響を及ぼす Tesla 社 CEO のイーロン・マスク氏の存在だ。CAFE 規制では基準を満たせない自動車メーカーは、基準を超過しているメーカーからクレジットを購入することが義務付けられている。EV 専門の Tesla 社はこの規制により多くのクレジットを創出し販売することで、同社の自動車部門売上の 2 割前後に相当する約 7 億ドルの収入を稼いでいる ([2024 年 7~9 月期](#))。この為か、マスク氏は嘗て CAFE 基準の引き上げを[主張](#)していたこともある。

2. カリフォルニア州に対する免除はどうか

連邦レベルの基準以外で大きな争点となっているのは、カリフォルニア州 (以下、CA

州) が得ている自動車排ガス規制に関する免除 (waiver) だ。EPA が排ガス基準を規定しているのは、[大気浄化法](#) [Clean Air Act、以下 CAA^(注 4)] に基づいており、同法では原則州や地方政府が、独自の排ガス基準を設定することを禁止している。ただ CAA 209 条は、一定の条件を満たせば、事前に EPA の免除を得る事で独自の基準を設定することが出来ると規定。ただし免除されるのは「1966 年 3 月 30 日以前に新車及び新エンジンの排ガス規制を施行していた州」であり、該当するのは CA 州のみだ。これに基づき、同州は 1967 年以降、多くの免除を EPA から取得。同州のギャビン・ニューサム知事が 2020 年に打ち出した、2035 年までに州内での新車販売を全てクリーン車とする政策^(注 5) も、バイデン前政権によって 2024 年 12 月に免除が[与えられた](#)。免除を取得できるのは CA 州に限定されているが、CAA 177 条により、他州が CA 州と同等の排ガス規制を導入することを認めている。CA 州政府によれば、現在 17 州とワシントン・コロンビア特別区で、EPA が CA 州に免除を与えた規定の全てまたは一部が導入されている。

トランプ政権 1 期目では、全国で基準を統一するべきだとして、2019 年に CA 州に対する免除を[取り消す決定](#)を下しており (ただし裁判所で係争となり、2021 年にバイデン前政権が再度免除を付与)、2 期目でも同様の動きが予想される。同政権 1 期目で EPA 長官を務め、今回の政権移行チームに対し非公式にアドバイスを提供したとされるアンドリュー・ウィラー氏は、最近の[寄稿](#)で「政権初日に CA 州に対する免除を取り消すべきだ」と主張。Project 2025 の政策集も、「CA 州に対する免除は、対流圏オゾンといった同州固有の問題に限定する原則を回復させ、GHG 排出規制には適用させない」、「他州は、CA 州の伝統的な大気汚染物質の基準のみの導入に限定する」と、自動車の燃費、排ガス (GHG) 規制に関しては、CA 州に対する免除を再度取り消すよう提言している。他方、連邦議会では前会期において、エンジン車の新車販売を制限する州規則に免除を付与することを禁止する、CAA 改正法案が上下院で提出され、共和党が多数を占める下院では同法案が可決された (上院では上院に提出された法案、下院で可決された法案ともに審議入りされず)。今会期でも同様の立法が予想されるが、予算に影響を与える条項でない限り、上院では 60 議席の賛成が必要なため、CA 州への免除を無効化するような CAA 改正法案が成立する見込みはないだろう。

3. IRA の EV 関連条項はどうなるか？

既述通り、IRA はバイデン政権の看板政策で、米史上最大規模の気候変動対策法だ。

その分、トランプ政権が改廃を目指す標的になっているのだが、IRA は内容が多岐にわたり、かつ恩恵は共和党の支持基盤にも既に行き渡っており、その改廃は一筋縄にはいかない^(注6)。ここでは EV 関連の条項について、トランプ政権下でどのように改廃されるのか、またはされないのか考察していきたい。

IRA の EV 関連条項のうち、消費者に身近なのが EV を含むクリーン車^(注7) 購入時に付与される税控除だろう。厳密に区別すると、個人利用の新車購入に対し最大 7,500 ドル/台（重要鉱物要件とバッテリー部品要件の 2 要件があり、それぞれ 3,750 ドル/台の控除）の税控除が付与される 30D と呼ばれるプログラム、リースなどの商業利用に対し同額の税控除を付与する 45W、そして中古車取引に対し最大 4,000 ドルの税控除を付与する 25E に分けられる。これら EV 利用者に対する税控除は、後述する企業の生産や投資に対する税控除と違い、選挙区や州における投資や雇用創出とは結びつけにくい一方で、歳入減少インパクトが大きい。2025 年に一部失効する 2017 年のトランプ減税の延長のために財源が必要な共和党にとっては格好の餌食になる。ただし 30D は、条件などは変遷してきたが IRA 成立以前にも存在していた税控除プログラムであり、プログラム自体を廃止することはややハードルが高い。他方、45W、25E は IRA によって新設されたプログラムであり、特に 45W は 30D に比べ様々な点で要件が緩く^(注8)、30D では税控除が認められないモデルや購入者でも、リースにすれば恩恵を受けられるため、抜け穴になっているという批判が多い。

従いクリーン車購入の税控除プログラムに関し、30D については法改正により撤廃することは難しいが、バイデン前政権が策定した規定を厳格化^(注9) することは、パブリックコメントなどの行政手続きは必要になるも、比較的容易だと考えられる。また 45W を 30D 並みの厳しい要件に変更することも、規定改定で可能かもしれない。また IRA の改廃法案を、上下院過半数で可決できる財政調整措置法に則って成立させることになれば、45W、25E のプログラム自体を廃止に追い込むことも考えられる。

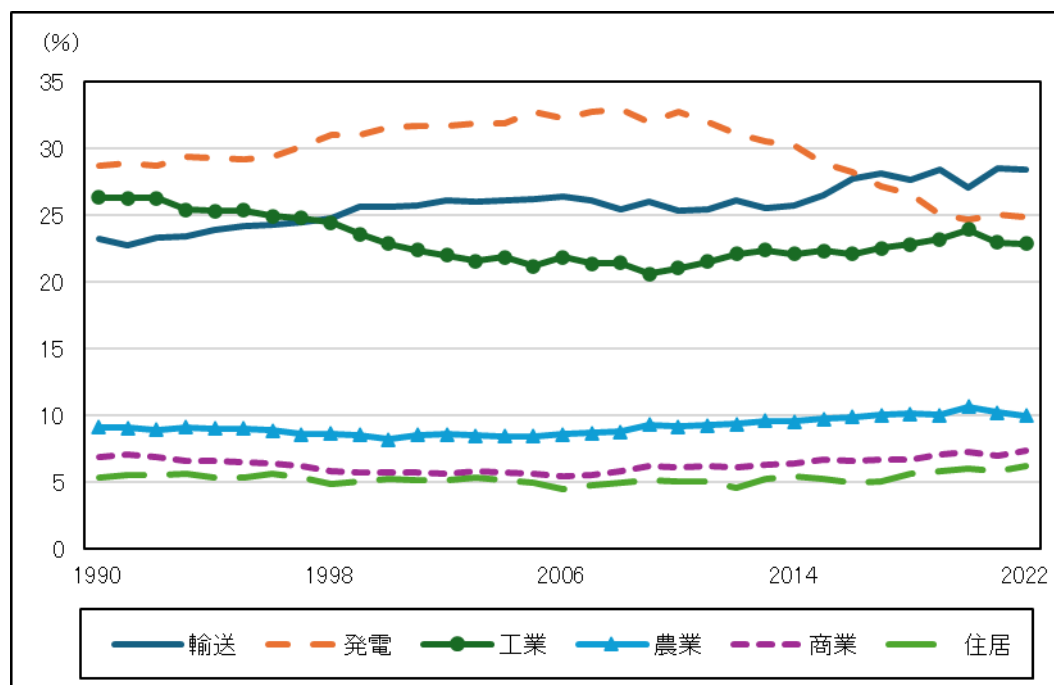
IRA の EV 関連の税控除プログラムは、購入者に対するものだけではない。EV 製造に不可欠なバッテリー部品や鉱物を含む先端製造業に対し、生産に応じて税クレジットを付与するのが 45X プログラムであり、このプログラムが成立したことで、全米各地でバッテリーや関連部品の投資が促進されている。ある[分析](#)によれば、IRA によって誘発された民間投資約 1,150 億ドルのうち、3/4 超は 2024 年の下院選挙で共和党が勝利した選挙区に投下されている。[別の分析](#)によれば、米国での EV 供給網に対する投資は 1,100 億ドルに上り、

IRA 成立後に発表されたバッテリー工場 15 か所のうち、13 か所は共和党が勝利した選挙区に立地する。従い 45X プログラム自体を廃止すべきという意見は共和党の中でも大きくないものの、一部議員からは、中国共産党に関連する中国企業も税控除対象になる規定だとして、バイデン前政権が策定した 45X の最終規則施行に反対する法案が前会期に提出されている。この法案には一部民主党も賛同を示しており、30D プログラムなどで採用されている FEOC 規則が、45X など他のプログラムでも採用され、対象プロジェクトが限定されるような規則変更が行われる可能性がある。もしそうなった場合、FEOC 対象とはならない日本企業などにとっては逆に追い風となる。

4. EV への追い風は止むだろうが、トレンドは続く

セクター別（発電含む）にみると、2017 年以降、輸送セクターが、天然ガスや再エネ（再生可能エネルギー）への転換が進む発電セクターを抜いて、最大の GHG 排出源となっている（図 4-1）。つまり、米国において GHG 排出量を削減するには、輸送セクターでの取り組みが最も効果的と言える。

図 4-1. セクター別の GHG 排出割合



資料：EPA；[Greenhouse Gas Inventory Data](https://cfpub.epa.gov/ghgdata/inventoryexplorer/#allsectors/allsectors/allgas/econsect/current)

(<https://cfpub.epa.gov/ghgdata/inventoryexplorer/#allsectors/allsectors/allgas/econsect/current>)

バイデン前政権が輸送セクターの電化を強力に進めようとしたのは、こうした背景があるからだろう。CAFE 基準や排ガス規制の見直し、さらに IRA による 30D 税控除プログラムの刷新により、2022 年 1~3 月期は 5.3%だった BEV のシェアは、2024 年 7~9 月期に 8.9%まで上昇。さらにバッテリーなどの EV 部品製造に対する厚い支援により、米国での EV サプライチェーン構築は急速に進み始め、EV シフトへの追い風を起こすことは出来た。ただアーリーアダプターによる EV 購入が一巡、また大寒波による EV 充電の脆弱性が露呈するなどして、バイデン前政権後期時点から EV シフトのペースは若干鈍化し始めている。上記のように、トランプ第二次政権において追い風が止むと、そのペースはさらに鈍化するだろう。

ただ、EV シフトのトレンドが停滞することはあれ逆行することはない、と筆者は考える。その理由はまず、上述のとおり北米における EV サプライチェーン確立に向けた投資は既に行われているからだ。現在各社が発表している投資計画が実現すると、2030 年までに北米でバッテリーセル生産能力が 1,200GWh、EV 台数にして 12~15 百万台相当になると試算されている。これは現在の米国における生産台数を上回る規模だ。勿論、全てが計画通りにはいかず、一部計画の中断や変更は行われるだろう。しかし IRA によるインセンティブのインパクトは大きく、トランプ政権で 45X などの税控除プログラムが廃止されない限り、これら既に公表されている投資計画の多くが頓挫することはないだろう。

第 2 に今回の EV シフトが逆行する要素が小さいことだ。米国では 20 世紀初頭と 1970 年代に EV ブームが起こったが、前者は廉価な T 型フォードの登場や、テキサスでの安価な原油発掘により、後者もオイルショックによる原油価格高騰の収束や充電インフラの不足により、その都度 EV ブームは過ぎ去った。ただ今般の状況を鑑みると、原油価格が大幅に下がったり、内燃機関技術が現状よりさらに向上したりする余地は限られている一方で、EV やバッテリー技術は、今後も進歩する可能性が高い。また米国における充電施設も、今後さらに拡充していこう。

そして第 3 に、トランプ政権が EV への支援を全て取り下げたとしても、中国を始めとするその他の国では、EV が今後も増加していくことだ。つまり、世界的に見れば EV に関する技術開発やコスト低減は継続していく。そして米国内でも CA 州などは独自の EV 促進政策を続けるだろうし、4 年後に再び民主党政権となれば、再度 EV への追い風となる政策が打ち出されるだろう。その際に改めて米国での EV 事業を検討するのでは、あまりに

も遅い。

勿論、リスクが無い訳ではない。EV バッテリーに必要な鉱物の採掘及び精製、そしてそれらを原料とする電極やセパレーターなどのバッテリー主要備品は中国が高いシェアを握っており、EV シフトは国家安全保障の脆弱性を高めるという認識は日に日に強くなっている。特に 2024 年に中国がゲルマニウム、ガリウム、黒鉛などの鉱物の輸出規制を開始したことは、それに拍車をかけている。国家安全保障を最優先する米国政治が、EV シフトを強制的に止めようとする可能性は否定できない。また、米国は世界最大のバイオ燃料生産国であり、農家への配慮や安全保障のリスク、さらに製造サイクル全体で考えた GHG 排出量などを考慮した場合、バイオ燃料を使用した内燃機関が米国にとっては最適解という認識も、農業州選出の政治家を中心に根強い。

4 年ごとに政策の方向性が大きく変わる可能性があるという事も含め、このような米国特有の政治リスクは今後も付き纏うであろうが、現在の投資状況や世界的なビッグトレンドなどを考えると、米国での EV 関連事業はペースを調整しながらも大幅に見直す必要性を迫られることはないだろう。

第 2 節 トランプ時代の電力セクター

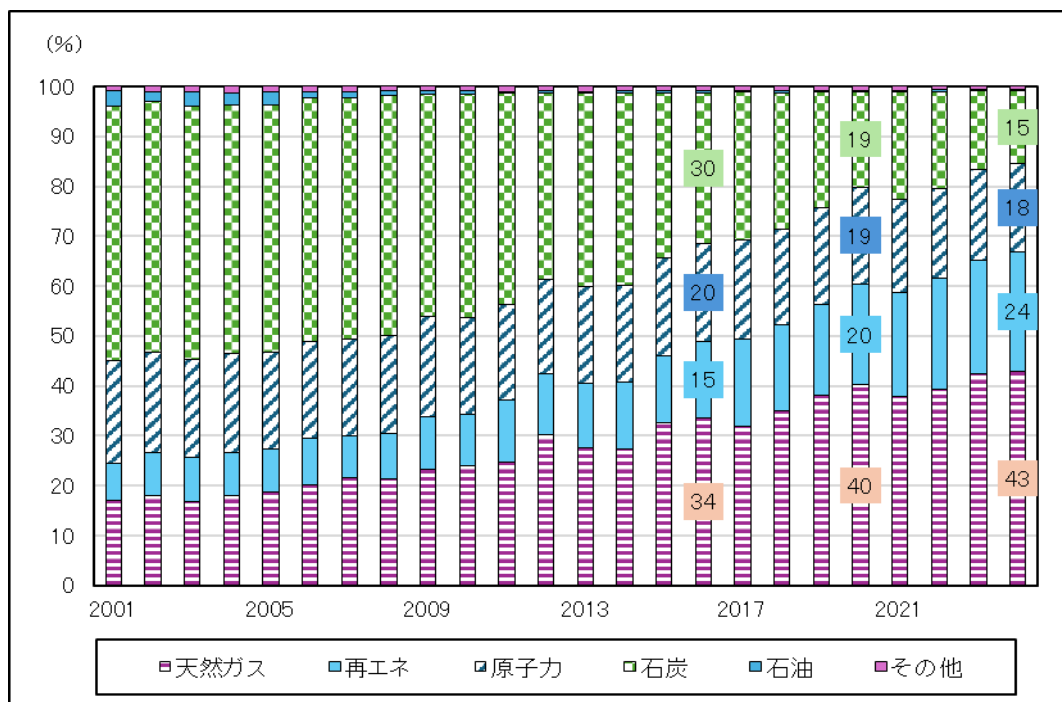
1. 再エネシフトは続くか？

EV と同様に、トランプ大統領は再エネに対しても選挙期間中はネガティブな発言が目立った。クリーンエネルギーを推奨し、化石燃料の負担を増加させるバイデン前政権のエネルギー政策を「[グリーン・ニュー・ホックス](#)」(Hoax=騙し)と辛辣に批判し、第 1 次政権での成果を自画自賛した。トランプ大統領がエネルギー省長官に指名した、シェールガス・オイル生産企業の CEO であるクリス・ライト氏も、気候危機 (Climate Crisis) やエネルギー転換 (Energy Transition)、クリーンエネルギーなどの用語を嫌うほどであり、内務長官及び新設の国家エネルギー会議議長に指名されたノースダコタ州のダグ・バーガム知事も、化石燃料増産に意欲的だ。EV 同様に、IRA における再エネ向けの税控除プログラムが改廃される可能性もあるだろう。Project 2025 では、IRA やその他の法律で設立した再エネ開発業者に対する補助金や支援、またそれらを担当する部署の改廃を主張している。

ただ米国における燃料別の発電量をみると、再エネによる発電量割合（ここでは伝統的

水力発電や地熱発電、バイオマス発電を含む) は 2016 年から 2020 年にかけて 15%から 20%に増加。他方、石炭割合は 30%から 19%と 2/3 以下に減少している。24 年 1~10 月では再エネ割合は 24%まで増加する一方、石炭割合は 2023 年に初めて原子力も下回り、24 年 1~10 月までは 15%となっている。天然ガス割合は増加のトレンドとなっているが、石炭と天然ガスを合わせた火力発電割合は、2016 年の 64%から 2020 年には 60%を下回り、2024 年 1~10 月ではさらに低下している (図 4-2)。執政時の発電容量が、その政権の政策をすぐさま反映しているとは言えないだろうが、2016 年から 2023 年にかけて石炭発電量は年平均 7.6%で減少する一方、再エネ発電量は同 5.2%のペースで増加している。少なくとも電力セクターにおいては、トランプ政権 1 期目の政策によって石炭由来の電力が増加し、再エネ割合が減少する傾向は見取れない。

図 4-2. 燃料別の発電量

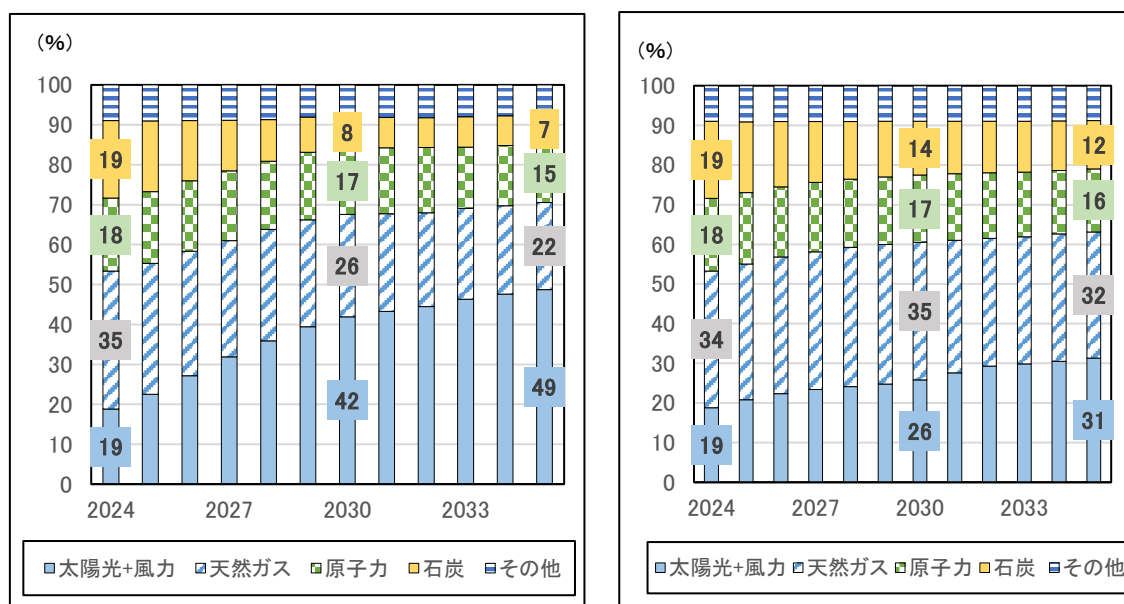


資料：EIA (米エネルギー情報局) ; [Electricity Data Browser](https://www.eia.gov/electricity/data/browser/)
(<https://www.eia.gov/electricity/data/browser/>)

それではトランプ政権 2 期目では、1 期目と違いこの再エネシフトは停滞するのだろうか。バイデン前政権は IRA によってクリーン電力に対する税控除プログラムを拡充/新設し、2035 年までに電力セクターでのネットゼロ GHG 排出という目標に近づこうとした。

EIA の試算によれば、IRA によって再エネ割合は増加し、太陽光と風力発電を合計した割合は、2027 年に天然ガスも抜き、2035 年には 49%に達するとみられている。他方、IRA の税控除プログラムがない場合は、2035 年時点でも太陽光と風力発電の合計割合は天然ガスを下回り、31%に留まるとみられている（図 4-3）。その差は発電量にすると、2035 年時点で 800Gwh と大きな違いとなる。

図 4-3. 燃料別発電量予想（左は IRA 継続の場合、右は IRA 非継続の場合）



資料：EIA；[Annual Energy Outlook 2023](https://www.eia.gov/outlooks/aeo/) (<https://www.eia.gov/outlooks/aeo/>)

ただし IRA の効果がなくなったとしても、太陽光や風力などの再エネ発電の割合は現状より増加すると予想されている。その背景としてまず挙げられるのは再エネ発電のコスト低下だ。特に系統向け太陽光発電と陸上風力発電のコストは、IRA の税優遇を除いても、天然ガスのコンバインドサイクル発電も下回っていると試算されている。2023 年時点の計画だが、2024～28 年の 5 年間で、太陽光は 102GW、風力は 26GW の発電容量（ネット）が増えるのに対し、天然ガスは僅か 5GW に留まる見通しとなっている。IRA の再エネに対する税控除プログラムが大幅に削減もしくは撤廃されれば、こうしたコスト優位性は削られるだろうが、再エネ割合が増加するトレンドは継続すると考えられる。また報道によれば、再エネ向け税控除プログラムも、多くが共和党支持地域に経済的恩恵をもたらしており、共和党が上下両院、ホワイトハウスを占めるトライフェクタにおいても、完全な撤

廃は難しいとみられている。

2 つ目に挙げられる理由が電力需要の全体の伸びだ。ある調査によれば、2029 年の電力需要（夏季ピーク時容量）の伸びは 128GW と、今後 5 年間で 15.8%増加すると予測されている。米国の電力需要は省エネ技術などにより、2000 年以降は年率 1%以下の伸びに留まってきたが、人工知能（AI）普及によるデータセンターの増加や EV などの電化需要を受け、今後急増することは確実だ。こうした需要の急増に対しては、建設期間が長く、また燃料確保が必要な原子力発電や火力発電よりも、建設期間が比較的短くかつ燃料が不要な再エネ発電の方が有利だ。

3 つ目は気候変動対策のトレンドが退潮の兆しを見せる中でも、依然としてネットゼロを目指し、再エネ電力を重視している地方政府や企業は少なくないことだ。州政府レベルでは、Renewable Portfolio Standards（RPS）や Clean Energy Standards（CES）と呼ばれる、電力業者に対し一定以上の再エネ及び低排出電源を課す制度^{（注 10）}が存在しており、2023 年 12 月時点で、28 州とコロンビア特別区が RPS を、11 州が CES を採用している。州ごとによって制度は様々だが、発電量が全国で 4 番目のカリフォルニア州は再エネ割合を 2030 年までに 60%、同 5 番目のイリノイ州も 2040 年までに 50%と定めている。これら州は民主党が知事職を占めており、今後もこうした取り組みは継続されるだろう。他方、発電量が 1 番目、2 番目で共和党州であるテキサス州とフロリダ州には州レベルでの RPS や CES 制度はない。ただ都市部の市やユーティリティ会社が独自の再エネ促進策を定めている場合がある。また上記 2 州は再エネ発電に有利な地理条件を有していることもあり、2023 年までの 10 年間で再エネ発電量の伸びは、テキサス州は風力で 1 番、太陽光で 2 番めに多く、フロリダ州は太陽光で 3 番目となっている。企業側では 2024 年以降、金融機関を中心に、排出量ゼロを目指す国際的な取り組みから脱退する動きが出てきているが、実際に事業における GHG 排出をゼロにしようと取り組む企業が加盟する RE100 などでは、現時点で脱退の動きは見られない。RE100 には米国でデータセンターを運営するデル・テクノロジーやヒューレット・パッカードなどが加盟している。また RE100 には加盟していないものの、データセンターを大規模に所有し、かつ今後も新設の計画を持つ Amazon や IBM、Nvidia は消費電力のネットゼロの目標を取り下げてはいない。今後の連邦や州の政策によっては、企業行動も大きく影響を受ける可能性はあるが、レピュテーションリスクにも配慮が必要な企業にとって、一度掲げた気候変動対策の目標を簡単に後退させることは難しいだろう。

2. 原子力・次世代原子炉、CCSは進むか？

再エネ以外のクリーン発電として期待される原子力（含む次世代原子炉）発電、炭素捕集貯蔵（以下、CCS）などはどうであろうか。

トランプ大統領は概ね原子力に対し好意的だ。選挙中の初期の公約である Agenda 47 のなかで、原子力規制委員会（Nuclear Regulatory Committee、以下 RNC）を近代化し、既存原子炉の稼働を維持しつつ、革新的な小型原子炉（Small Modular Reactors、以下 SMR）に投資することで、原子力発電を支持すると述べている。また選挙中には化石燃料の増産と並んで、新たな原子炉建設も積極的に許可する旨を表明している。Project 2025 も RNC が民間の原子力利用の革新を阻害要因にならないよう主張し、核燃料処分場の開発促進を求めている。またエネルギー省長官に指名されているライト氏は、自ら設立したシェール企業の CEO を務める傍ら、シリコンバレーにある SMR を開発する Oklo 社の取締役も務めており、少なくとも次世代原子炉の利点には理解があると言えるだろう。

他方 CCS については、化石燃料を使った火力発電でも GHG 排出を抑える役割が期待されているものの、トランプ大統領の基本的なスタンスは積極的に支援するものではなさそう。Agenda 47 では、バイデン政権が打ち出した、実質的に CCS なしでは稼働継続が不可となる火力発電所規制^(注 11) を批判し、殆どの CCS プロジェクトは失敗していると、その有効性に疑問を呈した。トランプ大統領のエネルギーに関する主張で一貫しているのは、補助金なしでは経済的に成り立たないエネルギーは不要、という点だ。特に火力発電における CCS コストは、ガス濃度などの違いからエタノール製造施設などに比べても高く、米国では火力発電で CCS 設備が稼働しているのは 1 か所に留まる。ただトランプ政権のエネルギー政策をリードするとされている、内務長官に指名されたバーガム氏は、CCS には**ポジティブ**だ。ノースダコタ州知事を務めている際に、二酸化炭素を貯蔵する坑井（クラス VI 坑井と呼ばれる）の第 1 位法執行責任者の権限を全米で初めて獲得。州内での CCS プロジェクトを推進し、2030 年までの州内ネットゼロの目標も掲げた。ただ CCS を推進する背景は気候変動対策というよりも、化石燃料に関連したビジネスの 1 つとして捉えているようだ。化石燃料産業界も CCS への支援、特に IRA によって拡張された CCS に対する税控除プログラム（45Q）の継続を訴えており、こうした政権内外の意見によって、トランプ大統領がスタンスを変更する可能性はあるだろう。

第3節 All-of-the-Above 戦略

上記で見てきた通り、トランプ大統領は選挙期間中に EV に対する執拗なまでの嫌悪感を示し、今後バイデン前政権が一生懸命に吹かした「EV への追い風」を出来るだけ止めようとしていくだろう。発電セクターに関しても、GHG 排出抑制よりも、如何に国内のエネルギー価格を引き下げるかを優先し、高コストの再エネを淘汰し、化石燃料の生産を増やすべく、IRA などにおける再エネに対する税控除プログラム改廃、化石燃料採掘許可の効率化、GHG 排出規制の緩和を目指していくだろう。つまり、EV や再エネに対する過剰な優遇政策を止め、化石燃料に対する規制を緩め、全てのエネルギーを対等に扱う、というのがトランプ政権のエネルギー政策の基本原則であろう。こうしたエネルギー政策の考えは、「All-of-the-Above 戦略」（全方位的戦略）と呼ばれ、2000 年代以降、主に保守陣営において化石燃料も合わせて使用していくエネルギー政策の考え方として使われてきた。文脈によっては化石燃料に肩入れする考え方で使われている場合もあるが、第 1 次トランプ政権やトランプ大統領の演説でもしばしば使われた言葉だ。トランプ大統領自身は今後 4 年間、「Drill, baby, drill」（石油・ガスを掘りまくれ）と言い続けるだろうが、既に述べた通り、今後 20 年程みられなかった電力需要の伸びが予想される状況においては、さらに All-of-the-Above 戦略の重要性が増してくる。米国における EV や再エネのクリーンプロジェクトは、バイデン前政権の時代に比べて苦境に立たされる場面が増えてくるだろうが、長期的に見て決してその需要が過去に比べて大きく減り続けることはないだろう。

近年、米国政治は振り子のように振れ幅が大きくなってきている。前政権が極端なりベラル又は保守的な政策を取れば、次の政権は極端にそれとは反対の方向に舵を切る傾向が続いている。さらに今回 19 世紀後半以降、初めて 2 回連続で政権交代が起こったことで、振り子のスピードも上がってきている。つまり、現在の政策を前提とした事業計画では、すぐに立ち行かなくなるリスクが高く、逆にニュートラルな政策環境のなかでも事業性が成り立つプロジェクトであれば、4 年後に再度有利な政策環境になった際の上振れ効果が期待できる。その為には、決して政策研究や政治動向が不要という訳ではなく、そうした政策環境のなかにおいても、超党派で継続される政策がどれなのか、どちらの政党からも支持が得やすい中立的な事業がどの分野なのか、そしてそうした事業をどの地域で推進していくべきなのか、という検討がさらに重要になってくるだろう。

-
- 注1 正確には CAFE 基準において、自動車メーカーの平均燃費 EV の燃費換算に使われる石油等価係数 (Petroleum Equivalent Fuel、1 ガロンがどれ程の電力に相当するかの係数、以下 PEF) を設定するエネルギー省が、2023 年の規則案では PEF を大幅に引き下げる (=EV の燃費悪化) 計画を示したが、自動車業界からの反発を受け、2024 年の最終案では引き下げ幅を縮小させた。
- 注2 自動車燃費、排ガス基準に関するバイデン前政権初期までの動きは、[Congressional Research Service, Vehicle Fuel Economy and Greenhouse Gas Standards: Frequently Asked Questions](#) (2021 年 6 月 1 日) 参照。
- 注3 CAFE 基準は第 1 次石油危機を背景に、エネルギー政策・省エネ法によって 1975 年に制定されたが、2007 年の[エネルギー独立安全保障法](#)により改定され、自動車メーカーは 2020 年モデルまでに、乗用車/小型トラックで 35 マイル/ガロンの平均燃費基準を達成するよう義務付けられた。これが現時点で、議会が定めた最新の燃費基準。他方、トランプ政権 1 期目で改正した CAFE 基準は、2020 年モデルで既に 40 マイル/ガロンを[超えていた](#)。
- 注4 1963 年に制定された、大気汚染に関する規制を連邦政府に義務付ける基本法。
- 注5 カリフォルニア州が定めた自動車環境規制であるアドバンスド・クリーン・カーII に対する免除。同規制では 2035 年モデル以降、州内で販売される車両は全てクリーン車 (バッテリー式電気自動車 (以下、BEV)、プラグインハイブリッド車、燃料電池車) にすることを義務付けている。
- 注6 IRA の改廃についての詳細は、筆者作成のレポート「[トランプ再選後の世界 \(1\) インフレ抑制法 \(IRA\) はどうなるのか?](#)」(https://www.marubeni.com/jp/research/report/data/MWR_2024_04_Trump_IRA20240313.pdf) も参照
- 注7 CA 州のクリーン車と同じカテゴリー
- 注8 30D の場合は、北米組立要件や、中国など懸念ある外国事業者 (Foreign Entity of Concern、以下 FEOC) が生産などを行った鉱物、部品の制限、購入者の所得制限などが設けられているが、45W ではこうした制限がない。
- 注9 例えば前政権の財務省が策定した規定では、重要鉱物の採掘、精製、リサイクル何れかの工程において付加価値 50% 以上を、北米また FTA (自由貿易協定) 締約国で行われていれば原産品と認定されるが、それを全ての工程での判断、もしくは付加価値割合を引き上げることは、規定改定で対応が可能と思われる。また FEOC の該否判定対象鉱物から、天然黒鉛が除外されているが、それを対象に含めることも規定改定で可能だろう。
- 注10 RPS は太陽光や風力など再エネ発電を中心とした基準。CES は再エネに加え、原子力や水素、炭素捕集貯蔵も対象となる。
- 注11 バイデン前政権が 2024 年 4 月に最終規定を発表した、火力発電所を対象とした GHG 排出基準。既存の石炭火力と新設のガス火力発電に対し、2039 年以降の操業継続には、2032 年から実質 CCS 併設が必要となる基準を設定。

第5章 米大統領選挙後の米中関係の変化と日本への影響

杏林大学 名誉教授

(一財) 国際貿易投資研究所 理事

馬田 啓一

要約

- 米大統領選挙の結果を中国はどう見ているのか。ハリトラ対決、中国にとっては「どっちもどっち」であった。いずれが勝っても米国の対中政策は厳しく、米中対立は続くと見ていたからだ。「タリフマン（関税男）」の復活で、関税を梃子にした脅しとデール（取引）に翻弄される可能性も高く、中国にとって非常にやりにくい相手であることは間違いない。
- トランプ氏は当選後、中国に 10%、メキシコとカナダに 25%の追加関税をかけると表明した。中国からメキシコやカナダを経由して合成麻薬が米国に流入していることへの対抗措置だ。トランプ氏は選挙中、中国に最大 60%の追加関税をかけると宣言しており、中国の出方次第で税率を引き上げる可能性が高い。一方、中国は事実無根と反発、「関税戦争に勝者はいない」と牽制し、報復関税の発動を匂わせているので、米中貿易戦争が再燃するかもしれない。
- トランプ関税を発動すれば、米国も無傷ではいられない。GDPの減少で最も大きな打撃を被るのは米国自身である。さらにトランプ関税は米国の物価を押し上げる。インフレが再燃すれば、最も苦しむのは米国の人々である。トランプ氏は鋭い刃をもつ「ブーメラン」のように関税のつけが米国に回ってくることを認識すべきである。
- 独りよがりのトランプ関税の発動にどんな大義と名分があるというのか。トランプ氏は、「国際緊急経済権限法（IEEPA）」を根拠に一律の関税賦課が可能だと主張しているが、「緊急事態宣言」の悪用・乱用は絶対に許されない。また、「対外歳入庁」構想は、世間の注目を集めるためのブランディング（branding）に過ぎない。有権者の無知と誤解に付け込んだ筋の悪い構想であり、「百害あって一利なし」である。
- 米中デカップリング（分断）の影響は日本にも及ぶ。中国は日本に対して米国の対中規制に追随すれば報復措置を講じると警告、中国からの調達に依存する重要物資が、中国の報復によって途絶する可能性が高まっている。日本の経済安全保障にとって、最大の懸念材料は「台湾有事」。有事に備え、重要物資の中国依存からの脱却が急務だ。

- 重要物資の新たな調達先として有望視されるグローバルサウスとの連携強化は簡単な話ではない。価値観を押し付ける「フレンドショアリング」（同志国とのサプライチェーン構築）を封印することだ。そうすれば、グローバルサウスが掲げる「中立」の天秤は、経済的実利で大きく傾く。一方、トランプ氏は、生産拠点の国内回帰を求めており、フレンドショアリングには関心がない。日本にとって「脱中国」の切り札と見られたフレンドショアリングはトランプ氏にも嫌われ、色褪せてしまうのか。インド太平洋経済枠組み（IPEF）の役割とその重要性を考えれば、トランプ氏による米国のIPEF離脱は「愚の骨頂」といえる。
- 日本はトランプ 2.0 にどう向き合えばよいのか。同盟国にお構いなしに「銃を向ける」トランプ氏を相手に、日本は撃ち合う度胸はない。米中対立の下、トランプ氏のディールに振り回されず、ウィンウィンの日米関係の構築に向けてしたたかな外交を展開できるかが問われている。

はじめに

2024年11月の米大統領選挙で、中国への関税賦課を公言していた共和党のトランプ前大統領が民主党のハリス副大統領を破り、勝利した。この選挙結果を中国はどのように受け止めているのか。トランプ 2.0（第2次トランプ政権）で生じるリスクに、経済減速が続く中国はどう対処するつもりか。

米中の板挟みとなった日本は、米中デカップリング（分断）の影響からそう簡単には逃れられない。経済安全保障の観点から、対中依存からの脱却に向けたサプライチェーン（供給網）の再構築が、日本にとって喫緊の課題である。

「脱中国」の切り札と見られた「フレンドショアリング」は、米国のインド太平洋経済枠組み（IPEF）離脱によって色褪せてしまうのか。米国では自由貿易の理念が後退し、内向きの経済安保戦略を重視する傾向が強まっている。求心力が低下する米国に、同盟国の日本はどう向き合えばよいのか。

本報告では、米大統領選挙後の米中関係の変化と日本への影響について考える。

第1節 米大統領選挙の結果と中国の本音

1. 選挙後も対中強硬路線は続く

バイデン政権は、中国を米主導の国際秩序に対抗しうる「戦略的競争相手」と位置づけ、

中国に対する牽制を強めてきた。トランプ前政権（トランプ 1.0）の対中強硬策を引き継ぎ、軍事転用可能な先端技術の流出防止や重要物資の確保のため、輸出管理と対米投資規制の強化などを通じて米中デカップリングを進める一方、新たに経済安全保障の観点から、米国の対中依存脱却のためサプライチェーンの再編に取り組んだ。

米中対立が先鋭化する中で行われた米大統領選挙は、超党派の対中強硬論を背景に、ハリス氏とトランプ氏、どちらの候補が勝っても米国の対中強硬路線は続くと思われた。民主党も共和党も、米国の覇権を脅かす中国を警戒、その影響力拡大を阻止したいという点で一致していたからである。

ただし、両者の中国に対する具体的なアプローチの仕方や政策運営には大きな違いがあった。バイデン政権の対中政策を踏襲するハリス氏なら、多国間主義を重視し、対中包囲網に向けて連携強化を図ったであろう。これに対して、同盟軽視のトランプ氏は単独主義に基づき、中国との二国間交渉でなりふり構わずディール（取引）外交を展開すると見られている。

2. ハリトラ対決、「どっちもどっち」

中国政府は表向き、一貫して「米大統領選挙については内政問題なので、コメントしない」という姿勢だった。ハリス氏とトランプ氏のどちらが勝っても対中政策は厳しく、米中対立は続くだろうと覚悟していたからである。

2024年11月にペルーでアジア太平洋経済協力会議（APEC）の首脳会議、ブラジルで20か国・地域首脳会議（G20サミット）が開催されたが、これに合わせて最後の米中首脳会談が行われることとなった。

首脳会談の見送りも噂される中で、中国が、習近平国家主席と「レームダック（死に体）」に陥るバイデン大統領との首脳会談を敢えて模索したのは、対話を通じて意思疎通を図り、景気減速が鮮明になってきた中国経済の足を引っ張るような米中関係の極端な悪化を避けたいとの思惑からだった。裏を返せば、本音では、バイデン政権の対中政策を引き継ぐハリスの勝利を期待していたと見るのが正解だろう。

ハリトラ対決、中国から見れば「どっちもどっち」であった。トランプ氏の政策は常に「予測不能性」が付きまとい、脅しとディールに翻弄される可能性も高く、やりにくい相手であることは間違いない。

一方、ハリス氏の対中強硬策はバイデン政権の政策を踏襲するので、「予測可能」。中国

にとっては、外交経験の少ないハリス氏の方が手玉に取りやすく、「トランプ氏よりはマシ」と思ったかもしれない。

3. 「タリフマン（関税男）」の復活

トランプ氏は選挙戦で、「辞書の中で最も美しい言葉は関税だ」との主張を繰り返し、①中国からの輸入に対する一律 60%の関税賦課、②中国に対する最恵国待遇（MFN）の撤回、③4年間で中国から輸入する電子機器、鉄鋼、医薬品などすべての必需品を段階的に削減、などを公約とした。

米国の対中関税を回避するため第三国（メキシコ、ベトナムなど）に生産拠点を移転させる企業の「迂回行為」に対しても、対抗措置をとる方針だ。

また、中国だけでなく、④すべての国からの輸入に対する一律 10~20%の関税賦課や、⑤米国に高関税を課す国々に対抗策として関税引き上げを行う「互惠貿易法」の創設なども公約に掲げていた。

これに噛みついたのがイエレン米財務長官である。2024年10月、トランプ氏の関税一律引き上げ策を「米国の物価上昇につながるだけでなく、米国の孤立を招くもので、完全に誤った考えだ」と痛烈に批判した。だが、トランプ氏は「馬耳東風」、これを撤回する気配は微塵もなかった。トランプ勝利で「タリフマン（関税男）」が復活した。

第2節 トランプ関税に身構える中国

1. トランプ 2.0 の陣容は対中強硬派揃い

トランプ 2.0 は対中強硬色の濃い政権といえる。外交・安全保障分野では、国家安全保障担当の大統領補佐官にマイク・ウォルツ下院議員、国務長官にマルコ・ルビオ上院議員など、対中強硬派が起用された。

ウォルツ氏は、中国を米国の最大の地政学的競争相手だと考え、特に中国共産党の影響力拡大に対して警戒を強めており、米国の大学での中国の影響を排除する法案の策定にも携わり、安全保障と外交の両面で強硬な対応を主張している。

ルビオ氏は、ファーウェイ（華為技術）などの中国企業に対する規制強化を推進、サプライチェーンの脱中国依存を強く唱え、新疆ウイグル自治区での強制労働に関係した製品の輸入を禁止する「ウイグル強制労働防止法」の成立を主導、南シナ海における中国の行動に対して制裁措置を提案するなど、「反中急先鋒」と言ってもよく、このため、中国か

らは 2020 年に入国禁止の対象にされている。

貿易政策全般を指揮する商務長官には米投資銀行トップのパワード・ラトニック氏が起用された。関税タカ派で、トランプ氏の中国製品に対する高関税政策を積極的に支持している。

貿易・製造業担当の上級顧問に側近で対中強硬派のピーター・ナバロ氏が起用された。トランプ氏は米企業の製造拠点を国内に回帰させ、米国を製造業大国に復権させることを目標としており、ナバロ氏はその実現を任される。

財政・経済政策の要である財務長官には投資ファンドトップのスコット・ベッセント氏が指名された。米国のインフレ再燃を懸念し、関税をあくまでも中国とのディールの道具とする姿勢を見せている。

このようにトランプ 2.0 の陣容は対中強硬派揃いとなったが、最大の不確実性要因は、今やトランプ氏の「盟友」と呼ばれ、新設の「政府効率化省 (DOGE)」のトップに就く起業家イーロン・マスク氏だ。経済政策に広く関与し、外交にまで影響力を及ぼしつつある。

マスク氏にトランプ氏とのパイプ役を期待したいというのが、中国の本音だろう。電気自動車 (EV) の中国ビジネスで大きな利益を上げるテスラの最高経営責任者 (CEO) として、マスク氏が易々と対中強硬路線に乗るとは考えにくい。

中国に付け入る隙を与える恐れもあるマスク氏を、トランプ氏が敢えて起用したのはなぜか。一筋縄ではいかない中国を相手に、強硬と融和のどちらにも転べる布陣でディールを仕掛け、中国を揺さぶるのが狙いではないか。

表 5-1. トランプ新政権の主な陣容

	役職	主な経歴
マイク・ウォルツ	国家安全保障担当大統領補佐官	下院議員
マルコ・ルビオ	国務長官	上院議員
パワード・ラトニック	商務長官	投資銀行トップ
ピーター・ナバロ	貿易・製造業担当上級顧問	大学教授
スcott・ベッセン	財務長官	投資ファンドトップ
イーロン・マスク	政府効率化省トップ	テスラ CEO

資料：日本経済新聞その他

2. 米中貿易戦争再燃の恐れ

「タリフマン」と自称するトランプ氏のディール外交が、大統領就任前に早くも始まっ

た。2024年11月、自身のSNSに投稿し、25年1月の就任初日に中国からの輸入品に10%の追加関税、メキシコとカナダからの輸入品にも25%の追加関税をかけると表明した^(注1)。

対中追加関税は、中国からメキシコやカナダを経由して合成麻薬「フェンタニル」が米国に流入していることへの対抗措置で、薬物の流入が止まるまで追加関税を課すとしている^(注2)。関税を武器に相手国に要求を突き付けて譲歩を迫るのは、トランプ氏の常套手段だ。

トランプ氏は大統領選挙で、中国からの輸入品に最大60%の追加関税をかけると宣言している。10%の追加関税はその「手始め」といった感じで、中国の出方次第で税率をさらに引き上げる可能性が高い。中国側は「事実無根」と反発、「関税戦争に勝者はいない」と牽制し、報復関税の発動を匂わせている。

トランプ関税が中国経済にとって強烈な逆風となるのは間違いない。トランプ氏の公約通り、中国製品に一律60%の関税がかけられると、中国経済への打撃は大きい。日本経済研究センターの試算によれば、中国の国内総生産（GDP）成長率は25年に3.4%に急減速し、35年には1%台まで低下する^(注3)。

トランプ関税に対し身構える中国。どんなに強烈なパンチでも、殴られたら殴り返すのが中国だ。トランプ氏による追加関税が発動されれば、トランプ1.0の時のように米中貿易戦争が再燃するだろう。中国も報復関税を発動するので、際限のない報復合戦に陥り、チキンレースの様相を呈するかもしれない。

2018～19年に繰り広げられた米中貿易戦争では、中国による報復関税として、小麦や大豆など米国の農産物を対象とした。トランプ氏を支持する農民層に打撃を与えるのが狙いだった。

最近では米国からの小麦や大豆の輸入を減らし、南米からの調達を増やすなど輸入先の多様化を進めているが、米中貿易戦争が再燃すれば、再び農産物を報復関税の対象とする可能性が高い。中国に対して追加関税を発動すれば、米国も大量の「返り血」を浴びることを、トランプ氏は覚悟しなければならない。

3. 背に腹は代えられない中国：人民元安の容認

深刻な経済停滞に陥っている中国にとって、トランプ関税は「泣き面に蜂」だ。トランプ関税に備え、中国は内需重視への転換に本腰を入れるだろう。実際、中国製品に対する関税が大幅に引き上げられ、貿易環境が厳しくなれば、中国政府は内需拡大を図るため、

金融緩和に加えて財政支援を強化せざるを得ない。

こうした中、習近平指導部は 2024 年 12 月の「中央経済工作会議」で 25 年の経済運営方針を決定し、財政赤字の対 GDP 比率を引き上げる方針を打ち出した。金融政策についても緩和的な方向に転換し、逆風をしのぐ構えである。

なお、トランプ氏が返り咲き、公約通り一律 60%の追加関税をかければ、中国にとっては最悪の事態となる。背に腹は代えられなくなった中国が、影響を緩和するために人民元安を容認するかもしれない。中国にとって、最も手っ取り早い政策調整は人民元安の誘導である。

中国は、トランプ 1.0 の下で対中関税の大幅引き上げが行われた時も一定程度の元安を容認し、輸出価格を引き下げることで追加関税によるコスト上昇分を相殺した経緯がある。

中国経済の低迷が影響して、人民元は現在、1ドル=7元よりも元安水準で推移。対中関税の引き上げを表明したトランプ氏のディール外交によって、人民元への下げ圧力は一段と強まっている。

第3節 独りよがりのトランプ関税

1. トランプ関税は危険なブーメラン

トランプ関税を発動すれば、米国も無傷ではいられない。ジェトロ・アジア経済研究所の試算によれば、トランプ氏が中国に 60%、その他の国に 20%の関税をかけた場合、2027 年時点で世界の GDP は 0.8%下振れする。注目すべきは、最も大きな打撃を被るのが米国自身であることだ。GDP の減少率は 2.7%に達する。

表 5-2. トランプ関税の影響（中国 60%、他国 20%）

	GDP(2027 年)
米国	-2.7%
中国	-0.9%
日本	-0.02%
ASEAN	0.1%
インド	0.2%
EU	0.1%
世界	-0.8%

資料：ジェトロ・アジア経済研究センター（2024）

また、トランプ関税は米国の物価を押し上げる。大和総研の試算によれば、中国に 10%、カナダとメキシコに 25%の関税が課せられた場合、米国のインフレ率（CPI 上昇率）は 1.56%上昇する。

表 5-3. トランプ関税の影響

	CPI 上昇率
中国 10%、カナダ・メキシコ 25%	1.56%
中国 60%、その他の国 10%	2.75%

資料：大和総研（2024）

だが、米大統領選挙でトランプ氏が勝利した要因の一つは、異常な物価高への不満がトランプ氏の追い風となったことだ。支持者はインフレ抑制への期待を込めてトランプ氏に投票した。やっと収束しかけたインフレが再燃すれば、苦しむのは米国の人々である。トランプ氏は、鋭い刃を持つ「ブーメラン」のように、関税のつけが自分の支持者たちに回ってくることを認識すべきである。

トランプ氏は、二律背反的な関税とインフレ抑制のどちらを優先するのか。トランプ氏のディール外交への執着を考えれば、関税という選択肢は決して捨てないであろう。だが、関税をディールのための手段にとどめるような芸当が、果たして中国を相手にできるのだろうか。

2. 「緊急事態宣言」の乱用・悪用

独りよがりのトランプ関税の発動にどのような大義と名分があるというのか。米 CNN によると、トランプ氏の政権移行チームが、1977 年制定の「国際緊急経済権限法（IEEPA）」に基づく緊急事態宣言を、一律 10~20%の関税導入の法的根拠にすることを検討している模様だ。IEEPA では、米国経済に「異例かつ重大な危機」がある場合、大統領が緊急事態を宣言し輸出入に規制をかけることができると規定している。

トランプ 1.0 では、通商法 232 条（安全保障条項）や 301 条（不公正貿易慣行への制裁条項）が多用された。IEEPA は、通商法が求める産業界への意見聴取などの事前調査が不要となるなど、厳格な要件を必要とせず迅速に関税を発動できる。

トランプ氏は 2019 年、メキシコに対して不法移民対策を強化しなければ IEEPA に基づ

いて一律 5%の輸入関税をかける考えを示したが、最終的にはメキシコとの間で合意がなされたため、実施は見送られた。

また、ニクソン大統領（当時）は 1971 年に、対敵通商法（TWEA）に基づき、国際収支の悪化を理由に一律 10%の追加関税を課したことがある。IEEPA は TWEA の後継法であるため、IEEPA を根拠とする一律関税を課することが可能だと主張しているが、「緊急事態宣言」の悪用・乱用は絶対に許されない。

3. 「対外歳入庁」構想はブランディング

トランプ氏は 2025 年 1 月、「米国との貿易で不当に利益を得ている者に公平な負担を払わせる」として、関税など外国からのすべての歳入を徴収する「対外歳入庁（ERS）」を就任初日に創設すると表明した。

新たな政府機関を創設する場合は米議会の承認が必要であるが、民主党からこの構想に対する批判が相次いでいる。関税は現在、税関・国境取締局（CBP）によって徴収されている。関税は外国からの収入源ではない。関税を負担するのは外国企業ではなく、米国の消費者である。

したがって、「対外歳入庁」構想は、関税徴収の業務を行っている既存の CBP と重複するものであり、世間の注目を集めるためのブランディング（branding）に過ぎない（注 4）。有権者の無知と誤解に付け込んだ筋の悪い構想であり、「百害あって一利なし」である。

第 4 節 深まる米中対立と日本への影響

1. 米中デカップリング：板挟みの構図

米中対立が深まり、米中デカップリングが進めば、その影響は、米中両国にとどまらず、貿易と投資を通じて日本にも及ぶ。経済安全保障で同盟国の米国と共同歩調をとっている日本が、中国とのデカップリングを回避することはきわめて難しい。

米国は、中国の半導体産業育成を抑えようとする長期戦略の一環として、中国を先端半導体から遠ざける戦略をとっているが、同盟国の日本にも歩調を合わせるよう求めている。日本が半導体分野で対中輸出規制を導入する場合、影響を受けるのは、半導体製造装置メーカーである。

日本が警戒しているのは、米国が水面下で「外国直接産品ルール（FDPR）」と呼ばれる

権限をちらつかせていることだ。いわゆる域外適用条項で、もしこれが行使されれば、米国製の部品や技術を組み込んだ日本製品の対中輸出も、米国の輸出規制の対象にすることが可能となる。

米国は日本に対して、FDPR 行使の可能性を排除しておらず、中国を標的とした輸出制限と歩調を合わせるよう圧力をかけている。その一方、中国も日本に対して、中国企業への半導体製造装置の販売を制限すれば、厳しい報復措置を講じると警告している。

このため、米中の板挟みとなった日本が米国の対中輸出規制に追随し、中国による報復の対象となる可能性が高まっている。

2. 脅かされる日本の経済安全保障

経済安保の観点から、輸出面だけでなく輸入面のリスクにも警戒が必要である。中国からの調達に依存する重要物資の供給が、中国の報復措置によって途絶する可能性が高まっている。

このため、日本政府はサプライチェーンの強靱化に向けて、22年5月に「経済安全保障推進法」を成立させたが、その4本柱の1つが、重要物資（鉱物資源、医薬品、半導体など）の安定的な供給確保を目指している^(注5)。

表 5-4. 経済安全保障推進法は 4 本柱

1. 重要物資の安定的な供給の確保
2. 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保
3. 先端的な重要技術の開発支援
4. 特許出願の非公開

出所：内閣官房

そうした中、2023年5月、日本が先端半導体製造装置の輸出管理強化を発表すると、中国は、7月に事実上の報復措置として半導体の材料であるガリウムやゲルマニウムの輸出管理を実施し、12月にはグラファイト（黒鉛）も輸出管理の対象に追加した。このように、日米による対中規制が強まれば、中国による報復措置として輸出管理の対象品目が拡大する可能性が高まっている。

米国は米中デカップリングについて、「Small yard, High fence（範囲は狭く、規制は厳

しく)」を原則としている点を強調しているが、実際は規制対象の範囲が拡大傾向にあり、日本にも更なる規制強化を求めている。

規制が強化されれば、日本企業は中国との事業拡大はおろか事業継続すら難しくなってしまう。日本の経済安全保障を守りつつ、中国との是々非々の経済関係を維持するには、やみくもに米国に追随することではなかろう。日本が経済安保戦略に主体的に取り組む姿勢が求められている。

3. 「対岸の火事」で済まない台湾有事

ところで、日本の経済安全保障という観点から最も懸念されている問題は、台湾有事であろう。中国が台湾への軍事侵攻を行い、台湾有事が実際に起きると、「対岸の火事」で済まない。

中国の習近平国家主席が 2027 年までに台湾侵攻の準備を終えるよう軍に指示したとされる。トランプ氏の任期中に中国が台湾を侵攻するという台湾有事の可能性が現実味を帯びてきた。

中国の人民解放軍は 2024 年 10 月、台湾を包囲する大規模な軍事演習を実施した。トランプ氏はブルームバーグのインタビューで、自分が再選すれば中国は台湾への大規模な威嚇行為を控えるとの認識を示した。しかし、中国が台湾に侵攻した場合に米軍を派遣し台湾を防衛するかとの問いには、明確な回答を避けた。中国はこれに付け込んで、トランプ氏が勝てば台湾を見捨てる可能性がある、との懸念を盛んに煽った。

トランプ氏は選挙戦で、中国が台湾に侵攻すれば、「150～200%の対中追加関税を課す」とか、対中抑止強化のために台湾に負担増を求め、「台湾が防衛費を払うべきだ」と、主張していた。

果たしてトランプ氏は台湾を本気で守ろうとしているのか。誰もが抱いている懸念と不安だ。台湾問題が米中の駆け引きに利用される可能性は否定できない。トランプ氏が中国とディールを行い、中国が示す条件次第では、米国が台湾防衛を放棄するというシナリオも考えられる。トランプ氏が追求するのは米国第一主義であり、台湾が「捨て石」にされる可能性もあるかもしれない。

台湾有事によって、日本はどのような影響を受けるのか。日本のサプライチェーンは中国からの素材や部品、台湾からの半導体の輸入に大きく依存している。日本の産業が中台に大きく依存する中、上流部門で使われる素材や部品、半導体の輸入が途絶えたら、その

下流にある多くの企業が影響を受け、日本は、経済的に大きな打撃を受けることになる。

台湾有事による影響を抑えるには、中国依存からの脱却が必要だ。そのため、日本は、①生産拠点の国内回帰（リショアリング）や、②同志国とのサプライチェーン構築（フレンドショアリング）に取り組んでいる。

具体的には、日本政府は半導体の国内生産を拡大するため、巨額の補助金を投じて、台湾積体回路製造（TSMC）の生産拠点を熊本県に誘致した。それに伴い、半導体ユーザー企業、素材や部品、製造装置の生産企業が集積し始めている。

だが、生産拠点の国内回帰には限界がある。もともと生産効率の向上を求めて海外に進出したわけであるから、国内回帰は生産の効率性を下げるという欠点がある。

そこで、フレンドショアリングによるリスク分散が重要視されている。素材や部品の生産拠点や調達先を多様化することによって、台湾有事によってサプライチェーンが遮断されても、代替先を容易に探すことができ、その影響を小さくすることができる。

第5節 日本のとるべき対応

1. グローバルサウスとどう向き合うか

中国とのサプライチェーン（供給網）に途絶リスクが高まっていることから、デリスクニング（リスク低減）のため、重要物資の調達において「対中依存からの脱却」への取り組みが、日本にとって重要課題となっている。

企業利益と経済安全保障のバランスをどう取るか。具体的には、重要物資調達先の多元化など、サプライチェーンの再構築が必要だ。重要物資の調達を一定程度、中国以外の国へシフトさせることが不可欠で、台頭著しい「グローバルサウス」と呼ばれる途上国・新興国がその有望な代替先と言える。

だが、グローバルサウスとの連携強化はそう簡単な話ではない。法の支配や民主主義、人権などの価値観の共有や安全保障の点で信頼できる国々でサプライチェーンを構築する、いわゆる「フレンドショアリング」の枠組みにグローバルサウスを取り込むことが非常に難しいからだ。

グローバルサウスが持つ欧米への不信感や中国に対する経済的依存を考えると、強引に民主主義や人権といった欧米的な価値観を押し付けようとしたらすれば、グローバルサウスの反発を招くことになりかねない。

しかも、対立する米中いずれかの陣営に参加すれば、他の陣営から経済的報復を受ける恐れがあるが、中立的立場をとればそうした懸念はない。むしろ米中対立で「漁夫の利」を得ることも可能だ。そのため、米中デカップリングが激化するほど、中立国の利益は大きくなるので、グローバルサウスはフレンドショアリングには食指を動かさないのだ。

それならば、グローバルサウスとどう向き合えばよいのか。フレンドショアリングを封印することだ。そうすれば、グローバルサウスが掲げる「中立」の天秤は、経済的な実利で大きく傾く可能性もある。「魚心あれば水心」、グローバルサウスの実情に配慮した対応を行い、これらの国々が必要としている技術や資金の面で、日本がいかにか具体的な支援を打ち出せるかがカギといえよう。

2. 色褪せる？フレンドショアリング

バイデン政権は経済安全保障の強化のため、重要物資における国内供給の脆弱性を認識し、デリスキングのため脱中国依存を進め、価値観を共有する同志国との連携を通じたサプライチェーン強靱化、すなわち、フレンドショアリングを重層的に推進した。

バイデン氏が取り組んだサプライチェーン強靱化策として、①米 EU 貿易技術評議会 (TTC)、②インド太平洋経済枠組み (IPEF)、③経済繁栄のための米州パートナーシップ (APEP)、3つのフレンドショアリングが挙げられる。

日本は、米国が主導する IPEF に参加し、参加国間で半導体や重要鉱物などの重要物資のサプライチェーンの再構築を進めている。2024年2月、サプライチェーン協定を発効し、そのサプライチェーン危機対応メカニズムにより、安定的な重要物資の調達も可能となった。

だが、二国間のディールを好むトランプ氏は、多数国間の経済枠組みの構築には後ろ向きだ。フレンドショアリングはトランプ 2.0 の政策目標から消えてしまった。トランプ氏は、米国製造業の復活を夢見て生産拠点の国内回帰を求めており、フレンドショアリングには全く関心がない。

日本にとって「脱中国」の切り札と見られたフレンドショアリングは、グローバルサウスだけでなくトランプ氏にも嫌われ、このまま色褪せてしまうのか。

3. 米国の IPEF 離脱は「愚の骨頂」

トランプ氏の復帰で、米国が IPEF から離脱するのは確実となった（ただし、脱退は発

効から 3 年後)。トランプ氏は IPEF を「TPP2」と呼ぶ。中国はさぞかし喜んでいない。

トランプ氏による環太平洋パートナーシップ協定 (TPP) からの米離脱によって生じた空白を埋めるために、2022 年 5 月にバイデン政権が鳴り物入りで立ち上げたのが IPEF だった。TPP への復帰が難しい中で、中国の影響力に対抗する思惑があった。

現在、日本、米国、豪州インド、韓国、ASEAN など 14 か国が参加しているが、米国が離脱すれば、IPEF は漂流の危機に陥ってしまう。インド太平洋における対中包囲網の構築を狙った米国の戦略は頓挫し、米国の求心力低下に拍車がかかるだろう。

台湾有事の懸念が高まる中、IPEF の存在意義が再認識されるべきだ。経済利益と安全保障のバランスをどう取るか。デリスキングのために「対中依存からの脱却」への取り組みが、今や IPEF 参加国にとって喫緊の重要課題となっている。

だが、米国という主軸を失えば、IPEF 参加国が足並みを揃えて中国の「経済的威圧」に向き合う、という協調路線は後退する可能性がある。IPEF の役割とその重要性を考えれば、トランプ氏による米国の IPEF 離脱は「愚の骨頂」といえる。

日本としては、とりあえず、「トランプ 2.0」と呼ばれるトランプ劇場の第 2 幕が終わる 4 年後を睨みながら、TPP と同様、インド太平洋の経済秩序維持のため、IPEF においても米国に代わってリーダーシップを発揮する構えである。だが、楽観は禁物である。果たして「柳の下にドジョウは二匹」いるのだろうか。

4. 同盟国にも「銃を向ける」のか

米中デカップリングの下、同盟国の日本はトランプ 2.0 にどう向き合えばよいのか。米国第一主義に基づく経済的な損得勘定に執着するトランプのディール外交に振り回されず、ウィンウィンの日米関係の構築に向けてしたたかな外交を展開できるかが問われている。

日本にとって気がかりなのはやはりトランプ関税だ。標的は中国だけでない。すべての国からの輸入に一律 10~20%のベースライン関税の賦課を、大統領選挙の公約に掲げている。

欧州委員長のフォンデアライエンは早速、米国産の液化天然ガス (LNG) の輸入を増やす案をトランプに持ちかけた。欧州連合 (EU) はロシア産 LNG の輸入を現在も続けており、関税撤回を条件に米国産に切り替えるのは、EU にとっても一石二鳥。トランプ氏とは「まず共通の利益を見出し、その後交渉する」というのが EU の戦略である。

日本も EU に倣って報復ではなく、関税の発動を見送るようにトランプ氏とのディールに活路を見出す戦略だ。トランプ氏の真意を冷静に見極め、日米が問題点を共有し協力することが求められる。トランプ氏の関心は、同盟国の防衛費増額や米国の貿易赤字削減、米製造業の国内回帰にある。

米国の貿易赤字額第 5 位（2023 年）の日本としては、米国からの LNG や防衛装備品などの輸入を大幅に増やすとか、日本企業による新規の対米投資を増やす（ただし、M&A は除く^(注 6)）といった提案をするなど、米国経済への貢献を丁寧に説明する必要があるだろう。

だが、それだけで済まない。トランプ氏は日本に対し、2019 年合意の日米貿易協定で規定された第二段階の貿易交渉が棚上げ状態にある日本の自動車・同部品、農産物などの自由化で大幅な譲歩を引き出すため、日本へのベースライン関税の賦課を取引材料とする可能性が高い。

同盟国にお構いなしに「銃を向けてくる」トランプ氏に対して、日本は撃ち合う度胸はない。懸案の自動車・同部品、農産物の自由化について、日本は相当の覚悟が必要だろう。

参考文献

- ・ 磯野生茂・熊谷聡・早川和伸他・後閑利隆他（2024）「第 2 次トランプ政権が掲げる関税引き上げは世界経済と日本に何をもたらすか」『IDE スクエア』、ジェトロ・アジア経済研究センター、2024 年 11 月。
- ・ 馬田啓一（2024）「トランプ 2.0 に身構える中国」『世界経済評論 IMPACT』No.3615、2024 年 11 月 11 日。
- ・ 佐藤光・矢作大祐（2024）「トランプ関税 2.0 の米国経済に対する影響試算」『大和総研レポート』、2024 年 12 月 6 日。
- ・ 関志雄（2024）「二期目のトランプ政権における対中政策の展望 - 懸念される米中デカップリングの加速 - 」野村資本市場研究所『中国情勢レポート』No.24-05、2024 年 12 月 26 日。
- ・ 遠西俊洋・田中颯・佐藤環・山田剛・清水泰雅（2024）「トランプ米政権に翻弄されるアジア経済—依然横たわる中国リスク」『アジア経済中期予測』日本経済研究センター、2024 年 12 月 17 日。

-
- 注1 トランプ氏は大統領就任直後、ホワイトハウスで記者団に対し、就任初日に発動しなかった中国 10%、カナダ・メキシコ 25%のトランプ関税について、2月1日に発動する可能性を示唆した。
- 注2 一方、合成麻薬に加え、不法移民の対策が講じられていないとして、トランプ氏は国境を接するメキシコとカナダにも関税をかける。しかし、両国から米国に輸出される製品は、これまで「米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA)」により関税はかからない。関税の発動は協定違反だが、恐らく安全保障などを理由に強行突破するつもりだ。そうなれば USMCA は機能マヒに陥る。メキシコとカナダには、USMCA を前提に生産拠点を設けた外国企業が多いため、影響は甚大だ。
- 注3 日本経済研究センター (2024)。
- 注4 「ブランディング」とは、独自のブランドを作り、これに対する信頼や共感を通じて自社の価値向上や他社との差別化などを目指すマーケティング戦略の一つ。
- 注5 2022年12月に、特定重要物資として、抗菌性物質製剤、肥料、永久磁石、工作機械、産業用ロボット、航空機の部品、半導体、蓄電池、クラウドプログラム、天然ガス、重要鉱物及び船舶の部品の11物資を政令で指定し、24年2月に、新たに先端電子部品（コンデンサー及び濾波器）を指定し、既に指定されている重要鉱物の鉱種にウランを追加した。
- 注6 日本製鉄によるUSスチールの買収については、「禁止命令」を出したバイデン大統領と同様、トランプ氏も反対の意向を示している。したがって、日本の対米投資については、米企業のM&A（合併・買収）が減り、米国に新しく生産拠点を設ける「グリーンフィールド投資」が増えるだろう。

第6章 半導体サプライチェーンにおける米中の動き

(一財) 国際貿易投資研究所

研究主幹 大木 博巳

要約

第1次トランプ政権（トランプ1.0）が発動した対中追加関税措置の目的の一つは、中国の未来の産業を牽制することであった。対中追加関税措置のうちリスト1、2は、中国の製造2025を意識して業種が選択されている。リスト1は乗用車（電気自動車を含む）や電子部品、航空宇宙、光学機器、リスト2では半導体・集積回路、半導体製造装置である。いずれも、米国の対中輸入ではほとんど実績がないか少ない輸入品であるが、真っ先に追加関税措置対象業種に指定された。

バイデン政権は、トランプ1.0の対中追加関税措置を引き継ぐ一方で、半導体・半導体製造装置等半導体輸出規制や中国製EV車の輸入抑制で対中制裁を強化した。米国の半導体・半導体製造装置に係る対中包括的規制の目的は、中国の半導体製造能力を弱体化させること、中国の半導体技術水準を遅らせることにある。

世界の半導体サプライチェーンは、米企業がチップソフトや設計で、半導体製造装置ではオランダ、米国、日本の企業が、製造では台湾韓国企業が競争力を持っている。中国企業は、組み立て・検査・パッケージングの最終工程に強みを持つだけであるが、ここ数年間にレガシー半導体分野で頭角を現している。

米国のバイデン政権は、高度な人工知能の開発に必要な最先端の半導体の対中規制を強化してきたが、ここに来て、レガシー半導体の分野を懸念し始めた。米国は2024年12月末に、米通商法第301条に基づいて、中国の半導体産業支援のための反競争的措置疑惑に関する調査を開始（2024年12月23日）した。301条に基づく調査の結果次第では、自動車、家電製品、消費者向け機器に使用されている種類のチップの中国からの出荷に対する輸入制限や新たな関税が課される可能性があり、その決定はトランプ政権に委ねられることになる。

第1節 米国の対中追加関税措置の発動

1. トランプ1.0の対中追加関税措置

2017年1月に発足した第1次トランプ政権（トランプ1.0）は、2年目の2018年に入って、対中追加関税措置を発動した。米通商代表部（USTR）は、2018年4月3日に、1974年通商法301条に基づき中国の知的財産の侵害に対して制裁関税の原案を公表、食器洗い機から医療用機器、工具、産業用ロボットなど生産機械に至る約1,300品目に25%の関税を課すというものであった。

その後、2018年7月6日に、第1弾（対中輸入340億ドル相当の818品目に25%、リスト1）を公表、第2弾（対中輸入160億ドル相当の279品目に25%、リスト2）は8月23日、そして第3弾（対中輸入額2,000億ドル相当の5,745品目に10%、リスト3）が9月24日と、速攻で対中輸入追加関税措置を発動した。

翌2019年の5月10日には、リスト3の追加関税率を25%に引き上げ、5月23日に第4弾（リスト4）の対象品目案（対中輸入額3,000億ドル相当の3,805品目に最大25%）を公表した。さらに、8月23日には、リスト1～3（対中輸入額2,500億ドル相当の6,842品目）の品目に対して追加関税率を30%に、リスト4（対中輸入額3,000億ドル相当の3,805品目）の品目に対しては15%に引き上げる強化策を表明した。しかし、10月11日には、リスト1～3の品目に対する追加関税率の引き上げの延期を表明した。

2020年2月14日に米中の第1段階の経済・貿易協定が発効したことを受けて、リスト4の品目のうち、2019年9月1日に発動した中国原産の輸入品1,114億ドル相当（3,243品目、リスト4A）に対する追加関税率を、2020年2月14日に15%から7.5%に半減させた。また、残りの品目（リスト4B）については、結局、追加関税措置を講じなかった。

トランプ1.0が始めた対中追加関税措置は、そっくりそのまま、バイデン政権に引き継がれた。

2. 米国のリスト別輸入

表6-1は米国の対中追加関税リストを基にして、日本、中国、ASEAN、メキシコ、カナダ、EUの業種別輸入額（2023年）である。リスト1の主な業種は機械機器（ITを除く）であるが、中でも自動車がリスト1の輸入額の41.7%を占めている。次に光学機器が8.6%である。

リスト2では、ITが過半を占めている。集積回路が21.9%、電子管が12.6%と大きい。また、機械機器では半導体製造装置が6.6%を占めている。

リスト3は、輸入額が最も大きく、業種では鉱物性燃料、機械機器（ITを除く）、化学品、ITが主な業種である。リスト3の機械機器（ITを除く）には自動車部品が含まれている。

リスト4Aは、労働集約財（衣類等）、食料品、IT、機械機器（ITを除く）が主な業種で、対中輸入額が最も大きい。リスト4Bは、ITが64.4%を占めており、次に労働集約財（玩具）が21.0%とこの2つで、輸入の85.4%を占めている。

表6-1. 米国のリスト別（主要業種）国地域別輸入額（2023年）

（単位：10億ドル）

	米国輸入	国地域別					
		日本	中国	ASEAN (10)	メキシコ	カナダ	EU(27)
リスト1	596.4	77.1	28.9	24.0	131.8	77.0	146.8
機械機器(ITを除く)	524.4	71.0	22.8	12.2	118.1	72.7	131.6
IT	71.7	6.0	6.1	11.7	13.7	4.3	15.2
リスト2	162.8	9.7	9.9	40.6	28.7	13.2	23.2
化学品	29.3	1.8	1.7	1.4	3.1	7.6	6.4
機械機器(ITを除く)	38.6	2.1	3.0	1.2	17.0	2.9	7.0
IT	84.1	5.8	4.5	37.4	6.9	1.1	8.1
リスト3	1,141.1	33.9	102.8	97.5	209.0	242.5	146.5
鉱物性燃料等	245.2	0.7	0.2	2.2	24.1	119.3	14.5
食料品	102.4	0.8	3.0	10.2	21.2	19.6	15.2
化学品	137.7	9.1	13.0	12.7	11.8	24.8	30.9
鉄鋼	34.6	0.9	6.3	2.2	5.2	4.6	4.5
機械機器(ITを除く)	246.4	15.6	32.7	15.4	85.0	22.9	38.0
IT	129.0	2.4	14.8	24.8	36.9	1.9	8.5
労働集約財	63.4	0.1	17.3	20.5	7.0	5.0	8.2
リスト4A	555.6	13.5	90.1	89.6	77.9	52.8	72.9
食料品	88.7	0.5	1.0	5.5	24.0	17.1	11.3
化学品	30.9	0.5	7.5	3.6	3.0	1.8	8.6
鉄鋼	36.7	2.1	1.6	1.4	4.5	8.2	7.8
非鉄金属	25.6	0.3	2.8	1.0	1.8	9.8	2.3
機械機器(ITを除く)	77.7	5.8	25.3	9.4	11.2	3.0	10.8
IT	82.7	2.8	15.5	27.4	18.8	1.4	3.3
労働集約財	113.1	0.3	24.0	34.1	10.6	1.5	7.7
リスト4B	205.4	0.7	160.5	26.5	3.3	0.3	1.7
機械機器(ITを除く)	13.1	0.1	10.9	0.8	0.7	0.0	0.3
IT	132.4	0.3	100.9	21.1	0.6	0.1	0.4
労働集約財	43.2	0.4	35.1	4.6	1.1	0.1	0.6
非対象品目	410.7	12.1	33.6	32.3	23.9	30.9	183.8
合計	3,080.2	147.2	426.9	310.9	475.2	418.6	576.3

出所：USITC「China Tariff（2020年1月、2023年1月、2024年9月）、Global Trade AtlasよりITI作成

リスト別の対中輸入額は、2023年でリスト1が290億ドル、リスト2が100億ドル、

リスト 3 が 1,030 億ドル、リスト 4A が 900 億ドル、リスト 4B が 1,610 億ドルである。リスト 4B、リスト 3 の輸入が 1,000 億ドルを超えている。

これを、米国の対中輸入におけるリスト別構成比で見ると、2017 年と比べて 2023 年には、リスト 4B の比率が高まる一方で、リスト 3 の比率が低下している。また、リスト 1、リスト 2 は微増微減でとどまっている。

また、米国のリスト別輸入に占める対中輸入のシェア（2023 年）は、リスト 4B が 78.1%、リスト 4A が 16.2%、リスト 3 が 9.0%、リスト 2 が 6.1%、リスト 1 が 4.8% である。2017 年と比べて、リスト 1、2、3 の輸入における中国の比率は大きく低下している。中国の対米輸出は、PC やスマートフォン、玩具などの従来型業種への依存度を高めているようである。

表 6-2. 米国のリスト別輸入額（対世界と対中国、構成比、中国依存度）

(単位：%)

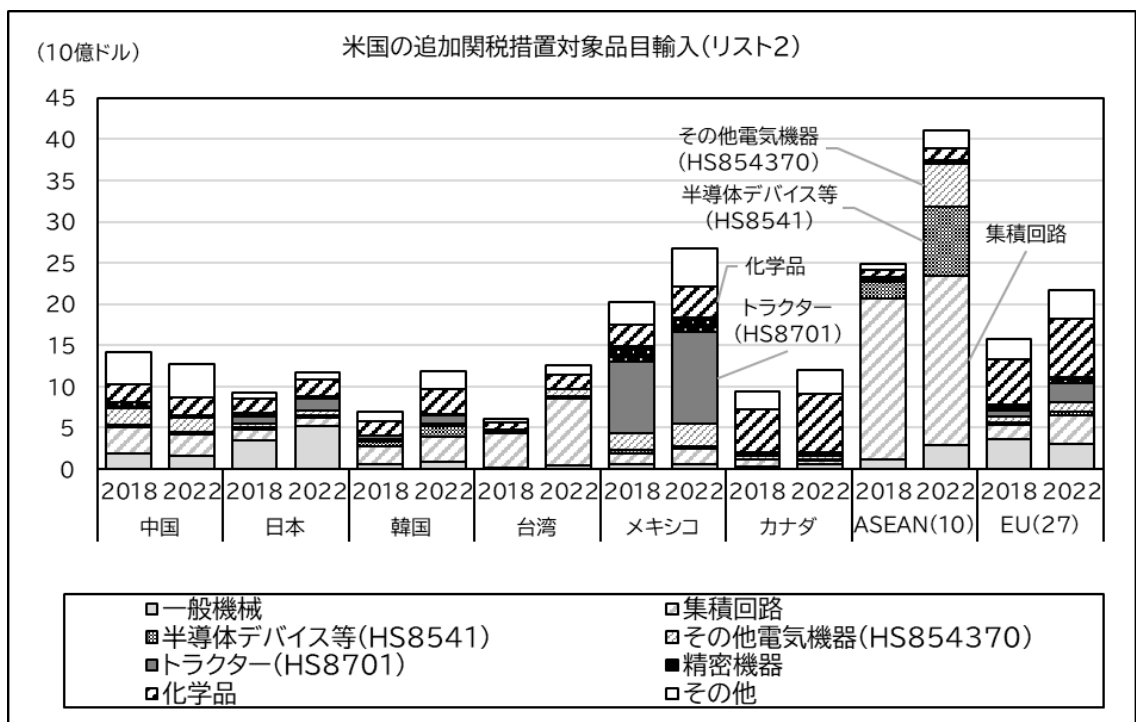
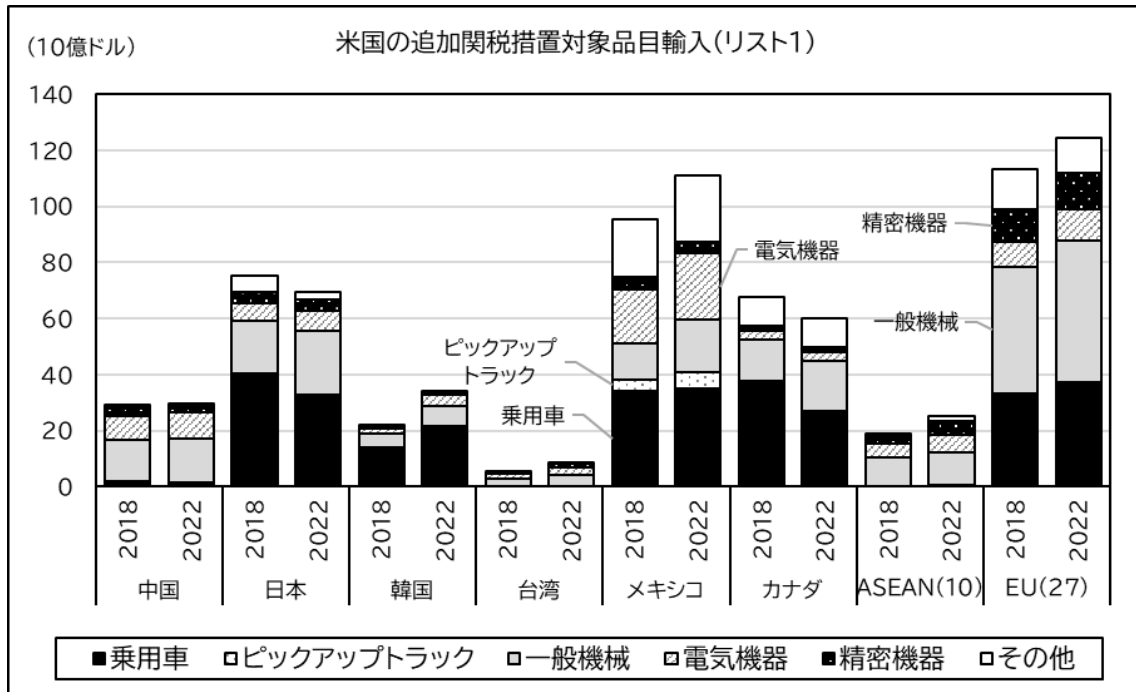
リスト	構成比				依存度			
	米国輸入		中国		米国輸入		中国	
	2017	2023	2017	2023	2017	2023	2017	2023
リスト1	19.8	19.4	6.4	6.8	100.0	100.0	7.0	4.8
リスト2	4.6	5.3	2.7	2.3	100.0	100.0	12.7	6.1
リスト3	36.4	37.0	32.7	24.1	100.0	100.0	19.4	9.0
リスト4A	20.3	18.0	24.6	21.1	100.0	100.0	26.1	16.2
リスト4B	7.5	6.7	29.9	37.6	100.0	100.0	85.9	78.1
非対象品目	11.1	13.3	3.6	7.9	100.0	100.0	7.0	8.2
戦略的分野	0.2	0.3	0.1	0.2	100.0	100.0	10.5	13.1
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	21.6	13.9

注. 戦略的分野：2024 年 9 月に新たに追加関税措置が発動した品目。2026 年 1 月に発動する品目も含む。
出所：表 6-1 と同じ

図 6-1 はリスト 1、2 の業種別国地域別輸入額を 2018 年と 2022 年で比較したものである。リスト 1 では乗用車（電気自動車を含む）と貨物自動車（ピックアップトラック）、電子部品、航空宇宙、光学機器及びその部分品などが含まれているが、このうち最大の輸入業種は自動車である。ここでは、自動車の占める比率が大きく、日本、メキシコ、EU、韓国の比率が大きい。

リスト 2 では半導体・集積回路、半導体製造装置が該当する。いずれも、米国の対中輸入ではほとんど実績がないか少ない輸入品である。集積回路輸入は、ASEAN が最も大きく、次いで台湾、韓国、EU と続いている。

図 6-1. リスト 1、2 の米国の業種別国地域別輸入 (2018 年、2022 年)



出所：表 6-1 と同じ

第2節 対中追加関税措置の意図

トランプ 1.0 が発動した対中追加関税措置の目的の一つは、中国の未来の産業を牽制することであった。中国国務院は 2015 年 5 月 19 日に、「中国製造 2025^(注1)」を発表、製造業全般の競争力を強化して製造強国の実現に向けた 3 段階を明示した。第 1 段階の目標は、2025 年までに製造強国の列に加わることであり、次の第 2 段階では、2035 年までに製造業全体の實力を世界の製造強国の中位のレベルに引き上げる。第 3 段階は中華人民共和国設立 100 周年（2049 年）までに、総合的な實力を世界の製造強国の上位のレベルにするという長期目標である。「中国製造 2025」は、これら 3 段階のうち第一段階である 2025 年までの戦略を盛り込んだもので、重点産業として、次の 10 項目を指定した。

1. 次世代情報通信技術（IC・専用設備、情報通信設備、OS・産業用ソフト、スマート製造のコアとなる情報設備）
2. CNC 工作機械・ロボット（CNC 工作機械・基板製造設備、ロボット）
3. 航空・宇宙設備（航空機、航空エンジン、航空機載設備・システム、宇宙関連設備）
4. 海洋工程設備・ハイテク船舶
5. 先進軌道交通設備
6. 省エネ・新エネ自動車（省エネ自動車、新エネ自動車、コネクテッドカー）
7. 電力設備（発電設備、送変電設備）
8. 農業設備
9. 新素材（先進基盤素材、コア戦略素材、先端新素材）
10. バイオ医薬・高性能医療機器（バイオ医薬、高性能医療機器）

中国の製造 2025 は、中国の将来的な経済発展をけん引する産業の育成・競争力の強化を目指したものであるが、米国にとっては、世界経済の主導権を奪われ、経済成長を妨げる要因になると見ていた。前述したトランプ 1.0 で発動した対中追加関税措置のうちリスト 1、2 には、中国の製造 2025 を意識して業種が選択されている。特に、製造 2025 に指定されている重点産業の中でも、中国が新興ハイテク産業の覇権を目指す上で、最も重視している産業に焦点を当てて牽制をしている。

第3節 バイデン政権の対中戦略

1. 産業競争力の強化

中国の未来の産業を牽制する米国の対中政策は、バイデン政権にも引き継がれた。バイデン政権が誕生してから9か月経った2021年10月4日に、対外通商政策を担当するキャサリン・タイ前米通商代表部（USTR）代表が、長い沈黙を破って、待望の対中通商政策について見解を述べた。戦略国際問題研究所（CSIS）で開いた講演会で、タイ前USTR代表はトランプ政権が始めた対中追加関税措置を、バイデン政権下でも引き続き継続することを明らかにした。理由は、中国がトランプ前政権と2021年1月に交わした貿易に関する「第1段階の合意（知的財産権や技術移転、米国製品の購入に関する取り組みのほか、農業や金融サービス市場へのアクセス向上等）」^(注2)の条件を順守していないことを挙げている。

第1段階の合意のうち、中国が具体的にどの条件を守っていないのかについての具体的な言及はなかったが、トランプ1.0の対中政策は限定的な内容の貿易合意は得られたものの、中国の慣行への「主要な懸念に関する目立った前進につながるものではなかった」と語った。

タイ前USTR代表は、補助金から知的財産権、技術移転に至るまでさまざまな中国の貿易慣行を変えようとしてきた過去20年間の米国の取り組みに関し、異例と言えるほど厳しい評価を示した。タイ氏によれば、毎年恒例となっていた米中協議で、米国は中国から改革の約束を引き出してきたが、その約束は結局「一貫性がなく、確実に履行させるのは不可能」だと判明したという。タイ氏は、世界貿易機関（WTO）の場で米国が勝訴しても、中国は基本政策を変えなかったと指摘した。

また、「（中国は）国家中心のモデルを一段と強化した。中国の計画に意味ある改革が含まれていないことが、ますます明らかになってきた」と述べたうえで^(注3)、バイデン政権の対中戦略は、第1にインフラや研究開発に投資することで、国内経済の力を回復させること等、米国の産業競争力の底上げを目指すこと、第2は中国が米企業に市場を開放するのを期待するのではなく、国内での生産を米企業に促すこと。特に、サプライチェーンの混乱による影響を回避すること、及び、国内のイノベーションの力を向上させることを目指す。

第3に補助金や国有企業などWTOが抑制不可能な中国の制度が持つ特徴に対処するた

め、バイデン政権が同盟諸国・地域と新たな貿易取り決めを目指すことにあると述べた。

米国は、中国の国家中心モデルは不変で対中関与政策は必ず失敗するとして米国内での産業の競争力強化と同盟国との協力（FTA等）に注力する方向性を示した。

2. CHIPS プラス法と先端半導体・製造装置の対中包括的規制

国内産業基盤の強化を米国の対中政策の主軸に置き換えたバイデン政権は、2022年8月にCHIPS プラス法を成立させた。CHIPS プラス法は、国内半導体産業の振興を目的とした産業政策で、半導体製造施設や半導体製造装置などの建設や拡張などを行う企業に対して390億ドルの助成と25%の投資税額控除、また研究開発を行う企業に対して110億ドルの助成などを骨子とする政策である。

CHIPS プラス法を通じた半導体工場向けの390億ドル補助金は主に、数百億ドル単位の設備投資が必要な先端半導体工場を対象としている。このほか政府主導の研究や、労働力開発への取り組みなどにも割り当てられた。これによって、アリゾナ、テキサス、ニューヨーク、オレゴン、オハイオの各州に半導体製造工場が新たに建設されることになった。ボストン・コンサルティングの報告書では、この分野における米国のシェアはゼロから28%に拡大すると見込んでいる。

他方で、2022年10月には、米国の技術が中国の軍事力増強に転用されるのを防ぐため、中国企業による軍事応用可能な最先端技術の開発を著しく困難にすることを目的として、先端半導体と半導体製造装置に対する新たな包括的な輸出規制を発表した。中国企業による先進的なコンピューターチップの入手や製造を極めて困難にし、人工知能の進歩を遅らせること、核兵器から極超音速兵器の開発に至るまで、軍事用途のスーパーコンピューターを中国が開発することをより困難にすることを狙っている。

この規制では、中国の技術開発目標の鍵となる先端半導体および製造装置を米国企業が輸出する際に認可手続きを義務付け、中国への高度な技術の輸出を制限する既存の規則を大幅に拡大した。また、「米国人」（米国民および米国企業）が、先進的な半導体製造に携わる中国企業に直接的または間接的な支援の提供を禁止している。

この結果、中国の先端半導体メーカーは、米半導体製造装置メーカー大手アプライド・マテリアルズやラムリサーチ、KLAなどからの製造装置や部品の購入を制限されることになったばかりでなく、「米国人」（米国市民、米国永住権保有者、米国居住者、米国企業）に対し、認可なく中国の先端チップ開発または生産を支援することを禁じた。米国の人材

は、世界の半導体サプライチェーン全体で活躍しているため、米国政府は、中国が半導体製造にかかわる人材面での資源を得る残された手段を断った。

2023年には、米商務省は米国の装置メーカーが技術的詳細や計画を中国のサプライヤーと共有する前にライセンスを取得するよう義務付ける規則を発表した。メーカーには現在のサプライヤーとの取引継続のための一時的なライセンスが与えられたが、これは2025年末に失効することになる。

2024年11月に、サプライヤーが中国以外の国にあっても親会社が中国に拠点を置く場合は規制対象となることを明確にした。これによって、半導体製造装置メーカーは、サプライヤーに対し、中国から調達している特定部品の代替品を見つけるよう求め、そうしなければベンダーとしての資格を失うリスクがあることを伝達した。

中国人投資家がサプライヤーに出資したり、サプライヤーの株式を取得したりすることも禁じている。中国製以外の代替品を同様の価格で見つけるのは容易ではないため、こうした動きはコスト上昇につながる可能性が高いことが指摘されている。

第4節 半導体サプライチェーンにおける米中

米国の半導体・半導体製造装置に係る対中包括的規制の目的は、中国の半導体製造能力を弱体化させること、中国の半導体技術水準を遅らせることにある。これによって、①中国による、戦争の未来を変える可能性を持つ先進的な人工知能（AI）の開発を遅延させる、②中国による独自の半導体エコシステム開発を阻害させることを視野に入れている。

しかし、世界の半導体サプライチェーンにおける中国の存在感を見ると、こうした懸念はかなり先のことのように見える。半導体のサプライチェーンのはじめは、まず、回路設計から始まる。EDA（電子設計自動化）ベンダーが設計ツールを提供し、設計者が、そのツールを駆使して設計する。電子設計の自動化ソフトウェアを使用すると、設計者や製造業者は、生産開始前に、数百億、数千億のトランジスタで構成されることが多い新世代のチップの設計図を開発し、テストすることができる。

EDA部門の販売額は、6,000億ドル規模の世界半導体産業のわずか1.6%を占めるに過ぎないが、最先端の最新チップを開発するためには欠かせない。世界のEDA部門は、米国を拠点とする3社（Synopsys、Cadence、Siemens EDA）が最も高度なチップの設計、製造、テストに必要なほぼすべてのソフトウェアを占有している。中国のEDA市場でも、

この3社は80%近くを占有しており、中国が最先端チップを国産化するうえでのボトルネックとなっている。次の設計ソフトを使って回路を設計する工程でも、米企業が優位性を持っている。

ウエハー製造工程では、まず、半導体製造装置では、米国、オランダ、日本の企業の占有率が高い。このため中国の半導体製造企業は、米国の輸出規制強化を見越して、シリコンウエハーに微細な回路を光で印刷するリソグラフィー装置（半導体露光装置）の備蓄に励んでいた。オランダのASMLの2024年1～3月のリソグラフィー装置の売上高の約5割は中国市場が占めていた。2024年は中国の半導体製造業が半導体製造装置を買い占めていた。

半導体生産は、1990年では、米国と欧州が世界の半導体生産に占めるシェアで81%を占めていた。しかし、その後の数十年間に日本企業が台頭し、次に韓国、企業、台湾企業が日本を追い抜いた。台湾企業（台湾積体回路製造TSMC）は先端ロジック半導体生産の世界市場で圧倒的なシェアを占め、韓国はメモリー（DRAM）半導体で世界生産をリードしている。

前述した米国のCHIPSプラス法により、先端ロジック半導体の世界生産に占める米国のシェアは大幅に拡大すると見込まれている。しかし、ロジック製品では台湾が、DRAMは韓国企業のポジションは揺るがないと見込まれている。

半導体産業のサプライチェーンにおける中国企業の存在感が大きい工程は、組み立て・パッケージングである。しかし、最近では、中国企業は自動車や家電製品などの必需品には欠かせない成熟した「レガシー半導体（汎用半導体）」の生産を積極的に拡大している。新型コロナウイルス流行下での汎用半導体の供給不足が、自動車市場に大混乱を巻き起こしたことは記憶に新しい。

WSJ紙によれば、中国最大手の半導体受託製造（ファウンドリー）のSMIC（中芯国際集成回路製造）は、2023年に75億ドルの設備投資（半導体製造装置の購入等）を行い、汎用半導の製造能力を高めた。こうした中国のファウンドリーは昨年、レガシー半導体体分野での世界市場シェアを2017年の14%から2023年には18%に拡大させた。中国企業はまだ圧倒的優位には達していないが、確実に浸透している。

表 6-3. 半導体産業のサプライチェーンに占める米中の比率半導体のサプライチェーンにおける米中のポジション（強み・弱み）

①チップの設計

	米国	中国	その他
チップ設計ソフトメーカーの世界シェア	74%	3%	23%

米主要企業：ケイデンス・デザイン・システムズ、シノプシス 中国主要企業：特になし

	米国	中国	その他
ロジックチップ設計企業の世界シェア	67%	5%	28%

米主要企業：エヌビディア、AMD、インテル、クアルコム 中国主要企業：ハイシリコン、ウイル・セミコンダク

②ウエハー製造

	米国	中国	その他
製造装置メーカーの世界シェア	41%	2%	57%

米主要企業：アプライドマテリアルズ、ラムリサーチ、KLA 中国主要企業：ナウラ・テクノロジー、AMEC

	米国	中国	その他
ロジックチップ製造工場がある場所で見 世界に占める製造能力	15%	17%	68%

米主要企業：インテル、グローバルFOUNDRIES 中国主要企業：SMIC

	米国	中国	その他
メモリーチップ製造工場がある場所で見 世界に占める製造能力	5%	14%	81%

米主要企業：マイクロン・テクノロジー 中国主要企業：YMTC、チャンシン・メモリー・テクノロジーズ

③組立・パッケージング・検査

	米国	中国	その他
工場がある場所で見世界に占める製造能力	2%	46%	52%

出所：WSJ「中国半導体への締め上げ、米国はなぜ可能か」2022年10月24日

第5節 「汎用品」に戦線が拡大する米中半導体戦争

中国にとって、米国とのデジタル覇権競争に勝つためには、自前の半導体産業を自国内で構築することが必須となる。当初、自前の半導体産業を育成し、確保する手っ取り早い手段として、外国の半導体企業を買収する計画を練っていた。2014年6月に、中国政府が発表した「国家集成电路産業発展推進綱要^(注4)」では、2030年までの半導体産業の育成方針を含む長期計画を策定し、2030年までに中国企業が国際競争力を身につけ、数社が市場リーダーになるという目標も設定されていた。2014年9月には、「国家集成电路産業投資基金」という半導体産業に特化したファンドを立ち上げて、外国企業を買収、半導体に特化した200億ドルのファンド（通称「大基金」）が創設された。

しかし、外国の半導体企業買収は、殆どがとん挫した。例えば、2018年に、中国国営DRAMメーカーの福建省晋華集成電路（JHICC）が、企業秘密を盗んだとして米国政府から米企業との取引を禁止され、突然生産を中断した。海外の半導体企業の買収が、上手く進まなかったことで、自前主義で半導体企業を育成する方向に転換した。

半導体の自前主義を推進している中国は、ここ数年間、半導体製造装置を爆買していることが話題となっていた。2024年では、410億ドル相当を購入し、世界販売額の40%を占めたが、2025年は前年比6%減の380億ドルに落ち込んで、世界シェアも2021年以来、初めて低下し、20%になると見込まれている^(注5)。こうした半導体製造装置の爆買は、中国の半導体生産能力を飛躍的に高め、前述したレガシー半導体の分野における、中国の急速な台頭を招いている。

バイデン政権は、高度な人工知能の開発に必要な最先端の半導体の対中規制を強化してきたが、ここに来て、レガシー半導体の分野でも懸念し始めた。レガシー半導体はエヌビディアの人工知能（AI）向け半導体といった高性能チップほどの魅力はないが、自動車や家電製品などの必需品には欠かせない。米 USTR は 2024 年 12 月末に、米通商法第 301 条に基づいて、中国の半導体産業支援のための反競争的措置疑惑に関する調査を開始（2024 年 12 月 23 日）した。これは「基礎的」半導体と呼ぶ、自動車、医療、インフラ、航空宇宙、防衛産業で使用される半導体を対象にしたもので、米 USTR は中国が「国産化と自給自足を達成するために、市場シェア目標の設定と追求を含む広範な反競争的かつ非市場的手段」を使用し、中国と世界市場で半導体産業の支配を達成するために考案されたものだとしている。中国のレガシー半導体の分野への注力は、太陽光パネルや電気自動車等で中国が成功を収めた成功モデルに酷似している。大がかりな国の支援や攻撃的な価格設定、他のプレーヤーが尻込みしそうな長期戦に持ち込むのをいとわない戦略である。

中国の半導体戦略は、301 条に基づく調査の結果次第では、自動車、家電製品、消費者向け機器に使用されている種類のチップの中国からの出荷に対する輸入制限や新たな関税が課される可能性があり、その決定はトランプ政権に委ねられることになる^(注6)。

注1 国家知識産権戦略網『中国政府が「中国製造 2025」発表、製造強国を実現』2015 年 5 月 21 日
「中国国務院は 19 日、「中国製造 2025」を正式発表した。新たに打ち出された政策指針は、製造大国から製造強国への転換に向けて 3 段階に分けて行われる 10 年計画の第 1 期行動綱領を示している。これにより、製造業全般の競争力を強化し、2025 年までに製造強国の列に加わることを第 1 段階の目標としている。国務院は「中国製造 2025」の中で、製造強国の実現に向けた 3 段階を明示した。第 1 段階は、2025 年までに製造強国に仲間入りすること、第 2 段階は、2035 年までに製造業全体の實力を世界の製造強国の中位のレベルに引き上げること、第 3 段階は、中華人民共和国設立 100 周年（2049 年）までに、総合的な實力を世界の製造強国の上位のレベルにすることであると定めた。

これら3段階のうち、「中国製造2025」は第一歩の段階である2025年までの戦略を盛り込んだもの。現在、中国は産業規模が世界の製造業の20%を占めているにもかかわらず、イノベーション能力で劣っている。このため、「中国製造2025」では1. イノベーション能力の向上、2. 情報化と工業化の融合推進、3. 科学技術成果転換・産業化の促進、4. 品質向上・ブランド構築の強化などの目標を掲げた。」

注2 米中合意の目玉は、米国の農産品、エネルギー製品、工業品の輸入を拡大するという中国政府の約束だった。この合意の下、中国は2020～21年に米国の財・サービスの購入を2,000億ドル拡大することを義務付けられた。

注3 WSJ「中国の改革に期待せず」～米通商政策の前提に中国の国家中心モデルは不変で対中関与政策は必ず失敗する 国内と同盟国に注力へ（2021年10月7日）

注4 「国家集成电路産業投資基金」の総経理丁文武氏が2017年1月14日に上海で開催したフォーラムで2017年に主な注目すべき動きを以下のように紹介した。

- (1) メモリー分野では、紫光や長江メモリーに240億ドルを投資する。
- (2) ハイエンド製造プロセス分野でも投資活動がすでに始まっている。
- (3) パワー半導体分野では、IC設計や製造プロセスの両方とも投資対象を選考している。
- (4) CPU分野では、世界先端企業と大きな距離があって、発展の方向性をどこにするかは2017年に決める。
- (5) FPGA分野では、Lattice社を取り下げて数社を選考中。
- (6) MEMSセンサーとモバイルIoT分野では、現在適切な投資対象がないが、国内の市場ニーズが大きい。
- (7) 車載エレクトロニクス分野では、一定規模の中国企業がまだ存在していない。
- (8) 半導体製造装置分野では、海外企業と競争できる中国企業がまだ見つかっていない。

<https://xtech.nikkei.com/dm/atcl/column/15/011300091/011900014/>

注5 ロイター「中国の半導体製造装置購入、今年は6%減の380億ドルへ＝調査会社」2025年2月12日

注6 FT 2024年12月24日

第7章 米国は高関税や IPEF 等の国際連携を活用した 対中依存からの脱却は可能か

株式会社オウルズコンサルティンググループ

チーフ通商アナリスト 福山 章子

要約

本稿では、米国における「対中依存からの脱却」を「貿易」「重要物資の調達」「産業競争力の強化」の3つの側面から考察した。その上でさらに、関税などの貿易措置と IPEF などの国際連携に焦点を絞った。

貿易面では、2018年以降、通商法301条による中国からの輸入品への関税賦課と連動するタイミングで米国における中国の輸入シェアは低下している。ただし、関税によって米国の消費者への負担の増加やインフレ等の懸念が残る。第二期トランプ政権が仮に中国からの輸入品に60%の関税を賦課した場合には米国のGDPが2.7%減少するとの試算もある。

重要物資の調達、産業競争力の強化では、トランプ氏が大統領就任後に IPEF を破棄すると宣言していることから、第二期トランプ政権下で IPEF のサプライチェーン協定やクリーン経済協定が活用されることは考えにくい。他方で、政府間や企業間で既に進んでいる国際連携の動きを急に途絶えさせることも現実的ではなく、米国国内回帰を優先しつつも、必要な国際連携は実態上は継続していくだろう。また、サプライチェーンの強化、産業競争力の強化とともに短期的に実現するものではない。米国の政策変化を見据えた中長期的な投資計画・事業計画を立てることも肝要だ。

はじめに

2017年1月に米国大統領に就任した共和党のドナルド・トランプ氏は貿易赤字を問題視し、対中輸入品への追加関税の賦課をはじめとする対中強硬政策を相次いで実行した。続く民主党のジョー・バイデン大統領の政権下でも対中強硬政策は維持され、関税賦課の継続に加え、半導体や先端技術等の技術規制の強化、サプライチェーン上の対中依存の脱却や同志国との連携強化を行ってきた。本稿では、「対中依存からの脱却」を「貿易」「重要物資の調達」「産業競争力の強化」の3つの側面から考察する。その上でさらに、関税など

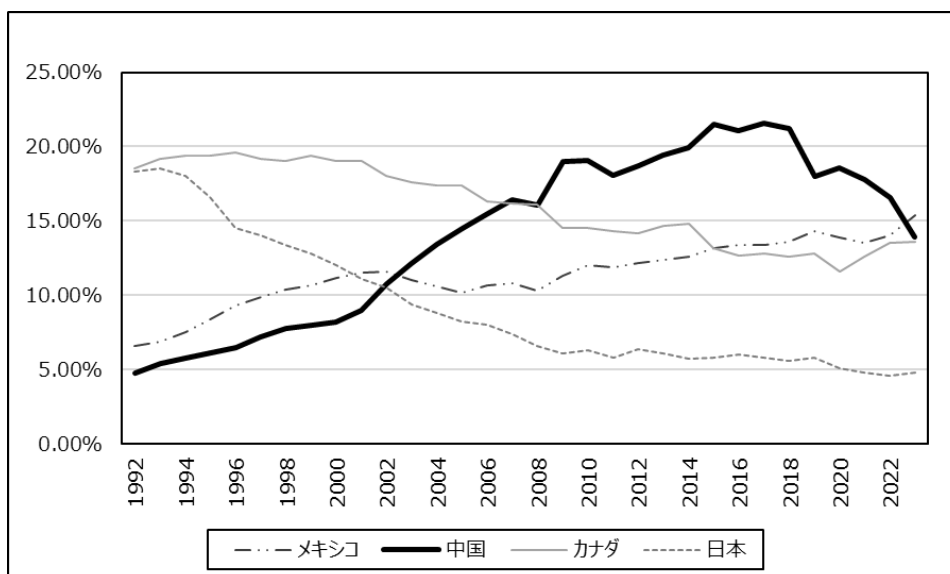
の貿易措置と IPEF などの国際連携に焦点を絞る。

第 1 節 貿易における対中依存の脱却

2018 年 7 月以降、トランプ政権は 1974 年通商法 301 条に基づく対中追加関税を賦課している。通商法 301 条は、外国による不公正な貿易措置がある場合や、不合理・差別的で米国の通商に負担を与える場合に大統領に制裁措置権限を与える。中国に対しては、技術移転、知的財産、イノベーションに関連する政策・慣行などが不合理・差別的であるとして制裁措置を発動した。バイデン政権下でも対中関税は維持され、2024 年 12 月末時点で、1 万以上の品目に対して 7.5~25%の追加関税が課されている。当時のトランプ大統領は、中国との取引によって米国が数十億ドルを失ったと主張し、中国経済との「デカップリング」（分離）にも度々言及してきた。自らを「タリフマン」と呼ぶトランプ氏は、関税措置によって中国経済からのデカップリングをはかった。

米国の国別の輸入シェアを見ると、中国のシェアは 2000 年頃から急激に拡大し、2008 年は当時の首位だったカナダと並ぶ 16.9%を記録。その後数年間は首位を継続したが、2018 年以降シェアが低下、2023 年にはメキシコに抜かれて 2 位になった。（2023 年はメキシコが 15.4%、中国が 13.9%）

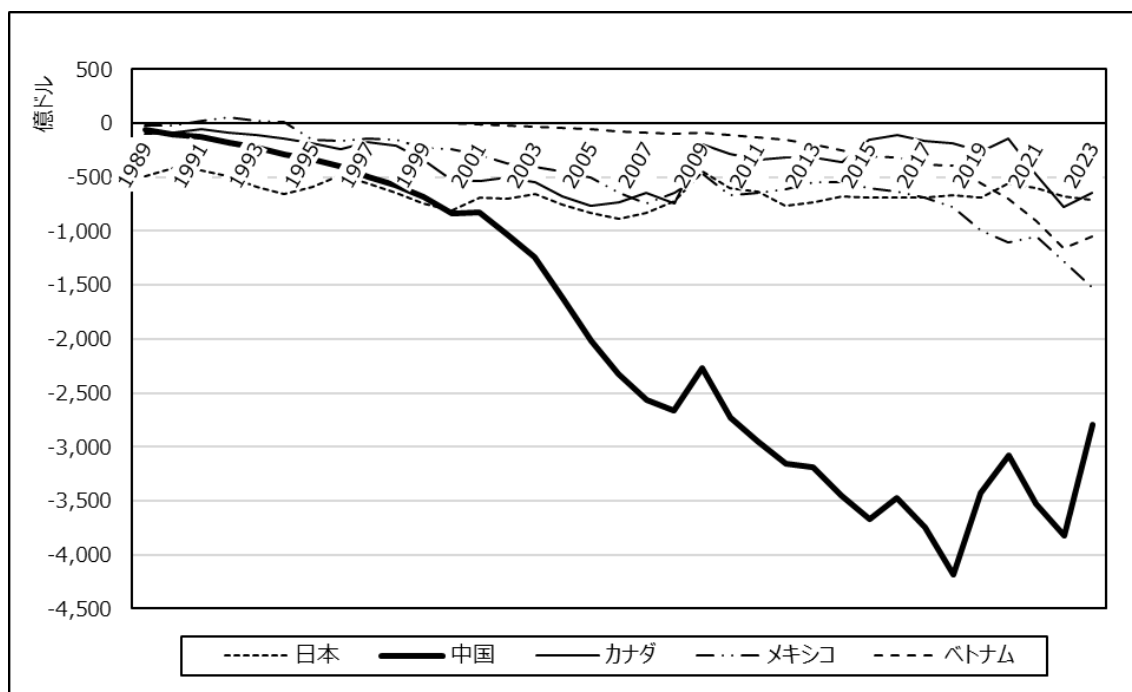
図 7-1. 米国の国別輸入シェアの推移



出所：米国 Census 局

また、米国から見た貿易赤字額では、2000年から中国がトップとなり、2018年のピーク時には4,182億ドルの貿易赤字を記録した。2023年時点でも中国が首位であることに変わりはないものの、赤字幅は縮小傾向にある。

図 7-2. 米国における国別の貿易収支の推移

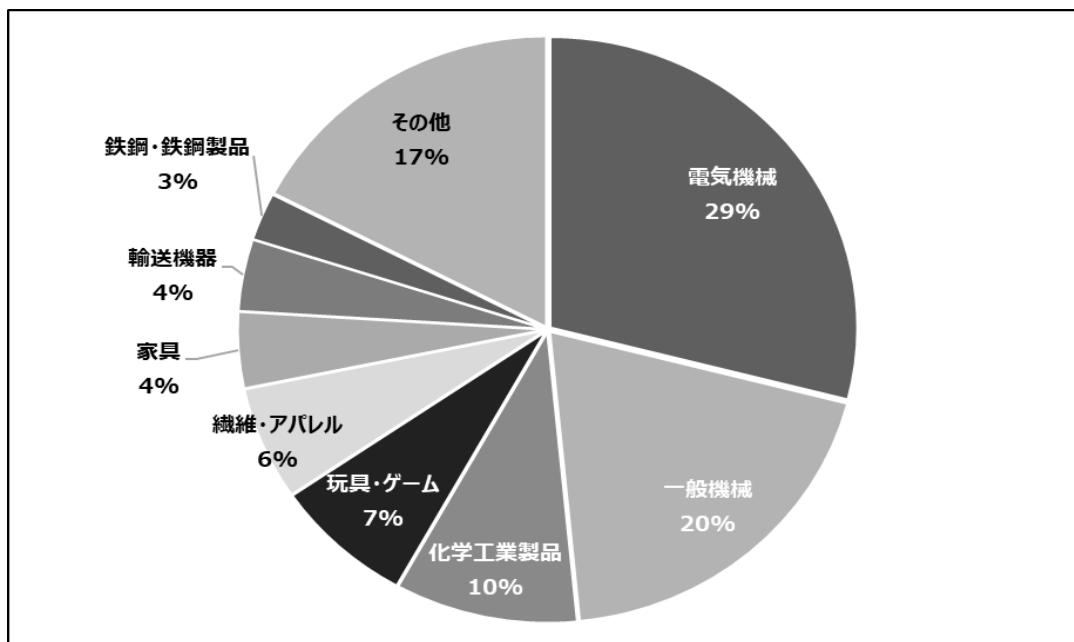


出所：USITC ; Trade Balance

トランプ大統領が対中追加関税を賦課して以来、中国の国別の輸入シェア、対中貿易赤字ともに縮小している。ただ当然ながら、この数値をもって「対中依存を脱却して米国経済が良い方向に向かっている」と言えるものではない。対中輸入品への関税賦課によって米国内の小売価格や生産コストが上昇し、最終的には消費者が負担するケースが多い。また、部品や原材料の輸入コストが上昇し、米国企業の利益の圧迫や米国国内でのインフレ圧力が高まったとの指摘もある。

なお、2023年時点の米国における中国からの輸入品目では、スマートフォン、パソコン、蓄電池などの電気機械製品が高い割合を占めている。トランプ氏は、電子機器を含む重要分野の中国からの輸入を段階的に廃止するとしている。

図 7-3. 米国における中国からの輸入品目（2023 年）



注. 対象とした HS コード

電気機械：85 類、一般機械：84 類、玩具・ゲーム：95 類、化学工業製品：28-40 類

繊維・アパレル：50-63 類、家具：94 類、輸送機器：86-89 類、鉄鋼・鉄鋼製品：72-73 類

出所：米国 Census 局

表 7-1. 米国における中国からの輸入のうち、輸入額が大きい品目（例）（2023 年）

HSコード	主な品目	輸入額
8517	スマートフォン	約546億ドル
8471	パソコン	約391億ドル
8507	蓄電池	約156億ドル
9503	車輪付き玩具、パズル	約122億ドル
9504	ビデオゲーム等	約107億ドル
8708	自動車部品	約93億ドル
8528	テレビ受信機、モニター等	約66億ドル
8473	パソコンや事務機器の部品	約64億ドル
9401	椅子、その部品	約64億ドル
8516	電気式湯沸かし器等	約60億ドル

出所：米国 Census 局

トランプ氏はさらに、2025 年の大統領就任後は中国からの輸入品に 60%の関税賦課と、その他の国に対しても 10~20%程度の関税賦課を検討している。これにより、統計上は中国からの輸入がさらに減る可能性があるものの、米国企業や消費者の負担も考慮すると得

策とは言い難い。アジア経済研究所の試算においても、米国が中国に対して 60%の関税を課し、その他のすべての国に対して 20%の関税を課した場合、2027 年の米国の GDP は 2.7%減少するとしている。

なお、仮に対中依存からの脱却を目指す場合、本来であれば中国との貿易の制限のみならず、他国との貿易の拡大も同時に検討すべきだ。USMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）や APEP（経済繁栄のための米州パートナーシップ）の活用もあり得る。ただし、トランプ氏は二国間での関係構築と互恵的なディールを重んじるため、当面は米国を含む多国間での自由貿易の進展は望めないだろう。加えて、中国からの輸入が他国を「迂回」して米国に流れているとの懸念も強く、今後は迂回措置に対する対策も強化される見込みだ。

第 2 節 重要物資の調達における対中依存の脱却

1. バイデン政権のサプライチェーン強化策

次に、重要物資の調達における対中依存の脱却だ。バイデン大統領は就任から 1 か月後の 2021 年 2 月、サプライチェーンの強化に関する大統領令に署名した。米国の経済的繁栄と国家安全保障の確保のために特に注力が必要な 4 分野として半導体製造や先端パッケージング、EV 用バッテリーを含む大容量バッテリー、レアアースを含む重要鉱物、医薬品及び医薬有効成分を指定し、関係省庁にリスクの特定と対策の提示を求めた。その後、6 月に重要製品に関するサプライチェーン強化に向けた報告書を公表した。報告書では、米国のサプライチェーンを弱体化させた要因として、(1) 米国内での不十分な製造能力、(2) 不完全なインセンティブと短期主義的な民間市場、(3) 同盟・友好国、競争国が導入した産業政策、(4) グローバル・ソーシングにおける地理的な集中、(5) 限定的な国際協力を挙げた。(5) 限定的な国際協力に関しては、重要な物資を全て米国内で生産することは不可能であるとした上で、米国がこれまでサプライチェーンの回復力を支援する国際協力メカニズムの構築に体系的に取り組んでこなかったことを指摘している。

重要製品の一つである重要鉱物について、2023 年 7 月、エネルギー省はアセスメントを実施し、重要鉱物の需要と供給の見通しを踏まえ、短期と中長期での鉱種毎のリスク分析を行った。2020 年から 2025 年の短期的な「クリティカル」に分類されたものには、ジスプロシウム、ネオジウム、ガリウム、グラファイト（黒鉛）、コバルト、テルビウム、イリジウム等がある。磁石、電池、LED、水素電解槽、燃料電池、パワーエレクトロニクスな

どの様々な用途に使用される。2025年からの2035年の中期的な「クリティカル」に分類されたのは、ニッケル、プラチナ、マグネシウム、シリコンカーバイド、プラセオジウム等だ。主に電池と自動車の軽量化において重要な役割を果たす。また、アルミニウム、銅、シリコン等を「クリティカルに近い」に分類した。太陽エネルギー技術、世界的な電化、自動車の軽量化において需要が増加する。

例えば近年、中国が輸出許可の対象としたグラファイト（黒鉛）やアンチモンについては、2023年における米国の輸入額は中国が約50%を占める。

表 7-2. 米国におけるグラファイト（黒鉛）及びアンチモンの輸入額の割合（2023年）

グラファイト(黒鉛)		アンチモン	
中国	51.2%	中国	50.4%
EU	20.8%	EU	14.7%
メキシコ	10.0%	タイ	7.5%

注. 黒鉛は HS コード 250410、380110、380190、681519 を対象、アンチモンは、HS コード 261710、282580、811010、811020、811090、を対象とし、それぞれ HS コード 6 桁で輸入額を取得
出所：米国 Census 局

2. IPEF のサプライチェーン協定

バイデン政権が主導して立ち上がった IPEF（インド太平洋経済枠組み）では、2023年11月にサプライチェーン協定が署名に至り、2024年2月に発効した。サプライチェーン協定では、重要分野又は重要物品の特定や IPEF サプライチェーン危機対応ネットワーク及びサプライチェーン途絶への対応等について定められた。重要物品に関しては、3か国以上が通報した重要物品の強靱性と競争力を向上させるための勧告を提供する行動計画を策定することを定め、行動計画には、供給源の多様化、物流上のボトルネックの緩和、連結性の強化、中小企業に重点を置いた事業取引のあっせんの加速化、共同研究開発の円滑化、貿易に対する障害の除去等を含むこととしている。サプライチェーン途絶時等の緊急会合についても合意した。途絶への対処の経験等の共有、生産増大等の奨励、共同の調達及び提供の探求及び円滑化、代替輸送能力へのアクセスの円滑化及び特定等を含め、可能な範囲内で途絶に対する他国対応を支援することを定めている。2023年11月には「IPEF 重要鉱物対話」の創設にも合意した。ただし、トランプ氏は、大統領就任後に IPEF の破棄を宣言しているため、米国はこれらの枠組みには参加しないだろう。

3. トランプ政権の重要鉱物政策

トランプ氏のサプライチェーン強化策はどうか。重要鉱物について、トランプ氏は 2017 年 12 月に重要鉱物の安全で信頼できる供給に向けた連邦政府戦略に関する大統領令を発出した。このなかで、米国は国家安全保障や経済活動に極めて重要な鉱物が国内に大量に埋蔵しているにもかかわらず、その大部分を輸入に依存していることを問題視し、米国領土のより徹底した探査が必要だとした。トランプ氏は石油・天然ガスについて、「ドリル、ベイビー、ドリル（掘って、掘って、掘りまくれ）」のスローガンを掲げており、重要鉱物についても同様に米国内での生産を優先すると考えられる。しかしながら、鉱山は生産が開始できるようになるまで、早くとも 10 年はかかる。仮に第二期トランプ政権が IPEF を破棄し、国内生産を優先したとしても、重要物資の安定的な調達のために国際連携は不可避だ。

4. MSP（鉱物安全保障パートナーシップ）

2022 年 3 月には米国国務省の主導で、MSP（Minerals Security Partnership : 鉱物安全保障パートナーシップ）が立ち上がった。2024 年 12 月時点で G7、豪、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、エストニア、インド、韓国の 15 メンバーが参加している。MSP は、クリーンエネルギー移行に不可欠な重要鉱物資源（ニッケル、コバルト、レアアース等）のサプライチェーン強靱化の確保を目的とし、①情報共有と協力、②投資ネットワーク、③ESG 基準の引き上げ、④リサイクルとリユースを 4 つの柱として活動している。環境負荷が高い重要鉱物精錬過程の寡占への対処のため、高い ESG 基準の浸透を図り、同基準による戦略的な鉱山開発・精錬・加工、投資の呼び込みを目指す。2024 年 9 月には、MSP 金融ネットワークの設立が発表された。参加国間の金融協力を強化して参加機関間の情報交換、共同融資を促進し、重要鉱物の多様で安全かつ持続可能なサプライチェーンを推進するとした。DFC（米国国際開発金融公社）、EIB（欧州投資銀行）、JBIC（国際協力銀行）、NEXI（日本貿易保険）などが参加する。また、今後は鉱物資源のリサイクル・リユースの実施にも取り組む方針だ。

5. PGII（グローバルインフラ・投資パートナーシップ）

PGII（Partnership for Global Infrastructure and Investment : グローバルインフラ・

投資パートナーシップ) は、米国の主導によって 2022 年 6 月の G7 サミットで立上げられた枠組みだ。G7 各国は 2027 年までに民間資金を含めて 6,000 億ドルの途上国インフラ投資支援を目指す。鉱物にかかるプロジェクトも進められており、世界的な銅鉱石の採掘地域である銅ベルト（コンゴ民・ザンビア）とアンゴラ・ロビト港とを結ぶロビト回廊や、タンザニアでのニッケル精錬を目指す東部アフリカ回廊等がある。第二期トランプ政権は他国への支援を縮小するとされているため、今後の米国の関与についての不透明さは残るものの、民間主導の取り組みを中心に継続する部分もあるだろう。

6. 二国間での協力枠組み

二国間での協力も継続する可能性がある。例えば米国は豪州との間で、2023 年 5 月に「気候、重要鉱物、クリーンエネルギー変革コンパクト (Compact)」に合意した。責任あるクリーンエネルギーと重要鉱物のサプライチェーンの拡大と多様化の支援、新興技術の市場開発等を目的とする。2023 年 10 月には、初のタスクフォース会合と政府・企業間の円卓会議を開催し、持続可能な採掘、鉱物回収の強化や多様化したサプライチェーン構築に合意した。重要な鉱物サプライチェーン全体にわたって、補完的な生産能力をマッピングするための協力や労働や環境保護を含む、業界共通の整合された ESG 基準の相互承認に向けて取り組むこととした。地域の優先事項を策定し、産業投資をサポートできるような情報共有の強化、重要な鉱物や商品の原産地を検証するためのトレーサビリティに関する協力の強化、鉱物市場取引の透明性を高める措置の検討を含め、非市場慣行に対処するための選択肢の開発、米国輸出入銀行とオーストラリア輸出金融公社の協力についても合意した。グラファイト（黒鉛）については、豪州企業の Syrah 社と Novonix 社が米国政府の支援を受けて米国の雇用とグラファイト生産に貢献しており、Syrah 社がルイジアナ州で精製する車載電池用グラファイト（黒鉛）の大半をテスラ社が調達することで合意している。

また、インドとの間でも 2024 年 10 月に重要鉱物のサプライチェーン強化のために協力するための覚書に署名した。優先分野には、米国とインドの重要鉱物の探査、抽出、加工、精製、リサイクル、回収において米印相互に有益な商業開発を促進するための機器、サービス、ポリシー、ベストプラクティスの特定が含まれている。

ただし、トランプ氏は二国間の「互恵的」な関係を重んじるため、相手国が高関税を維持している場合や、米国の輸出関心品目に規制をかけている場合などはこれまでと同じ関

係性が構築できるとは限らない。米国にとってのメリットを、より具体的に提示する必要があるだろう。

第3節 産業競争力の強化における対中依存の脱却

次に産業競争力の強化の視点だ。重要産業が特定の中国企業や中国の技術に依存する状態を避けるという観点でも、官民双方の国際連携は欠かせない。

1. IPEF のクリーン経済協定

まずは IPEF だ。2024 年 10 月に発効した IPEF のクリーン経済協定では、エネルギー安全保障の強化、クリーンエネルギーへの移行や運輸部門の脱炭素化など、重要な産業部門における加盟国間の協力を促進する。

「エネルギー安全保障及びクリーン経済への移行」では、2030 年までにクリーンエネルギーの貯蔵のために、少なくとも 1200 億米ドルの投資の促進に合意。カーボンリサイクル燃料（RCFs; 合成燃料、合成メタン等）については、既存のインフラストラクチャーの利用によって排出が削減できることを認識し、さらに、関心のある加盟国は RCFs の研究、開発及び利用を検討することで合意。脱炭素化の道筋として、低炭素な及び再生可能エネルギーによって生成された水素並びにその派生物（アンモニア等）の重要性を認識するとした。

「産業及び輸送部門における温室効果ガス排出削減技術・解決策の促進」では、持続可能な航空燃料（SAF）（石油を基礎としたジェット燃料を基準とした場合と比較してライフサイクルにおいて温室効果ガスの排出の大半を除去するものを含む）の生産及び利用可能性を拡大すること。2027 年までに地域において少なくとも 5 つのグリーン海運回廊の設置を開始するとした。

「持続可能な土地、水及び海洋の解決策」では、農業部門の重要性を認識し、農業生産性の向上の拡大を通じたクリーン経済への移行に関し、農業部門が、当該移行に寄与する機会を創出し、及び当該移行に対する課題をもたらすことの認識を共有。森林の持続可能な経営及び他の自然の生態系の持続可能な管理、それらの保全及び再生の慣行の強化に協力するとし、海洋に基づくクリーンエネルギー（潮汐エネルギー、波エネルギー及び洋上風力を含む）の重要な役割を認識した。

「クリーン経済への移行を可能にするインセンティブ/協力作業計画」では、地域全体でのクリーンな経済への移行、気候変動への適応、レジリエンスの構築には、政府、国内外の金融機関、世界の投資家、ソーシャルセクターによる公共投資および民間投資の大幅な拡大が必要であるとの認識で合意。加盟国は、協力作業プログラム（CWP）申請の申請が可能とする。CWP は、日本とシンガポール主導で 2023 年 5 月に立ち上げた「IPEF 域内水素イニシアティブ」第 1 号だ。

トランプ氏は IPEF の破棄を宣言しているため、IPEF のもとで合意した個別のイニシアティブへの参加というかたちをとることはなくなるだろう。だが、実態として進む政府間・企業間の協力が急遽途絶するとは考えにくい。

2. 次世代産業分野における企業間の協力

例えば、日米間では水素サプライチェーンの構築を目指している。2024 年 4 月、日米両政府は、再生可能エネルギー等から生成されたクリーンな水素を対象に、供給コストを下げる企業支援策を共同で検討する方針を打ち出した。米国はインフレ抑制法（IRA）で水素を生産する企業に税控除を行う。生産した水素 1 キロあたり 3 ドルを上限に控除する。製造時に出る CO₂ が少ないほど控除額が大きくなる。日本はクリーン水素と天然ガスの販売価格の差を補助する。対象は水素を日本国内で製造する事業者や、海外から輸入して販売する事業者を想定する。トランプ氏は大統領就任後に既存のエネルギー・環境政策を見直すとされており、IRA の修正も視野に入っているが、水素政策については共和党の支持もあり大幅な改正は実施されないとの見方が多い（2024 年 12 月末時点）。

民間での取り組みも進む。2024 年 1 月、エネオスは日米間のクリーン水素サプライチェーン構築のため、米国のメキシコ湾岸におけるクリーン水素製造を目指す米国企業 MVCE Gulf Coast, LLC 社（MVCE 社）への資本参画を発表した。MVCE 社と共同での水素製造検討や、効率的な水素の貯蔵・輸送形態であるメチルシクロヘキサン（MCH*）の製造・輸送の検討を行う。MVCE 社は、水素製造、アンモニア製造などの事業・プロジェクト開発に関する豊富な経験と知見を有し、米国メキシコ湾で世界有数規模の水素、MCH、アンモニアのプラント開発を行う。本資本参画により、メキシコ湾におけるコスト競争力のあるクリーン水素製造および MCH の日本への輸出に関する事業化の可能性についての検証を実施している。

*MCH は、トルエンに水素を反応させてできる有機ヒドライドの 1 つ。常温・常圧下

では 液体状態の炭化水素化合物で、タンク・配管・栈橋等の製油所の既存設備や、ケミカルタンカー・ローリー等の石油・化学品の輸送インフラを活用した輸送・貯蔵が可能。

この他にも、JERA とエクソンモービルとの間での低炭素水素・アンモニアの製造プロジェクトや、三菱商事と Proman 社がルイジアナ州で検討を進めるクリーンアンモニア製造プロジェクトなど多数のプロジェクトが動いている。

SAF についても、開発・生産・利用の促進について、米国では政府・国内外の企業が一体となった取り組みが進められている。2023 年 11 月、ボーイング社と米国政府は APEC 加盟国間で持続可能な SAF の開発と使用を促進する取り組みの開始を発表した。現在使用が承認されている SAF は、ライフサイクル CO₂ を最大 85%削減でき潜在能力が高いが、一方で、供給に限られ、コストが高く現在の SAF の使用量は、世界のジェット燃料需要の 0.1%に留まっている。ボーイング社の取り組みは APEC の運輸 WG でプロジェクトを支援するもので、SAF の持続可能な原料の入手可能性の特定、SAF 生産を最適化するための新たな経路の分析、既存の産業とインフラを活用した SAF 生産、SAF の生産と使用に関するポリシーの開発、SAF 会計メカニズムの調査等を行っている。

このほか、米州住友商事は、2024 年 2 月、再生可能燃料の開発事業者である Strategic Biofuels 社と、ルイジアナ州における木質バイオマス由来の SAF 生産に向けた共同開発契約の締結を発表した。本計画は世界で初めて大規模なカーボンネガティブの達成を可能にする。住友商事は、プロジェクトに必要な資金を提供する日本企業によるコンソーシアムの組成を主導した。製材加工の木材廃棄物などを原料としたバイオマス火力発電によるグリーンエネルギーも活用し、年間約 100 万トンの林業廃棄物を原料に SAF を製造し、年間 136 万トン（乗用車約 30 万台分に相当）の CO₂ を地中に貯留する計画だ。

米国への国内回帰を目指す第二期トランプ政権下において、米国内で進められているプロジェクトは継続していくだろう。

3. 米国の国家標準戦略

国際標準化の舞台でも米国は脱中国依存を目指す。国際標準化では近年、中国の存在感が目立つ。ISO（国際標準化機構）では、2014 年～2024 年までの委員会設置提案数のうち全外の 25%以上が中国によるものだった。IEC（国際電気標準会議）では、中国国営の大手発電企業の会長の舒印彪氏が、2020 年に IEC の会長に就任した。（2024 年 12 月末時点では交代済）

このようななか、ホワイトハウスは 2023 年 5 月に「重要・新興技術（CET）の標準化に関する国家戦略」を公表した。2022 年 10 月に公表した「国家安全保障戦略」と連動するもので、CET の標準化は米国の経済と国家安全保障に資するとして中国等の戦略的競争相手による挑戦を問題視している。CET の優先分野としては、通信・ネットワーク技術、半導体、AI・機械学習、バイオテクノロジー、測位・航法・タイミング（PNT）サービス、デジタル ID インフラ及び分散台帳技術、クリーンエネルギー発電と蓄電、量子情報技術を挙げている。従来、米国の国家標準化戦略は ANSI（米国規格協会）が主体となって 5 年毎に「USSS（The United States Standards Strategy）」を公表している。今般の国家標準化戦略は、USSS と連動をしつつも、安全保障上、特に重要な技術の国際標準化を米国がリードすることを打ち出している。具体的な施策として、技術革新を促進する標準化前の研究開発への投資強化。国内外を問わず、標準化活動における米国の参画の推進、標準化に関わる米国人材の増加のため、学界や中小企業を含めた産業界、市民社会の関係者への教育・訓練の機会の提供、同盟国・有志国とともに、国際標準化システムの公平性や統合性を促進することを掲げている。また、CET の標準化については米国と韓国との間の協力が進んでいる。2023 年 8 月には「韓米標準協力フォーラム」を開催し、米国の CET に関する国家標準戦略と韓国の先端技術標準化戦略を共有。半導体、AI、自動運転、量子技術、カーボンニュートラルなど 5 分野の国際標準を主導するための協力について議論している。国際標準化は米国発の技術を世界に浸透させていくための堅実な手立てだ。

第 4 節 まとめ

貿易、重要物資の調達、産業競争力の強化の側面から米国の脱中国依存を見てきた。米国第一主義を掲げ、国内回帰を目指す第二期トランプ政権下では、バイデン政権が進めてきた同志国との連携も同じ内容では継続しないだろう。バイデン政権が主導した IPEF も破棄を宣言している。他方で、「脱中国依存」が国際連携なしには進められないことも明らかだ。日本としては、仮に米国が抜けたとしても同盟国との間での協力を継続し、米国が復帰できる国際枠組みを維持し続けることにも意義がある。また、サプライチェーンの強化、産業競争力の強化ともに短期的に実現するものではない。米国の政策変化を見据えた中長期的な投資計画・事業計画を立てることも肝要だ。

参考文献

- ・ JETRO [「バイデン米政権、重要製品のサプライチェーン強化策発表」](https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/06/9d72b2ee702630ae.html) 2021年6月
(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/06/9d72b2ee702630ae.html>)
- ・ THE WHITE HOUSE [「UNITED STATES GOVERNMENT NATIONAL STANDARDS STRATEGY FOR CRITICAL AND EMERGING TECHNOLOGY」](https://www.nist.gov/standardsgov/usg-nss) 2023年5月
(<https://www.nist.gov/standardsgov/usg-nss>)
- ・ U.S. Department of Energy [「Critical Materials Assessment」](https://www.energy.gov/sites/default/files/2023-07/doe-critical-material-assessment_07312023.pdf) 2023年7月
(https://www.energy.gov/sites/default/files/2023-07/doe-critical-material-assessment_07312023.pdf)
- ・ CISTEC [「中国商務部によるガリウム及びゲルマニウム関連品目の輸出規制について」](https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20230704.pdf) 2023年7月
(<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20230704.pdf>)
- ・ CISTEC [「中国商務部による黒鉛及びその関連品目の輸出規制について」](https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20231026.pdf) 2023年10月
(<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20231026.pdf>)
- ・ JOGMEC [「米国の重要鉱物に関する政策及び最新動向」](https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20231026.pdf) 2023年11月
(<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20231026.pdf>)
- ・ 日本経済新聞 [「日米両政府、水素普及へ共同支援 企業優遇策を相互活用」](https://www.nikkei.com/article/DGZXQOUA048DX0U4A400C2000000/) 2024年4月
(<https://www.nikkei.com/article/DGZXQOUA048DX0U4A400C2000000/>)
- ・ 外務省・経済産業省 [「IPEF（インド太平洋経済枠組み）サプライチェーン協定（概要）」](https://www.meti.go.jp/press/2023/02/20240201002/20240201002-1.pdf) 2024年2月
(<https://www.meti.go.jp/press/2023/02/20240201002/20240201002-1.pdf>)
- ・ JETRO [「住友商事、米ルイジアナ州での持続可能な航空燃料（SAF）共同開発契約を締結」](https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/02/157e752e0f73c212.html) 2024年2月
(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/02/157e752e0f73c212.html>)
- ・ JETRO [「301条対中追加関税の見直し結果と今後の展望（米国）」](https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2024/263c42b409855725.html) 2024年6月
(<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2024/263c42b409855725.html>)
- ・ CISTEC [「中国商務部等によるアンチモン及び超硬材料関連品目等の輸出規制について」](https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20240819.pdf) 2024年8月
(<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20240819.pdf>)
- ・ U.S. Department of State [「Joint Statement on Establishment of the Minerals Security Partnership Finance Network」](https://www.state.gov/joint-statement-on-establishment-of-the-minerals-security-partnership-finance-network/) 2024年9月
(<https://www.state.gov/joint-statement-on-establishment-of-the-minerals-security-partnership-finance-network/>)
- ・ 外務省・経済産業省 [「IPEF（インド太平洋経済枠組み）クリーン経済協定（概要）」](https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100637136.pdf) 2024年10月
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100637136.pdf>)
- ・ U.S. Department of Commerce [「Secretary Raimondo and Minister Goyal Convene 6th U.S.-India Commercial Dialogue Meeting」](https://www.dhs.gov/secretary-raimondo-and-minister-goyal-convene-6th-u-s-india-commercial-dialogue-meeting) 2024年10月

(<https://www.commerce.gov/news/press-releases/2024/10/secretary-raimondo-and-minister-goyal-convene-6th-us-india-commercial>)

- ・ アジア経済研究所「[第2次トランプ政権が掲げる関税引き上げは世界経済と日本に何をもたらすか](#)」2024年11月

(https://www.ide.go.jp/Japanese/IDEsquare/Eyes/2024/ISQ202420_034.html)

第 8 章 韓国の対米直接投資と第 2 次トランプ政権の政策による影響

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部中国北アジア課アドバイザー 百本 和弘

要約

韓国の対米直接投資は 2020 年代に入って急増した。牽引役は製造業と金融・保険業であった。このうち、製造業については、主に半導体と二次電池関連の投資増によるもので、いずれも、当該業種の投資や生産に対する補助金支給、税額控除といったバイデン政権の産業政策に対応した投資であった。

他方、第 2 次トランプ政権では、バイデン政権の産業政策の修正や、関税率の引き上げなどが予想されている。これらは韓国企業の米国ビジネスに大きな影響を及ぼそう。韓国の主要シンクタンクの分析によると、例えば、関税引き上げは、米国市場における中国企業との競争の面では韓国企業に有利に作用するものの、全体としてみると、対米輸出は減少を余儀なくされ、韓国の GDP にもマイナスの影響を及ぼす見方が優勢である。

2024 年 12 月の尹錫悦（ユン・ソンニョル）大統領の非常戒厳宣言以降、韓国では政局の混乱が続いている、そのような中でも官民を挙げて第 2 次トランプ政権とのコミュニケーションを十分に図ることが重要と認識されている。

はじめに

近年、韓国の対米直接投資が大幅に増加している。対米直接投資の牽引役は製造業と金融・保険業であるが、このうち、製造業については、半導体と二次電池が主要な牽引役となっている。しかし、第 2 次トランプ政権が発足すると、従来の産業政策の修正や、輸入関税率の引き上げなど、米国の事業環境が大きく変化すると予想される。そのため、半導体や二次電池をはじめとした韓国産業界は、第 2 次トランプ政権の政策に対する対応を迫られている。

以上の問題意識の下、本稿では、まず、最近の韓国の対米直接投資について概観する。次いで、第 2 次トランプ政権の政策の影響について、韓国ではどのように認識されているのか、それに対してどのような対策を講じようとしているのかを探ることとする。

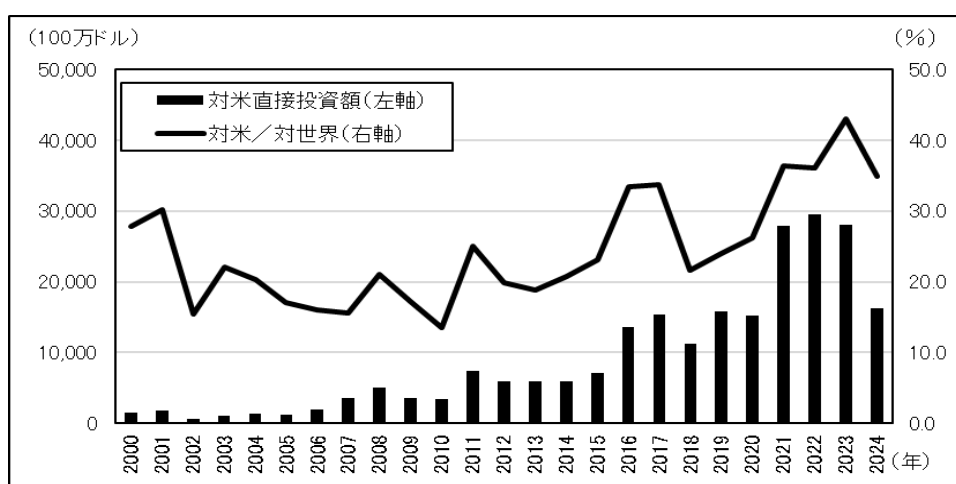
第1節 韓国の対米直接投資の動向

1. 急増した対米直接投資

韓国の対米直接投資は 2000 年代初頭以降、増加基調が続いている。特に、2021 年は前年比 83.7%増の 279 億ドル（実行ベース、以下同様）に急増し、過去最高を大幅に更新した。2022 年、2023 年も 2021 年並みの高い水準となった。韓国の対外直接投資全体に占める対米直接投資の割合も 2010 年代以降、上昇傾向にあり、直近の 2023 年は 43.2%に達するなど、さながら「米国一極集中」とも言える状況である（図 8-1）。

対米直接投資急増前の 2020 年から直近の 2023 年にかけての対米直接投資増加額について業種別寄与率をみると、製造業が 64.4%、金融・保険業（投資会社としての持株会社設立やベンチャーキャピタル投資など）が 55.6%に達しており、この 2 つの業種が対米直接投資を牽引している（寄与率がマイナスの業種があるため、これら 2 業種の寄与率の合計は 100%を超える）。さらに、製造業を細かくみると、「蓄電池製造業」（寄与率 26.5%）、「メモリー用電子集積回路製造業」（同 18.3%）の増加が突出している。このように、製造業については、半導体や二次電池関連の投資が対米直接投資を牽引した。これら 2 業種の対米直接投資が増加したのは、(1) 米国市場の拡大が見込まれたこと、(2) バイデン政権が対内直接投資を誘導する産業政策を採用したことが挙げられる。(2) については、半導体は「CHIPS および科学法（CHIPS プラス法）」^{（注1）}が、二次電池は「インフレ削減法（IRA）」^{（注2）}がいずれも 2022 年に成立したことが大きかった。

図 8-1. 韓国の対米直接投資の推移（実行ベース）



注 1. 2024 年は 1~9 月の合計

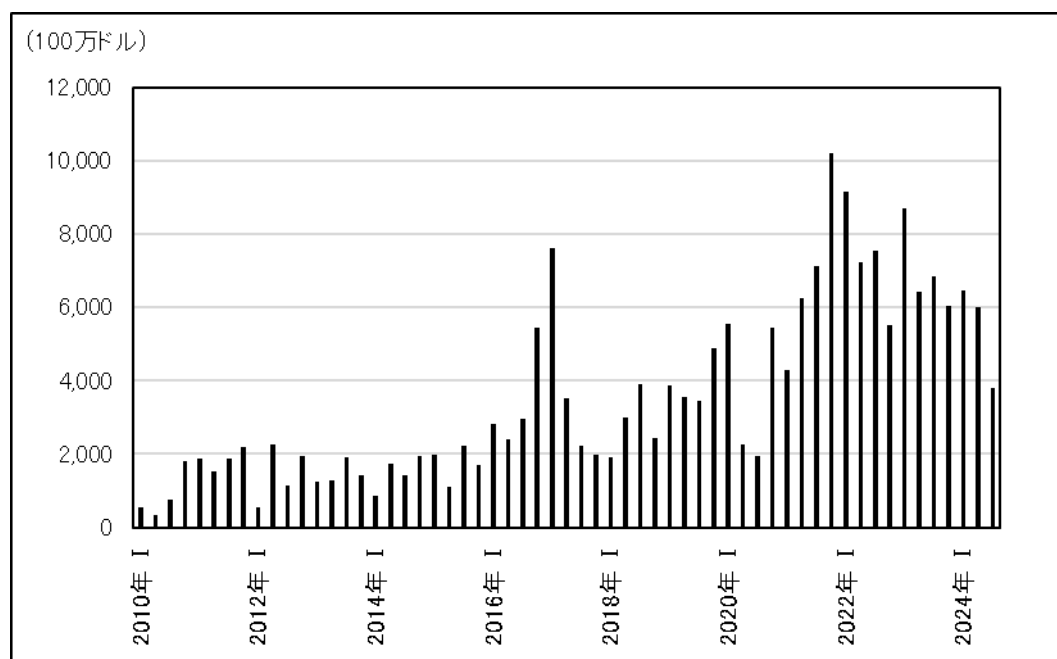
注 2. 本データベースは、新しい統計の公表時に過去に遡及してデータが更新される点に留意が必要。

出所：韓国輸出入銀行データベース

2. 四半期別でみると足元で減少

次いで、最近の動向について、対米直接投資を四半期別にみると、2021年第4四半期（10～12月）をピークに、対米直接投資が反動減しているように見える（図8-2）。特に、直近の2024年第3四半期（6～9月）の対米直接投資は前年同期比44.6%減の38億ドルと、2020年第3四半期以来、4年ぶりの低水準にとどまった。ついで、2024年第3四半期の対米直接投資について業種別にみると、前年同期比減少額の49.2%を金融・保険業が、40.3%を製造業がそれぞれ占め、この2業種が対米直接投資減少の主要因になった。さらに、製造業について細かくみると、自動車が増加した半面で、半導体や二次電池などが激減している。次項では、半導体と二次電池について、韓国企業の動向と合わせてみることにするが、結論を先に述べると、半導体は対米直接投資が続く可能性が十分にある一方、二次電池の対米直接投資はピークを過ぎたものと考えられる。さらに、本稿では詳しく論じないが、第2次トランプ政権で予想される「自国優先主義」により、海外企業に対する対米直接投資の圧力が增大するであろうことを考えると、足元の対米直接投資の減少が今後も傾向として続くと考えるのは早計かもしれない。

図8-2. 韓国の対米直接投資の推移(2010年第1四半期～2024年第3四半期、四半期ベース)



注1. 本データベースは、新しい統計の公表時に過去に遡及してデータが更新される点に留意が必要。

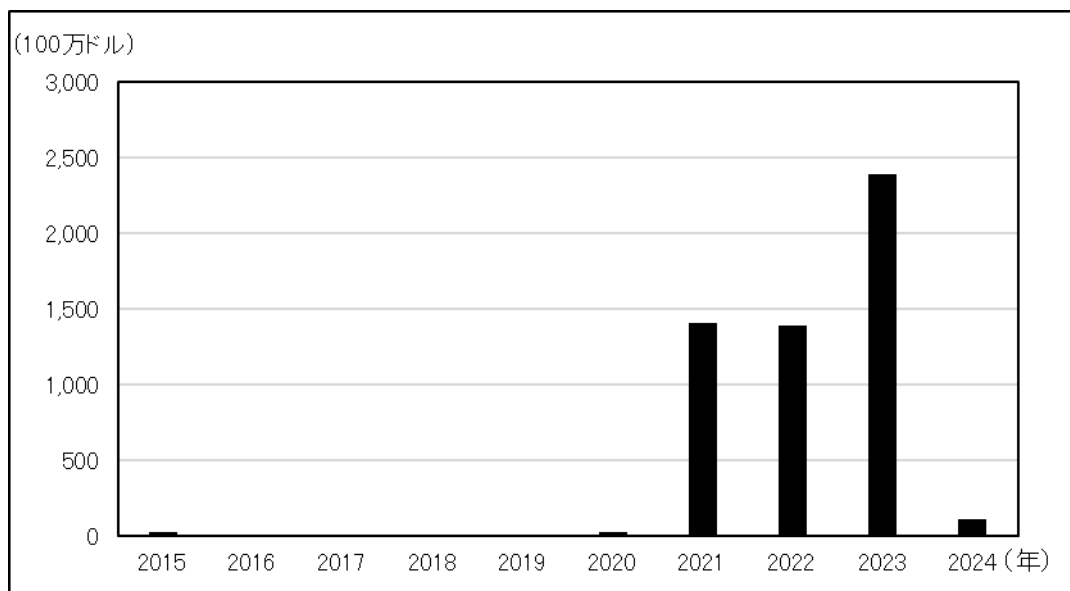
注2. 「I」は第1四半期（1～3月）を示す。

出所：韓国輸出入銀行データベース

3. 半導体・二次電池の対米直接投資と主要韓国企業の米国事業

半導体の対米直接投資は 2021 年から 2023 年にかけて活発だった後、2024 年は低調となっている（図 8-3）。しかし、これをもって、半導体の対米直接投資がピークを過ぎたとみるのは早計であろう。米国での半導体工場建設に必要な資金調達的手段としては、韓国からの直接投資以外にも、米国現地法人の内部留保、米国での借り入れなど、さまざまな手段がある。それにしても、2020 年以降、直近の 2024 年第 3 四半期までの半導体の直接投資累計額は 53 億 4,400 万ドルに過ぎず、次に述べるサムスン電子、SK ハイニックスの投資予定額とはかなりの乖離がある。また、サムスン電子は現在、新工場を建設中、SK ハイニックスは工場建設が本格化する予定で、今後さらなる資金調達が必要である。

図 8-3. 韓国の半導体分野における対米直接投資の推移



注 1. 2024 年は 1～9 月計。

注 2. 「半導体」は、業種小分類「メモリー用電池集積回路製造業」「非メモリーおよびその他電子集積回路製造業」の合計。

注 3. 本データベースは、新しい統計の公表時に過去に遡及してデータが更新される点に留意が必要。

出所：韓国輸出入銀行データベース

ちなみに、両社の計画は次のとおりである。

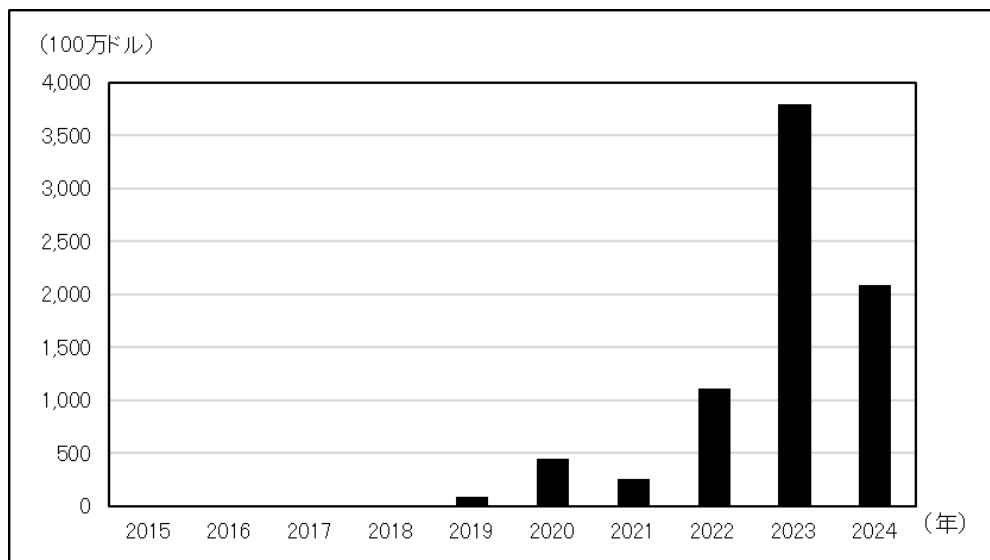
サムスン電子は 2021 年 11 月、170 億ドルを投じ、テキサス州にファウンドリ工場を新設する計画を発表し、2022 年に着工した。新工場では 5G、HPC（ハイパフォーマンス・コンピューティング）、AI（人工知能）などのさまざまな分野の先端システム半導体を生産するとした。各種韓国メディアによると、同社は 2024 年 4 月、投資額を 450 億ドル（メ

ディアによっては 440 億ドル) に増やし、ファウンドリ工場を追加建設し、先端パッケージング、研究開発施設も構築する方針を固めた。しかし、その後、米国政府との交渉を経て「2030年までに370億ドル以上」と、投資規模を縮小することとなった。投資規模縮小の理由は、ファウンドリ事業の実績不振、第2次トランプ政権の発足による不透明感、ウォン安ドル高の進行などとみられている。また、工場稼働開始時期は、当初予定の2024年下半期から2026年に延期されている。

SKハイニックスも、2024年4月、38億7,000万ドルを投じ、最新のHBM（広帯域メモリー）やDRAM向けの先端パッケージング製造・研究開発施設をインディアナ州ウェストラファイエットに建設することを発表した。同社では2028年下半期から次世代HBMなどAIメモリー製品を量産する予定としている。

一方、二次電池は、半導体と状況がやや異なる。二次電池の対米直接投資をみると、2023年がピークになっている（図8-4）。韓国の二次電池企業3社の米国投資計画をみても、2025年の稼働を目標に建設している新工場が多い（一部はスケジュールを後ろ倒ししている）（表8-1）。このように考えると、実際に二次電池関連の対米直接投資はピークを過ぎつつあると考えられよう。

図8-4. 韓国の二次電池分野における対米直接投資の推移



注1. 2024年は1～9月計。

注2. 「二次電池」は、業種小分類「その他二次電池製造業」「輸送装備用二次電池製造業」の合計。

注3. 本データベースは、新しい統計の公表時に過去に遡及してデータが更新される点に留意が必要。

出所：韓国輸出入銀行データベース

表 8-1. 韓国二次電池メーカーの米国生産拠点一覧（計画を含む）

企業名	地域名	生産能力	備考
LGエナジーソリューション	ミシガン州ホランド	26GWh(稼働中)、2025年までに40GWhに増強	
	アリゾナ州クイーンクリーク	53GWh(車載用円筒型 36GWh、ESS用パウチ型LFP電池 17GWh。いずれも2026年稼働予定)	LFP電池工場の建設工事が一時中断との韓国メディアの報道あり
	オハイオ州ローズタウン	40GWh(稼働中)	GMとの合併(第1工場)
	テネシー州スプリングヒル	50GWh(稼働中)	GMとの合併(第2工場)
	ミシガン州ランシング	50GWh(2026年稼働予定)	GMとの合併(第3工場)。韓国メディア報道によると、完成時期が遅延された模様
	オハイオ州ジェファーソンビル	40GWh(2025年稼働予定)	ホンダとの合併
	ジョージア州サバンナ	30GWh(2026年稼働予定)	現代自動車グループとの合併
SKオン	ケンタッキー州グレンデール	86GWh(第1工場は2025年、第2工場は2026年以降に稼働予定)	フォードとの合併(工場2カ所)
	テネシー州スタントン	43GWh(2025年稼働予定)	フォードとの合併
	ジョージア州コマース	21.5GWh(第1工場9.8GWh。第2工場11.7GWh)(稼働中)	第2工場の供給先を従来のフォードから現代自動車に変更するとの韓国メディアの報道あり
	ジョージア州パートウ	35GWh(2025年稼働予定)	現代自動車グループとの合併
サムスンSDI	インディアナ州ココモ	33GWh(2025年稼働予定)	ステランティスと合併(第1工場)
		34GWh(2027年稼働予定)	ステランティスと合併(第2工場)
	インディアナ州ニューカーライル	27GWh(2027年稼働予定)	GMと合併

出所：各社プレスリリース、各種韓国メディアなどを基に作成

第 2 節 第 2 次トランプ政権の政策が韓国経済・産業・企業に及ぼす影響

1. 影響が予想される第 2 次トランプ政権の政策

トランプ氏の主な発言などから予想される第 2 次トランプ政権の政策のうち、韓国企業に特に大きな影響を与えると考えられる政策（通商政策、環境・エネルギー政策など）は次のとおりである。

- ・ 関税引き上げ（対中関税を 60%引き上げ、メキシコからの自動車輸入関税を 100%～200%、全ての国からの輸入に 10～20%のベースライン関税、カナダ・メキシコからの輸入に 25%の関税など）
- ・ 対中政策（対中半導体輸出規制強化、対中投資規制強化、中国の対米直接投資審査強化、対中輸入規制など）
- ・ 産業政策（IRA による生産インセンティブの縮小・購入者税額控除の縮小およびリース車の例外扱いの見直し、CHIPS プラス法による補助金の縮小、など。「縮小」には「廃止」も含まれる。以下、同様。）

- ・ その他（法人税の引き下げ、米韓 FTA 見直しの可能性、など）

このような第 2 次トランプ政権で予想される政策によって、韓国経済や韓国企業はどのような影響を受けるのであろうか。これについて、本稿では、韓国の主要シンクタンクのレポートを中心に、韓国メディア報道も交えて、整理することとする。取り上げるレポートは、2024 年秋以降に発表された次の 5 つのレポートである。まず、政府系シンクタンクの産業研究院は、2024 年 10 月、米国大統領選でハリス氏が勝利した場合とトランプ氏が勝利した場合に分けて、韓国産業界に及ぼす影響を分析した（産業研究院 [2024a]）。ついで、米国大統領選挙でトランプ氏が勝利を取めた直後の同年 11 月に、民間シンクタンクの韓国貿易協会国際貿易通商研究院が第 2 次トランプ政権で予想される政策が韓国産業界に及ぼす影響についての分析を発表した（韓国貿易協会国際貿易通商研究院 [2024]）。ほぼ同時期に政府系シンクタンクの対外経済政策研究院が類似のテーマの分析を発表した（対外経済政策研究院 [2024]）。同年同月に、産業研究院は 2025 年の経済・産業展望を扱ったレポートの中で、第 2 次トランプ政権のベースライン関税による対米輸出への影響などについての分析結果を発表した（産業研究院 [2024c]）。さらに、2024 年 12 月、産業研究院は再度、第 2 次トランプ政権のベースライン関税による対米輸出への影響などについての分析結果を発表した（産業研究院 [2024b]）。

2. 第 2 次トランプ政権で予想される政策が韓国経済・産業全般に及ぼす影響

(1) 輸出全般への影響

第 2 次トランプ政権で関税引き上げが行われた場合、韓国の対米輸出への影響は大きく、①米国の輸入総額の減少、②関税引き上げ幅が相対的に大きい対中輸入から相対的に小さい対韓輸入への代替、の 2 つに分けられる。韓国の対米輸出にとって①は減少要因、②は増加要因になるが、韓国の専門家は、①が②より大きいため、韓国の対米輸出は全体として減少するとの見方で一致している。さらに、韓国の第三国向け輸出への影響も予想される。例えば、韓国にとって中国は米国と並ぶ 2 大輸出先であるが、韓国の対中輸出の主体が中間財であることを考えると、中国の対米輸出が減少すると、そこに組み込まれている中間財の対中輸出が減少する。以上の結果、韓国国内の生産活動が縮小し、韓国の国内総生産（GDP）も減少するとみられている。

以上について、産業研究院 [2024b] は次のように分析している。

- ・ 米国の中国、メキシコ、カナダ、韓国などに対する 4 つの関税賦課シナリオを想定した結果、対米輸出は 9.3%減ないし 13.1%減となり、これにより、国内付加価値は 7.9 兆ウォン減ないし 10.6 兆ウォン減となる。相対価格の変化により輸出国間の代替効果が一部発生するにもかかわらず、輸入市場の縮小の影響の全てを相殺するには至らず、対米輸出が減少する。
- ・ 自動車の対米輸出は 7.7%減ないし 13.6%減、半導体は 4.7%減ないし 8.3%減と予想される。自動車は競合国に対する関税水準が低いほど、半導体は米国の対世界関税水準が高いほど、韓国に不利になる可能性が高い。米国の対中輸入関税はすでに高く、中韓間の競合関係が限定的なため、中国企業の価格競争力の低下が韓国企業のシェア拡大につながる効果は限定的と考えられる。
- ・ 企業の生産拠点の移転など、ベースライン関税賦課による投資流出効果を考慮した場合、付加価値の減少額はさらに大きくなる。

その他のレポートも分析結果は類似している。

- ・ 自動車・同部品については、追加関税の賦課などで完成車輸出が減少し、米国現地生産車が増加する。半面、中国製部品の輸入が制限されれば、韓国の対米自動車部品輸出が増加する可能性がある。(産業研究院 [2024a])
- ・ 米国の中国に対する高関税賦課、中国の第三国迂回防止などの措置で、韓国企業の輸出が減少し、関税負担が増加するなどの影響がありうる。(韓国貿易協会国際貿易通商研究院 [2024])
- ・ 米国の中国に対する関税が全面的に引き上げられる場合、中国製品の代替需要増加によるメリットが期待できるが、自動車、二次電池、半導体、鉄鋼などの韓国の主力対米輸出品目については、米国市場での中国製品のシェアが低いため、代替効果は限定的である。ただし、米国の対中輸入上位品目のうち、従来、対中規制水準が低く、米国市場で中韓の競合度が高い電力貯蔵システム (ESS) 用二次電池、自動車部品などの一部品目はメリットがありうる。(韓国貿易協会国際貿易通商研究院 [2024])
- ・ 第 2 次トランプ政権で強化が予想される対中牽制政策は韓国企業にとってチャンスとなる可能性があり、これを積極的に活用する方法を検討すべき。これまで、米国市場で中国製品が圧倒的な地位を享受してきた分野について、韓国企業が新たな取り組みを行う必要がある。(韓国貿易協会国際貿易通商研究院 [2024])
- ・ 対中牽制・貿易赤字解消の手段として言及された関税措置が現実化した場合、中国の

対抗措置、第三国の類似の措置導入などで世界の通商環境が混乱するおそれがある。
(対外経済政策研究院 [2024])

- ・ 米国が主要輸入相手国に 10%、中国に 60%の関税を賦課した場合、韓国の対米輸出は、2021~2023 年の平均輸出額基準で約 55 億ドル減少する (8.4%減)。さらに、関税引き上げのシナリオによっては (ベースライン関税が 20%に引き上げなど)、最大で 93 億ドル減少する (14.0%減)。ただし、韓国が競争力を確保している機械類、半導体などで代替効果が大きく、2021~2023 年平均輸出額比で 2.2 ポイントまたは 2.6 ポイントの増加が期待できる。シナリオ別の輸出減少額を付加価値に換算すると、経済成長率は 0.1 ポイント低下または 0.2 ポイント低下する。(産業研究院 [2024c])

(2) 在米韓国系企業への影響

競争環境の面では、サプライチェーンの「脱中国化」により、前述の輸出全般での影響と同様、中国企業と競合関係にある業種で、事業機会の拡大が見込まれている。

また、法人税引き下げに対して、期待が寄せられている。韓国貿易協会国際貿易通商研究院 [2024] は、「第 2 次トランプ政権の法人税引き下げなどの企業に優しい政策や規制緩和措置は、在米韓国系企業の負担の部分的な軽減につながる」としている。ちなみに、「韓国経済新聞」(2024 年 11 月 24 日、電子版) は、韓国バッテリー産業協会のパク・テソン常勤副会長の話として、「在米韓国系企業が法人税引き下げの対象になれば、そのメリットは EV 補助金廃止による間接的なデメリットより大きくなりえる」と報じている。

(3) 為替レートの影響

第 2 次トランプ政権下では、減税や関税引き上げがドル高につながるとの見方が多い。また、後述する韓国の政局不安もあり、米国大統領選挙以降、ウォン安ドル高が進行している。執筆時点 (2025 年 1 月中旬) では、リーマン・ショック時以来のウォン安ドル高水準となっている。

ウォン安ドル高は、韓国経済にとっては輸出拡大、韓国企業にとっては海外であげた利益のウォン換算額増加というプラスの側面がある。しかし、韓国では総じて、輸入原材料価格の上昇やドル建て債務の増加などのマイナスの影響が大きいとみられている。特に、近年、米国に大規模投資を行っている業種で、マイナスの影響が大きい。例えば、「ヘラルド経済新聞」(2024 年 12 月 9 日、電子版) は、「輸出を主力とする企業にとって、ウォン

ン安の進行は中長期的にはマイナスだ。原材料価格の上昇に加え、海外での投資費負担が増え、外貨建て負債が増加した企業の場合、為替差損も大きくなる可能性があるため」と報じている。さらに同紙は「米国で大規模な投資を進めているサムスン電子と SK ハイニックスにとって、ウォン安は莫大な投資費の増加につながるとみられる」「LG エナジーソリューション、サムスン SDI、SK オンの二次電池 3 社は、米国現地工場建設などに巨額を投資してきた。それに伴うドル建て負債規模が大きく、為替損失は避けられないとみられる。(中略) LG エナジーソリューションは事業報告書(2024年第3四半期)で、ウォンがドルに対して 10%安くなると、2,389 億ウォンの税引前損失が発生することに言及している」と報じている。

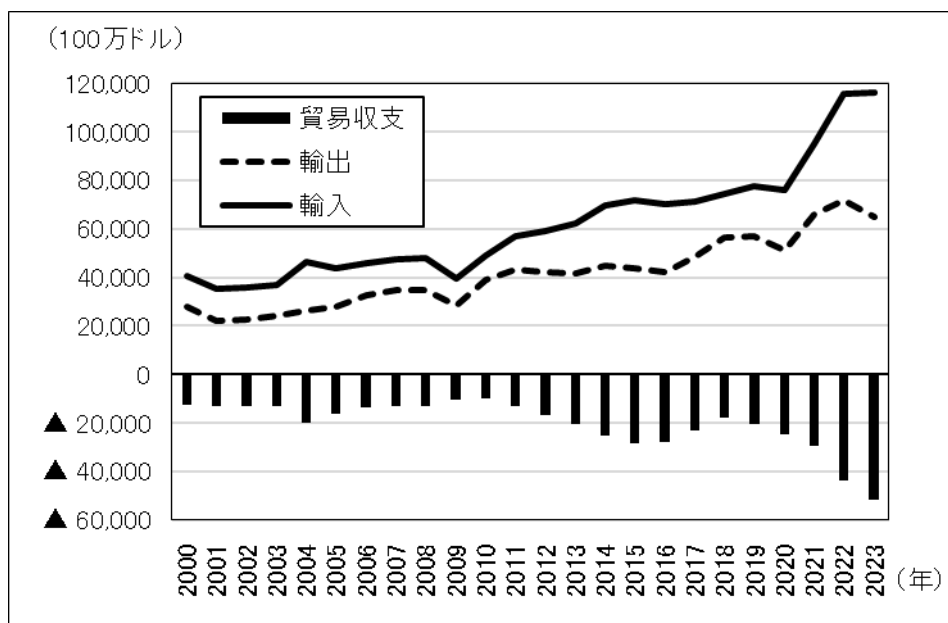
(4) 米韓 FTA 見直しの危惧

第 2 次トランプ政権では貿易赤字削減圧力が高まることも予想される。韓国は米国にとって、中国、メキシコ、ベトナム、ドイツ、日本、カナダ、アイルランドに次ぐ 8 番目の貿易赤字国(2023 年)で、必ずしも目立った存在ではない。しかし、2023 年の米国の対韓貿易赤字は第 1 期トランプ政権発足前の 2016 年に比べて、85.8%も増加するなど、増加傾向にある。さらに、2024 年の対韓貿易赤字は、1~10 月の合計ですでに 2023 年を上回っており、通年で過去最大を記録したものと考えられる。こうしたことから、韓国も第 2 次トランプ政権から貿易赤字削減圧力を受ける可能性がある。

そこで俎上に上がる可能性があるのが米韓 FTA 見直しである。ちなみに、「毎日経済新聞」(2024 年 11 月 7 日、電子版)は、「第 2 次トランプ政権の貿易不均衡解消要求が韓国に向かうことがありえ、その過程で米国が米韓 FTA の基本ルールを揺るがす懸念もある」と述べている。実際、第 1 期トランプ政権時には、米国の対韓貿易赤字を背景に FTA 改定交渉が行われ、2018 年 9 月に改訂協定の署名が行われた。当時は、多額の対韓貿易赤字を計上していた自動車部門が中心で、「米国は貨物自動車の関税(25%)撤廃時期を 2021 年から 2041 年に 20 年間延期する」「韓国は、メーカー当たり年間 5 万台(従来は 2 万 5,000 台)まで、米国の自動車安全基準を満たした車両を、韓国の安全基準を満たしたものと見なす」「韓国は、燃費・温室効果ガス関連の現行基準を 2020 年まで維持し、2021~2025 年の次期基準設定時に米国基準などグローバル・トレンドを考慮する」といった内容が盛り込まれた。自動車以外では、新薬の薬価制度、原産地検証などの見直しが行われた。現時点では、FTA 見直しの具体的な争点は話題になっていないが、自動車、二次電池、半導

体といった業種で対韓貿易赤字額が大きいため、これらが改定の俎上に上る可能性があるう。

図 8-5. 米国の対韓輸出入の推移



出所：米国商務省

3. 特定産業への影響

(1) 半導体

半導体については、CHIPS プラス法に基づく助成額の削減と対中規制強化による影響に焦点が当てられた。

前者については、トランプ氏が半導体補助金の縮小について言及していたため、韓国の半導体企業は第 2 次トランプ政権発足前の助成金確定を急いだ。その結果、米国商務省は 2024 年 12 月 19 日に、SK ハイニックスに対する助成金を最大 4 億 5,800 万ドルに確定、翌 20 日、サムスン電子に対する助成金を最大 47 億 4,500 万ドルに確定したことをそれぞれ発表した。いずれも、同省によるデューディリジェンスの完了後に助成金が支給されることとなっている。

他方、後者の半導体を巡る対中規制強化については、プラス面としては、韓国と競合する中国の半導体産業の技術力向上の速度が鈍ることへの期待がある。たとえば、産業研究院では「中国に対する製造装置輸出規制により、中国の半導体技術のキャッチアップが遅

れる」(産業研究院 [2024a])と述べている。他方、マイナス面は、サムスン電子・SK ハイニックスの中国国内の半導体生産拠点がさまざまな制約を受けることが挙げられる。サムスン電子は陝西省西安市で NAND 型フラッシュメモリーを生産、江蘇省蘇州市でパッケージングを行っており、SK ハイニックスは江蘇省無錫市で DRAM を、遼寧省大連市で NAND 型フラッシュメモリーをそれぞれ生産、重慶市でパッケージングを行っている。これらの工場は「認定エンドユーザー (VEU)」に認定されており、米国商務省産業安全保障局 (BIS) から極端紫外線 (EUV) 露光装置など限られた先端製造装置を除くほぼ全て米国輸出管理規則 (EAR) 対象製品の搬入に対して包括的な許可を与えられており、個別の許可申請は不要となっている。しかし、第 2 次トランプ政権では、この包括的許可が取り消されるおそれがあるとし、警戒している。また、先端半導体の生産ほど、搬入が認められていない先端製造装置が必要なため、韓国半導体企業の中国生産拠点は製品の高度化ができず、中国半導体メーカーのキャッチアップを受けることになる。

これらの点について、韓国の主要シンクタンクでは次のように指摘している。

- ・ 米国の対中規制強化により韓国半導体企業の中国リスクが増加する。例えば、先端半導体製造装置の対中輸出規制が強化されると、対中輸出比率が高く、中国に積極的に進出している韓国半導体企業に悪影響が及ぶ。また、サムスン電子、SK ハイニックスの中国生産拠点への半導体製造装置の搬入を無期限で猶予している措置が撤回される可能性もある。(韓国貿易協会国際貿易通商研究院 [2024])
- ・ 第 2 次トランプ政権は、輸出統制強化とともに輸出統制対象品の範囲拡大の可能性もあり、韓国企業の中国内の半導体生産拠点運営に伴うリスクはさらに拡大する見通し。(対外経済政策研究院 [2024])

(2) 電気自動車 (EV)

第 2 次トランプ政権発足以降、IRA の税額控除の縮小などが EV 市場拡大の阻害要因になると見られている。また、韓国製 EV をリース車として販売すれば税額控除を受けられるという例外規定がなくなる可能性が高いとみられている。

このような中で、現代自動車グループ (現代自動車・起亜) は IRA の税額控除基準を満たすべく、米国での EV 工場建設を進めてきた。米国エネルギー省は、2025 年 1 月 2 日、米国現地生産する同グループの 5 つの EV モデルに対し、税額控除対象に含めたことを発

表した。また、同グループは市場の動向をみつつ、新工場でハイブリッド車も生産できる体制を構築している。ちなみに、「中央日報」（2025年1月2日、電子版）は、「現代自動車グループは当初、新工場をEV専用生産拠点として運営する計画だった。しかし、EV需要停滞とともに補助金廃止という難関が生じた」「現代自動車グループは『柔軟な対応』に向けて準備してきたという立場だ。（同社では）『EVとハイブリッド車の並行生産比率は市場の状況により変わる』としている」と報じた。

主要シンクタンクのレポートでは、次のように指摘されている。

- ・ EV補助金縮小やガソリン車の規制緩和により米国EV市場が縮小し、ガソリン車・ハイブリッド車市場が拡大することにより、米国国内のEV生産設備の投資調整が不可避で、工場の用途変更が必要。（産業研究院 [2024a]）
- ・ 韓国の自動車メーカーは、EVのリスクは多少増えるものの、ガソリン車の競争力も十分なため、リスクはある程度相殺される。（韓国貿易協会国際貿易通商研究院 [2024]）
- ・ EV産業への支援額が削減される場合、IRA発効以降、米国に最も多くの投資（再生可能エネルギー・EV製造業分野、投資件数ベース）を行った韓国企業は悪影響が不可避。（韓国貿易協会国際貿易通商研究院 [2024]）

(3) 二次電池

二次電池を巡る第2次トランプ政権の政策については、前述のとおり、需要先のEV市場が伸び悩む可能性があるほか、IRAで定められている「先端製造生産比例税額控除」が縮小される代わりに二次電池原材料の関税が引き上げられる可能性や、二次電池のサプライチェーンから中国を排除する動きが強まる可能性がある。ここで、「先端製造生産比例税額控除」は、米国で生産した二次電池セル・モジュールを販売するごとに一定の税額を控除できる制度を意味する。

このような政策の変更は韓国の二次電池企業にプラスの影響、マイナスの影響の双方をもたらす。

プラスの影響としては、米国の二次電池市場に対する中国企業の参入障壁が高まり、米国二次電池市場のかなりの割合を韓国企業が確保できることが挙げられる。特に、中国企業に比べて劣位にあるLFP電池については、韓国企業が競争力強化のための時間を稼ぐこ

とができる。また、韓国企業は二次電池に使用する一部の材料や重要鉱物を中国に依存している。しかし、サプライチェーンの脱中国の流れで、韓国企業は二次電池材料や重要鉱物についても競争力を高め、米国市場で大きなシェアを獲得できうる。ちなみに、「聯合ニュース」（2024年12月22日）は、「中国産負極材を対象とした米国の関税が大幅に引き上げられれば、中国産負極材の価格攻勢を受けている韓国唯一の負極材量産企業のポスコフューチャーエムが対米輸出に活路を見出しうる」と述べている。

他方、マイナスの影響としては、まず、IRAの見直しによる二次電池市場の縮小や「先端製造生産比例税額控除」の縮小による営業利益の減少が挙げられる。特に、後者について、米国で二次電池を生産中のLGエナジーソリューション、SKオンの2024年1～9月の営業利益をみると、「先端製造生産比例税額控除」が両社の業績を大きく下支えしていることがわかる（表8-2）。よって、これが縮小されると、韓国の二次電池メーカーにとって大きな打撃になりうる。さらに、韓国の二次電池企業は米国で大規模生産拠点を構築中である一方で、二次電池材料については韓国、カナダなど、米国とのFTA締結国からの輸入に依存する割合も高い。仮に、これらに対し高関税を課せられた場合、二次電池材料の米国生産のための投資費用がさらにかかるおそれがある。

表 8-2. 韓国の二次電池企業の内訳別営業利益（損失）（2024年1～9月）

（単位：億ウォン）

	LGエナジー ソリューション	SKオン
先端製造生産比例 税額控除	11,027	2,111
上記以外	▲3,018	▲9,787
営業利益（損失）	8,009	▲7,676

出所：各社四半期報告書を基に作成

ちなみに、主要シンクタンクのレポートでは次のように言及されている。

○プラスの影響

- ・米国二次電池市場における中国企業に対するけん制のため、現地市場で韓国企業のシェア上昇が見込まれる。（産業研究院 [2024a]）

○マイナスの影響

- ・ 米国 EV 市場の縮小により、米国の二次電池需要が減少するおそれがある。その場合、米国での投資縮小が不可避。(産業研究院 [2024a])
- ・ 韓国は IRA のメリットを享受している代表的な国である。しかし、EV 需要の伸び悩みで二次電池市場が伸びない中で、中国発の過剰供給と第 2 次トランプ政権の不確実性が重なり、米国内の工場建設を一時中断したり既存の計画を変更する二次電池企業が出てきている。(韓国貿易協会国際貿易通商研究院 [2024])

以上のような影響が見込まれる中、韓国の二次電池メーカーは、投資スケジュールの見直しや、用途を車載用から ESS に変更するなどといった対策を行っている。例えば、「毎日経済新聞」(2024 年 12 月 8 日、電子版)は、「(韓国の二次電池企業は)車載用途以外の二次電池市場の発掘・販売拡大などの多角化戦略を行っている」とした上で、個々の企業については「LG エナジーソリューションは(米国国内の)一部生産設備を ESS 用に転換した」「サムスン SDI は ESS 技術開発とともに顧客多角化でリスクを回している」「SK オンは、(中略)あらたに角型電池の開発に注力している」と紹介している。

4. 韓国企業の海外事業への影響

韓国企業の海外事業のうち、第 2 次トランプ政権の政策により影響を受ける可能性が高いのが中国とメキシコである。中国については半導体などですでに述べたので、ここではメキシコについて整理する。

トランプ氏はメキシコからの輸入に 25%の関税を課す考えを明らかにしている。他方、韓国企業のメキシコ生産拠点は米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)を活用した北米市場向け生産拠点でもあることから、25%の関税は対米輸出の大きな障害となる。韓国貿易協会国際貿易通商研究院[2024]は、「USMCA の自動車原産地規制が強化された場合、メキシコに投資した韓国企業もサプライチェーンを再調整したり、生産コスト増加に見舞われる可能性がある」と述べている。

影響を受ける可能性があるのは主に、韓国のエレクトロニクス企業や自動車企業のメキシコ生産拠点である。具体的な企業名として、「聯合ニュース」(2024 年 11 月 17 日)は、LG イノテック(車両用カメラモジュールなど)、サムスン電機(電装用カメラモジュール)を挙げた上で、LG イノテックはメキシコ工場の着工を先延ばしにしていると述べている。

同じく「聯合ニュース」(2024年11月26日)は、サムスン電子(家電製品、テレビ)、LG電子(テレビ、冷蔵庫、電装など)、LS電線(電力配電システム、二次電池部品)を、「毎日経済新聞」(同日、電子版)は、起亜(自動車)、ポスコインターナショナル(駆動モーター)、現代モビリス(自動車部品)、現代トランシス(同)、現代ウィア(同)、LSオートモーティブ(同)を挙げている。

ただし、メキシコに米国市場向け生産拠点を構築しているのは韓国企業に限っていない。業種によっては、韓国企業のメキシコ生産依存度が他に比べ低ければ、韓国企業は相対的に有利との見方もある。

5. 各シンクタンクのレポートによる政府・企業への提案

各シンクタンクのレポートでは、次のように、韓国政府や韓国企業に対する提案を掲載している。

政府に対しては、通商外交の努力を要請している。輸入関税引き上げなどに対しては、米国の対韓貿易赤字は増加傾向にあるが、これは韓国の対米直接投資拡大に伴うものであると米国政府を説得すべき、その際には韓国の対米直接投資規模が大きく、米国の雇用拡大や中国を除外したサプライチェーン構築に貢献していることを訴えるべき、という内容が主体となっている。

韓国企業に対しても、地域経済を味方につけるべき、過度な米国依存を回避すべき、といった提案がなされている。具体的には次のとおりである。

- ・ 自動車全般については、追加関税賦課などのリスクが存在するために、それを最小限に抑えるための通商外交的な努力が必要。対米自動車輸出を大規模に行っている国、対米自動車貿易収支で黒字を計上している国と協力し、米国の追加関税賦課を阻止すべき。(産業研究院 [2024a])
- ・ 米国に集中している完成車の輸出先多角化が必要。(産業研究院 [2024a])
- ・ EV サプライチェーンから中国が排除されるため、韓国自動車産業・企業主導でサプライチェーンの多角化・国内生産基盤強化を通じ、世界の自動車サプライチェーンを主導できる努力が必要。(産業研究院 [2024a])
- ・ 二次電池については、韓国企業の米国の地域経済への貢献を分析し、分析結果を米国との交渉時にレバレッジとして活用すべき。(産業研究院 [2024a])

- ・ 韓国は第 2 次トランプ政権が納得できるロジックを開発し、他の国と比較して突出した対米直接投資実績をレバレッジに、第 2 次トランプ政権の対応の変化を誘導すべき。
（中略）韓国企業の対米直接投資により、米国の対韓貿易赤字で大きな割合を占める自動車・半導体・二次電池分野の輸出が米国現地生産に転換し、貿易収支が徐々に均衡に向かう可能性があるため、第 2 次トランプ政権の目的が「貿易収支改善」であれば、韓国の対米直接投資の履行を支援することが必要との論理を提示できる。企業レベルでは、個々の企業の投資が米国の地域経済や雇用創出にどう貢献したかを広報し、韓国の対米投資に対する友好的な世論形成につなげるべき。（対外経済政策研究院 [2024]）
- ・ （IRA 見直しについては）米国市場における主要財に対する中国の供給を遮断するという大目標の一環として新たな規制を導入する必要性を第 2 次トランプ政権に検討させることができる。（対外経済政策研究院 [2024]）
- ・ 在中韓国系企業の被害（半導体生産）が予想される場合、米韓間の産業・サプライチェーン対話チャンネルを通じ、韓国の立場と要請を伝えるべき。例えば、サムスン電子と SK ハイニックス半導体の中国国内の生産拠点に対する認定エンドユーザー（VEU）地位供与は米韓政府間の緊密な協議を通じて行われた。政権の判断によって地位が変わる可能性があるため、第 2 次トランプ政権でも継続的な VEU 地位認定が必要。（対外経済政策研究院 [2024]）

終わりに

韓国では、2024 年 12 月 3 日の尹錫悦大統領の非常戒厳宣言以降、国会の尹大統領弾劾訴追案可決をはじめ、政局の混乱が続いている。憲法裁判所が尹大統領の罷免を認めるかどうか、罷免になった場合の大統領選挙の結果がどうなるのか、見通しがしにくい状況にある。このような中、第 2 次トランプ政権発足時に、韓国はトップ外交ができないことについて危惧する声が韓国国内で挙げられている。例えば、「毎日経済新聞」（2024 年 12 月 23 日、電子版）は、「企業はトランプ政権発足時に国内政治状況による経済外交の空白を憂慮している。政府と民間がともに米国の新しい通商政策に共同で対応する努力が必要」とする有力経済団体トップの談話を紹介している。

参考文献（韓国語、カナダラ順）

- ・ 産業研究院 [2024a] 「米国大統領選 シナリオ別の韓国産業への影響と対応方向」『i-KIET 産業経済イシュー』第 173 号
- ・ 産業研究院 [2024b] 「トランプ普遍関税の効果と分析 対米輸出と付加価値効果を中心に」『i-KIET 産業経済イシュー』第 176 号
- ・ 産業研究院 [2024c] 「2025 年経済・産業・展望」
- ・ 対外経済政策研究院 [2024] 「米国トランプ 2.0 行政部の経済政策展望と示唆点」『KIEP 世界経済』Vol.24 No.17
- ・ 韓国貿易協会国際貿易通商研究院 [2024] 「2024 年米国選挙と通商環境の展望」『KITA 通商レポート』2024 Vol.12

注¹ CHIPS プラス法は、米国内で半導体製造施設の建設・拡張などを行う企業に対して 390 億ドルの助成と 25%の投資税額控除を行うほか、研究開発を行う企業に対する 110 億ドルの助成などを規定している。

注² IRA に基づく優遇措置として、EV 購入者の税額控除（7,500 ドル）と二次電池メーカーの税額控除が挙げられる。

EV 購入者の税額控除（7,500 ドル）の要件は次のとおり。

- ・ 車の最終組み立てが北米で行われること。
- ・ 二次電池材料に使われる重要鉱物に、米国または米国の FTA 締結国で抽出・処理された鉱物などの調達率の要件がある。また、「懸念される外国（中国など）の事業体」で抽出・処理された鉱物を調達した場合には、2025 年（一部は 2027 年）以降、税額控除はなされない。
- ・ 二次電池部品には、北米で製造・組み立てが行われた部品の割合の要件がある。また、「懸念される外国（中国など）の事業体」で製造・組み立てが行われた部品を使用した場合には、税額控除はなされない。

他方、二次電池メーカーに対しては、IRA の「先端製造生産比例税額控除」規定に基づき、米国で生産した二次電池セル・モジュールの販売に対して一定の税額が控除される。

第9章 米新政権の日本や IPEF などに与える影響と対応

(一財) 国際貿易投資研究所

研究主幹 高橋 俊樹

要約

- ドナルド・トランプ大統領は、世界一律 10～20%のユニバーサル・ベースライン関税や 60%の対中関税などの賦課を表明した。こうした中で、第一段階の日米貿易交渉で積み残した日本の自動車・同部品、農産物、医薬品、通信機器などの自由化で大幅な譲歩を勝ち取るため、ユニバーサル・ベースライン関税をそのための取引材料にする可能性がある。
- 米国の有力紙は 2025 年 1 月 6 日、まだ明確に決まってはいるが、ユニバーサル・ベースライン関税は、鉄鋼・アルミ、医療用品、バッテリー、レアアース、太陽光パネルなどの重要品目に対象を絞って適用される計画があることを報じた。
- トランプ大統領はフェイクニュースだとして即座に否定したものの、この報道はトランプ政権移行チームを含むトランプ第二次政権の中において、1 月 20 日の大統領就任式前の時点においては、ユニバーサル・ベースライン関税や 60%の対中関税などの方向性に関する議論が定まっていないことを示すものと考えられる。
- もしも、トランプ大統領による 60%の対中関税が実施されれば、中国からの報復は NVIDIA への独占禁止法の調査開始と同様な措置とともに、重要鉱物の輸出管理規制の強化などのように、これまでにない幅広いものになり、米中対立のハードランディングに繋がる可能性がある。
- カナダの中に、メキシコが中国からの投資や自国内での中国車の生産を規制する動きを示さない限り、メキシコを USMCA (米国・メキシコ・カナダ協定) から除外し、新たに米国とカナダのみで 2 国間貿易協定を締結する動きがある。北米間の貿易取引の緊密さを考慮すれば、USMCA が終了する可能性は低い、日本企業はウオッチする必要がある。
- IPEF (インド太平洋経済枠組み) のサプライチェーン協定は 2024 年 2 月 24 日に発効。そして、クリーン経済協定と IPEF 協定は同年 10 月 11 日、公正な経済協定については翌 10 月 12 日に発効するに至った。しかし、貿易協定は依然として合意に達し

ていない。

- トランプ大統領は IPEF からの離脱を表明しており、このまま漂流する可能性がある。日本の対応としては、TPP のケースのように他の加盟国の協力を得ながら徐々にリーダーシップを発揮し、実質的に米国抜きの IPEF の維持発展を図るといったシナリオが考えられる。また、粛々と既に決まったスケジュールを消化しながらも、トランプ大統領の次の大統領の下での米国の IPEF 復帰の可能性を探るといった選択肢もありうる。

はじめに

トランプ大統領が高関税政策などを展開する上での主なターゲットは、これまでのように中国であることは間違いないが、米国の輸入に占めるシェアを拡大させた「メキシコ・カナダや EU 及びアジア」などに重心がシフトする可能性がある。また、トランプ大統領は中国企業が外国で生産した EV（電気自動車）などの製品の米国への迂回輸入の阻止、あるいは USMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）の見直しを優先的に進めると考えられる。そうした中で、トランプ大統領が中国自動車メーカーや車載用電池メーカー等の米国での現地生産を認めるかどうか、あるいは IPEF からどのようにして距離を置き、どのような終息を図ろうとするのかが注目される。日本企業には、こうしたトランプ大統領の新政策に対して、社内に設けた「トランプ対策チーム」などを活用し、新たなサプライチェーン戦略を展開することが求められる。

第 1 節 再選を果たしたトランプ大統領の政策目標と勝因

1. 海外ビジネス活動の推進などの経済外交は関税引き上げ政策に優るか

2024 年大統領選挙において、トランプ大統領はハリス前副大統領に対して圧勝した。その結果、トランプ大統領が選挙キャンペーンの早い時期から宣言していた大幅な関税引き上げが実施される可能性は高まったと考えられる。

トランプ大統領の高関税政策は、外国からの輸入に障壁を設け、国内の製品の販売を促進するという意味において、アメリカ・ファーストに基づく自国中心の手段である。そして、米国の産業を保護すると同時に、財政赤字を削減するための方策であり、極めて政治色の強い政策である。

トランプ大統領はこれまでの歴代の大統領と違い、自らタリフマンと名のるほど、関税

を相手側の譲歩を引き出す取引材料として用いている。これに対して、歴代の大統領は、海外ビジネスの促進、つまり経済外交を政府の中核的な目標に据え、米国にグローバル化による取引の拡大で、経済の成長やイノベーションを促してきた。

それでは、トランプ大統領は米国の政治社会問題の解決や貿易赤字削減などのために高関税政策を押し進め、海外ビジネス活動の促進による経済の成長や競争力を二次にしようとするのであろうか。

トランプ大統領の実際の動きを見てみると、大統領就任前にもかかわらず、カナダとメキシコに対して、移民・麻薬問題で米国への流入を抑えないならば、25%の関税を賦課すると表明した。また、EU に対しては、米国の対 EU 貿易赤字の拡大を問題とし、その解消のために米国の資源エネルギーの輸入を求めた。もしも、EU がトランプ大統領の要求に応えないならば、関税を引き上げると宣言した。

しかしながら、これらの関税引き上げの表明は、駆引きのための取引材料の一つという面があることも事実である。最終的に、関税を賦課したとしても、トランプ大統領は政府効率化省 (DOGE) を率いるイーロン・マスク氏が所有するテスラ社の中国への自動車や車載用電池の設備拡張に反対しようと思わないと思われる。

もしも、テスラ社の中国展開に反対したならば、トランプ大統領とイーロン・マスク氏との関係は破局を迎えることになる。同様に、トランプ大統領は特別な分野以外の米国の EU への直接投資を抑え込んだりはしないし、逆に、EU から米国への投資も国家安全保障を脅かす分野を除いて規制することはないと考えられる。

トランプ大統領は関税等を用いた種々の強硬策により相手側の譲歩を得ようとするが、海外とのビジネス活動を抑制して、米国の輸出競争力や成長力を弱体化させたり、海外から見た米国ビジネス市場の魅力を低下させたりすることは望まないと見込まれる。すなわち、トランプ大統領も、これまでの政権と同様に、海外ビジネス活動を推進する経済外交を重視するという米国の伝統的な政策の呪縛からは逃れられないと思われる。

2. トランプ新政権の誕生とその影響

(1) 7つの激戦州の全てにおいて勝利したトランプ大統領

2024年米国大統領選挙において、トランプ大統領が勝利を収めるには、全米で538人に達する選挙人の過半数(270人以上)を獲得する必要があった。特に、接戦が見込まれる

7つの激戦州 [ミシガン州 (選挙人 15名)、ウィスコンシン州 (10人)、ペンシルベニア州 (19人)、ネバダ州 (6人)、ノースカロライナ州 (16人)、ジョージア州 (16人)、アリゾナ州 (11人) における選挙人 (総計 93人)] をできるだけ多く集めることが求められた。

投票前の事前の予想によれば、激戦 7 州の選挙人を除いた選挙人 (445 人=538 人-93 人) の中で、共和党のトランプ大統領は 219 人、民主党のハリス前副大統領は 226 人の選挙人を獲得したと見込まれていた。したがって、トランプ大統領が 24 年大統領選で勝利を収めるには、激戦州での 93 人の選挙人の中から少なくとも 51 人の選挙人が必要であり、ハリス前副大統領の 44 人よりも多い選挙人を獲得しなければならなかった。

実際の大統領選挙の結果を見てみると、トランプ大統領は事前予想の 219 人の他に、激戦州の 93 人の選挙人の全てを獲得するという圧倒的な勝利を収めた。換言すれば、激戦 7 州以外の州での選挙人獲得においては、事前予想であるトランプ大統領の 219 人とハリス前副大統領の 226 人はその通りの結果となったが、激戦 7 州においては、事前調査でもトランプ有利と見込まれていたものの、トランプ大統領は選挙人の全てを獲得するという予想を覆す結果を達成するに至った。

なお、これまでの大統領選における激戦 7 州の動向を見てみると、2016 年ではネバダ州以外は共和党、2020 年ではノースカロライナ州以外は民主党が勝利するという結果であった。つまり、2016 年以降の激戦 7 州の投票結果は、どちらかの政党に大きく傾く傾向が見られるのが特徴であったと言える。

また、2016 年の大統領選挙においても、共和党はトリプルレッドを成し遂げており、2014 年と同様の船出であった。2018 年の中間選挙結果を見てみると、下院では多数派が民主党にシフトしており、2026 年の中間選挙において民主党が過半数の議席を獲得できるかが注目される。

(2) トリプルレッドを勝ち取った共和党

米大統領選挙前のバイデン政権下での議会体制においては、上院では民主党が過半数を超え、下院では共和党が多数を占め、ねじれ議会となっている。2024 年 11 月 5 日の大統領選挙においては、上院の 3 分の 1 の 34 議席、下院の全ての議席の 435 議席、知事選では 11 の州が投票の対象となった。

表 9-1. 24 年大統領選後の上院の議席数の変化

バイデン政権下の上院議席数	2024 年大統領選挙後の上院議席数
共和党 49	共和党 53
民主党 51	民主党 47
合計 100	合計 100

注. 共和党はウエストバージニア、モンタナ、オハイオ、ペンシルベニアの 4 州で純増。

資料：2024 Presidential Election Results, 270TOWIN などから作成。

バイデン政権下の上院の議席は、民主党 51 人、共和党 49 人で構成されている。2024 年の上院改選議席は 34 議席で、そのうち 23 議席は民主党または無所属が占めている。すなわち、24 年上院選においては、23 議席を守らなければならない民主党に不利な選挙であった。

したがって、共和党は、24 年上院選において 2 議席を純増するか、または 24 年大統領選挙でトランプ大統領が勝利した上で上院 1 議席を純増すれば、上院をコントロールすることが可能であった。実際の上院選の結果を見ると、共和党は 4 議席を純増し 53 議席を獲得した。純増したのは、ウエストバージニア州、モンタナ州、オハイオ州、ペンシルベニア州の 4 州であった。これにより、上院においては、民主党は多数派を割り込むことになり、議会運営の主導権は共和党に移ることになった。

表 9-2. 24 年大統領選後の下院の議席数の変化

バイデン政権下の下院議席数	2024 年大統領選挙後の下院議席数
共和党 220	共和党 220
民主党 212	民主党 215
欠員 3	
合計 100	合計 435

注. バイデン政権下の下院議席数は、2024 年 9 月 23 日時点のもの。

資料：2024 Presidential Election Results, 270TOWIN(2024 年 11 月 29 日時点) などから作成

24 年の下院選挙においては、11 月 5 日の投票日前においては接戦が予想され、共和・民主両党に過半数を獲得するチャンスがあると見込まれていた。24 年大統領選前のバイデン政権下の下院は共和党が 220 議席、民主党が 212 議席であり、共和党が多数派を形成していた。

今回の下院選の結果を見てみると、11 月 29 日時点では、共和党は 220 議席、民主党は 215 議席となり、下院でも共和党が多数派を獲得した。これにより、共和党は、大統領選挙と上院と下院の選挙で勝利を収め、いわゆるトリプルレッドを達成した。

上下両院で共和党が多数派を占めることになったことにより、貿易関係の政策を担当する上院の財政委員会や下院の歳入委員会を始めとして、様々な委員会において共和党が委員長という重要なポストを獲得することになる。これにより、トランプ大統領が進めようとしている 2017 年税制改革法の修正・延長や残業所得の税金免除及び社会保障給付の課税廃止などの上下両院での議決において、共和党は有利に展開することが可能になったと考えられる。

また、トランプ陣営は世界一律 10~20%の関税や 60%の対中関税などの賦課に関しては、議会の承認を必要としないとの判断を示しており、今のところ上下両院での審議は行われぬ可能性がある。もしも、議会にこれらの関税関連法案が提出されたとしても、共和党が 24 年上下両院選挙において過半数の議席を獲得したことにより、これらの法案が可決される可能性は高まったと考えられる。

すなわち、共和党の大勝により、今後の議会運営はトランプ大統領にとってやり易くなることは明らかである。そして、トランプ大統領は第一次政権時よりも中国に対して強硬な姿勢を取るだけでなく、パリ条約からの再離脱とともに、IPEF（インド太平洋経済枠組み）や USMCA において労働や環境などの問題を取り上げようとする民主党のバイデン政権の取り組みを後退させることが容易になったと思われる。

3. トランプ大統領の勝因は何か

(1) 自国中心の政策を掲げたトランプ前政権

前々回の大統領選挙が行われた 2016 年 11 月 8 日（火）、トランプ大統領は 270 人を超える過半数の選挙人を獲得し大統領選に勝利した。このトランプ当選のニュースは、世界中に驚きをもって迎えられた。トランプ大統領が当時の選挙キャンペーンにおいて目指したのは、リーマンショック以降の経済回復の中で、取り残されていた米国製造業に従事する白人労働者に光を当てようというものであった。

これは、途中から選挙キャンペーンに加わったスティーブン・バノン氏の助言によるもので、その戦略が見事に当たりペンシルベニア、ミシガン、フロリダなどの接戦州の票を取り込むことに成功した。

一方、当時のトランプ大統領の選挙キャンペーンの特徴を別な角度から眺めると、アメリカ・ファーストを貫いたということであった。すなわち、トランプ大統領は、国際的な

貢献に重きを置くというよりも、自国の利益を最優先した政策を前面に打ち出すことで、所得格差に不満を抱く層の票を獲得しようとしたのであった。

こうしたアメリカ・ファーストに基づく経済外交政策としては、NAFTA（北米自由貿易協定）の再交渉や NATO（北大西洋条約機構）の同盟国に軍事支出の増加を迫るとともに、米国が大きな貿易赤字を抱える中国に技術移転の強要や国有企業優遇策などの不公正貿易慣行の是正を求めたこと、などが挙げられる。これにより、米中対立は激しさを増すことになった。

(2) 高い物価上昇を抑え実質所得の拡大を約束し当選

トランプ大統領は、2024 年大統領選挙において、トランプ第一次政権の時点のように所得格差の是正やアメリカ・ファースを基本路線としつつ、インフレを速やかに収束させ、金利・エネルギーコストを引き下げ、ドル安を目指すことを目標に設定した。

そのためには、減税策を盛り込んだ 2017 年税制改革法が 2025 年に失効するので、その改正と延長を公約に掲げた。また、規制緩和によるエネルギーコストの低下や LNG ガスの輸出拡大を示唆。さらに、輸入増による国内生産・雇用の低下を防ぐため、世界一律の 10～20%の関税や中国への 60%関税の賦課など、トランプ前政権時の対中追加関税を上回る関税の引き上げを表明した。

しかし、この破壊的な関税の引き上げが、インフレを招くことでさらなる実質所得の低下や消費の減退をもたし、米国の経済成長を押し下げる要因となる可能性がある。このため、トランプ陣営は、法人税や個人所得税などの減税に加え、エネルギー分野などでの規制緩和や人工知能（AI）・半導体などへの産業支援、対中強硬策による国内生産への回帰などにより、米国経済へのマイナスの影響をプラスに転換できると主張した。こうした、トランプ大統領が掲げた経済対策が、インフレに伴う実質的な所得の減少や所得格差に悩む有権者の支持を獲得し、再選に繋がったと考えられる。

移民問題に関しては、トランプ大統領は米国経済にとって解決しなければならない喫緊の課題だとして、過激な発言を繰り返した。合法的な移民の受け入れを進める一方で、メキシコとの国境などにおける不法移民の取り締まりを強化し、国境の安全を確保するための措置を講じることを公約に掲げた。こうした移民政策は、既に米国社会に入り込んだ移民のグループからも支持を得る動きも見られた。

(3) なぜハリス前副大統領は敗れたか

ハリス前副大統領が 2024 年の米国大統領選挙において、トランプ大統領との間で主な論戦を繰り広げたのはインフレ対策や所得格差の是正及び労働者の雇用確保とともに、増減税や中絶及び移民問題等の国内問題への対応であった。なぜならば、有権者の関心が高いのは身の回りの生活関連分野であるからだ。

事実、ハリス前副大統領が 24 年 8 月 16 日のノースカロライナ州での演説で発表した経済政策は、生後 1 年未満の子供がいる家庭の子育て支援として 6,000 ドル（約 90 万円）の税額控除の実施、今後 4 年間で 300 万戸の新築住宅の建設、食品や食料品の価格つり上げに対する連邦レベルでの禁止、さらにはメディケア受給者の医薬品に対する自己負担上限額を年間 2,000 ドルとすること、などを盛り込んだものであった。また、ハリス前副大統領は、トランプ高関税は米国の消費税を引き上げるようなもので、消費者に負担を与えることを主張した。

そして、ハリス前副大統領は 9 月 25 日、ペンシルベニア州ピッツバーグで演説し、「中間層のための新しい道」と題する経済政策集を発表した。経済成長の原動力となる強力な中間層を築く方法として、製造業と中小企業への投資、家庭への税制優遇、子育て支援などを示した。

また、「未来の重要産業」を形成するには、鉄鋼・鉄生産の近代化と排出削減、バイオテクノロジーやブロックチェーンの開発、AI のためのデータセンターの新設、クリーンエネルギー分野でのイノベーション促進、半導体産業の活性化、航空宇宙・自動車への投資が重要であることを訴えた。

一方、人工中絶の問題に関しては、ハリス前副大統領は女性の選択権を尊重し、中絶の権利を保護する立場を取っており、女性が安全かつ合法的に中絶を行えるようにするための法整備を後押ししている。移民問題については、ハリス前副大統領は不法移民の取り締まりを強化する一方で、合法的な移民の受け入れを促進し、移民の権利を保護するための政策を推進しようとした。

しかしながら、こうしたハリス前副大統領の人道的なアプローチを重視する政策は一定の女性などの票に結びついたものの、インフレに悩む低所得や中間層からは経済対策や移民政策が不十分だと受け取られた感がある。そして、バイデン前大統領の突然の不出馬に伴う選挙対策が準備不足であったことなどが、得票率がトランプ大統領よりも下回る結果

になった大きな要因と考えられる。

第2節 トランプ大統領の経済通商政策の特徴と日本企業の対応

1. どのような通商法などを根拠にトランプ高関税は賦課されるか

トランプ大統領は様々な関税の引き上げを検討している。それらの関税は目的に沿って関税率が異なっており、しかも幾つもの国を跨って適用される。例えば、メキシコには世界一律 10~20%のユニバーサル・ベースライン関税を賦課するとともに、メキシコから輸入される中国車には 100~200%の関税を適用するし、移民・麻薬の流入を理由にメキシコに 25%の関税賦課を検討している。

すなわち、メキシコという国に対して、米国の通商法などを根拠として、目的別に幾つもの関税が重層的に適用されることになる。通商法等に基づくそれぞれの関税を適用するチャンネルは、スパゲティのように絡まっており、どれが最初に実行され、どれが適用を猶予され、どれが最後に適用されるのか、などの見通しが立てにくい。

このため、企業としては、絡まり合ったスパゲティを一つ一つほぐしながら、それらの適用の手続きや日程及び適用除外措置の有無などを的確に確認することが必要になる。実際に、関税引き上げの根拠となる通商法などは、おおよその検討がつくため、それをしっかりと見極めることが、企業のグローバル戦略に不可欠と考えられる。

トランプ大統領は選挙キャンペーンなどにおいて、世界一律に適用する 10~20%のユニバーサル・ベースライン関税、中国からの輸入品に対する 60%の関税、メキシコから輸入される中国車に 100%や 200%の関税、移民・麻薬の流入を理由としたメキシコ・カナダへの 25%と中国への 10%の関税、などの賦課を表明した。

これに、中国への恒久的正常貿易関係（PNTR）の廃止、2026年 USMCA 見直しでの原産地規則の改正などのトランプ大統領の要求を加味すると、それはより複雑に絡まり合ったスパゲティのようになる。

通商法などに基づいた関税引き上げ策の中で、「世界一律 10~20%のユニバーサル・ベースライン関税を賦課するための根拠法」として挙げることができるのは、国際緊急経済権限法（IEEPA）と 1974 年通商法 122 条が考えられる。ロバート・ライトハイザー元 USTR（米国通商代表部）代表が示唆した IEEPA は、「大統領が国家安全保障、外交政策や経済に重大な脅威があるとして、緊急事態を宣言した場合、大統領権限を行使できる」

と定めている。IEEPA の前身の対敵通商法 (TWEA) は、1971 年 8 月のニクソンショック時の 10%課徴金の課税に適用されており、このことがユニバーサル・ベースライン関税の適用の根拠として IEEPA が取り上げられる背景となっている。

また、1974 年通商法 122 条は USTR 代表に指名されたジェミソン・グリア氏が示唆したもので、「巨額な国際収支赤字に対処するため、大統領はいつでも、150 日間を限度に従価で 15%を超えない範囲の輸入課徴金あるいは輸入割当などの規制措置を賦課できる」ことを規定している。

IEEPA と通商法 122 条は、「速やかに、全世界」からの輸入に適用可能であるという利点を持っている。ただし、IEEPA は緊急事態の宣言などを議会に相談しなければならないし、定期的に議会に報告する必要がある。通商法 122 条は関税率が 15%を超えてはならないし、150 日間の時限立法となる。議会の承認を得ることで、この時限立法を延長することは可能であり、トリプルレッドを達成したトランプ政権は、議会でその延長法案を可決することが容易になったと思われる。

次に、「中国からの輸入品に対する 60%の関税賦課の根拠法」としては、1974 年通商法 301 条や 1930 年関税法 338 条の適用が考えられる。1974 年通商法 301 条は、「米国通商代表部 (USTR) に貿易相手国の不公正な貿易・通商慣行に対する措置の権限を与えており」、トランプ第一次政権は最大 25%の対中追加関税に適用済みである。通商法 301 条は、調査に 12 か月以内の日程を要求しており、IEEPA や通商法 122 条と違い、大統領による制裁措置の発動までに一定の調査期間が必要となるのが特徴である。

1930 年関税法 338 条は、ライトハイザー-USTR 元代表が示唆したもので、「大統領が、特定国が米国に不利益をもたらす差別待遇を採用していると認定した場合、当該国からの輸入に最大 50%の追加関税を賦課できる」ことを定めている。

そして、「メキシコから輸入される中国車に 100%~200%の関税を賦課するための根拠法」としては、1962 年通商拡大法 232 条が見込まれる。1962 年通商拡大法 232 条は、「商務長官がある輸入製品による国家安全保障上の脅威の有無を調査し、当該輸入製品が米国の国家安全保障に脅威を与えると判断した場合、大統領は輸入調整措置を取ることができる」と規定している。トランプ第一次政権は、鉄鋼、アルミへのそれぞれ 25%と 10%の関税賦課の際に、通商法 232 条を適用した。同通商法は、調査を 270 日以内に実施することを求めており、通商法 301 条と同様に、発動までに一定の時間を要する。

また、「移民・麻薬の流入を理由にメキシコ・カナダに 25%の関税、中国に 10%の関税

を賦課するための根拠法」としては、国際緊急経済権限法（IEEPA）が用いられることになった。IEEPA は、トランプ第一次政権は 2019 年に移民流入の問題への適用を検討したことがあったが、トランプ第 1 次政権とメキシコ政府との間で合意が成立し、その時は適用されなかった。トランプ大統領はカナダやメキシコからの移民や麻薬の流入に対して、前回の経験を生かして、IEEPA の活用を決断したことになる。

ただし、トランプ大統領は、カナダ・メキシコに対する移民・麻薬の流入を起因とする 25%の関税賦課は、USMCA を活用し無税での輸入が進展している北米の貿易の枠組みに大きなダメージを与えるため、その適用前に交渉が妥結するかもしれないし、発動されても迅速な交渉の合意により早めに適用が中止される可能性がある。

IEEPA と通商法 122 条はあまり時間を掛けずに大統領の権限を行使することが可能であるが、通商法 301 条と通商法 232 条は調査の実施が必要であり、通常は発動までには一定の期間が求められる。

ところが、トランプ大統領は 2025 年 1 月 20 日の就任式において、これら通商法などの調査の期限を同年 4 月 1 日とする覚書に署名した。この行政命令により、トランプ第 1 次政権時には調査期間を期限一杯使ったが、第 2 次政権においては調査の期限が大幅に短縮され、通商法に基づく関税の引き上げを前回よりも早めに実行できるようになった。

トランプ大統領は就任式の後、不法移民や麻薬（フェンタニル）の取り締まり強化のため、カナダ・メキシコへの 25%関税及び中国への 10%関税の賦課を 2025 年 2 月 1 日に実施することを表明した。その後、中国への 10%追加関税は 2 月 4 日に発動し、カナダ・メキシコへの 25%の関税賦課は 1 か月延期された。今後は、トランプ大統領はカナダ・メキシコ・中国との間で交渉を進めながら、落ち着きどころを探る展開になると見込まれる。

2. 日本にユニバーサル・ベースライン関税は賦課されるか

トランプ大統領は、2024 年大統領選挙キャンペーンにおいて、早くから世界一律 10%のユニバーサル・ベースライン関税の賦課を表明していた。これが実行されたならば、日本の乗用車の対米輸出において、現行の 2.5%の関税は 10%の追加関税を上乗せされ、12.5%まで高くなる。

このため、2 万ドルの日本製の乗用車を米国に輸出すれば、通常は 500 ドル（20,000×2.5%：150 円/ドル換算で約 75,000 円）の関税を払う必要があるが、10%のユニバーサル・ベースライン関税が賦課されれば、2,500 ドル（20,000 ドル×12.5%：同約 375,000

円) もの高い関税を支払うことになる。つまり、追加された関税の分だけ日本製の乗用車は米国で製造されたものよりも価格が高くなり、消費者は米国製乗用車を選ぶ可能性が高くなる。

トランプ第一次政権時に商務長官であったウイルバー・ロス氏は 2024 年 11 月 10 日、カナダ放送協会とのインタビューで、カナダのエネルギー分野や鉄鋼・アルミなどの重要分野はユニバーサル・ベースライン関税の対象とはならない可能性があるかと答えた。その理由として、米国はカナダから大量のエネルギーを輸入しているが、これに課税しても米国の利益にはならないし、実際に、トランプ第一次政権はカナダに対して鉄鋼・アルミの課税を回避するという優遇措置を取ったことを挙げている。

ロス氏の指摘が正しいとするならば、トランプ政権によって実行が見込まれるユニバーサル・ベースライン関税は、単に企業からの申請を参考に適用除外品目が設けられるだけでなく、国別に例外となる分野・品目が定められる可能性がある。

ロス氏のカナダの放送協会への回答とは別に、ユニバーサル・ベースライン関税の対象分野に関する新たな動きが米国紙に報道された。ワシントン・ポスト紙は 2025 年 1 月 6 日、まだ明確に決まっていないが、世界一律 10~20%のユニバーサル・ベースライン関税は、鉄鋼・アルミ・銅などの防衛産業に関わる品目、医療用品、バッテリー、レアアース、太陽光パネルなどの品目に対象を絞って適用される計画があることを報じた。

トランプ大統領はフェイクニュースだとして即座に否定したものの、この報道はトランプ政権移行チームを含むトランプ第二次政権の中において、1 月 20 日の大統領就任式の直前においては、依然としてユニバーサル・ベースライン関税や 60%の対中関税などの方向性に関する議論が定まっていないことを示すものと考えられる。

一方、トランプ大統領からカナダ以上に強硬な要求を突き付けられているメキシコのクラウディア・シェインバウム大統領は、米国がユニバーサル・ベースライン関税を賦課するならば、報復関税で対抗することを明らかにしている。

日本は、トランプ第一次政権時において、1962 年通商拡大法 232 条に基づく鉄鋼・アルミへのそれぞれ 25%と 10%の関税賦課に対して報復措置を打ち出さなかった。したがって、トランプ第二次政権におけるユニバーサル・ベースライン関税の賦課に対しても、日本は同様な対応を図ると予想される。この理由として、報復関税で対抗しても得られるメリットよりも、政治的な問題も含めて、総体的にデメリットの方が大きいとの判断を下す可能性が高いことが挙げられる。

なお、トランプ第一次政権は鉄鋼・アルミへの関税賦課において、カナダ・メキシコへの適用を除外したが、日本にはそのまま発動した。その後、日米両政府は 2022 年 2 月、鉄鋼製品の一部について一定の割当量まで日本からの輸入に対して関税を免除（関税割当を導入）することで合意した。米国は、EU に対しても同年 1 月から鉄鋼・アルミで関税割り当てを実施している。

したがって、トランプ大統領は日本への 10~20%のユニバーサル・ベースラインの課税に関しては、ワシントン・ポスト紙が伝えるように「重要な品目に限定しない限り」、原則として全品目ベースで関税を賦課する可能性がある。もしも、全品目ベースで関税が課せられた場合、トランプ大統領が日本に対してユニバーサル・ベースライン関税の適用除外を認めるには、日本が自動車・同部品や農産物及び医薬品などの自由化で大幅な譲歩を行う意向を示すことが必要になると思われる。

そして、トランプ第一次政権時における鉄鋼・アルミへの課税や 4 段階に分けて行われた対中追加関税の場合と同様に、日本企業は米国政府に対して品目別に適用除外措置を申請するという受け身的な対応を選ばざるを得ないことも想定される。

3. 60%の中国製品への関税の影響

トランプ大統領の強硬な関税政策の一つとして、中国から輸入される製品に対する 60%の関税賦課が挙げられる。この 60%の関税は、2018 年からの米通商法 301 条による最大で 25%の追加関税にさらに追加で賦課されるのか、2018 年以前に課されていたベースライン関税に追加されるのか、それとも全品目一律に 60%の関税を賦課するのか、などに関しては明確にはわかっていないが、いずれにしても米国の通商史において高い関税水準の部類に入ること間違いはない。

米国議会では、この 60%という高関税を課すために、中国との PNTR を廃止しようとする動きがある。もしも、議会が中国との PNTR 廃止法案を可決すれば、その分だけ高関税導入のバリアが無くなり、60%を超える対中関税を課すことが容易になる。

現時点では、トランプ大統領による新たな中国への関税賦課は、60%という高率の関税がそのまま適用されるか、それとも戦略的商品に対しては 30%で、電子部品やスマホ・ノートパソコン及び衣類のような製品には 10%といった追加関税にとどまるかどうかは明らかではない。

もしも、トランプ大統領による 60%の対中関税がそのまま実施されれば、中国からの報

復は NVIDIA への独占禁止法の調査開始と同様な措置とともに、重要鉱物の輸出管理規制の強化などのように、これまでにない幅広いものになると考えられる。つまり、60%の対中関税は、米中対立のハードランディングに繋がる可能性がある。

60%の対中関税は、中国企業だけでなく、中国の生産拠点で製造し対米輸出を行っている日本企業にも大きな影響を与えることは間違いない。日本企業は、トランプ第一次政権から始まった米通商法 301 条による最大 25%の対中追加関税に対して、適用除外を申請するなどの対応を行っているが、新たな 60%の対中関税の場合はその除外品目をそのまま受け入れるのかどうかは現段階では分からない。もしも、最初から仕切り直しをするのであれば、日本企業は 60%という高率の関税への対応だけでなく、例外適用品目の申請手続きにさらなる時間と労力を割かなければならなくなる。

4. 第二段階の日米貿易交渉の可能性はあるか

トランプ大統領は、中国に対して第二段階の米中貿易協定の交渉を要求する可能性がある。同様に、第一段階の日米貿易交渉で積み残した日本の自動車・同部品、農産物、医薬品、通信機器などの自由化で大幅な譲歩を勝ち取るため、日本へのユニバーサル・ベースライン関税の賦課をそのための取引材料にする戦略を検討することもありうる。すなわち、積み残し分の再協議のため、第二段階の日米貿易協定などの交渉を要求してくる可能性が全くないとは言い切れないと思われる。

第一段階の日米貿易交渉においては、トランプ大統領は自動車への 1962 年通商拡大法 232 条の発動を交渉材料として協議に臨んだが、第二次トランプ政権ではそれがユニバーサル・ベースライン関税に置き換わるということだ。

日本企業としては、ユニバーサル・ベースライン関税の自社への影響はもちろんのこと、今のところそういう動きはないものの、第二段階の日米貿易交渉などが開始された場合に備えたシミュレーションを行うことは必要であると思われる。

ただし、ワシントン・ポスト紙が報じるように、ユニバーサル・ベースライン関税が、防衛産業に関わる品目、医療用品、バッテリー、レアアースなどのエネルギー関連品目に限定されるならば、その分だけ第二段階の日米貿易協定交渉の取引材料としての価値が薄れることになる。したがって、日本企業はトランプ政権移行チームなどでのユニバーサル・ベースライン関税の対象範囲の議論がどこまで進んでいるのかを絶えずウオッチする必要がある。

第一段階の日米貿易協定交渉では、トランプ大統領は牛肉の段階的関税削減などの農産物分野での TPP と同じステータスを日本から引き出すことが最優先の課題であった。この農産物分野における TPP メンバー国に対する比較劣位の解消は、第一段階の日米貿易協定の交渉において、米国の思惑通りに進んだと考えられる。

一方、トランプ第一次政権は第一段階の日米貿易協定交渉の当初において、自動車、医薬品、医療機器、情報通信技術機器、化学品などの分野を対象に、米国の対日輸出拡大や日本の非関税障壁の撤廃などを日本に求めようとしたが、最終的には農産物を中心とする関税削減で幕を引くことになった。

したがって、米国は日米貿易交渉で積み残された分野の中でも、特に自動車・同部品分野における非関税障壁の撤廃（米国の自動車安全基準の多くを日本でも採用することなど）、あるいは日本製自動車の対米輸出数量規制等、を求めてくる可能性がゼロではない。さらに、1962年通商拡大法 232 条に基づき、自動車・同部品への追加関税の賦課を検討することもあり得ないわけではない。

つまり、米国の対日貿易赤字をある程度は解消できるような自動車・同部品や農産物分野などでの譲歩を得られるのであれば、トランプ大統領は第二段階の日米貿易交渉などを優先し、その交渉や実施の期間はユニバーサル・ベースライン関税の賦課を猶予するなどの戦略を打ち出すことも想定される。

そうした場合、日本としては、ユニバーサル・ベースライン関税が 10%になるのか、それとも 15%か、あるいは 20%になるのか、さらには対象品目が戦略的に必要な分野に限定されるのかどうかによって、第二段階の日米貿易交渉などへの対応が大きく違ってくると思われる。

トランプ大統領は米国通商代表部（以下、USTR）代表に元 USTR 首席補佐官のジェミソン・グリア氏を指名すると発表した。グリア元 USTR 首席補佐官は、トランプ大統領は輸出市場の開拓や対日貿易赤字の解消を求めていること、ジャガイモなどの農産物のさらなる自由化を望んでいることを明らかにしている。

ロバート・ライトハイザー前 USTR 代表は、国際緊急経済権限法（IEEPA）や 1930 年関税法 338 条を用いて議会の承認なしで大統領は関税を引き上げられるとしているが、グリア氏は 1974 年通商法 122 条を利用した関税引き上げの活用を検討しているようだ。

1974 年通商法 122 条の下で最大で 15%というユニバーサル・ベースライン関税は、日本にとって判断に悩む水準となる。この関税率ならば、第二段階の日米貿易協定で大幅な

譲歩を迫られるよりも、日本にとって対応し易いと考えられなくもないが、他方では死活問題だとする企業も存在する可能性がある。

また、ユニバーサル・ベースライン関税の対象品目が戦略的重要分野に絞られるならば、日本としてはさらに第二段階の日米貿易協定交渉よりもハードルは低くなる。したがって、こうした状況が発生したとすれば、日本は企業からの情報収集と共同での対応策の検討が不可避であると思われる。

5. 日本企業にも大きな影響を与える USMCA 見直し交渉

一方、2026 年に控える USMCA の見直しも、日本企業に与える影響は大きい。なぜならば、カナダにおいて、USMCA の見直しに関して、メキシコは中国の自動車・同部品を含む中国製品の米国への輸入チャネルとして機能しており、メキシコを同協定から除外し、新たに米国とカナダのみで 2 国間貿易協定を結ぶことを主張する動きがあるからである。

今のところ、カナダ連邦政府はメキシコ抜きの USMCA 見直し協議を否定しており、その可能性は低い。しかしながら、トランプ大統領がメキシコの中国からの投資受け入れや移民・麻薬などの対策に満足しないならば、USMCA 見直しの交渉で継続する意思を示さず、同協定が発効から 16 年後に終了してしまうという可能性を全く否定することはできない。

すなわち、メキシコはトランプ大統領からユニバーサル・ベースライン関税やメキシコ経由で輸入される中国車への 100%か 200%の関税の賦課を迫られていることに加え、USMCA の見直しでカナダからも中国の対メキシコ投資への規制を求められている。こうした、カナダのメキシコへの要求は、中国の EV や自動車部品などの製品がメキシコを経由して北米市場へ流入することを阻止しようとするものである。

メキシコが中国からの投資やメキシコでの中国車の生産を規制する動きを示さない限り、米加によるメキシコへの要求は止むことがないと思われる。メキシコには自動車関連産業を中心に製造拠点を構える日本企業が数多く進出しており、メキシコが USMCA からのメリットを受けられなくなれば、メキシコを活用した北米展開を進める日本企業は大きな戦略の転換を余儀なくされると考えられる。

もしも、USMCA が終了すれば、北米の国境を越えた取引の機能が寸断され、北米の貿易に依存する 1,700 万人の雇用やサプライチェーンに大きな影響を与えることになる。当然のことながら、USMCA 加盟国だけでなく、日本企業に与えるインパクトも大きい。

6. 自社内にトランプ対策チームの設置が望まれる日本企業

トランプ大統領の各国への要求は、ユニバーサル・ベースライン関税の賦課から USMCA の見直しまで重層的であり、その影響はスパゲティのように絡まり合っているため、その一つひとつを解きほぐしながら解決していかなければならない。

その要求としては、10～20%のユニバーサル・ベースライン関税、60%の対中関税、移民・麻薬に絡まる 25%のメキシコ・カナダへの追加関税、麻薬の流入に対する中国への10%の追加関税の実施、中国への PNTR 廃止、USMCA の原産地規則の改正、IPEF からの離脱、日本などを対象にした米国の貿易赤字の削減、等を挙げることができる。

日本企業には、こうした米国のユニバーサル・ベースライン関税の賦課などの要求に対して、その規模にかかわらず、慌てないで慎重に情報収集を行い、様々なシミュレーションの中から最適な企業戦略を導きだすことが望まれる。

そのためには、第一に、対米輸出の比率が高い企業においては既に対応済みであると思われるが、トランプ大統領による世界一律 10～20%の関税の引き上げや 60%の対中関税の賦課及び USMCA 見直し等に対応するため、自社内に「トランプ対策チーム」を設置することが考えられる。

企業規模にもよるが、トランプ対策チームはほんの少数でも構わないと思われるし、法務部門などの既存のセクションが兼務することも考えられる。場合によっては、外部の専門家にトランプ対策チームの中に入れてもらうこともあり得る。

第二としては、トランプ対策チームは、トランプ大統領が公約した関税引き上げなどにおいて、どれが額面通りに実行されどれが取引の材料となるのか、あるいは国別・品目別に賦課される関税率が違うのか、さらには戦略的重要分野などに品目が限定されるのか、などに関して正確な情報収集及び分析が求められる。また、自社の製品の対米輸出に際して、米国製品や場合によっては米国以外の外国製品との競争激化等により、どの製品が 10～20%の関税の引き上げで不利となり、どの製品では不利とならないのかをチェックしなければならない。

当然のことながら、関税対策は自社の製品が不利になるケースを中心に行われることになるが、現時点において米国に拠点を構える競合他社がないため不利にならない場合でも、将来の可能性を含めて検討することが必要になる。

第三として、60%の対中関税が賦課された場合の自社への影響を把握することも求められる。そのために、改めて中国で生産した自社の製品を直接あるいは間接に米国に輸出し

ているのかどうか、あるいはどのくらいの量を輸出しているのかをチェックすることが求められる。また、中国で生産した自社製品を第三国経由で米国に輸出している場合（迂回輸出）もその対象となる。こうした迂回輸出のケースを含め、他の日本及び外国の企業のトランプ関税対策についても情報収集を行い、自社の参考にすることは有益と思われる。

第四には、2026年のUSMCAの見直しに向けた動きにおいて、同協定が終了しメキシコがそのメリットを受けられなくなった場合のインパクト、また、トランプ大統領が第二段階の日米貿易交渉を求めた場合やIPEFから離脱した場合の影響、などについて情報収集や分析が望まれる。

第五には、情報収集の一環として、関税の引き上げに関する米国議会の「公聴会等」において議論された内容を把握し、自社の製品に関連する情報を収集することが肝要である。

第六としては、トランプ政権の「関税引き上げに関する通知」の内容をチェックすることが不可欠である。公表された通知の中に、適用除外の規定とともに、10～20%と見込まれるユニバーサル・ベースライン関税は全ての国に対して一律なのか、あるいは国別・品目別に違いがあるのかなどの規定が盛り込まれている可能性がある。

第七としては、ユニバーサル・ベースライン関税の賦課に対する「コメント」の期間内において、日本企業として主張することがあれば意見を提出することが望まれる。

第3節 トランプ大統領のIPEF脱退の可能性と日本の対応

1. 米国はなぜIPEFを立ちあげたのか

TPPは、米国の主導により2015年に大筋で合意に達した。それにもかかわらず、トランプ大統領は2017年初にTPPからの離脱を決定した。一旦はTPPの存続が危ぶまれたが、日本が強いリーダーシップを発揮することにより、TPPを受け継いだCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）が2018年末に発効した。

その後、英国は2021年2月、中国も同年9月にCPTPPへの加盟申請を行った。中国の意表を突いた動きが、米国のCPTPPへの加盟を妨げる効果をもたらすことになった。英国のCPTPP加入議定書は2024年12月15日に正式に発効し、英国は12番目のCPTPP加盟国となった。そして、日中韓やASEAN10か国などが参加するRCEP（地域的な包括的経済連携協定）が2022年1月から発効した。

こうした動きの中で、CPTPPとRCEPの両方に加入していない米国は、アジア太平洋

地域におけるプレゼンスの低下の危機に直面することになった。すなわち、米国が同地域で傍観者としてとどまることを避けるには、これまでの FTA とは一線を画す新たなプラットフォームを有する貿易モデルの創設が求められるようになった。

また、バイデン政権においては、関税削減等で自由化を促進する従来型の FTA は、中国の不公正貿易や補助金の撤廃にあまり効果的ではなく、貿易赤字の削減に結びつかないと見られていた。さらには、米国は半導体、大容量バッテリー、レアメタルなどの製造におけるシェアの低下と中国への依存の高まりに直面しており、サプライチェーンの脆弱性からの脱却が喫緊の課題であった。

すなわち、米国のアジア太平洋地域における影響力の低下が危ぶまれる中で、従来の FTA では米国のレジリエンス（回復力）の強化には不十分であり、半導体等の分野では一層のサプライチェーンの強靱化が求められていたことから、バイデン政権は従来とは違う新たなフレームワークである IPEF の導入を検討するに至った。

米国は IPEF を立ち上げるに当たって、議会での審議を通さずに IPEF を成立させようと考えていたこともあり、関税削減を含む市場アクセス分野を除外した。その代わりに、IPEF の貿易の柱にデジタル経済や労働・環境などの新たな枠組みを盛り込むとともに、サプライチェーンの柱に参加国間で推進する「情報共有と危機対応のメカニズム」などを導入した。

したがって、その誕生の背景を考慮すると、IPEF は本質的に対中政策を念頭に置いた外交的で経済安全保障を重視した新経済枠組みであると考えられる。

2. フレンド・ショアリングに基づき IPEF を設立

米国は 2022 年 5 月 23 日に IPEF を立ち上げるに当たって、サプライチェーンを信頼できる国々に限定して構築する「フレンド・ショアリング」の考えを踏襲しながら参加国を選んだ。

表 9-3 のように、IPEF 加盟国は 22 年 9 月 8～9 日、ロサンゼルスで第 1 回目の対面閣僚級会合を開き、①貿易、②サプライチェーン、③クリーン経済、④公正な経済、の 4 つの柱の交渉目標を設定した。

IPEF 加盟国は貿易の柱にデジタル経済、労働、環境、農業、競争政策、貿易円滑化などの分野に加え、技術支援及び経済協力に関連する規定を盛り込んだ。サプライチェーンの柱には、重要分野・商品を選択し行動計画チームを設置、重要分野・商品への投資拡大、

サプライチェーンの情報共有及び危機対応のメカニズムの構築、加盟国の通報機能を活用した労働権の侵害の申し立メカニズム、などを導入した。

表 9-3. IPEF 交渉の推移

期日	会合	場所	開催内容
2022年5月23日	IPEFの立ち上げ	東京	IPEFの立ち上げに13か国が参加。後にフィジーが加わり参加国は14か国。
2022年9月8～9日	第1回対面閣僚級会合	ロサンゼルス	初の対面閣僚級会合を開き、①貿易、②サプライチェーン、③クリーン経済、④公正な経済、の4つの柱の交渉目標を設定。
2023年5月26～27日	第2回対面閣僚級会合	デトロイト	加盟国は他の柱に先駆けてサプライチェーンの柱で実質的に合意に達した。
2023年6月29日	オンライン閣僚級会合	米国主導	米国際開発金融公社（DFC）が、クリーン経済の中で、IPEF新興国の持続可能なインフラプロジェクト向け（再生可能エネルギー、スマートグリッド、蓄電、資源回収等）に、米国のインフラ投資運用会社“Squared Capital”を通じて3億ドルを融資すると発表。
2023年11月13～14日	第3回対面閣僚級会合	サンフランシスコ	2023年5月に合意済みのサプライチェーン協定に署名。クリーン経済と公正な経済の柱において実質的に妥結した。貿易の柱は継続協議となった。
2023年11月16日	首脳会合	サンフランシスコ	直前の第3回閣僚級会合の成果を踏まえた共同声明を発表。事後的に4つの柱に追加されたIPEF協定の中に、重要鉱物対話の枠組みや新規加盟などを議論するIPEF協議会や合同委員会を創設。
2024年3月14日	オンライン閣僚級会合		2023年11月に米国サンフランシスコで開催された閣僚級会合での実質妥結を受けて、IPEFクリーン経済協定やIPEF公正な経済協定、及びIPEF協定、の3つの協定文案を公開
2024年6月3～6日	第4回対面閣僚級会合	シンガポール	24年6月6日にシンガポールで閣僚級会合を開催。IPEF加盟国はクリーン経済協定、公正な経済協定、IPEF協定に署名。同時期に開催した第1回IPEFクリーン経済投資家フォーラムでは、米商務省はインフラ・プロジェクトに対する230億ドルの投資、デジタルツールに関するトレーニングと教育機会を700万件提供、IPEF触媒資本基金の立ち上げ、などを発表。IPEFクリーン経済協定全体の協力作業計画(CWP)の仕組みを活用する分野として、従来の水素サプライチェーン、炭素市場、クリーン電力、持続可能な航空燃料(SAF)、公正なエネルギー移行の5分野の他に、新たに排出集約度算定、電気・電子廃棄物の都市鉱山、小型モジュール炉(SMR)の3つの分野を発表した。
2024年7月30日	IPEFサプライチェーン機関 (IPEFサプライチェーン理事会、IPEFサプライチェーン危機対応ネットワーク、IPEF労働者権利諮問委員会)の初めてのバーチャル会合を開催		IPEFサプライチェーン協定に基づいて設立された3つのサプライチェーン機関の初のバーチャル会合が行われた。今回のバーチャル会合において、サプライチェーン理事会の議長に米国、副議長にインド、サプライチェーン危機対応ネットワークの議長に韓国、副議長に日本、労働者権利諮問委員会の議長に米国、副議長にフィジーを選出。また、サプライチェーン理事会で今後の運営の指針となる付託事項を採択。危機対応ネットワークでは、机上演習の実施などが議論された。
2024年9月11日	IPEFクリーン経済協定とIPEF協定が10月11日に発効		米商務省は2024年9月11日、シンガポールがIPEFクリーン経済協定とIPEF協定の批准書を米国に寄託したことを発表。フィジー、日本、マレーシア、米国の4か国は寄託済みであり、発効に必要な寄託国数5か国に達したことから、両協定は10月11日に発効することが確定した。
2024年9月12～13日	IPEFのサプライチェーン理事会と危機対応ネットワークの対面での初会合	ワシントン	IPEF参加国は9月12～13日、米国のワシントンで、IPEFサプライチェーン協定に基づくサプライチェーン理事会と危機対応ネットワークの対面での初会合を開催。サプライチェーン理事会の会合では、初年度の行動計画を採択し、物流とデータ分析に関する2つの小委員会を設置し、4つの分野（半導体、化学品、バッテリーに用いる重要鉱物、ヘルスケア）の行動計画チームを設置することで合意した。また、危機対応ネットワークでは、尿素水の輸入と消費に影響を及ぼすようなサプライチェーンの混乱を想定した緊急時対応のシミュレーションを実施した。次回のサプライチェーン理事会は2024年12月に開催予定。
2024年9月23日	オンライン閣僚級会合		ジーナ・レモンド米商務長官などのIPEF参加国閣僚が9月23日、IPEFのサプライチェーン協定、クリーン経済協定、公正な経済協定に関する24年での3回目のオンライン閣僚級会合に出席。公正な経済協定については、これまでに寄託を終えていたフィジー、マレーシア、米国、シンガポールに加え、ニュージーランド、タイも寄託したことで、10月12日に発効することを発表。2月に既に発効したサプライチェーン協定は、9月末時点では、フィジー、インド、日本、韓国、マレーシア、シンガポール、タイ、米国の8か国で発効したことが明らかにされた（その後、10月には新たにニュージーランド(12日)とオーストラリア(20日)が発効）。レモンド商務長官は、2024年6月にシンガポールで行われた前回の閣僚級会合以降、IPEFパートナーが達成した大きな進展を振り返り、より強靱なサプライチェーンの構築、クリーン経済への移行の促進、企業の公平化に向けたパートナー間の画期的な協力と具体的な措置が行われたことを強調した。

資料：米商務省ホームページ Indo-Pacific Economic Framework、等から作成。

3. クリーン経済協定と公正な経済協定では合意するも貿易協定は継続審議

IPEF の第 2 回対面閣僚級会合は 2023 年 5 月末、デトロイトで開催され、加盟国は他の柱に先駆けて「サプライチェーンの柱」で実質的に合意に達した。IPEF の第 3 回閣僚級会合

は第7回交渉官会合の直後の23年11月13～14日、サンフランシスコで開催され、サプライチェーン協定の署名が行われた。また、同閣僚会合では、「クリーン経済」と「公正な経済」の柱の交渉は実質的に妥結したが、「貿易の柱」の交渉は継続協議となった。

IPEFの第3の柱である「クリーン経済」は、域内の再生可能エネルギーや水素などのエネルギー安全保障の強化、温室効果ガス（GHG）の削減、インフラ開発やその資金協力の促進、あるいは加盟国間におけるクリーン・プロジェクトへの投資の活発化などを推進することを規定している。IPEF参加国はそうしたことを実現するため、「IPEF クリーン経済投資家フォーラム」を毎年開催し、域内投資を促進することに合意した。

IPEFの4番目の柱の「公正な経済」では、腐敗防止対策や税制に関する透明性の向上と情報交換などの協力が謳われている。例えば、IPEF加盟国は、国際条約に基づき、「マネーロンダリング（資金洗浄）への対策」や「腐敗行為の摘発・捜査・制裁の強化」に協力することになる。

さらに、日米豪は各々1,000万ドルずつ出し合い、インド太平洋地域でのインフラ計画のために「IPEF 触媒基金」を創設することに合意。そして、IPEF加盟国は「IPEF 協定」の下で「IPEF 協議会や合同委員会」を立ち上げることに同意した。

IPEF協定はIPEFの4つの協定以外に事後的に設けられたもので、IPEF協議会を創設し、4つの協定の運用に係る問題や新規参加国の可能性などを検討することを規定している。また、合同委員会を設け、貿易以外の合意済みの3つの協定に係る作業を監視し、重複や不整合がないかを調整することを定めている。

IPEF第3回閣僚会合の直後の23年11月16日に開かれた首脳会合において、IPEF加盟国の首脳はそれまでの閣僚会合等での成果を発表した。その成果の中でも、新たなイニシアティブとして、「IPEF 重要鉱物対話の創設」を挙げることができる。同対話の目的は、加盟国の重要鉱物サプライチェーンの強化に向けた緊密な協力関係を作り出すことにあるが、今後はエネルギー安全保障や技術などの分野にも追加的なイニシアティブを広げることと合意した。

また、貿易協定に含まれるデジタル経済に関しては、バイデン政権はデータの国境を越えた自由な移動を禁止してはならないことやデータローカライゼーション（データの現地化）の要求禁止、ソースコードの開示要求の禁止、などに関する協議を一時中断することを加盟国に求めた。同時に、施設固有の労働問題への迅速な対応や厳しい環境ルールの導入などを要求した。このため、発展途上国の一部からの反対もあり、IPEF第3回閣僚会

合における貿易協定の合意は実現できなかった。

4. IPEF サプライチェーン協定が2月24日に発効

IPEF 首脳会合の直前に開かれた閣僚会合（2023年11月13～14日）において署名されたサプライチェーン協定は、「IPEF サプライチェーン理事会」や「IPEF サプライチェーン危機対応ネットワーク」、「IPEF 労働者権利諮問委員会」などの機関の設立を盛り込んでおり、域内サプライチェーンの混乱や労働権侵害に対応する新たなメカニズムの構築を推進するものである。もしも、こうしたサプライチェーン混乱時の危機対応メカニズムが効力を発揮すれば、これまでのFTAでは得られない安定的な供給調達網を形成することができる。

IPEF サプライチェーン協定の署名を契機として、その後、日本、米国、フィジー、インド、シンガポールの5か国が国内手続を完了し、寄託者である米国に対し受諾書を通報した。これを受けて、米国商務省は2024年1月31日、IPEFのサプライチェーン協定が同年2月24日に発効すると発表した。IPEF サプライチェーン協定の規定によれば、IPEFの14加盟国の内、少なくとも5か国の寄託があれば同協定は発効することが可能であった。

そして、発効から30日後の24年3月25日までに、加盟国は「IPEF サプライチェーン理事会」、「IPEF サプライチェーン危機対応ネットワーク」、「IPEF 労働者権利諮問委員会」の3つの機関に派遣する代表者を選び、他の加盟国に通知しなければならなかった。それぞれの機関の議長は4月24日までに選出され、付託事項（意思決定の手続き、付託事項の見直し手続き等）は6月23日までに採択されていなければならなかった。

さらに、加盟国はIPEF サプライチェーン協定の発効から120日以内に重要分野又は重要物品（以下、重要分野・商品）のリストを作成し、他の加盟国に通知する必要があった。そして、発効から180日後の8月22日までに、加盟国はIPEF サプライチェーンにおける施設固有の労働者の権利侵害に関する通報メカニズムのガイドラインを策定しなければならなかった。

5. サプライチェーン危機対応ネットワークの議長に韓国、副議長に日本

2023年11月に米国サンフランシスコで開催された閣僚会合での実質妥結を受け、IPEF

加盟国は 2024 年 3 月 14 日にオンライン閣僚会合を開催し、IPEF クリーン経済協定や IPEF 公正な経済協定、及び IPEF 協定の 3 つの協定案を公開した。

そして、IPEF 加盟国は 24 年 6 月 6 日、シンガポールで第 4 回対面閣僚会合を開催し、クリーン経済協定、公正経済協定、IPEF 協定に署名した。

同時期に開催した第 1 回 IPEF クリーン経済投資家フォーラムでは、米商務省はインフラ・プロジェクトに対する 230 億ドルの投資、デジタルツールに関するトレーニングと教育機会を 700 万件提供、IPEF 触媒資本基金の立ち上げ、などを発表。IPEF クリーン経済協定全体の協力作業計画（CWP）の仕組みを活用する分野として、水素サプライチェーン、炭素市場、クリーン電力、持続可能な航空燃料（SAF）、公正なエネルギー移行の 5 分野の他に、新たに排出集約度算定、電気・電子廃棄物の都市鉱山、小型モジュール炉（SMR）の 3 つの分野を発表した。

また、24 年 7 月 30 日に IPEF サプライチェーン協定に基づいて設立された 3 つのサプライチェーン機関（IPEF サプライチェーン理事会、IPEF サプライチェーン危機対応ネットワーク、IPEF 労働者権利諮問委員会）の初のバーチャル会合が行われた。

バーチャル会合において、サプライチェーン理事会の議長に米国、副議長にインド、サプライチェーン危機対応ネットワークの議長に韓国、副議長に日本、労働者権利諮問委員会の議長に米国、副議長にフィジーを選出した。また、サプライチェーン理事会で今後の運営の指針となる付託条項を採択。危機対応ネットワークでは、机上演習の実施などが議論された。

6. IPEF クリーン経済協定と IPEF 協定及び IPEF 公正な経済協定が発効

米国国務省は 2024 年 9 月 11 日、シンガポールが「IPEF クリーン経済協定」と「IPEF 協定」の批准書を米国に寄託したことを発表。フィジー、日本、マレーシア、米国の 4 か国はシンガポールの前に両協定を寄託済みであり、発効に必要な寄託国数 5 か国に達したことにより、両協定は 24 年 10 月 11 日に発効することになった。

「IPEF 公正な経済協定」については、24 年 8 月までに寄託を終えていたフィジー、マレーシア、米国に加え、9 月に入りシンガポール、ニュージーランド、タイも寄託したことで、24 年 10 月 12 日に発効することになった。

表 9-4. IPEF クリーン経済協定、IPEF 公正な経済協定、IPEF 協定の発効国

	加盟国	IPEF クリーン経済協定 2024年11月6日時点	IPEF公正な経済協定 2024年9月25日時点	IPEF協定 2024年11月6日時点
1	オーストラリア	-	-	-
2	ブルネイ	-	-	-
3	フィジー	2024年10月11日	2024年10月12日	2024年10月11日
4	インド	-	-	-
5	インドネシア	-	-	-
6	日本	2024年10月11日		2024年10月11日
7	韓国	2024年12月6日		2024年12月6日
8	マレーシア	2024年10月11日	2024年10月12日	2024年10月11日
9	ニュージーランド	2024年10月12日	2024年10月12日	2024年11月11日
10	フィリピン	-	-	-
11	シンガポール	2024年10月11日	2024年10月12日	2024年10月11日
12	タイ	2024年11月24日	2024年10月25日	2024年10月25日
13	米国	2024年10月11日	2024年10月12日	2024年10月11日
14	ベトナム	-	-	-

資料：「Status Lists for Treaties for Which the United States is Depository」、米国国務省から作成。

IPEF 参加国は 24 年 9 月 12～13 日、米国のワシントンで、IPEF サプライチェーン協定に基づくサプライチェーン理事会と危機対応ネットワークの対面での初会合を開催。サプライチェーン理事会の会合では、初年度の行動計画を採択し、物流とデータ分析に関する 2 つの小委員会を設置し、4 つの分野（半導体、化学品、バッテリーに用いる重要鉱物、ヘルスケア）の行動計画チームを設置することで合意した。危機対応ネットワークでは、尿素水の輸入と消費に影響を及ぼすようなサプライチェーンの混乱を想定した緊急時対応のシミュレーションを実施した。

ジーナ・レモンド米国商務長官などの IPEF 参加国閣僚は 24 年 9 月 23 日、IPEF のサプライチェーン協定、クリーン経済協定、公正な経済協定に関する 2024 年における 3 回目のオンライン閣僚会合に出席した。

同会合において、サプライチェーン協定（24 年 2 月に発効済み）は、同年 9 月末時点では、フィジー、インド、日本、韓国、マレーシア、シンガポール、タイ、米国の 8 か国で発効したことが明らかにされた。その後、24 年 10 月 12 日にはニュージーランド、10 月 20 日にはオーストラリア、12 月 20 日にはインドネシアで発効した。

表 9-5. IPEF サプライチェーン協定の発効国 (2024 年 11 月 20 日時点)

	加盟国	署名	批准・受諾	発効
1	オーストラリア	2023年11月14日	2024年9月20日	2024年10月20日
2	ブルネイ	2023年11月14日	-	-
3	フィジー	2023年11月14日	2024年1月24日	2024年2月24日
4	インド	2023年11月14日	2024年1月25日	2024年2月24日
5	インドネシア	2023年11月14日	2024年11月20日	2024年12月20日
6	日本	2023年11月14日	2023年11月29日	2024年2月24日
7	韓国	2023年11月14日	2024年3月18日	2024年4月17日
8	マレーシア	2023年11月14日	2024年6月5日	2024年7月5日
9	ニュージーランド	2023年11月14日	2024年9月12日	2024年10月12日
10	フィリピン	2023年11月14日	-	-
11	シンガポール	2023年11月14日	2024年1月12日	2024年2月24日
12	タイ	2023年11月14日	2024年5月24日	2024年6月23日
13	米国	2023年11月14日	2024年1月5日	2024年2月24日
14	ベトナム	2023年11月14日	-	-

資料：「Status Lists for Treaties for Which the United States is Depository」、米国国務省から作成。

また、レモンド商務長官は同会合において、2024年6月にシンガポールで行われた閣僚会合以降、IPEF パートナーが達成した大きな進展を振り返り、より強靱なサプライチェーンの構築、クリーン経済への移行の促進、企業の公平化に向けたパートナー間の画期的な協力と具体的な措置、が行われたことを強調した。

7. IPEF 離脱の日本企業への影響

IPEF はインド太平洋地域の経済協力関係の深化を図る経済枠組みであるが、当初においては、貿易、サプライチェーン、クリーン経済、公正な経済の四つの協定で構成されていた。その後、5番目の協定として、IPEF 全体の効果的な運用を図る IPEF 協定が付け加えられた。

この中で、前述のように、サプライチェーン協定は2024年2月24日に最初に発効。そして、クリーン経済協定と IPEF 協定は同年10月11日、公正な経済協定については翌10月12日に発効するに至った。しかし、貿易協定は合意に至らず、依然として発効していない。

トランプ大統領は、就任初日においてパリ協定から脱退に関する大統領令に署名したが、さらに IPEF から実質的に離脱しようとする可能性が高い。このため、最悪の場合、

IPEFは先細りになり漂流することもあり得る。

しかしながら、トランプ大統領が IPEF から脱退しようとしても、サプライチェーン協定とクリーン経済協定、公正な経済協定、IPEF 協定は既に発効しているため、これらの協定の規定に縛られることになる。

つまり、IPEF のクリーン経済協定は書面による通告により脱退できると規定しているが、サプライチェーン協定や公正な経済協定及び IPEF 協定は発効から 3 年が過ぎるまで脱退することができないと定めている。このため、トランプ大統領が IPEF のサプライチェーン協定や公正な経済協定及び IPEF 協定から離脱するには、これらの協定の脱退条項を改正しない限り、少なくとも 3 年という時間が必要になる。なお、IPEF のサプライチェーン、クリーン経済、公正な経済などのいずれの協定も、脱退は寄託者が脱退の通告を受け取った日から 6 か月後に効力が生じることになる。

したがって、トランプ大統領はクリーン経済協定からは直ちに脱退することができるが、サプライチェーン協定や公正な経済協定及び IPEF 協定は時間がかかるので、会議やセレモニーに出席しないなどの実質的な離脱を粘り強く続けていくものと見込まれる。また、これまで米国は主導的に IPEF の運営をリードしてきたが、今後は米国のリーダーシップを期待できないかもしれない。

こうした米国の対応から、ASEAN などの加盟国は自然に IPEF の会議などから足が遠のき、IPEF そのものは自然に霧散してしまう可能性がある。

これに対して、日本には、TPP のケースのように、他の加盟国の協力を得ながら、徐々にリーダーシップを発揮し、実質的に米国抜きの IPEF の維持発展を図っていくというシナリオが考えられる。サプライチェーン協定とクリーン経済協定などは日本だけでなく、オーストラリアや韓国及びインド・ASEAN などにとっても有益な枠組みであると考えられる。日本が、TPP のように IPEF を取り込む戦略ができるかどうかは、これらの国が後押しをしてくれるかどうかポイントになると思われる。

また、日本のこの他のシナリオとして、トランプ第二次政権は 4 年で終了となるので、トランプ大統領の次の大統領の就任まで上記シナリオを粛々と続けながら、次の大統領の下での米国の IPEF 復帰の可能性を探るというオプションも考えられる。

第10章 米通商政策における保護主義の進展と企業の対応

旭リサーチセンター 主席研究員
旭化成 リードエキスパート（通商）、経営企画部 部付
多摩大学 ルール形成戦略研究所 客員研究員
（一財）国際貿易投資研究所 客員研究員
田中 雄作

要約

2025年1月20日の正午から、ドナルド・トランプ大統領による2期目（以下、トランプ2.0）の政権運営が始まった。トランプ2.0の政策目標は、国内製造業の強化と労働者の生活レベルの底上げを通じた、米国民の経済的利益の最大化であり、その根底には揺るぎない「米国第一主義」がある。その実現のため、戦略的に重要な製品を米国内で製造し、米国民の雇用を守り、他国に依存しない製造・輸出大国を目指すとしている。実行手段は、輸入品への高関税賦課、法人・所得減税、化石燃料の増産支援、移民対策の厳格化、規制緩和などであり、財源として、輸入品への高関税のほか、連邦政府の支出カットなどを掲げている。

ここで重要なのが、通商政策だ。トランプ大統領は政策実行ツールとして関税を好むため、関税の取り扱いが通商政策の中心となる。ユーラシアグループが発表した「TOP RISKS 2025」によれば、25年の世界のトップ10リスクのうち、トランプ2.0関連が約半数を占め、通商政策を主な懸念材料としてあげている。関税は、国内企業や労働者を保護するための強力な貿易障壁であり、貿易相手国との「交渉カード」にもなる。また、企業にとっては法人税並みの事業インパクトがあるため、関税措置への対応は最優先事項だ。

トランプ2.0のスタートなど、通商環境が大きく変化するなか、企業の対応策としては、「ルールインテリジェンス（情報収集）の強化」、「ルール活用のさらなる実行」、「官民連携（＝ルール形成）の強化」などを進めていくことが有効と思われる。また、トランプ政策は今後4年のみならず、29年以降も「トランプ3.0」として次の大統領に引き継がれていく可能性もあることから、企業としては、中長期的な対策検討の視点を持ちながら、戦略を練り上げていくことが重要だろう。

第1節 トランプ 2.0 政策

1. トランプ 2.0 政策と通商政策の位置づけ

24年11月5日に実施された、米国大統領選挙の一般投票と連邦議会選挙の結果は、接戦との事前予測を覆す、共和党の大勝利（＝トリプルレッド）となった。トランプ候補は獲得選挙人数と得票数の両方でハリス候補を上回ったが、共和党候補が民主党候補に完勝するのはジョージ・W・ブッシュ氏以来20年ぶりとなる。この勢いに乗って、25年1月20日の就任日以降、トランプ大統領は公約実現のために様々な大統領令を発出し、トランプ 2.0 政策を強力に推し進めているところである。ユーラシアグループが1月に発表した「TOP RISKS 2025」^(注1)によれば、25年の世界のトップ10リスクのうち、トランプ 2.0 関連が約半数を占め、トランプ政権による通商政策が主な懸念材料としてあげられている。今後、米国の通商政策はどのように変化していくのであろうか。本稿では、トランプ 2.0 の通商政策を俯瞰しつつ、企業が国際商取引を進めていく上での対応策を考察してみたい。

まずはトランプ 2.0 政策の概略を押さえておきたい。トランプ 2.0 の政策目標は、国内製造業の強化と労働者の生活レベルの底上げを通じた、米国民の経済的利益の最大化である。その根底には揺るぎない「米国第一主義」があり、外交・経済・安全保障政策において米国の利益を最優先し、戦後の国際秩序から一定の距離をとることを志向する。トランプ政権1期目（以下、トランプ 1.0）では、グローバリズムの進展や貿易の自由化、新興国・地域の台頭などによって衰退した、ラストベルト（＝錆ついた工業地帯）を中心とする製造業の復活に腐心したが、この方針はトランプ 2.0 でも変わらず、いっそう強化される方向だ。共和党政綱や Agenda47^(注2)などによれば、トランプ 2.0 政策の実行手段は、輸入品への高関税賦課、法人・所得減税、化石燃料の増産支援、不法移民の流入抑制、大胆な規制緩和の実行などであり、財源としては、輸入品への高関税のほか、減税による経済成長効果、連邦政府の支出カットなどを掲げている。政府支出カットの対象としては、外国への財政支援や IRA（インフレ抑制法）などの気候変動対策関連の補助金、不法移民の保護費用などが指摘されているが、それでも財源は不足し、国債の発行増も予想されている。

トランプ 2.0 政策が実行されると、インフレが再燃するとの懸念もある。高関税が輸入品の価格上昇を通じて物価高を招き、減税や規制緩和などが景気を刺激し、移民受け入れの厳格化が人手不足と賃金上昇に繋がるとの理由からだ。結果としてインフレが再燃すれば、金利は上昇し、為替はドル高に振れやすいことから、輸出振興には繋がらない可能性

がある。それどころか、経済が大きく失速するリスクもあるだろう。それでもトランプ 2.0 政策の目標に鑑みると、政策実行のための財源確保や国内製造業の保護、貿易相手国との「交渉カード」確保などの観点から、中国原産品への追加関税は維持・拡大し、中国以外の国・地域の原産品についても、追加関税賦課の検討を行い、一部は実行する可能性があると思われる。また、中国に対するモノや技術の輸出規制については、先端・重要技術の領域を中心に、日本を含む同盟国を巻き込む形でさらに強化していこう。その証左に、バイデン政権下では、米中間の経済的なリスク管理の方針を「デリスキング」と修正したが、トランプ 2.0 では躊躇なく「デカップリング」との表現に戻している。連邦議会も引き続き超党派で、対中国強硬策に前向きだ。

2. 通商政策の中身

ここで具体的に通商政策の中身をみてみよう。トランプ 2.0 では、トランプ 1.0 以上に様々な関税引き上げ措置が検討されている。共和党政綱や Agenda47 に記載されている、もしくはトランプ大統領が繰り返し言及している主な措置だけでも、①日本を含む全世界からの輸入品に 10%~20%の追加関税を課すベースライン関税の導入、②他国が米国原産品に課す関税率と同率まで当該国原産品への関税率を引き上げる「トランプ互惠通商法」^(注 3)の導入、③中国に付与した PNTR (恒久正常貿易関係) の撤回、④中国原産品への 60%~100%の追加関税賦課、⑤メキシコ生産車への 100%~200%の追加関税賦課^(注 4)など、枚挙に暇がない。大統領当選後の 24 年 11 月 25 日には、自身の SNS を通じて、違法麻薬であるフェンタニルの流入問題に関連して中国原産品に 10%の追加関税を課し、不法移民やフェンタニルの流入への対抗措置として、メキシコ原産品とカナダ原産品に 25%の追加関税を課すことを発表している^(注 5)。

表 10-1. トランプ 2.0 政策 (通商・対中国)

政策	内容
通商	<ul style="list-style-type: none"> ・全世界からの輸入品に一律の追加関税を賦課(ベースライン関税、10%~20%) ・トランプ互惠通商法の導入(相手国が米国品に課す関税と同率の高関税を課す) ・失敗した通商協定を再交渉(例: USMCA) ・メキシコ生産車への追加関税賦課(100%~200%?)
対中国	<ul style="list-style-type: none"> ・中国への「PNTR(恒久正常貿易関係)」を撤回(関税率引き上げ) ・中国原産品に対して、広く追加関税賦課(60%~100%) ・中国からの必需品の輸入を段階的に廃止 ・メキシコを迂回した米国向け輸出を防止

資料：共和党政綱、「Agenda47」などをもとに筆者作成

これらのうち、ベースライン関税と中国原産品への追加関税賦課については、既存の通商法を利用することで実行可能と思われる。例えばベースライン関税は、大規模な貿易不均衡時に関税賦課を認める「1974年通商法 122 条」の活用^(注 6)や、大統領が「国家緊急事態法 (NEA)」に従って非常事態宣言をした場合に関税賦課などを認める「1977年国際緊急経済権限法 (IEEPA)」の活用などが考えられる。特に IEEPA の活用については、行政機関による事前調査が不要であることから、具体的な検討が進んでいるとの報道もある^(注 7)。また、中国原産品への追加関税賦課は、既に「1974 年通商法 301 条」に基づいて執行中(最大 25%)であり、税率を見直すことで対応可能だろう。メキシコ生産車への最大 200%の追加関税も、不公正貿易是正との理由で通商法 301 条の利用が可能と思われる。なお、不法移民や違法麻薬の流入問題については、25 年 2 月 1 日に IEEPA などに基づき、メキシコ原産品とカナダ原産品に 25%、中国原産品に 10%の追加関税を 2 月 4 日から課す旨の大統領令が発出された。交渉の結果、メキシコ原産品とカナダ原産品への追加関税は 1 か月停止となったが、中国原産品への追加関税は予定通り実施されており^(注 8)、今後の動向に引き続き注意が必要な状況だ。

一方で、「トランプ互惠通商法」の導入や、中国への PNTR の撤回、中国からの必需品の輸入停止措置などは新たな立法が必要であり、トリプルレッドの状態ではあるものの、迅速には実施できないだろう。特に中国に対する PNTR の撤回は、米国と正常貿易関係を有する国 (WTO 加盟国など) 向けの税率を適用せず、キューバやロシアなどの敵対国 4 か国並みの高税率を課すことを意味するため、中国の大規模な報復措置を招くなど、外交的・経済的に多くの禍根を残す可能性がある。また、中国からの必需品の輸入停止についても、発動理由によっては通商法 301 条や、国家安全保障上の輸入規制である「1962 年通商拡大法 232 条」などが利用可能と思われるが、中国との制裁・報復合戦を通じて、サプライチェーンや経済が大混乱に陥るリスクが高く、実行は難しいと考えるべきであろう。

明示的な追加関税措置ではないが、自由貿易協定である USMCA (アメリカ・メキシコ・カナダ協定) にも注目しておく必要がある。USMCA の第 34.7 条^(注 9)には、当協定が発効から 16 年後に失効することや、発効から 6 年目に「共同見直し」することなどが定められており、26 年 7 月 1 日が共同見直し日となる。共同見直しの際には、締約国 (アメリカ、メキシコ、カナダ) は当協定をさらに 16 年間延長するかどうかを検討し、かつ締約国が提出した「提言書」を検討しなくてはならない。実はトランプ政権はこの提言書に、メキシコ、カナダとの貿易収支の改善と、中国メーカーのメキシコを通じた迂回輸出の是

正策などを盛り込む可能性が高いといわれている^(注 10)。また、米国は両国と不法移民や違法麻薬流入の問題も抱えているため、米国の提言案にメキシコとカナダが合意するまで、USMCA の再延長に合意しないといったディールもあり得るだろう。仮にメキシコ原産品やカナダ原産品の米国輸入時の関税減免要件が厳しくなると、3 か国をまたいで緻密なサプライチェーンを構築している自動車・部品業界などは、大きな影響を受けることになる。しかし一方で、メキシコから米国へ完成車を輸出しているメーカーには、GM や FORD といった米国系企業が名を連ねているため、関税減免要件の大きな変更は難しいと考える有識者も多い。

日本企業への影響という観点では、ベースライン関税などの追加関税措置、米国の対中国輸出規制強化、米国によるメキシコやカナダへの追加関税措置、USMCA の改訂などに注意しておく必要があるだろう。日本は米国にとって、中国、メキシコなどに次ぐ 7 番目の「対米国貿易黒字国 (2024 年)」であり、トランプ政権が追加関税によって貿易収支の改善に乗り出してくる可能性は高い。その手段として、ベースライン関税や通商法 301 条、通商拡大法 232 条などを活用する可能性もありそうだ。また、米国が中国に対する輸出規制を強化していく上で、23 年の半導体関連の事例^(注 11)のように、日本にも同様の措置をとるよう圧力をかけてくる可能性もある。日本にとって中国は現時点で最大の貿易相手国であり、米国の施策への同調は、日本経済に大きなマイナス影響を与える可能性がある。さらに日本の主要自動車・部品メーカーは、米国市場を睨んでメキシコやカナダに進出しているため、不法移民問題や USMCA の改訂などによって、メキシコ原産品やカナダ原産品の米国輸入時の関税率が上昇すると大きな問題となる。

以上の通り、トランプ関税措置は、IEEPA に基づく中国原産品への追加関税事案のように、大統領令で迅速に執行できるものもあり、USMCA は見直し期日が決まっているため、事業活動に早いタイミングで影響を与える可能性がある。24 年 11 月 25 日のメキシコとカナダへの追加関税発言のあとも、トランプ大統領の高関税発言は続いており、11 月 30 日には BRICS 諸国に対し、BRICS として共通通貨を創設した場合には、BRICS からの輸入品に 100% の関税を課す意向を表明した^(注 12)。これは共和政策綱領に記載されている「米ドルを世界の基軸通貨に据え置く」との公約に沿っている。さらに 25 年 1 月 7 日には、デンマーク自治領であるグリーンランドの購入に言及し、デンマークが交渉を拒否した場合には、関税率を引き上げることを示唆している^(注 13)。1 月 14 日には、関税などの徴収を扱う機関として ERS (External Revenue Service : 対外歳入庁) の創設案も明らか

になった^(注14)。IEEPA などにに基づき、2月4日から中国原産品に10%の追加関税を課すことになった事案は、前述の通りだ。

なお、トランプ大統領は就任日の1月20日に「米国第一の通商政策」と題する大統領令を発出し^(注15)、①不公正かつ不均衡な貿易への対処、②中国との経済および通商関係、③経済安全保障に関する追加事項の3項目に分けて、実態調査と対策検討の結果を4月1日までに報告するよう命じた。この中には、貿易赤字の是正や、他国による不公正な貿易慣行への対応、USMCAの見直しなどが具体的に指示されており、今後の動向を注視する必要がある。特に中国に対しては、①第1次トランプ政権下で中国が米国原産品の購入増などを約束した「米中経済貿易協定」の順守状況の調査、②24年に実施した通商法301条措置の見直しの再評価、③米国の通商に負担をかける政策・慣行の調査、④恒久的正常貿易関係のもとで中国原産品に特惠税率を適用していることについての評価など、多岐にわたって指示が出ている。

表 10-2. 主な米国の貿易制限措置

通商法	発動の法的根拠	主な対策
1974年通商法 301条(不公正貿易措置)	外国の貿易措置や政策等が米国との通商協定に違反、または外国の行為や政策、慣行が不当、非合理、差別的であり、米国の通商に負担や制限を課す場合など	交渉後、不公正貿易慣行が是正されない場合は関税率引き上げ、輸入制限などの報復措置を導入
1962年通商拡大法 232条(国家安全保障)	ある製品の輸入が、米国の国家安全保障へ悪影響を与える恐れがある場合	関税率引き上げ、輸入数量制限、禁輸、関税割り当てなど
1974年通商法 122条(国際収支問題)	国際収支問題(深刻かつ大規模な貿易不均衡など)に対処する必要がある場合	輸入課徴金・追加関税(従価で15%を超えないこと)、輸入割当 * 議会が延長を認めない限り150日が限度
1977年国際緊急経済権限法 (IEEPA)	米国の国家安全保障、外交政策や経済に対する「異常かつ重大な脅威」があり、大統領が国家緊急事態法(NEA)に従って国家非常事態宣言をした場合	制裁、追加関税など * 文言上は禁輸等にとどまり、関税率の引き上げには言及していない
1930年関税法338条	外国が、他国と比較して米国の通商に差別的な待遇を行っている、または米国製品に不当な制限(差別)を課している場合	追加関税(最大50%)、差別的待遇が続く場合は輸入の全面禁止

資料：「Legal Information Institute (<https://about.law.cornell.edu/>)」などをもとに筆者作成

3. 米中板挟み問題(安全保障政策)

ここで安全保障を切り口とした論点についても少し触れておきたい。トランプ 1.0 以降、米国は中国に対して、安全保障を理由とする取引規制を強力に推し進めてきた。具体的には、EAR(輸出管理規則)、OFAC(財務省外国資産管理局)による経済制裁、CHIPS 科学法、IRA(インフレ抑制法)などによって、中国企業の先端・重要技術領域からの隔離、

中国企業の米国サプライチェーンからの排除などを実行してきている。EAR や OFAC 経済制裁は、その実効性を高める狙いから、米国外の企業や取引にも適用される「域外適用」を前提とするため、日本企業は日本を起点とする貿易や投資に際しても、EAR や OFAC 経済制裁を遵守する必要がある。一方の中国も、20 年以降は「信頼できない実体リスト規定」、「輸出管理法」、「外国法・措置の不当な域外適用を阻止する弁法」、「反外国制裁法」、「関税法」などを相次いで施行し、安全保障面での対抗策を整えてきた。これらは EAR や OFAC 経済制裁などを念頭においたものであり、米国法と同様に域外適用の観点が盛り込まれ、一部には報復措置の条項も挿入されているため注意が必要だ。

ここで、米中両国の通商ルールを同時に順守する場面での、「板挟み問題」が出てくる。従前よりこの問題は繰り返し議論されてきたが、重要な論点であるため、改めて言及したい。例えば、ある日本企業が製品 A を中国企業に輸出していて、製品 A が米国 EAR の輸出禁止品目になったとする。この場合、当該企業は EAR 違反を回避するため、製品 A を中国企業へ輸出するのを取りやめることになる。実はこの行為は、中国に対する差別的措置として「反外国制裁法」に抵触し、中国政府によって資産凍結や取引禁止といった報復措置の対象になる可能性がある。この中国の報復措置を恐れて製品 A を中国に輸出すると、今度は EAR 違反となって米国から罰則が科せられる可能性があり、企業はどちらにも動けない板挟み状態に陥る。

中国による米国規制への対抗措置は、これまで執行実績に乏しかったが、最近は見立つようになってきた。ここ 3 年の主な措置としては、22 年 2 月に米国の防衛企業 2 社へ「反外国制裁法」に基づく制裁措置を発表し^(注 16)、23 年 8 月にガリウムおよびゲルマニウム関連品目の輸出管理を開始^(注 17)、同年 12 月には一部の黒鉛（グラファイト）品目の輸出管理を開始した^(注 18)。そして 24 年 9 月に一部のアンチモンと超硬材料の関連品目を輸出管理の対象とし^(注 19)、同年 10 月にレアアース（希土類）を「国家所有」と明記した管理条例を発効^(注 20)、同年 12 月には、ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、超硬質材料に関連するデュアルユース（軍民両用）品目の対米国輸出を原則不許可とするなど^(注 21)、輸出規制対象を重要鉱物に広げつつある。

トランプ 2.0 では、さらなる対中国強硬策が予想され、中国も対抗措置をとることから、米中両国で事業を展開する企業にとっては、板挟みの頻度が増す可能性がある。また、中国がより強力な先制・報復措置として、重要鉱物などの米国向け輸出規制を強化していく可能性もあるだろう。これが呼び水となって、重要鉱物が中国による各国への経済的威圧

措置の武器として多用されるようになれば、世界経済は大混乱に陥る。米中両国の安全保障関連の法執行動向には、引き続き注意が必要だ。

第2節 トランプと関税

1. 関税は国家にとっても企業にとっても重要

ここで、企業（事業）活動に対する関税のインパクトについて説明したい。通商ルールは主に「数量」と「関税率」の2つの変数で企業活動に影響を与える。例えば輸出管理が強化されると、輸出の許可件数が減少し、輸出数量の減少を通じて売上にマイナスの影響を与える。また、FTAの特恵関税を利用して輸出先国での関税率が下がると、輸出数量が増加し、売上増につながる可能性が出てくる。従って企業は、通商ルールに能動的に対応する必要がある。一般的に、数量規制は安全保障の観点で執行されることが多く、関税率は経済的要因で設定されることが多い。企業としては、安全保障のルールを事業戦略の「打ち手」とすることは考えにくい。そのため、通商環境・ルール対応策としては、関税率の上げ下げ（＝関税マネジメント）に注目することとなる。企業にとって数量規制はコントロールしにくく、関税率はコントロールできる可能性が大きいということである。

関税は、最も一般的な従価税方式の場合、課税価格（輸入価格）に関税率を乗じて算出される。よって輸入者（納税者）の営業利益に直接影響し、法人税と異なって輸入者が赤字でも賦課されるなどの特徴を持つ。特に営業利益に影響を与える点は重要で、関税が経理部ではなく事業部門によってマネージされるべき税金であることが分かる。しかも関税の事業損益への影響は大きく、法人税と同等かそれ以上である。例えば、年間80億円の商品を輸入して100億円の売上を計上する企業があり、税前利益率が10%だとする。関税率が5%であれば納付すべき関税は「80億円×5%=4億円」となり、法人税率を40%とすると、納付すべき法人税は「100億円×10%×40%=4億円」となる。つまりこの企業モデルにおいては、「関税率5%=法人税率40%」という等式が成り立ち、これは、たった数%の関税率が事業損益に大きな影響を与え得ることを意味する。

国家にとっても、関税はもちろん重要だ。関税賦課の主な目的は、「国内産業保護」と「貿易歪曲措置（不公正貿易措置）の是正」、「財源確保」があげられるが、前述した関税の事業損益への影響を考えれば、「国内産業保護」と「貿易歪曲措置（不公正貿易措置）の是正」に対する有効なツールになり得ることが容易に分かる。トランプ大統領が、関税

の事業損益への影響まで正確に把握しているかどうかは不明だが、関税が強力なツールであることは間違いない。

2. トランプ 1.0 の関税事例（実績）

トランプ大統領は「To me, the most beautiful word in the dictionary is tariff（私にとって、辞書の中で最も美しい言葉は関税だ）」と言い切る^(注 22)、自他ともに認める「タリフマン（関税男）」である。17 年からのトランプ 1.0 において、数多くの国内法に基づく関税措置を発動したことは記憶に新しい。最も利用したのは通商法 301 条で、6 件の調査を実施し、2 件が発動に至っている。発動した 1 件目は中国に対するもので、強制的な技術移転などの不公正貿易措置の是正を理由として、18 年 7 月に中国原産品へ最大 25% の追加関税を賦課した。以降も 3 回に分けてほぼ全ての中国原産品へ追加関税を賦課し、それに対して中国も報復関税を賦課したことから、この状態は「米中貿易紛争」として今日まで続いている。2 件目は EU に対するもので、EU が供与した航空機大手エアバス社に対する補助金への対抗措置として、19 年 10 月に最大 25% の追加関税措置を発動した。その他、発動には至っていないが、フランスやベトナムなどに対する調査事案もある。次に利用したのは通商拡大法 232 条で、国家安全保障への脅威を理由に、鉄鋼・アルミ製品や自動車・自動車部品、ウラン、スポンジチタンなどに対して調査を実施し、18 年 3 月に、メキシコとカナダを除く全世界から輸入する鉄鋼・アルミ製品に対して追加関税を賦課した。日本も当該追加関税の対象となっている。

以上の通り、トランプ大統領は国内法に基づく追加関税措置を多用してきたが、一方で、当時から、高関税を武器に相手国に要求をのむよう迫る「ディール外交」を好んでいたことが分かる。例えば、鉄鋼とアルミに関する通商拡大法 232 条措置のケースでは、18 年 6 月にメキシコとカナダについても追加関税が賦課されたが、USMCA の交渉において、米国が恩恵を受ける形での原産地規則で合意したため、追加課税を停止している。また、中国に対する通商法 301 条措置のケースでは、大豆などの米国産品の大量購入や不公正貿易措置の是正などを中国に義務付ける「米中経済貿易協定」^(注 23) を締結したことで、一物品目の追加関税率を軽減し、さらに一物品目の追加関税賦課の取り下げも実施した。このように、トランプ大統領は高関税を、国内製造業支援や輸出促進といった政策実現のための交渉カードとして使ってきた側面も大きく、このスタンスはトランプ 2.0 でも変わっていない。トランプ政権では、相手国が要求をのむことで、追加関税措置を停止する、もしくは

は措置を発動しないケースがあり得るため、企業としては、トランプ大統領が繰り返し言及する要求事項や相手国との交渉状況、活用可能な既存の通商ルールなどをしっかり理解することが重要であろう。

第3節 企業の対応策

それでは、トランプ 2.0 のもとで、企業はどのような対応策（「企業通商戦略」）を講じるべきであろうか。筆者は特に以下の3点を強調したい。

1つ目は、「ルールインテリジェンス（情報収集）」の強化である。最近の通商環境を俯瞰すると、本稿のテーマである米国の保護主義の進展を始め、米中覇権争いの激化や各国での経済安全保障政策の進展、EUでの炭素国境調整措置の執行など、企業の国際商取引に影響を与える外的環境が大きく変化していることがわかる。企業としては、事業展開している国・地域や事業ドメインに関わる通商環境動向を1つの「面」として把握し、その対応策を経営の目線で戦略的に検討する必要がある。

特にトランプ 2.0 の通商政策については、トランプ大統領、ハンス副大統領、担当閣僚（候補）、政府高官などの発言や、連邦議会での法案提出動向などに高くアンテナを張り、それらに関する有識者や専門家の見解に耳を傾けておく必要があるだろう。これまでみてきた通り、トランプ大統領が言及する関税措置には、政策を実現するために実行不可欠のものと、単にディール用のカードとして提示しているものがある。また、相手国とのディール次第で実行可否が決まる場合も多く、ルールも発動しやすい（解釈しやすい）ものを使う傾向がある。よって、企業としては日々の情報収集が欠かせず、3月初旬頃に USTR（米国通商代表部）が公表予定の「Trade Policy Agenda」、そしてトランプ 2.0 政策の中身が判明する 26 年会計年度（25 年 10 月～26 年 9 月）の予算教書なども要注目だ。さらに、通商環境・ルール動向に対する欧米のグローバル企業の動きについても、分析しておく価値は高いだろう。企業にとって重要なのは、実行され得る様々なシナリオを可能な限り把握し、どちらに転んでも対処出来るようにしておくことである。

2つ目は、「ルール活用」のさらなる実行である。日本企業は伝統的に規制対応（コンプライアンス）が得意であり、これまでも日本のルールはもちろん、域外適用される米国の EAR などを徹底順守し、輸出入規制品目の該否判定や、輸出入通関の基本業務である関税分類、関税評価、原産地判定などを正確に行ってきた。その上で、近年は FTA などの通商

ルールを活用し、輸出入を積極展開する傾向が鮮明になっている。財務省や経済産業省も FTA や関税に関する産官学の有識者委員会を立ち上げ、企業の通商ルール活用を後押ししている。前述の通り、「関税率 5%は法人税率 40%に匹敵する」ため、企業にとって FTA などの関税ルールを活用することのメリットは大きい。

米中貿易紛争においては、追加関税の対象が「相手国の原産品」となるため、原産地判定を正確に行うことが重要となる。原産地判定によって追加関税措置の対象外となれば問題ないが、追加関税措置の対象と判定された場合は、「適用除外申請制度」の活用を検討する必要がある。この制度は、特定の輸入品に対して追加関税の適用を一部または完全に除外する仕組みで、企業が適用除外を希望する HS コードを当局に申請し、当局が国内での供給状況や代替品の入手可能性といった国益に基づく審査をした上で、適用除外の可否を認定する流れになる。当制度は、これまで通商法 301 条措置や通商拡大法 232 条措置で設けられており、官報などで通知されている。また、パブリックコメント手続が設けられていれば、事前に追加関税対象品目案に対する意見を提出することが可能であり、この機会を積極活用することも重要だろう。

米国独自の制度だが、課税価格を適正化する「ファーストセール基準」も活用検討の価値がある。例えば、日本企業が台湾製品を米国企業に販売し、モノは台湾から米国に直接輸出する場合、台湾企業が日本企業にファーストインボイスを送付し、日本企業が利益を上乗せしたセカンドインボイスを米国企業に送付する流れとなる。輸入申告上の課税価格は、通常は輸入者から輸出者（販売者）に支払われる価格に加減算をして決定されるため、このケースでは、米国の輸入申告時にセカンドインボイスが利用されることになる。ファーストセール基準とは、米国関税法上のいくつかの要件を満たす場合に、セカンドインボイスではなく、ファーストインボイスを輸入申告時に使える制度である。ファーストインボイスは仲介者の利益が上乗せされていない分、課税価格が低くなるため、支払う関税額も減少することとなる。

以上の制度は、トランプ大統領がどのルールを利用して高関税措置を執行したとしても、活用可能な汎用的なものであるため、検討の価値は高い。一方で、関税ルールへの活用は義務ではないため、企業が自発的・積極的に活用するか否かにかかっており、関税は企業間で差がつく重要なファクターといえよう。

3 つ目は、「官民連携（＝ルール形成）」の強化である。これまでみてきた通り、トランプ 2.0 では米中覇権争いや貿易紛争がさらに激化し、メキシコやベトナム、ドイツ、日本

といった「米国に対して貿易黒字である国」への高関税措置も懸念されている。ここで重要と思われるのが、日米両国政府との対話チャンネルの構築・強化である。例えば、「全世界からの輸入品に一律 10%~20%を課す」ベースライン関税が導入される場合、各国・各社は、ある意味「平等に」課税されると考えがちだが、それは性善説に立ちすぎている感がある。前述の通り、トランプ大統領はディール外交を好むため、その結果次第では、日本だけ追加関税率が高い、自社の属する業界だけ追加関税率が高いといった「不平等な」事態も想定される。当然のことながら、このような事態は避けなくてはならない。また、米国と中国のルールによる板挟み問題への対応もある。企業としては、米中両国との健全な取引を進める上で罰則を科されるような事態や、取引が出来なくなる事態は避けなくてはならない。

そのためには、官民連携の強化が重要になる。20 年 11 月、当時の梶山経済産業大臣は米中对立下における企業行動として、「サプライチェーンの分断が不当に求められる場合は、経済産業省が前面に立って支援をする」旨を表明した^(注 24)。企業としては、日頃から政府や業界団体などとのチャンネルの構築・強化を図り、情報収集のほか、必要な申し入れや働きかけ、相談などが出来る環境を整えておく必要がある。米国においても、自社拠点がある州の知事や、当該州選出の連邦議会議員などとの関係を構築・強化しておくことは有効であろう。報道によれば、トランプ 1.0 以降、日本の大手自動車メーカーの米国でのロビー活動費が増加しているという^(注 25)。背景には、保護主義色の強い通商政策や EV（電気自動車）優遇策などへの対応があり、政府・議会関係者に対して米国での雇用創出などを積極的にアピールし、有利な政策実現に結びつけているとのことである。トランプ 2.0 政策が徐々に実行されていく中で、今後は様々な事案の相談先・解決手段として、自動車業界のみならず幅広い業界において、日本と米国での官民連携がいっそう重要になっていくだろう。

第 4 節 終わりに～「トランプ 3.0」の可能性

本稿の最後に、「トランプ 3.0」について私見を述べたい。多くの事業者は、トランプ 2.0 政策の予見不確実性や極端な通商政策を脅威に感じつつも、「長くて、あと 4 年」との前提で、事業に携わっていると思われる。これについて筆者は、トランプ大統領の 3 選こそないものの、J.D.バンス副大統領が 29 年 1 月以降の新リーダーとして、「トランプ 3.0」、

場合によっては「トランプ 4.0」を執行する可能性もあると考えている。バンス副大統領は、グローバリズムに批判的な保守的政策フォーラムに参画してきた経緯があり、確たる理論的・思想的背景を持って、米国第一主義や経済ナショナリズム、対中国強硬策などを支持している。その意味では、トランプ大統領以上にトランプ主義者といえるかもしれない。さらに副大統領という立場からも、最有力候補になる可能性は十分にあるだろう。仮に 29 年 1 月にバンス大統領が誕生すれば、トランプ政策は 25 年 1 月から最大 12 年間続くことになる。

バンス副大統領は、ラストベルトに位置するオハイオ州ミドルタウンの貧困層の出身で、製造業で栄えた地域経済が衰退し、人々が生活に困窮していく姿を目の当たりにしながら成長した。この様子は、16 年に出版した自伝的著書「ヒルビリー・エレジー〜アメリカの繁栄から取り残された白人たち」に詳細に描かれている。本書は、折しもトランプ 1.0 誕生のタイミングと重なり、まさにラストベルトを題材にしていることから、トランプ岩盤支持層や「トランプ現象」を理解する上で、格好の書籍として多くのメディアに取り上げられた。政治家としては、22 年の上院議員選挙でトランプ氏の支持を受けて初当選し、トランプ主義に大いに共感・賛同して現在に至っている。

今後バンス氏は、副大統領としてトランプ 2.0 政策の実行に注力し、まずは 2 年後の中間選挙での勝利を目指すだろう。そして労働者のために米国第一主義を支えてきた実績をアピールし、トランプ支持層を固めながら、「トランプ政策の継続」を掲げて 28 年 11 月の大統領選挙に出馬する可能性が高いと思われる。トランプ大統領としても、早期のレームダック化を避けるべく、バンス副大統領を後継者として指名することに躊躇いはないだろう。バンス大統領が誕生すれば、引き続きトランプ政策の柱である、保護貿易政策、対中国強硬策、国内製造業重視政策、移民制限政策などを進めていくことが予想される。よって企業としては、当面はトランプ 2.0 政策への対応に重点を置きつつも、「トランプ 3.0」、さらには「トランプ 4.0」の可能性も踏まえた、中長期的かつ柔軟な対策検討の視点を持つことが重要と思われる。

注1 Eurasia Group website (2025 年 1 月 6 日) ([Eurasia Group | The Top Risks of 2025](https://www.eurasiagroup.net/issues/top-risks-2025))
(<https://www.eurasiagroup.net/issues/top-risks-2025>)

注2 Donald Trump website ([Home | Donald J. Trump](https://www.donaldjtrump.com/)) (<https://www.donaldjtrump.com/>)

注3 Donald Trump website ([Agenda47: Cementing Fair and Reciprocal Trade with the Trump Reciprocal Trade Act | Agenda47 | Donald J. Trump](https://www.donaldjtrump.com/agenda47/agenda47-cementing-fair-and-reciprocal-trade-with-reciprocal-trade-act))
(<https://www.donaldjtrump.com/agenda47/agenda47-cementing-fair-and-reciprocal-trade-with->

the-trump-reciprocal-trade-act)

- 注4 ロイター (2024年10月7日) ([メキシコからの輸入車に200%関税、「必要なら」とトランプ氏表明 | ロイター](https://jp.reuters.com/world/us/NVEIBBHGCRMIVDWCAUPEKYNDLU-2024-10-07/)) (https://jp.reuters.com/world/us/NVEIBBHGCRMIVDWCAUPEKYNDLU-2024-10-07/)
- 注5 JETRO ビジネス短信 (2024年11月26日) ([トランプ次期米大統領、メキシコ・カナダ・中国からの輸入への追加関税を示唆\(中国、カナダ、米国、メキシコ\) | ビジネス短信 - ジェトロの海外ニュース - ジェトロ](https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/11/0f0a7c6d0e37c74a.html)) (https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/11/0f0a7c6d0e37c74a.html)
- 注6 日本経済新聞電子版 (2024年11月27日) ([USTR 代表にグリア氏、第1次トランプ政権で対日交渉経験 - 日本経済新聞](https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN270TY0X21C24A1000000/)) (https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN270TY0X21C24A1000000/)
- 注7 CNN (2025年1月9日) ([トランプ氏、「国家経済緊急事態宣言」を検討 一律関税に向け - CNN.co.jp](https://www.cnn.co.jp/usa/35228086.html)) (https://www.cnn.co.jp/usa/35228086.html)
- 注8 The White House (2025年2月1日) ([Imposing Duties to Address the Synthetic Opioid Supply Chain in the People's Republic of China - The White House](https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/02/imposing-duties-to-address-the-synthetic-opioid-supply-chain-in-the-peoples-republic-of-china/)) (https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/02/imposing-duties-to-address-the-synthetic-opioid-supply-chain-in-the-peoples-republic-of-china/)
- 注9 Office of The United States Trade Representative ([34 Final Provisions.pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/FTA/USMCA/Text/34_Final_Provisions.pdf)) (https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/FTA/USMCA/Text/34_Final_Provisions.pdf)
- 注10 JETRO ビジネス短信 (2024年10月15日) ([米トランプ氏、USMCA見直しで、中国によるメキシコ経由の自動車部品の無税での輸出を制限と表明\(中国、カナダ、米国、メキシコ\) | ビジネス短信 - ジェトロの海外ニュース - ジェトロ](https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/10/2ee3b53af93bac6e.html)) (https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/10/2ee3b53af93bac6e.html)
- 注11 日本経済新聞電子版 (2023年3月31日) ([半導体製造装置 23 品目規制 中国への輸出、先端品難しく - 日本経済新聞](https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA30AXZ0Q3A330C2000000/)) (https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA30AXZ0Q3A330C2000000/)
- 注12 JETRO ビジネス短信 (2024年12月3日) ([トランプ米次期大統領、BRICS 諸国に 100%の関税賦課を示唆、米ドル依存軽減を牽制\(インド、中国、米国、ブラジル、ロシア、アラブ首長国連邦、イラン、エジプト、エチオピア、南アフリカ共和国\) | ビジネス短信 - ジェトロの海外ニュース - ジェトロ](https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/12/4339191640ff36d8.html)) (https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/12/4339191640ff36d8.html)
- 注13 日本経済新聞電子版 (2025年1月8日) ([アメリカのトランプ氏、グリーンランド購入へデンマークに圧力 拒否なら高関税 - 日本経済新聞](https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN07DQE0X00C25A1000000/)) (https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN07DQE0X00C25A1000000/)
- 注14 日本経済新聞電子版 (2025年1月15日) ([米関税上げへ「対外歳入庁」 トランプ氏、大統領就任日に新設 - 日本経済新聞](https://www.nikkei.com/article/DGKKZO86062450V10C25A1MM0000/)) (https://www.nikkei.com/article/DGKKZO86062450V10C25A1MM0000/)
- 注15 The White House (2025年1月20日) ([America First Trade Policy - The White House](https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/america-first-trade-policy/)) (https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/america-first-trade-policy/)
- 注16 JETRO ビジネス短信 (2022年02月24日) ([外交部、反外国制裁法に基づき米ロッキード・マーチン、レイセオン・テクノロジーへの対抗措置を発表\(中国、米国\) | ビジネス短信 - ジェトロの海外ニュース - ジェトロ](https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/02/99e0d6a54f00a747.html)) (https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/02/99e0d6a54f00a747.html)
- 注17 JETRO ビジネス短信 (2023年07月04日) ([商務部、レアメタル 2 種の関連品目に対する輸出規制を発表、8月1日から実施\(中国\) | ビジネス短信 - ジェトロの海外ニュース - ジェトロ](https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/07/74e08dd9a1764e80.html)) (https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/07/74e08dd9a1764e80.html)
- 注18 JETRO ビジネス短信 (2023年10月26日) ([商務部、12月1日から一部の黒鉛品目に対する輸出管理を実施と発表\(中国\) | ビジネス短信 - ジェトロの海外ニュース - ジェトロ](https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/10/b5e49f3956a21a5e.html)) (https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/10/b5e49f3956a21a5e.html)
- 注19 JETRO ビジネス短信 (2024年08月19日) ([商務部、アンチモン関連品目に対する輸出規制発表、9](#)

[月 15 日から実施\(中国\) | ビジネス短信 –ジェトロの海外ニュース- ジェトロ\)](https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/08/2d6730226bb0cd05.html)
(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/08/2d6730226bb0cd05.html>)

- 注20 日本経済新聞電子版 (2024 年 6 月 29 日) ([中国、レアアース「国家所有」と明記 管理条例 10 月施行 - 日本経済新聞](https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM2936E0Z20C24A6000000/)) (<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM2936E0Z20C24A6000000/>)
- 注21 JETRO ビジネス短信 (2024 年 12 月 06 日) ([中国商務部、一部の両用品目の対米輸出管理を強化、12 月 3 日に即日施行\(中国、米国\) | ビジネス短信 –ジェトロの海外ニュース- ジェトロ\)](https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/12/dd0b9da79ce74d33.html)
(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/12/dd0b9da79ce74d33.html>)
- 注22 Bloomberg (2024 年 10 月 16 日) ([In Trump's Economic Plan, Tariff Is 'the Most Beautiful Word' - Bloomberg](https://www.bloomberg.com/news/newsletters/2024-10-15/in-trump-s-economic-plan-tariff-is-the-most-beautiful-word)) (<https://www.bloomberg.com/news/newsletters/2024-10-15/in-trump-s-economic-plan-tariff-is-the-most-beautiful-word>)
- 注23 Office of The United States Trade Representative
([Economic And Trade Agreement Between The United States And China Text.pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/phase%20one%20agreement/Economic_And_Trade_Agreement_Between_The_United_States_And_China_Text.pdf))
(https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/phase%20one%20agreement/Economic_And_Trade_Agreement_Between_The_United_States_And_China_Text.pdf)
- 注24 経済産業省「梶山経済産業大臣の閣議後記者会見 (2020 年 11 月 17 日)」([梶山経済産業大臣の閣議後記者会見](https://www.youtube.com/watch?v=aCK7V2SEHvw)) (<https://www.youtube.com/watch?v=aCK7V2SEHvw>)
- 注25 日本経済新聞電子版 (2024 年 11 月 12 日) ([トヨタやホンダ、米ロビー費増 トランプ氏復権で拡大も - 日本経済新聞](https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC076K60X01C24A1000000/)) (<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC076K60X01C24A1000000/>)

第 11 章 2024 年の米国大統領選挙結果と今後の通商政策への影響

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部米州課長 伊藤 実佐子

要約

2024 年 11 月に実施された米国大統領選挙の結果と、その通商政策への影響について分析する。特に、政権交代が米国の産業・通商政策に及ぼす影響とその含意に焦点を当てる。第 1 章では、2024 年大統領選挙が、米国の政治的分断が深まる中で行われたことを踏まえ、これまでの選挙と比べ特異な点をまとめた。第 2 章では、議会構成の変化が産業・通商政策に与える影響を分析している。共和党が上下院で多数派となったこと、労働分野の政策に強い影響力を持った下院議員が落選したことなどにより、政策の優先順位や実施可能性が大きく変わる可能性がある。第 3 章では、トランプ政権 2 期目の通商政策の 3 つの特徴について詳述した。保護主義的な関税政策、重要物資の国内生産強化の方針、より具体的な要求を伴う二国間交渉を挙げた。第 4 章では、2026 年中間選挙に向けた政権運営の展望を示した。雇用創出の実績を上手くアピールし、地域経済に目配りすることが必要となる。第 5 章では、新政権発足にあたっての日本企業への示唆として、産業・通商政策への対応、サプライチェーンの再編、投資戦略の見直しに戦略的に取り組む必要性を述べた。

はじめに

世界は再び大きな転換点を迎えている。2024 年の米国大統領選挙においてドナルド・トランプ氏が勝利を収め、米国の産業政策および通商政策は新たな局面に入る。この政権交代は、単なる政党間の権力移行を超えて、グローバルな経済秩序に大きな影響を及ぼす可能性を抱えている。本稿では、この歴史的な政権交代が米国の産業・通商政策に及ぼす影響と、その含意について分析する。特に、バイデン政権下で実施された各種政策の継続性、新政権による政策転換の可能性、そして日本企業への影響に焦点を当てる。

第1節 2024年大統領選挙の特異性

2024年の大統領選挙は、これまでの選挙と比較して複数の特徴的な様相を呈した。特筆されるのは、直前まで大接戦との報道が大勢を占めた選挙戦が、ふたを開けてみると、米国東海岸から開票が始まって5時間半後の11月6日午前2時半にはトランプ氏が勝利宣言を行い、さらに、選挙結果を左右すると言われる激戦州7州（スイングステート：アリゾナ、ジョージア、ミシガン、ネバダ、ノースカロライナ、ペンシルベニア、ウィスコンシン）全てでトランプ氏が勝利するという、圧勝の結果となったことだろう。メディアによる偏向報道という問題はあったが、実態は、選挙戦に関連する有権者動向を分析する主要メディアである「270 to win」や「FiveThirtyEight」等が発表する両大統領候補支持率から見られるように、全米レベルでは民主党のカマラ・ハリス氏の優勢を示したものの、選挙人が多く割り当てられているスイングステートの結果が勝敗を決した（表 11-1）。また、既存の政治やグローバル化への不満を抱える表層化しない有権者層が、依然としてトランプ氏の支持基盤として分厚いことが改めて確認された。

表 11-1. 両党候補の全米での支持率と激戦州での得票率

(単位: %)

		民主党 ハリス氏	共和党 トランプ氏
全米	270toWin	48.4	47.2
	FiveThirtyEight	48.0	46.8
州(選挙人数)	アリゾナ(11)	46.7	52.2
	ジョージア(16)	48.5	50.7
	ミシガン(15)	48.3	49.7
	ネバダ(6)	47.5	50.6
	ノースカロライナ(16)	47.8	51.0
	ペンシルベニア(19)	48.7	50.4
	ウィスコンシン(10)	48.8	49.7

注. 270toWin、FiveThirtyEight は 2024 年 11 月 4 日時点の数値。

出所: メディア報道からジェトロ作成

第2に、SNS プラットフォームの影響力が質的な変化を見せた点が挙げられる。共和党のトランプ氏の勝利は、SNS や人工知能 (AI) の活用により、上記の支持基盤を着実に動

員できた点が大きいと言われている。トランプ氏が、自身が立ち上げた SNS プラットフォーム「Truth Social」を積極的に活用してメッセージを発信する戦略が効果的だっただけでなく、民主党候補だったジョー・バイデン大統領が 2024 年 2 月、同氏を引き継いで出馬したハリス氏が同 7 月に自身の TikTok アカウントを開設し、若年層へのアプローチを図り、一定の成果を挙げたことが表している。

従来型のメディアを介さない直接的なメッセージの発信は、2016 年の選挙時から見られた現象だが、今回は AI を活用したコンテンツ生成や情報拡散の手法が洗練され、より戦略的、且つ扇動的な展開となったと言える。世界的人気歌手のテイラー・スウィフト氏がトランプ氏への支持を表明する偽コンテンツが SNS で出回った^(注 1)ほか、ニューハンプシャー州の予備選投票日直前に、バイデン氏の声を偽造した自動音声電話が民主党有権者向けに投票放棄を呼びかけ、混乱を引き起こした事例がある。AI やディープフェイク技術^(注 2)による偽情報への対策が選挙戦の重要な要素となり、主要プラットフォーム各社が選挙期間中の特別対応を迫られた。

第 3 に、経済政策論争における両候補の主張が、表面的には収斂しながらも本質的な違いを際立たせた点だ。バイデン政権は、製造業の国内回帰と中低所得層の底上げを狙う経済政策「バイデノミクス」を掲げ、2021 年 11 月にインフラ投資雇用法 (IIJA)、2022 年 8 月に CHIPS および科学法 (CHIPS プラス法)、同月にインフレ削減法 (IRA) という、コロナウイルス禍の経済低迷を反転させる政策や産業補助金を手当とする 3 本の法律を発効させた (表 11-2)。これらの法律は、クリーンエネルギー促進、半導体産業育成、インフラ整備を軸とした包括的な産業政策パッケージとして国内産業基盤の強化に機能した。こうした手厚い産業政策でバイデン政権は、2024 年 11 月までに 1 兆ドルの民間設備投資を生み出したと発表している^(注 3)。

表 11-2. バイデン政権下で成立した産業政策

法律名	発効年月	概要	政府支出額 (ドル)	雇用創出数 (人)(注2)
インフラ投資雇用法 (IIJA)(注1)	2021年11月	米国のインフラを現代化するため、EV用充電設備や低排出車整備といった輸送インフラのほか、電カグリッド網整備などに5年間支出	5,500億	67万
CHIPSおよび科学法 (CHIPSプラス法)	2022年8月	米国内への半導体製造工場誘致や拡張に5年間で527億ドル、科学技術関連の連邦政府機関への予算充実に10年間で2,000億ドルを支出	2,800億	11万5,000
インフレ削減法 (IRA)	2022年8月	クリーンエネルギーと気候変動対策に3,690億ドル、医療保険に640億ドルを10年間支出	4,330億	33万
イニシアティブ名	発表年月	概要	政府支出額 (ドル)	雇用創出数 (人)(注3)
水素ハブ	2023年10月	IIJAに基づき7つの水素ハブを選定、1件あたり7億～12億ドル程度の資金提供を受け実証事業を行う	70億	33万4,280
テックハブ	2024年7月	CHIPSプラス法に基づき12のテックハブを選定	5億400万	25万8,350

注1：超党派インフラ法（Bipartisan Infrastructure Law）という名称も使われる。

注2：いずれも発効から2年経過時点での政府発表に基づく。

注3：各ハブの申請書類から算出。

出所：ホワイトハウス、商務省等の発表からジェトロ作成

他方トランプ陣営は選挙期間中、政権1期目や過去の共和党政権が採用してきたトリクルダウン政策、すなわち大企業や富裕層のための減税措置により投資や消費が活発化し幅広い層に恩恵が及ぶという経済政策を主軸に置いた論陣を張った。バイデン政権が採った中国に対する強硬姿勢や製造業の国内回帰といった政策の基本的な方向性については否定せず、むしろ自身の政権1期目の取り組みの延長線上にあるとの主張を展開しつつ手法の違いを強調した。

この背景には、州レベルの経済実態が無視できないという要素がある。例えば、アリゾナ州では台湾積体回路製造（TSMC）の工場建設が雇用創出と経済活性化に貢献し、テキサス州では韓国サムスンの投資が地域経済を牽引している。これらの州では、民主・共和両党の候補者とも産業政策の継続を支持する立場を示した。また、インディアナ州やオハイオ州など、電気自動車（EV）関連投資が集中する地域でも、政策の継続性を求める声が強くなり、これが選挙戦における論点形成に大きな影響を与えた。選挙戦終盤でトランプ氏の意向を汲んだマイク・ジョンソン下院議長が、CHIPSプラス法の撤廃を示唆する発言をし

た直後に共和党内の反発により軌道修正を強いられた事例が分かりやすい^(注4)。バイデン政権からの実施方法の修正は示唆しつつも、政策の基本的な枠組みは維持する姿勢を示した。

第2節 議会構成の変化が産業・通商政策に与える影響

11月の大統領選挙と同日に行われた連邦議会選挙では、産業政策、通商政策に大きな影響力を有していた議員の交代が見られた。特に注目すべきは、労働者寄りの政治活動を行ってきた民主党上院議員の交代である。オハイオ州選出のシェロッド・ブラウン(Sherrod Brown)上院議員は、製造業の国内回帰政策において労働者保護の観点から重要な役割を果たしてきた。通商協定における労働者を保護する条項の強化を求め、北米自由貿易協定(NAFTA)や中米自由貿易協定(CAFTA)に反対したほか、インド太平洋経済枠組み(IPEF)の産業政策における労働者保護措置の導入に関して強い影響力を持っていたことで知られる。同氏の落選により、労働条件に関する規制や労働者保護条項の扱いに変化が生じる可能性がある^(注5)。

同様に、ペンシルベニア州選出のボブ・ケイシー(Bob Casey)上院議員も、通商政策における労働者保護の観点から一定の発言力を有していた。特に、対中通商政策における労働基準の確保や、国内産業保護措置の導入において重要な役割を果たしてきた。両議員の交代により、製造業回帰政策における労働者保護の要素が弱まる可能性があるが、一方で政策実行の機動性は高まるとの見方もある。

これらの変化は、産業政策の実施手法にも影響を及ぼす可能性がある。特に、バイデン政権下での工場建設などに際し求められた労働者の多様性確保などの企業誘致における労働条件要件の緩和や、補助金交付基準の見直しなどが起こり得る。ただし、労働組合の支持基盤が強い州では、州レベルでの規制や要件が維持される可能性が高く、企業としては連邦と州の両レベルでの政策動向に注意を払う必要がある。

下院においても、産業政策支持派の構成に重要な変化が見られた。予算を所管する歳出委員会(Appropriations Committee)やエネルギー商業委員会で産業補助金に批判的な保守強硬派の議員が増加し、これが予算配分の議論に影響を与える可能性がある。今回の連

邦下院議員選では、全 435 議席のうち共和党が 220 議席、民主党が 215 議席を獲得した。ここから、上記バンス氏のように政権入りする可能性がある下院議員^(注 6)を引くと、第 119 議会会期（2025～2026 年）下院は両党議員数が歴史的に僅差となる^(注 7)。トランプ氏の政策実現には厳しい議会運営が求められる。

一方、税制など、トランプ新政権で優先的に取り組まれるだろう分野を所管する歳入委員会（Ways and Means Committee）では、貿易政策に関する超党派的な合意形成の動きが見られる。特に、対中国の通商政策については、民主・共和両党の議員が足並みを揃える傾向が強まっている。第 1 章でも触れたが、IRA や CHIPS プラス法による恩恵を受けている選挙区の議員は、党派を超えてバイデン政権で実現した産業政策の維持を支持する傾向にあり、急激な政策変更は困難との見方が強い（表 11-3）。特に、半導体産業の誘致に成功したアリゾナ州、テキサス州などの議員からは、政策の継続性を求める声が強く出ている。大型投資の誘致に成功した地域の議員らは、超党派の作業部会を立ち上げ、産業政策の維持・強化に向けた取り組みを開始する動きもある。

表 11-3. CHIPS プラス法に基づく助成事例

	企業名	国籍(州)	実施州	助成金額	発表時期	内容
1	BAEシステムズES	英国	NH	\$3,500万	2023年12月	半導体生産施設の現代化。F-35にも使われる半導体の生産量を4倍に
2	マイクロチップ・テクノロジー	米国(AZ)	CO,OR	\$1.62億	2024年1月	EV、家電、スマホ、航空機などに不可欠なMCUや成熟ノードの製造施設を拡張し、半導体製造量を3倍に
3	グローバルファウンドリーズ	米国(CA)	NY,VT	\$15億	2024年2月	現在米国では入手できない高価値技術を生み出すことが期待される、300mmの半導体製造施設の新設など3つのプロジェクト
4	インテル	米国(CA)	AZ,NM,OH,OR	\$85億	2024年3月	先端ロジック半導体の製造施設の新設、先端パッケージング施設の現代化、極端紫外線(EUV)露光装置を用いる技術開発施設の拡張など。インテル18Aも2025年には量産開始予定
5	TSMC	台湾	AZ	\$66億	2024年4月	3つの工場への投資に助成。第1工場では4nmの半導体を2025年前半に、第2工場では3nmに加え2nmを2028年に、第3工場では、2nm以下を2030年末までに生産を開始
6	サムスン	韓国	TX	\$64億	2024年4月	半導体製造拠点や研究開発施設、先端パッケージング施設の建設の建設への資金助成
7	マイクロン	米国(ID)	NY,ID	\$61.4億	2024年4月	最先端DRAMチップ生産のための工場や研究施設の建設に対し助成
8	ポラーセミコンダクター	米国(日本)	MN	\$1.2億	2024年5月	200mmウエハーの生産能力を月産2万枚から4万枚へ。自動車、航空宇宙・防衛、オプトエレクトロニクス、微小電子機械システム(MEMS)、医療機器などに利用
9	アブソリックス	韓国	GA	\$7,500万	2024年5月	先端パッケージングに使用される基板の技術開発施設建設。半導体関連の新素材製造では初の助成
10	ロケットラボ	米国(CA)	NM	\$2,390万	2024年6月	ミサイル認識システムやNASAの月探査などに利用される、化合物半導体で構成される宇宙用太陽電池の生産量を3年で50%増加
11	インテグリス	米国(MA)	CO	\$7,500万	2024年6月	同社開発のFOUPsは、ウエハー保護のための特殊化された容器で、半導体製造の生産性を劇的に向上させる。同製品などの造施設建設を支援

	企業名	国籍 (州)	実施州	助成金額	発表時期	内容
12	RVM	米国 (OR)	FL	\$670万	2024年7月	微小電子機械システムやセンサーの製造施設建設を支援。RVMの製造能力はほぼ3倍に
13	グローバルウェーハズ	台湾	TX,MO	\$4億	2024年7月	米国初の先端チップ用の300mmのシリコンウエハー製造施設を新設(TX)。300mmのシリコンオンインシュレーター(SOI)ウエハーを生産する製造施設を新設(MO)
14	アムコー	米国 (AZ)	AZ	\$4億	2024年7月	先端パッケージング・テスト施設の建設。施設建設の第1フェーズは2025年9月までに着工。新施設稼働後、自動運転車両、5G/6Gスマートフォン、大規模データセンターなど向けの先端半導体へパッケージングとテストを行う
15	SKハイニックス	韓国	IN	\$4.5億	2024年8月	次世代HBM(広帯域メモリー)半導体パッケージング製造・研究開発施設の建設
16	テキサスインスツルメンツ	米国 (TX)	TX,UT	\$16億	2024年8月	回路幅間65～130nmの半導体を製造する300mmウエハーファブ施設2カ所を新設(TX)。28～65nmの半導体を製造する300mmウエハーファブ施設1カ所を新設(UT)
17	HP	米国 (CA)	OR	\$5,000万	2024年8月	マイクロフレイディスク(マイクロ流体工学)半導体の研究開発拠点および生産拠点の拡張と改良
18	エドワーズバキューム	英国	NY	\$1,800万	2024年10月	米国で生産されていない、ドライ真空ポンプの製造施設の新設
19	ウルフスピード	米国 (NC)	NC,NY	\$7.5億	2024年10月	次世代のパワー半導体材料の1つとされるシリコンカーバイド(SiC)ウエハー製造施設の新設およびSiCデバイス製造施設の拡張
20	インフィネラ	米国 (CA)	CA,PA	\$9,300万	2024年10月	リン化インジウム(InP)を用いた光半導体基板の製造施設、試験・パッケージング施設の建設。光半導体生産能力を現在の10倍に増強
21	ヘムロック	米国 (MI)	MI	\$3.25億	2024年10月	超高純度半導体用ポリシリコンの生産と精製を行う製造施設の新設
22	コーニング	米国 (NY)	NY	\$3,200万	2024年11月	最先端の半導体製造に重要な役割を果たすDUVとEUV露光装置、フォトマスクの主要部材である高純度溶融シリカ(HPFS)と超低膨張(ULE)ガラスの生産を拡大する
23	パワーエックス	米国 (PA)	PA	\$300万	2024年11月	F-35戦闘機をはじめとする防衛用途や商業・工業用途向けの半導体パワーモジュールのパッケージング施設の生産能力を倍増
24	ボッシュ	ドイツ	CA	\$2.25億	2024年12月	シリコンカーバイド(SiC)パワー半導体の生産拠点到に転換。2026年から前工程のデバイス製造に加え、後工程のテスト、仕分け、ダイシング工程も行われる
25	コヒレント	米国 (PA)	TX	\$3,300万	2024年12月	世界初の150mmのInP製造ラインの確立に向けた製造クリーンルームの拡充と現代化
26	エクスファブ	ベルギー	TX	\$5,000万	2024年12月	SiCファウンドリー施設の拡充と現代化

注. 2024年12月末時点。

出所：商務省発表よりジェトロ作成

第3節 トランプ政権2期目の通商政策の3つの特徴

トランプ政権2期目で予想される通商政策には、政権1期目の経験と教訓を踏まえつつ、以下の3つの特徴が考えられる。

第1に、対中貿易赤字の是正に向けた包括的アプローチを採用することが見込まれる。政権1期目では、関税による直接的な圧力と二国間交渉を重視する手法が採られたが、2期目では、バイデン政権の路線を継承するかたちで産業政策と通商政策を連動させ、重要産業の国内回帰を促進しつつ、対中依存度の引き下げを図る戦略が展開されると考えられる。政権1期目での米中経済・貿易協定のような部分的な通商協定が効果を挙げなかった

ことを踏まえ、より包括的な経済安全保障政策が展開されるだろう。

特に注目すべきは、1 期目に導入された対中追加関税措置の見直しと強化だ。首都ワシントンのシンクタンクのピーターソン国際経済研究所（PIIE）によると、1 期目で導入された 1974 年通商法 301 条や 1962 年通商拡大法 232 条などに基づく対中関税措置は米国の対中輸入額の 7 割近くを対象とし、平均関税率は中国以外の国からの輸入品に比べ 6 倍を課す^(注 8)。バイデン政権は 2024 年 5 月、301 条に基づく対中追加関税の対象品目拡大や関税率の引き上げを行い、1 万品目強に及ぶ対象品目への追加関税の維持に加え、37 品目を新たに対象品目に追加した（表 11-4）^(注 9)。トランプ政権 2 期目では、この措置に上乘せし、特に先端技術製品や戦略物資関連の品目など、経済安全保障の観点から新たな対象品目を追加する政策拡充が見込まれる。

表 11-4. 301 条関税引き上げ対象品目と 2023 年の輸入割合

品目	当初の追加関税率	2024年 9月27日	2025年 1月1日	2026年 1月1日	品目数	輸入割合
鉄鋼・アルミニウム	0～7.5%	25%			321	2.5%
半導体	25%		50%		16	5.6%
EV	25%	100%			8	1.5%
バッテリー、バッテリー部品	EV用リチウムイオン電池	7.5%	25%		1	65.1%
	EV用以外のリチウムイオン電池	7.5%		25%	1	71.7%
	リチウムイオン電池以外の電池部品	7.5%	25%		1	7.4%
重要鉱物	天然黒鉛・永久磁石	0.0%		25%	4	77.8%
	その他の重要鉱物	0.0%	25%		26	4.6%
太陽電池	25%	50%			2	0.1%
港湾クレーン	0.0%	25%			1	41.5%
医療製品	注射器・注射針	0.0%	100%		2	9.9%
	フェイスマスク	7.5%	25%		5	68.1%
	医療用手袋	7.5%		50%	100%	1

出所：USITC、USTR 公表資料を基にジェトロ作成

第 2 に医療機器、医薬品、半導体などの重要物資について、国内での生産強化の方針が一層進むだろう。具体的には、1 期目でも複数の大統領令の発令によって引き上げを指示した連邦政府調達における国内調達比率（バイ・アメリカン比率）の再現が予想される。これは、バイデン政権下でのサプライチェーン強靱（きょうじん）化政策を更に強化する形で実施される可能性が高い。過去 2 つの政権による重層的な政策により引き上げられて

きたバイ・アメリカン比率は、現行の 65%から 2029 年には 75%に達するよう定められている。これを更に加速させ、特定の重要物資については 100%の国内調達を義務付ける可能性もあり得る。

第 3 に、多国間の枠組みよりも二国間交渉を重視する姿勢は政権 1 期目と同様だが、2 期目は同盟国に対しても、より具体的な要求を伴う圧力が予想される。政権発足前にもかかわらず 2024 年 11 月 25 日に、中国からの輸入に 10%、米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA) 締結国のメキシコとカナダからの輸入に 25%の追加関税を賦課する旨、突然発表し、両国首脳との直接会談が繰り広げられたことが、その意向を顕著に表している。その他、特に、重要技術の対中輸出管理や投資規制について、同盟国に足並みを揃えることを求める可能性が高い。考え得る要求としては、半導体製造装置や先端材料の対中輸出規制の強化、対中投資スクリーニングの厳格化、そして技術移転の管理強化などを同盟国にも求めることが想定される。これらの要求は、単なる要請にとどまらず、通商協定の改定や新たな規則の導入といった形で制度化される可能性がある。

第 4 節 2026 年中間選挙に向けた政権運営の展望

トランプ政権 2 期目は、2026 年 11 月の中間選挙を見据え、製造業回帰政策の具体的な成果を示す必要に迫られるだろう。特に、雇用創出の面での実績が重要となる。また、IRA や CHIPS プラス法に後押しされた投資が本格的に立ち上がる時期と重なることから、これらの政策の成果を自らの政策として再定義し、継続する可能性が高い。

特に注目すべきは、中間選挙を控える議会運営への影響である。2026 年には上院の 33 議席と下院全 435 議席が改選となり、製造業の国内回帰政策の成否が重要な争点となることが予想される。現在、半導体工場の建設が進むアリゾナ州 (TSMC)、オハイオ州 (インテル)、テキサス州 (サムスン) では、2025 年から 2026 年にかけて工場の稼働が本格化する予定だ。それぞれの計画で 1 万人以上の雇用創出を見込んでおり、これらの投資が地域経済にもたらす効果は、選挙戦に大きな影響を与えることになるだろう。

また、バイデン政権下の IIJA、IRA に後押しされ、ミシガン州 (ステランティス)、テネシー州 (フォード)、ケンタッキー州 (トヨタ) など自動車産業の集積地で進む EV 産業

への移行が、トランプ政権 2 期目でどの程度進展するかが、地域経済と雇用に大きな影響を与える。バイデン政権の産業政策は労働力の確保と育成に目配りし、高度な技術を要する半導体や EV 製造に対応できるよう、職業訓練プログラムの拡充や、高等教育機関との連携強化など、人材育成策の強化を進めた。トランプ政権としては、これらの地域での産業転換を支援する政策を継続・強化する必要に迫られるだろう。

対中政策については、第 3 章で述べたように、超党派での支持を維持しつつ、より強硬な措置を段階的に導入していくことが予想される。ただし、実施に当たっては、国内経済への影響から、一定の段階的なアプローチが採用される可能性が高い。特に、企業にとっては、サプライチェーンの再編が必要になった場合には相応の時間を要することから、米国内企業からの反発も当然考え得る。選挙期間中に発信されたさまざまな大胆な方針は、現実的な強度に収斂すると考えるのが妥当だ。

重要なのは、こうした政策の展開が、単なる選挙対策としてではなく、米国の産業競争力強化という長期的な戦略の一環として位置づけられることである。特に、中国との技術覇権競争が激化する中、産業基盤の強化は国家安全保障の観点からも重要な課題となっている。このため、政権としては、短期的な政治的効果と長期的な戦略的利益のバランスを取りながら、政策を展開していく必要がある。

第 5 節 日本企業への示唆：政策変化への戦略的対応

第 2 次トランプ政権の発足により、日本企業は新たな経営環境への対応を迫られることとなる。これまでに述べてきた点を踏まえ、今後、①産業・通商政策への対応、②サプライチェーンの再編、③投資戦略の見直しの 3 つの観点で具体的な対応策を検討することが望ましい。

関税措置やバイ・アメリカン条項の強化、対中輸出管理や投資規制の協調の強制など、より強力な保護主義的措置が導入される可能性が高い産業・通商政策に対し、日本企業は以下のような対応が求められる。まず、製造拠点の米国内シフトを積極的に検討することだ。バイデン政権下では、手厚い産業政策により国内市場が拡大し、そうした需要に応えることを目的とした日本企業の対米投資が数多く見られた（表 11-5）。その多くが、連邦

や州の産業補助金制度などの各種支援策を戦略的に活用している^(注10)。トランプ政権2期目の傾向を見極める間は慎重な動きが求められるが、支援措置の基本的な枠組みは維持される可能性が高い。特に、半導体やクリーンエネルギー分野での支援措置については、既に多くの投資案件が進行中であり、急激な制度変更は想定しにくい。重要なのは、連邦レベルと州レベルの支援措置を効果的に組み合わせることと言える。

表 11-5. 日本企業による対米投資事例（2022～2024年）（注1）

分野	企業名	投資額 (100万ドル)	雇用創出数 (人)	拠点
EV	トヨタ自動車	700	170	インディアナ
		1,241	NA	ケンタッキー
	トヨタマテリアルハンドリング	100	85	インディアナ
	ホンダ	NA	NA	ジョージア
		100	60	オハイオ
		300	120	
		300	120	
日立アステモ	153	167	ケンタッキー	
バッテリー	トヨタ自動車(注2)	700	170	インディアナ
		650	NA	ケンタッキー
		12,610	3,350	ノースカロライナ
	エンビジョンAESC	3,120	2,700	サウスカロライナ
	UBE	500	56	ルイジアナ
	富士発條	60	133	ノースカロライナ
	大日本印刷	233	350	ノースカロライナ
日本電解	26	NA	サウスカロライナ	
太陽光発電	東芝三菱電機産業システム	NA	300	テキサス
	日本板硝子	NA	NA	オハイオ
ヒートポンプとク リーンHVAC	ダイキン工業	39	275	テキサス
	三菱電機	144	122	ケンタッキー

注1. NAは企業側の発表がなかったもの。赤字は共和党知事州。

注2. トヨタ自動車のノースカロライナ拠点への投資額は、同州拠点向けの合算と見られる。

出所：米エネルギー省、各社ウェブサイトから作成

サプライチェーンの再編は日本企業にとって喫緊の課題となる。優先的に取り組むことが求められるのは、サプライチェーンを総点検し、2次、3次サプライヤーまでを含めた、自社の取引構造の可視化である。バイデン政権下の輸出管理規制、特にウイグル強制労働防止法（UFLPA）への対策として、大手企業の中には、主要部品の調達先について遡れる限りのサプライヤーまでマッピングを行い、リスクの高い領域を特定する取り組みを進め

ている企業もある。複雑なサプライチェーンを完璧に辿ることは難しいという日本企業の声も聞こえるが、できる限りの範囲で把握し、対応策を策定することが重要である。

調達、生産拠点についても、最適配置を検討する必要があるだろう。ジェトロが毎年実施する「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」の2019年度版^(注11)によると、トランプ政権1期目に既に、調達、生産先の変更動く企業が見られた。保護主義的な動きに対応して回答企業のうち約7割が中国から生産元を移管し、その6割はベトナムやタイといったASEAN諸国を移管先とするとの回答だった。また、既に米国に拠点を置いて事業を展開する日系企業に対して行ったアンケート調査^(注12)では、回答企業の6割超が米国内で生産している。事業活動の拠点は、生産コスト、物流コスト、技術人材の確保^(注13)など、多面的な観点からの評価が必要となるが、現地市場へのアクセス、地政学的リスクなども判断基準となるだろう。複数の日本企業から、米国向け製品の生産と、中国向け製品の生産を完全に分離し、市場別の生産体制を構築するデカップリングを進めているという声も聞かれる。いかにリスクを管理しながら競争力の維持・強化につながるサプライチェーンの再編を進めるべきか、日本企業は極めて困難な局面に立たされている。

対米投資戦略は、政策リスクを考慮して、やや慎重かつ柔軟なアプローチが検討に値する。2023年末から日米両政府、産業界の注目を集めた日本製鉄とUSスチールの合併事案で見られた対米外国投資委員会(CFIUS)の対応は、極めて特異で例外的なものという評価が大勢だ。しかし、トランプ氏は1期目にCFIUSの権限を強化する外国投資リスク審査現代化法(FIRMA)を成立させ、審査対象を拡大したほか、CFIUSの勧告に基づき3件の投資を阻止している。他方で、雇用を拡大するグリーンフィールド投資は歓迎するとの発言をしている。審査リスクの低い案件か、どのタイミングで取り組むか、何を強調して公表するかなど、事前によく戦略を練ることが求められる。

おわりに

第2次トランプ政権の発足は、米国の産業・通商政策に大きな転換をもたらす。ただし、この変化は必ずしも予測不可能なものではない。バイデン政権下で進められた政策の多くは、第1次トランプ政権に端を発するものであり、その基本的な方向性は維持される可能性が高い。重要なのは、政策実施の手法や優先順位の変化を的確に捉え、それに応じた戦

略的対応を行うことである。特に、サプライチェーンの再編や投資戦略の見直しについては、中長期的な視点からの検討が必要となる。

日本企業には、この政権交代をリスクとしてだけでなく、競争力強化の機会としても捉えることが求められる。米国市場における存在感を高め、グローバルな競争力を強化する好機として活用することが、今後の持続的な成長につながるだろう。そのためには、政策動向の的確な把握と、機動的な対応が不可欠となる。

注1 同氏は8月、2024年11月の大統領選では民主党のカマラ・ハリス氏支持を表明した。

注2 AI技術を活用し、悪意を持って合成された偽コンテンツ。

注3 2024年11月26日、ホワイトハウスによる[プレスリリース](https://bidenwhitehouse.archives.gov/briefing-room/blog/2024/11/26/president-bidens-investing-in-america-agendas-growing-durability-and-popularity/)
(<https://bidenwhitehouse.archives.gov/briefing-room/blog/2024/11/26/president-bidens-investing-in-america-agendas-growing-durability-and-popularity/>)。

注4 ジョンソン下院議長が2024年11月1日、トランプ新政権でCHIPSプラス法を撤廃する可能性に言及したところ、半導体産業が集積するニューヨーク州選出下院議員からの反発を受けて、同日に発言を修正した。

注5 ただし、ブラウン氏は、同じオハイオ州選出上院議員のJ.D.バンス氏の副大統領就任により欠員が生じることで2026年に行われる補欠選挙に出馬する可能性を否定していない。

注6 トランプ次期大統領は国連大使にニューヨーク州選出のエリス・ステファニク下院議員、大統領補佐官(安全保障)にフロリダ州選出のマイク・ウォルツ下院議員を指名している。司法長官への指名を受けたフロリダ州選出のマット・ゲイツ下院議員は議員職を辞任したが、後に指名を辞退した。主要閣僚ポストに指名された者は上院の承認を経て就任する。

注7 知事による指名、補欠選挙などによって州選出議員の空席が埋まるのは2025年3月頃と見込まれている。

注8 2023年4月6日、PIIE、[US-China Trade War Tariffs: An Up-to-Date Chart](https://www.piie.com/research/piie-charts/2019/us-china-trade-war-tariffs-date-chart).
(<https://www.piie.com/research/piie-charts/2019/us-china-trade-war-tariffs-date-chart>)

注9 2024年6月18日、ジェトロ地域・分析レポート「[301条対中追加関税の見直し結果と今後の展望](https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2024/263c42b409855725.html)」
(<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2024/263c42b409855725.html>)

注10 テキサス州で2023年6月にTexas CHIPS Act、オレゴン州で2023年4月にOregon CHIPS Actが成立するなど、州レベルで半導体産業の投資優遇措置の整備が進んでいる。

注11 ジェトロ「[2019年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査\(2020年2月\)](https://www.jetro.go.jp/world/reports/2020/01/1057c5cfeec3a1ee.html)」。
(<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2020/01/1057c5cfeec3a1ee.html>)
2019年11月に、日本企業9,975社に調査票を送付し、計3,563社(有効回答率35.7%)から回答を入手。生産移管の設問には159件の回答があった。

注12 ジェトロ「[2024年度海外進出日系企業実態調査\(北米編\)\(2024年12月\)](https://www.jetro.go.jp/world/reports/2024/01/9e738bd7fd2c3f7d.html)」
(<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2024/01/9e738bd7fd2c3f7d.html>)
2024年9月に在米日系企業1,649社に調査票を送付し、計694社(有効回答率42.1%)から回答を入手。現地生産の設問には319件の回答があった。

注13 上記ジェトロ調査によると、在米日系企業の経営上の課題として「従業員の賃金上昇」「従業員の採用」が常に上位を占める。特にエンジニアなどの専門職種で深刻な人材不足が続いている。

第12章 ASEAN の IPEF など米国の地域戦略への期待と展望

亜細亜大学 アジア研究所

特別研究員 石川 幸一

要約

インド太平洋経済枠組み (IPEF) には、ASEAN からブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの 7 か国が参加している。IPEF は関税撤廃など市場アクセス規定がないため ASEAN は参加に消極的とみられていたが、主要 7 か国が参加したことで IPEF 立ち上げは成功と評価できる。

ASEAN 各国は IPEF を米国の ASEAN 地域への経済的関与とみなし歓迎している。米国は TPP から離脱し東アジアの広域経済連携に参加していなかった一方で中国は RCEP に参加するとともに ASEAN とは FTA (ACFTA) を締結している。中国は ASEAN の最大の貿易相手国であり、一帯一路構想により大規模なインフラ建設支援を行うなど ASEAN 地域に深く経済的に関与し影響力を増しているためだ。

市場アクセスが規定されないことは不満となっているが、ASEAN の IPEF への期待は大きい。ASEAN+1FTA や RCEP などの既存の ASEAN の FTA にはない新しい分野 (サプライチェーン強靱化、デジタル経済、腐敗・汚職など) に IPEF は取り組んでおり、ASEAN の既存の FTA を補完するからである。また、IPEF を米国との経済関連の問題を協議する場と考えている国も多い。経済協力への期待はシンガポールを除いて共通している。

はじめに

インド太平洋経済枠組み (IPEF) には、ASEAN からブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの 7 か国が参加している。IPEF は関税撤廃など市場アクセス規定がないため ASEAN は参加に消極的とみられていたが、主要 7 か国が参加したことで IPEF 立ち上げは成功と評価できる。

ASEAN 各国は IPEF を米国の ASEAN 地域への経済的関与とみなし歓迎している。米国は TPP から離脱し東アジアの広域経済連携に参加していなかった一方で中国は RCEP に

参加するとともに ASEAN とは FTA (ACFTA) を締結している。中国は ASEAN の最大の貿易相手国であり、一帯一路構想により大規模なインフラ建設支援を行うなど ASEAN 地域に深く経済的に関与し影響力を増しているためだ。

市場アクセスが規定されないことは不満となっているが、ASEAN の IPEF への期待は大きい。ASEAN+1FTA や RCEP などの既存の ASEAN の FTA にはない新しい分野（サプライチェーン強靱化、デジタル経済、腐敗・汚職など）に IPEF は取り組んでおり、ASEAN の既存の FTA を補完するからである。また、IPEF を米国との経済関連の問題を協議する場と考えている国も多い。経済協力への期待はシンガポールを除いて共通している。

本章では、米国と ASEAN の貿易投資関係が拡大し重要性を増していることを確認したうえで米国の ASEAN に対する経済協力とその特徴をみている。そして ASEAN 有識者の IPEF に対する見解を見たとうえで ASEAN 主要国への IPEF への評価、期待、懸念を検討し、今後の展望を論じている。

第 1 節 米国と ASEAN の経済協力と経済関係

1. 政権により変化が大きい米国の ASEAN 政策

(1) ASEAN を重視したオバマ政権

米国の ASEAN 政策は共和党と民主党により違いが大きいため、政権交代があると ASEAN 政策が変更される。21 世紀に入ってから ASEAN 政策からは、民主党は ASEAN を重視し、共和党は ASEAN を軽視する傾向があったことが判る^(注 1)。ASEAN を重視したのはオバマ政権である。オバマ大統領は ASEAN10 か国のうち 9 か国を訪問した最初の大統領であり、クリントン国務長官は全 10 か国を訪問した。2009 年に東南アジア友好協力条約 (TAC) に加盟し、2010 年にジャカルタに対話国として初めて ASEAN 常駐代表部を設置し、2011 年に ASEAN 常駐大使を任命している。2016 年にはカリフォルニア州サニーランズで初の特別首脳会議を開催している。

オバマ政権は経済分野でも様々な協力プログラムを開始している。メコン開発では 2009 年にカンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナムのメコン圏 5 か国とメコン開発を進める枠組みである低地メコン・イニシアティブ (LMI) を開始し、2012 年には高いレベルの FTA に ASEAN が参加する準備を行うとともに ASEAN 経済共同体構築を支援する米

ASEAN 経済関与イニシアティブ (E3: Expanded Economic Engagement)、2013年には青年交流を行う東南アジア青年リーダーシップイニシアティブ (YSEALI) を開始した。ASEAN シングルウィンドウの創設支援などを行う貿易投資を通じた ASEAN 連結性プログラム (ACTI: ASEAN Connectivity through Trade and Investment) も 2013年に開始された。特別首脳会議では経済協力の中心プログラムである米 ASEAN コネクト (U.S.-ASEAN Connect) が発表された。これらのプログラムは現在でも米 ASEAN 協力の主要なプログラムとして実施されている。2016年にはASEAN4 各国が参加する TPP が調印された。

トランプ大統領が ASEAN との首脳会議を 3年連続で欠席し ASEAN 側の不信を招いたことからバイデン政権では ASEAN を重視する姿勢を見せている。発足 1年目から主要閣僚が ASEAN を訪問するとともにバイデン大統領が ASEAN との首脳会議に出席し、2021年にはワシントンで特別首脳会議を開催し、空席だった ASEAN 大使を任命した。2021年には「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック (AOIP)」への協力を発表し、2022年には ASEAN との関係を包括的戦略パートナーシップに格上げしている。2022年 2月に発表されたインド太平洋戦略では、10の行動計画の 4番目に協力で団結した ASEAN を掲げている。2022年 5月に立ち上げたインド太平洋経済枠組み (IPEF) には ASEAN からカンボジア、ラオス、ミャンマーを除く 7各国が参加した。2023年 12月には貿易投資文化学術交流を行う米国 ASEAN センターをワシントンに開設した^(注2)。

(2) ASEAN の信頼失ったトランプ政権

一方、共和党はブッシュ政権、トランプ政権とも首脳会議を延期あるいは欠席などにより ASEAN 軽視と受け取られ ASEAN 側の不信を招いている。ブッシュ政権はテロとの戦いを重視し、地域では中東地域を重視した。ただし、テロとの戦いの一環として経済協力 (ASEAN 米国貿易投資枠組み取決め: TIFA、国家協力と統合を進めるための ASEAN 開発ビジョン: Advance など) を実施した。2007年の ASEAN 拡大外相会議への国務長官の欠席や米 ASEAN 首脳会議の延期など ASEAN 米国対話 30周年、ASEAN 創設 40周年の重要な年の主要な会議での米国側の要人の欠席などにより ASEAN 軽視との見方がでた。

トランプ政権は 2017年の就任早々 TPP の離脱を発表した。TPP は米国が交渉を主導し米国側がルール面で厳しい要求を行うなど難交渉の末にまとまっただけに、米国離脱は大

きな失望を持って受け止められるとともにトランプ政権は予測が出来ず信頼できないという認識が生まれた。トランプ大統領が3年続けて首脳会議を欠席し、2019年と2020年はオブライエン大統領補佐官が出席したためASEAN軽視と受け止められ、2019年のASEAN有識者意識調査（後述）では米国の信頼度は大きく低下し不信のほうが大きくなった^(注3)。米国への信頼度はバイデン政権で回復したが、2025年1月に第2期トランプ政権がスタートした。どのようなASEAN政策が取られるかは予測できないが、IPEFから離脱すればASEAN側の失望を招くことは確実である。

(3) 中国に見劣りする米国のASEAN協力

米国のASEANへの経済外交および経済協力を中国と比較すると、両国とも多様な協力を実施していることが判るが、中国は首脳会談を34年間に27回実施したのに対し米国は48年間で12回であり、中国の方が積極的かつ熱心といえよう（表12-1）。FTAでは、中国はACFTAを締結し、その後内容を拡大更新（アップグレード）し2024年にACFTA3.0交渉が実質合意しているし、RCEPにはASEAN中国ともに参加している。米国はシンガポール2国間FTAを締結しているがASEANとはFTAはなく、IPEF締結までASEANへの経済的関与が欠如していると批判されていた。インフラ整備では中国の一带一路構想（BRI）にASEAN10か国が参加しており、鉄道や工業団地、発電など多くのプロジェクトが実施されている。米国はグローバル・インフラ投資パートナーシップにより米ASEANインフラ連結性プログラムを実施している。

米国のASEAN政策は政権交代により変化するため、①一貫した長期的戦略の欠如、②価値観や原則（人権外交やTPPのような高いレベルのルールや基準）を押し付ける傾向、③2項対立的な発想（民主主義対専制主義、イスラムに対する聖戦）、④ASEAN Wayに対する無理解、⑤中立や非同盟に対する疑念、などが指摘できる。

表 12-1. 米国および中国の ASEAN との経済協力

	米国	中国
貿易投資	・最大の投資国、主要貿易相手国	・最大の貿易相手国、主要投資国
外交関係	・12 回のサミット ・ASEAN 大使(2008 年)、東南アジア友好協力条約参加(2009 年)、常駐代表部(2010 年) ・包括的パートナーシップ(2022 年)	・27 回のサミット ・東南アジア友好協力条約参加(2003 年)、ASEAN 大使、常駐代表部(2010 年) ・包括的戦略パートナーシップ(2021 年)
経済連携	・シンガポールと 2 国間 FTA ・TPP 離脱 ・IPEF(ASEAN7 か国参加)	・ACFTA(2024 年 ACFTA3.0 実質合意) ・RCEP ・CPTPP 加入申請、DEPA 加入申請
インフラ整備	・グローバル・インフラ投資イニシアティブにより米 ASEAN 連結性プラットフォーム立ち上げ	・一帯一路構想に 10 か国参加 ・AIIB に 10 か国参加。
インド太平洋構想	・インド太平洋戦略で ASEAN 重視 ・AOIP 支援	・AOIP を支持・支援
パートナーシップのための行動計画	・政治安全保障、経済、社会文化 3 分野で行動計画	・政治安全保障、経済、社会文化などで多数の協力(200 を超えるといわれる)

出所：執筆者が作成。

2. 輸出市場および投資国として重要な米国

米国は ASEAN の域外貿易で首位の中国に続き第 2 位を占めている（表 12-2）。域外貿易に占めるシェアは 2021 年を除き 11%程度で安定しており、日本のシェアが漸減していることと対照的である。輸出と輸入に分けてみると、輸出では米国は中国と並ぶ輸出先となっている。2022 年は米国が首位となっており、輸出市場としての米国の重要性が示されている（表 12-3）。2023 年の米国の対中輸入は前年比 20.3%の大幅減少となったが、2018 年と比べると携帯電話・スマホ、パソコンや半導体デバイスなどはベトナムなど ASEAN からの輸入が増加している（注 4）。米中対立が激しくなる中で中国からベトナムなど ASEAN に生産拠点が移されているためであり、今後も ASEAN からの対米輸出は増加すると予測される。

一方、輸入は中国が ASEAN 域内輸入を超えるシェアで第 1 位であり、米国は中国に次いで域外国で 2 位（2023 年）だが中国の 3 割程度のシェアである（表 12-4）。中国から ASEAN への輸出品は電子電気や機械の部品であり、中国 ASEAN 間には製造業の緊密なサプライチェーンが形成されていることが判る。米国は輸出市場として極めて重要であり、米中デカップリングが進む中で重要性を増している。1985 年のプラザ合意後日本からアジ

ア、特に ASEAN への製造業投資が急増し、日本から ASEAN に中間財を輸出し ASEAN から製品が米国に輸出されるトライアングル構造が作られたが、今は中国→ASEAN→米国という新しいトライアングルが形成されている。また、欧米市場で輸入を規制されている中国製品が代替輸出先として ASEAN に流入する動きがでている^(注5)。

ASEAN への外国直接投資では多くの年で米国が首位となっている(表 12-5)。2023 年は前年比約 2 倍の 743 億ドルとなり、2 位の EU の 2.9 倍となっており、外国投資受け入れでは米国は ASEAN にとり最も重要な国である。一方、中国の投資は米国の 23% (2023 年) とまだ米国に比べると規模は小さいが、米中対立の中で外資だけでなく中国企業も ASEAN への生産拠点を移管しており、近年は中国 EV メーカーが ASEAN に進出を加速している。中国の直接投資が今後増加するのは確実である。

表 12-2. ASEAN と主要相手国別貿易

(単位：億ドル、%)

	2019	2020	2021	2022	2023
ASEAN	6,326(22.4)	5,671(24.9)	7,118(24.4)	8,564(22.2)	7,698(21.6)
中国	5,079(18.0)	5,186(19.4)	6,702(20.0)	7,221(18.7)	7,023(19.7)
米国	2,948(10.4)	3,091(11.6)	3,660(8.1)	4,204(11.8)	4,006(11.3)
EU	2,450(7.0)	2,268(8.5)	2,694(8.5)	2,951(8.7)	2,824(7.9)
日本	2260(8.0)	2,049(7.7)	2,413(9.5)	2,685(7.5)	2,413(6.8)

注. カッコ内はシェア

出所：ASEAN Secretariat, ASEAN Statistical Yearbook 2024

表 12-3. ASEAN の主要相手国別輸出

(単位：億ドル、%)

	2019	2020	2021	2022	2023
ASEAN	3,323(23.3)	2,932(21.3)	3,720(21.6)	4,498(22.9)	4,108(22.2)
中国	2,025(14.2)	2,189(15.7)	2,818(16.4)	2,907(14.8)	2,930(15.8)
米国	1,838(12.9)	2,116(15.1)	2,536(17.7)	2,909(14.8)	2,744(14.8)
EU	1,345(9.4)	1,303(9.3)	1,529(8.9)	1,764(8.9)	1,591(8.6)
日本	1,099(7.7)	1,027(7.4)	1,148(6.6)	1,333(6.8)	1,230(6.6)

注. カッコ内はシェア

出所：ASEAN Secretariat, ASEAN Statistical Yearbook 2024

表 12-4. ASEAN の主要国別輸入

(単位：億ドル、%)

	2019	2020	2021	2022	2023
ASEAN	3,003(21.5)	2,690(21.1)	3,398(20.8)	4,066(21.6)	3,590(20.9)
中国	3,054(21.9)	2,997(23.5)	3,884(23.8)	4,313(22.8)	4,093(23.6)
米国	1,110(8.0)	975(7.6)	1,093(6.7)	1,295(6.8)	1,262(7.3)
EU	1,105(7.9)	965(7.5)	1,165(7.2)	1,188(6.3)	1,233(7.2)
日本	1,161(8.3)	1,022(8.0)	1,265(7.8)	1,353(7.2)	1,181(6.9)

注. カッコ内はシェア

出所：ASEAN Secretariat, ASEAN Statistical Yearbook 2024

表 12-5. ASEAN への外国直接投資

(単位：億ドル)

	2019	2020	2021	2022	2023
米国	429	241	355	369	743
EU	189	2	92	279	248
日本	227	138	211	272	145
中国	90	73	168	155	173

注. カッコ内はシェア

出所：ASEAN Secretariat, ASEAN Statistical Yearbook 2024

第 2 節 米国および ASEAN のインド太平洋戦略

1. インド太平洋戦略はバイデン政権に継承

ASEAN を含めた米国のアジア戦略として 2017 年にトランプ政権により「自由で開かれたインド太平洋戦略 (FOIP)」が打ち出された^(注 6)。米国の FOIP は日本の安倍政権の自由で開かれたインド太平洋戦略 (FOIP) を採用したものであり、トランプ大統領が 2017 年 11 月に APEC の CEO サミットで発表した。質の高いインフラ投資に向けて (一帯一路への) 強力な代替策を提供すること、法の支配、個人の権利、航行と飛行の自由という 3 つの原則を強調している。11 月には日米豪印の協力枠組みである Quad が 10 年ぶりに復活した。2017 年 12 月の国家安全保障戦略に FOIP は組み入れられ、「インド太平洋で自由なビジョンを持つ国と抑圧的なビジョンを持つ国の地政学的競争がインド太平洋で起きている」と指摘している。2018 年 5 月には太平洋軍がインド太平洋軍に改称された。2018

年 12 月には上下両院で、インド太平洋地域の同盟国、パートナーに米国が FOIP の枠組みで関与することを再保証する「アジア再保証推進法 (Asia Reassurance Initiative Act: ARIA)」が超党派の支持で成立した。2019 年 6 月には国防総省が「インド太平洋戦略報告書」、11 月には「国務省が自由で開かれたインド太平洋 共有ビジョンの推進」報告書を発表し、FOIP の多様な行動計画が策定された。

バイデン政権はトランプ政権の FOIP を継承しているが、トランプ政権に比べると同盟国やパートナーとの連携を重視している。2021 年 1 月に就任した成立したバイデン大統領は 3 月 12 日に Quad 首脳会議を開催し「自由で開かれたインド太平洋のために結束している」とし、「法の支配、航行および飛行の自由、紛争の平和的解決、民主的価値など FOIP の原則を支持する」と共同声明で述べている。9 月には、豪州への原子力潜水艦の配備などを目的とする豪州、英国、米国の 3 か国安全保障パートナーシップ AUKUS の創設が発表された。

2022 年 2 月に発表された「インド太平洋戦略」では、①自由で開かれたインド太平洋、②関係強化、③繁栄、④安全保障、⑤強靱性構築の 5 つの目的が掲げられている。そしてインド太平洋戦略の実行のために 10 の行動計画が設定されている (表 12-6)。米国のインド太平洋外交はこの行動計画に従い展開されており、④強力で団結した ASEAN については特別サミットが開催され、IPEF は 2022 年 5 月に立ち上げられた。

表 12-6. インド太平洋戦略の 10 の行動計画

①	インド太平洋への新たな資源の投入
②	インド太平洋経済枠組み (IPEF) の主導
③	抑止力強化
④	強力で団結した ASEAN の強化
⑤	インドの台頭と地域でのリーダーシップの支持
⑥	Quad の約束の履行
⑦	米日韓の協力の強化
⑧	太平洋島嶼国における強靱性構築への協力
⑨	良き統治と説明責任の支援
⑩	オープンで強靱、安全かつ信頼できる技術の強化

出所 : The White House , Indo-Pacific Strategy of the United State. February 2022.

2. IPEF に ASEAN7 各国参加

IPEF は 2022 年 5 月 23 日に東京で立ち上げられた。参加国は 14 で ASEAN からはカンボジア、ラオス、ミャンマーを除く 7 各国が参加した。IPEF は、①貿易、②サプライチェーン、③クリーン経済、④公正な経済、の 4 つの柱で構成されており、4 つの柱には選択的な参加が可能である。IPEF は TPP など FTA と異なり、関税撤廃など市場アクセスについての義務はなく、米国議会の承認が不要である。2023 年 5 月の閣僚会合でサプライチェーンの柱で実質合意し、11 月の閣僚会合でクリーン経済、公正な経済の柱でも合意に達した。サプライチェーン協定は 2024 年 2 月に発効した。IPEF は ASEAN が期待する米国市場へのアクセス規定がないため参加に消極的と言われていたが、7 各国が参加したことは成功と評価できる。なお、IPEF についての詳細な説明は本報告書の第 9 章を参照願う。

ASEAN は、2019 年 6 月に ASEAN のインド太平洋構想である「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック (ASEAN Outlook on Indo-Pacific : AOIP) を第 34 回首脳会議で採択した。AOIP は、ASEAN 中心性と包摂を原則とし東アジアサミット (EAS) など ASEAN 主導メカニズムによりインド太平洋関係国間の対話と協力を行うとしている。包摂とは具体的には中国を除外しないことを意味しており、AOIP は中国を含める構想である。協力分野は、①海洋協力、②連結性、③SDGs、④その他経済など、の 4 分野である。AOIP には、日本、米国、豪州、インドなどが協力を行っており、2023 年には中国が AOIP への協力を発表した。米国の AOIP 支援は 4 分野を対象にしており、IPEF の対象分野も一部含む多様なものである (表 12-7)。

表 12-7. 米国の AOIP 協力 (2023 年首脳会議で合意)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 海洋協力:①海洋資源の持続的 management、違法漁業 (IUU) 対策、小規模漁村支援、海洋環境保全、海洋領域認識改善など、②ASEAN 主導メカニズムによる海洋協力 (航行と上空飛行の自由など)、③UNCLOS など国際法原則による紛争の平和的解決など。・ 連結性:① デジタルイノベーション、継ぎ目のない物流、持続的インフラ、②人的資本開発と人と人の連結性、③ASEAN 連結性マスタープラン (MPAC) によるインフラ開発。・ SDGs: ①メコン米国パートナーシップ (MUSP) によるメコン地域の安定、平和、繁栄と持続的発展、② ASEAN の格差是正支援、③ASEAN 共同体ビジョン 2030 と SDGs2030 アジェンダの補完による SDGs の実現加速、④クリーンで公正なエネルギー転換、気候変動、ASEAN 気候管理人道支援調整センター (AHA センター) 支援。・ 経済およびその他の協力:①経済協力、金融の安定、反腐敗、貿易投資円滑化、物流インフラ、サービス協力、② デジタル経済、サイバーセキュリティ協力、③ASEAN 主導による共通関心分野でのインド太平洋地域の他の国、地域との共働。 |
|--|

出所 : The White House, ASEAN-U.S. Leaders' Statement on the Cooperation on ASEAN Outlook on the Indo-Pacific. September 6, 2023.

第3節 有識者アンケートにみる IPEF への見解

ISEAS ユスフ・イシャーク研究所が毎年実施している ASEAN 有識者意識調査の 2024 年版により ASEAN の有識者は IPEF をどのように認識しているかをみてみよう^(注7)。ASEAN10 か国で約 1,900 名の有識者を対象に 2024 年 1 月と 2 月に行われた同調査によると、IPEF に対しては「肯定的 (positive)」との回答が 40.4%、「否定的 (negative)」が 14.9%で「判らない (not sure)」が最も多く 44.8%だった (表 12-8)。肯定的という回答が多いのは、ベトナム (64.0%) とフィリピン (62.8%) であり、中国と南シナ海の領域紛争で激しく対立している国である。肯定的という回答が少ないのは、ブルネイ (15.6%)、マレーシア (26.7%)、インドネシア (32.5%)、ラオス (33.1%) である。ブルネイ、マレーシア、インドネシアは 2024 年の調査で米国を信頼しないという回答がブルネイ 61.1%、インドネシア 62.2%、マレーシア 56.9%と高かった。これは、イスラエルのガザ侵攻を米国が支持、軍事支援をしていることへの反発が原因とみられている。米国の対する信頼度の低下が IPEF に対する評価に影響していると考えられる。ラオスは中国から一帯一路など経済支援を受けている親中国家であることが理由である。

最も多い「判らない」の理由としては、「関心がない」が 32.6%と最も多く、「中国の対抗策による」が 27.9%となっている。IPEF に対し肯定的な理由は、「ASEAN のイニシアティブを補完する」が 30.0%と最多である。ASEAN は ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA)、東アジア主要国との ASEAN+1 FTA、RCEP などを締結しているが、サプライチェーンの危機対応と強靱化、エネルギー安全保障や温室効果ガスの削減などクリーン経済、腐敗行為の防止など公正な経済に関する協定や規定はないか不十分であり、IPEF が ASEAN の経済連携協定を補完することを期待しているとみられる。次に米国の東南アジア地域への関与が 27.3%となっている。米国は TPP を離脱し RCEP には参加しておらず、ASEAN とは FTA を締結していない^(注8)。ASEAN は米中対立下で中立を堅持し両国と経済関係および経済協力を進める均衡戦略を採用している。中国とは ASEAN 中国 FTA (ACFTA) を締結しており、RCEP も重複して締結していることから FTA のない米国との間で新たな経済連携協定を締結し米国の ASEAN への関与を確保することが期待されていた。

IPEF に対する否定的な見方では、「市場アクセスがなく調整コストが必要」が 45.8%と最多である。ASEAN 各国が期待しているのは米国市場へのアクセスが改善されることであるが、IPEF は関税削減など市場アクセスがないことが不満の最大の要因となっている。

その一方で労働や環境、腐敗行為の防止などで新たな義務を課されることへの懸念もあるためだ。「判らない」の理由の「コストがベネフィットを上回る」(18.9%)も同様な見解である。「米中の競争が激化」が28.4%、「米中デカップリングを加速」が10.8%など米中関係の悪化への懸念も多い。

表 12-8. IPEF に対する見方

(単位：%)

	肯定的	否定的	判らない
ASEAN	40.4	14.9	44.8
ブルネイ	15.6	26	58.4
カンボジア	39.7	17.5	42.9
インドネシア	32.5	25.7	41.9
ラオス	33.1	10.0	56.0
マレーシア	26.7	20.9	52.4
ミャンマー	41.8	6.3	51.9
フィリピン	62.8	10.7	26.5
シンガポール	37.7	14.3	48.0
タイ	49.8	11.9	38.3
ベトナム	64.0	5.5	30.3

出所：Seah, Sharon et al. The State of Southeast Asia 2024 Survey Report. ASEAN Studies Centre, ISEAS-Yusuf Ishak Institute.

表 12-9. IPEF に肯定的な理由

(単位：%)

自国の米国との関係に価値を付加	19.8
ASEAN のイニシアティブを補完	30.0
米国の東南アジア地域への関与を示す	27.3
グローバルな貿易ガバナンスを強化	22.9

出所：表 12-8 に同じ。

表 12-10. IPEF に否定的な理由

(単位：%)

自国の中国との関係を複雑化	15.0
米中デカップリングを加速	10.8
市場アクセスがなく調整コストを課す	45.8
米中の競争を激化	28.4

出所：表 12-8 と同じ。

表 12-11. 判らない理由

(単位：%)

中国の対抗策による	27.9
米国市場へのアクセスがない	20.6
関心がない	32.6
コストがベネフィットを上回る	18.9

出所：表 12-8 と同じ。

第 4 節 ASEAN における IPEF への評価

1. IPEF への基本的評価と期待

(1) 米国の経済的関与を歓迎

次に ASEAN 主要国の政府や専門家の IPEF に対する評価をみてみたい^(注 9)。IPEF に対しては、基本的に米国の東南アジア地域への経済的関与（あるいは再関与）として歓迎している。

前述のように米国はトランプ政権時に交渉を主導してきた TPP から離脱し、TPP に参加していた ASEAN 各国（シンガポール、ブルネイ、ベトナム、マレーシア）の失望を招いた。バイデン政権でも CPTPP 参加の動きはなく、ASEAN との FTA を発展させてきた中国に比較して関与のレベルが低いことが ASEAN だけでなく米国内でも懸念されていた。

一方で中国の ASEAN に対する極めて大きな影響力と比べると IPEF は経済的な面での影響力は小さいと評価されている^(注 10)。ASEAN 有識者調査 2024 年版によると東南アジアで最も影響力のある国は中国との回答が 59.5% を占め米国は 14.3% に過ぎない。实体经济をみても貿易は最大の相手国である中国は米国の 1.8 倍の規模である。とくに輸入では中国は米国の 3 倍の規模であり、ASEAN と中国のサプライチェーンの緊密さと中間財での中国依存を示している。一方で地政学的な観点では中国を除外している IPEF は中国の影響力を減らすという面で重要との見方がある。ASEAN 有識者調査でも政治的戦略的影響力については中国が 43.9% で第 1 位であるが米国も 25.8% あり、IPEF により米国の政治的戦略的影響力が強まることが期待されている。

(2) 新たな課題への取組みと協力に大きな期待

IPEF が新たな課題を取り組む枠組みとなることへの期待は共通して大きい。IPEF は、

サプライチェーンの強靱化、デジタル経済、クリーン経済などの新たな課題に取り組む協定であり、自国の取組みを補完すると期待されている（シンガポールなど）。また、これらの新たな課題での協力のプラットフォームにしたいとの期待もある（ベトナム）。その結果、IPEFはASEANの経済連携（ASEAN+1FTAやRCEP）や経済協力を補完するイニシアティブになることへの期待も大きい。

また、サプライチェーンの多元化や強靱化により自国の貿易や投資が拡大すること（シンガポール、タイ、フィリピンなど）や物流ハブとしてのシンガポールの機能と地位の強化に資するという期待もある。とくに、タイでは、フレンドショアリングにより貿易投資が増加することへの期待とともにCPTPP参加計画を中止しているためIPEFにより他の地域に経済的関与できることを期待している。

具体的な分野では、ベトナムでは国内付加価値の低さ、デジタル化、気候変動（2050年カーボンゼロ）などの課題に取り組むための人材育成、専門教育、法的枠組み構築、インフラ整備に関する技術協力、資金協力で米国に期待している。シンガポールでは、クリーン経済分野での日本と協力した地域水素イニシアティブ立ち上げおよび電池と再生エネルギーでの豪州との協力が期待されている。フィリピンでは、サプライチェーンのモニタリングと運用についての訓練とシンポジウム、IPEF・STEM交換プログラムなどが米国の援助で実施され、ニッケル鉱石製錬事業に米国企業が参加することが期待されている。

ASEAN主要国で高い評価を得ているのは、700万人の女性にIT技能の習得機会を提供する米国のIPEFスキル向上イニシアティブ（IPEF Upskilling Initiative）である（マレーシア、タイ、フィリピン、インドネシア）^{（注11）}。

（3）米国との協議の場

IPEFは米国との協議の場としても期待が大きい。タイは、米国との経済協力や懸念（保護主義など）を協議するフォーラムと期待しているし、シンガポールは新たな課題についての対話と解決を探るための場とみている。マレーシアはWRO（違反商品保留命令：1930年関税法による強制労働で製造された製品の輸入禁止）について協議し、制裁を撤回させる場になることを期待している^{（注12）}。マレーシア企業6社の製品（使い捨てゴム手袋4社、パーム油2社）がWROにより輸入禁止となっているためだ（その後2社の輸入禁止は撤回された）。WROが撤回されれば、米国市場へのアクセスの改善に役立つとみている。

2. IPEF への懸念と展望

IPEF への懸念も大きい。市場アクセスの規定がないことへの不満は各国共通している。一方で、後述のように高いレベルのルールへの対応の義務が生じる可能性があり、ムチだけでニンジンがない (All sticks but no carrots) との声が出ています^(注 13)。経済協力への期待が大きいとは途上国の見方では当然であろう。

レベルの高いルールや基準への対応の困難さは、クリーン経済、公正な経済の分野で指摘されている。タイでは、デジタル経済では 2019 年個人データ保護法による個人データ保護への対応、労働ではタイは ILO の中核的労働基準条約のうち 2 条約 (結社の自由と団体交渉) が未批准であること、サプライチェーン協定では機密ビジネスデータの扱い、履行メカニズム、気候対策、汚職防止では参加していない国際条約があることが指摘されている。

インドネシアでは、金融関係データフリーフローの規制と金融機関のデータローカリゼーション政策、USMCA の労働基準 (RRM) 導入、重要鉱物 (ニッケル、ボーキサイト) の国内付加価値のための輸出禁止政策の維持、ICT 製品のローカルコンテンツ政策の維持などが懸念されている。フィリピンでは、サプライチェーン危機対応ネットワークにおける情報共有とデータプライバシー法によるデータ保護の影響が懸念材料である。

IPEF からカンボジア、ラオス、ミャンマーが除外されていることは、ASEAN の分断につながる恐れがあると懸念されている。この 3 国は親中国家であり、中国が排除されることから、IPEF は反中クラブとみなされ、ASEAN 中心性と中立の維持に悪影響を及ぼすだけでなく、米中対立を激化させ地域の安定を損なわせるという懸念が指摘されている。

最後に IPEF の持続性に対する懸念を指摘したい。これは、トランプ氏が大統領選で当選した場合、IPEF から離脱すると発言しているためだ。トランプ氏が当選し IPEF が TPP の二の舞になることを関係国は懸念している^(注 14)。

おわりに

ASEAN7 か国の IPEF 参加については、次の 2 点の留意が必要である。まず、IPEF 参加は米中対立が激しくなる中で ASEAN が米国側に立ったことを意味しないということである。ASEAN および ASEAN 主要国は米中対立で中立を堅持しどちらにも与しない均衡戦略を採用している^(注 15)。米国 (IPEF) か中国かという選択はなく、米国のイニシアテ

イブ (IPEF) にも中国のイニシアティブ (ACFTA、一帯一路など) にも参加するのが ASEAN の対応である。次に ASEAN 各国が IPEF に参加したのは、米国の東南アジア地域への関与や新しい分野への取組みを歓迎していることに加え、自国の国益を重視したためである。マレーシアは IPEF により WRO 問題が解決することへの期待が大きく、フレンドシップリングによる貿易投資の増加、米国などからの技術協力は各国が共通して期待している。

IPEF 離脱を公言していたトランプ前大統領が再選され、IPEF から米国が離脱する可能性が高まっている。サプライチェーン協定と公正な経済協定は発効から 3 年後であれば、加盟国はいつでも脱退できると規定されており、直ちに脱退はできない。ただし、脱退を表明すれば会議に参加しないなど非協力となる可能性がある。米国脱退後の TPP と同様に ASEAN 加盟国は日本、インド、豪州と協力し、IPEF の諸協定を実施し協力を進めていくべきである。また、IPEF から排除されているカンボジア、ラオス、ミャンマーの参加を進めていくべきであろう。

参考文献

- ・ 石川幸一 (2022) 「米国の ASEAN への関与と経済協力」、大泉啓一郎編『新たな国際経済環境と ASEAN および各国の課題』アジア研究所・アジア研究シリーズ No.107, 亜細亜大学アジア研究所。
- ・ 石川幸一 (2023) 「米国アセアンセンターの開設と米国の ASEAN 経済協力」世界経済評論インパクト No.3284, 2024 年 2 月 5 日付け。
- ・ 北見創 (2024) 「ASEAN」、若松勇/箱崎大・藪恭兵編『グローバルサプライチェーン再考』文真堂。
- ・ 石川幸一 (2021) 「米国のインド太平洋構想と ASEAN 支援」、『アジア研究所紀要』第 48 号、2022 年 3 月。
- ・ 石川幸一 (2025) 「米中対立下の ASEAN—均衡戦略の現状と展望」、石川幸一・大泉啓一郎・アジア研究所編『ASEAN 新時代—高まる中国の影響力』、文真堂。
- ・ A. Quiba, Francis Mark (2023), Philippine Perspective on the IPEF Agreement in Palit, Amitendu and Ramita Iyer eds. (2023).
- ・ Chow, Mac (2023), IPEF: A double Edged Sword?, Counter Southeast Asia. Centre

on Asia and Globalisation, Lee Kuan Yew School of Public Policy.

- Dharma Negara, Siwage and Maria Monica Wihardja (2023), IPEF's Relevance for ASEAN, ASEAN Focus, September 19, 2023.
- Dang, H. Linh and Linh T.T. Tran (2023), Vietnam and the IPEF: Negotiating Prospects, Opportunities in Palit, Amitendu and Ramita Iyer eds. (2023).
- Dharma Negara, Siwage and Maria Monica Wihardja (2023), Indonesia's Perspective on the Indo-Pacific Economic Framework (IPEF) in Palit, Amitendu and Ramita Iyer eds. (2023).
- Menon, Jayan (2023), What can Malaysia Expect from IPEF, ISEAS Perspective. 2023 No.64. p.5.
- Menon, Jayan (2023), Malaysia's Interests in the IPEF: Managing Trade Frictions and Restoring Market Access in Palit, Amitendu and Ramita Iyer eds. (2023).
- Palit, Amitendu and Ramita Iyer eds. (2023), "The Making of the Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity (IPEF)." Konrad-Adenauer-Stiftung Japan.
- Pitakdumrongkit, Kaewkamol (2023), Thailand's Perspective on the IPEF in Palit, Amitendu and Ramita Iyer eds. (2023).
- Seah, Sharon et al. (2024) , *The State of Southeast Asia 2024 Survey Report*. ASEAN Studies Centre, ISEAS-Yusuf Ishak Institute.
- Tay, Simon (2023), Engaging and Path-Finding: A Singapore Perspective on the IPEF in Palit, Amitendu and Ramita Iyer eds. (2023).
- U.S. Department of Commerce, Raimondo Announces IPEF Upskilling Initiative Surpasses Commitment to Provide 7 Million Upskilling Opportunities、 June 24, 2024.

注1 米国のASEAN政策については、石川（2022）を参照願う。

注2 バイデン政権で実施されていたASEAN協力については、石川（2023）を参照。

注3 米国を信頼するという回答は30.3%に対し、信頼しないという回答は49.7%だった。バイデン政権になってからの2021年版では、信頼するという回答は48.3%に高まり、信頼しないは31.3%に減少した。

注4 北見（2024）218頁。

注5 北見前掲書、221頁。

注6 石川 (2021)。

注7 Seah et al. (2024) 2024年の調査は2024年1月3日から2月23日に1,994人(研究者、ビジネス・金融関係、市民社会・NGO・メディア、政府関係者、ASEAN地域機関・国際機関関係者)を対象にオンラインで実施された。この調査結果は、ASEANの見解を代表するものではないが、ASEAN加盟国の政治経済に関連する政策に影響力を有する立場にある有識者の見解を示しており、日本など海外でも報道されるとともに多くの調査・研究で援用されている。

注8 シンガポールとは2国間FTAを締結している。

注9 本節では各国政府の発表、報道記事に加え、次の資料を利用した。マレーシア：Menon(2023)、タイ：Pitakdumrongkit(2023)、インドネシア：Dharma Negara and Wihardja(2023)、フィリピン：A. Quiba(2023)、ベトナム：Dang and Tran(2023)、シンガポール：Tay(2023)。これらの論文は、Palit, and Iyer eds.(2023) に所収されている。

注10 Chow(2023)

注11 IPEF 技能向上イニシアティブについては、U.S. Department of Commerce, June 24,2024. を参照願う。

注12 Menon(2023) .

注13 Dharma Negara and Wihardja(2023)

注14 IPEF は短命になるのではないかと懸念が表明されている。Tay , ibid. p191.

注15 ASEAN の均衡戦略については、石川 (2025) 直近の均衡戦略の例として、タイ、マレーシアは2024年夏に BRICS への正式加盟を発表し、インドネシアは2024年の首脳会議で参加に関心を表明したが、同時に OECD への加盟を進めることを発表したことがあげられる。

第 13 章 バイデン・トランプ提案の関税引き上げの効果と影響

(一財) 国際貿易投資研究所

主任研究員 吉岡 武臣

要約

米国で 2017 年 1 月から始まった第 1 次トランプ政権は「米国第一主義」を掲げて大統領就任直後に TPP（環太平洋パートナーシップ協定）から離脱する一方、関税賦課を圧力にメキシコ・カナダや日本などに対し貿易交渉を迫った。さらに最大の貿易赤字国である中国に対しては通商法 301 条に基づく追加関税措置を実施した。

その後のバイデン政権は価値観を共有する国々との連携を図りつつも、中国に対する強硬姿勢は維持、追加関税措置の見直しにより戦略分野の品目について税率を引き上げた。

第 1 次トランプ政権による対中税率の引き上げ以降、米国の輸入における中国のシェアは徐々に低下、代わってメキシコやカナダ、ベトナムの輸入シェアが上昇した。トランプ大統領が問題視した対中貿易赤字は 2023 年に大幅に減少したものの、メキシコやカナダなど他国からの貿易赤字は拡大している。中国からの輸入は追加関税が実施された品目を中心に輸入額が減少、輸入シェアでは追加関税の対象外の品目についても中国のシェアは低下した。

2024 年の大統領選挙期間中、トランプ大統領（当時は候補）は中国からの輸入品に一律 60%の追加関税および MFN 税率を適用する恒久的正常貿易関係（PNTR）の撤回を公約に掲げた。また、当選後には中国製の麻薬の流入を根拠として大統領就任直後に 10%の追加関税実施の意向を示した。

これらのトランプ大統領の公約が実施された場合、対中輸入の税率は約 120%、輸入品の価格を上回る関税が賦課される。対中輸入額の多い「電気機器・部品」や「機械類・部品」で関税額が大幅に増加するほか、「繊維製品・履物」は PNTR の撤回により関税率は 135%に達する。特に現在は追加関税の実施が保留されているスマートフォンやタブレット端末は中国からの輸入が 7 割以上を占めているが、追加関税および PNTR の撤回が実施された際にはベトナムなどへ輸入先がシフトする可能性が高い。

はじめに

米国で 2017 年 1 月から始まった第 1 次トランプ政権は「米国第一主義」を掲げ、大統領就任直後に TPP（環太平洋パートナーシップ協定）から離脱した。TPP は長年の交渉を経て 2016 年によく署名に至ったが、日本をはじめとした参加国の引き留めにもかかわらず米国は離脱した。

その後、トランプ大統領は韓国との間で米韓自由貿易協定を改正（2019 年 1 月発効）し、2019 年には日本との日米貿易協定に合意（2020 年 1 月発効）した。さらにメキシコ・カナダの間では NAFTA（北米自由貿易協定）をベースとした USMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）が 2020 年 7 月に発効するなど、第 1 次トランプ政権は既存の貿易関係の見直しを次々と実施した。

「タリフマン（関税男）」を自称するトランプ大統領は 2018 年 3 月、通商拡大法 232 条に基づき全ての貿易相手国に対して鉄鋼・アルミニウム製品への追加関税を付加、最大の貿易赤字国である中国に対しては、2018 年 7 月以降、通商法 301 条による追加関税を 2019 年にかけて段階的に実施した。

第 1 次トランプ政権後、2021 年に大統領に就任した民主党のバイデン前大統領は、米国第一主義からの軌道修正を図り、IPEF（インド太平洋経済枠組み）によって価値観を共有する国々との連携に力を注いだ。

ただし、中国に対する強硬路線はバイデン政権でも維持された。半導体や AI などの先端技術における輸出管理規則を強化、中国向けの輸出を規制するとともに 2022 年 8 月に成立した CHIPS および科学法やインフレ抑制法により国内の産業・技術の育成・強化を図った。また、UFLPA（ウイグル強制労働防止法）により中国の新疆ウイグル自治区産の原料を使用した製品の輸入を禁止、トランプ政権から継続していた 301 条の追加関税措置も見直しを行い、戦略分野を対象に税率の引き上げを実施した。

そして 2025 年 1 月、トランプ氏が再び米国の大統領に返り咲いた。トランプ大統領は選挙期間中、全世界からの輸入に対して一律 10%~20%の関税を課すベースライン関税の導入や中国に対する 60%の追加関税、恒久的正常貿易関係（PNTR）の撤回を表明しており、関税賦課を圧力とした「取引（ディール）」はさらに激しくなると懸念される。

本稿では第 1 次トランプ政権が実施した中国への追加関税措置による米国の対中輸入の変化を調査するとともに、第 2 次トランプ政権において実施が想定される更なる対中追加関税の賦課による影響を分析した。

第 1 節 第 1 次トランプ政権（2017 年～2021 年）が実施した追加関税の対中輸入への影響

トランプ大統領は貿易赤字を他国による搾取と捉え、貿易の不均衡は不公平であると考えている。米国にとって最大の貿易赤字国である中国に対し、第 1 次トランプ政権は 2018 年 3 月に通商法 301 条に基づいた対中制裁措置の発動を決定した。通商法 301 条は貿易協定違反や米国政府が不公正と判断した他国の措置に対し、貿易協定上の特惠措置の停止や輸入の制限措置といった貿易制裁について規定されており、中国政府が米国企業の知的財産や技術を中国企業に移転するため不当に介入していると判断されたことが発動の根拠となった^(注 1)。

301 条に基づく追加関税は 2018 年 7 月に第 1 弾となる 818 品目に対して 25%の課税が実施され、その後も 8 月に第 2 弾、9 月に第 3 弾と相次いで実施された（表 13-1 参照）。翌 2019 年 5 月には第 3 弾の追加税率が 10%から 25%に引き上げられ、9 月には第 4 弾の対象からリスト 4A に該当する品目に追加関税（15%）が賦課された。

リスト 4B の対象品目は 2019 年 12 月 15 日に追加関税の賦課が予定されていたが、米中間の貿易交渉が 12 月 13 日に第 1 段階の合意に達したため発動が見送られた。また、合意に伴いリスト 4A の品目の追加関税の税率は 7.5%に引き下げられた。

この第 1 段階の合意では、中国は 2020 年に農産品 125 億ドルを含む 767 億ドル分、2021 年に農産品 195 億ドルを含む 1,233 億ドル分の米国産品を購入する約束であったが、2021 年 11 月時点で中国の対米輸入額は合意目標の 62%に留まった。合意のうち、農産品の輸入額は 563 億ドル（目標額の 76%）、鉱業製品は 1,370 億ドル（同 62%）、エネルギーは 286 億ドル（同 47%）であった^(注 2)。

なお、米国通商代表部（USTR）は追加関税に適用除外手続きを設けており、一部の品目について追加関税の適用除外を認めている。適用除外には期間が定められており、期間終了後はパブリックコメントの意見を踏まえて除外が復活する品目もある。新型コロナウイルスの感染拡大時には医療関連の製品が適用除外品目に指定された。

表 13-1. 米国の通商法 301 条に基づく対中輸入への追加関税措置

日付	内容
2018年3月22日	通商法301条に基づく対中制裁措置の発動を決定
2018年7月6日	追加関税第1弾の賦課開始 (対中輸入340億ドル相当の818品目に25%)
2018年8月23日	追加関税第2弾の賦課開始 (対中輸入160億ドル相当の279品目に25%)
2018年9月24日	追加関税第3弾の賦課開始 (対中輸入額2,000億ドル相当の5,745品目に10%)
2019年5月10日	第3弾の追加関税率を25%に引上げ
2019年9月1日	追加関税第4弾(対中輸入額3,000億ドル相当の3,805品目)のうち、 リスト4Aの品目に15%の関税を賦課
2020年2月14日	米中の第1段階の経済・貿易協定が発効 リスト4Aの追加関税率(15%)を7.5%に引き下げ

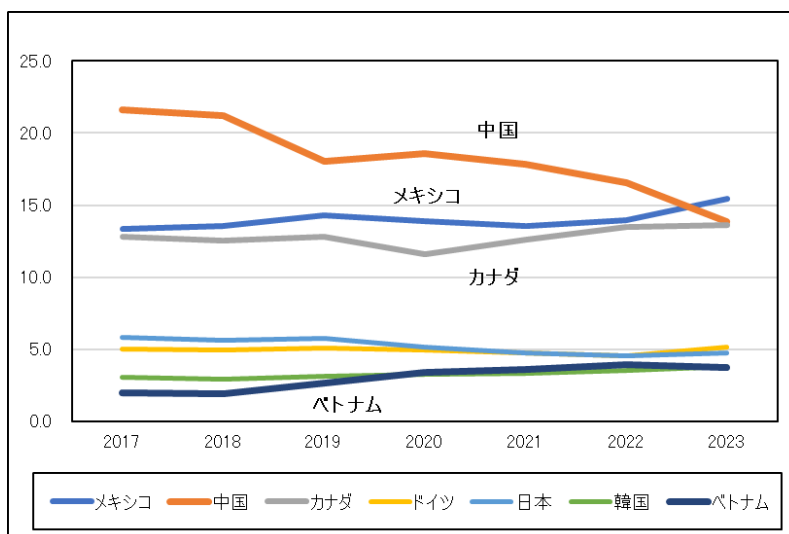
出所：ウェブサイト「米国の対中通商関連政策」日本貿易振興機構

(https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/us-china/timeline_us.html) をもとに作成

1. 追加関税の実施後、米国の輸入における中国のシェアが低下

2018年の中国に対する追加関税の実施以降、米国の輸入における中国のシェアは減少に転じた（図 13-1）。2017年時点で米国の輸入に占める中国のシェアは21.6%と相手国別で最も高かったが、2023年の中国のシェアは13.9%と2017年と比べて7.7%ポイントの大幅な減少となった。中国からの輸入シェアが減少した一方、メキシコからの輸入シェアは2017年から2023年にかけて2.1%ポイント、カナダは0.8%ポイント、ベトナムは1.7%ポイントそれぞれ増加した。

図 13-1. 米国の輸入に占める相手国別シェア（単位：%）



出所：Global Trade Atlas より作成

2. 中国以外の国との貿易赤字は拡大

米国は主な貿易相手国との貿易収支は概ね赤字を計上している。2023年時点の貿易総額（輸出+輸入）の上位5か国（メキシコ、カナダ、中国、ドイツ、日本の順）とベトナム（9位）の貿易収支の推移を見ると、米国の貿易赤字が大きく減少したのは中国のみで、その他の国との貿易赤字は拡大している（図13-2）。中国との貿易赤字は2018年の追加関税実施後、2019年、2020年と減少したが、米中貿易協定の第1段階の合意にもかかわらず2021年から2022年にかけて貿易赤字は再び拡大した。その後、2023年に入ると対中貿易赤字は大幅に縮小した。米国はサプライチェーンにおける中国依存の脱却を図っており、そうした動向が中国からの輸入減、貿易赤字の縮小に繋がったと考えられる。

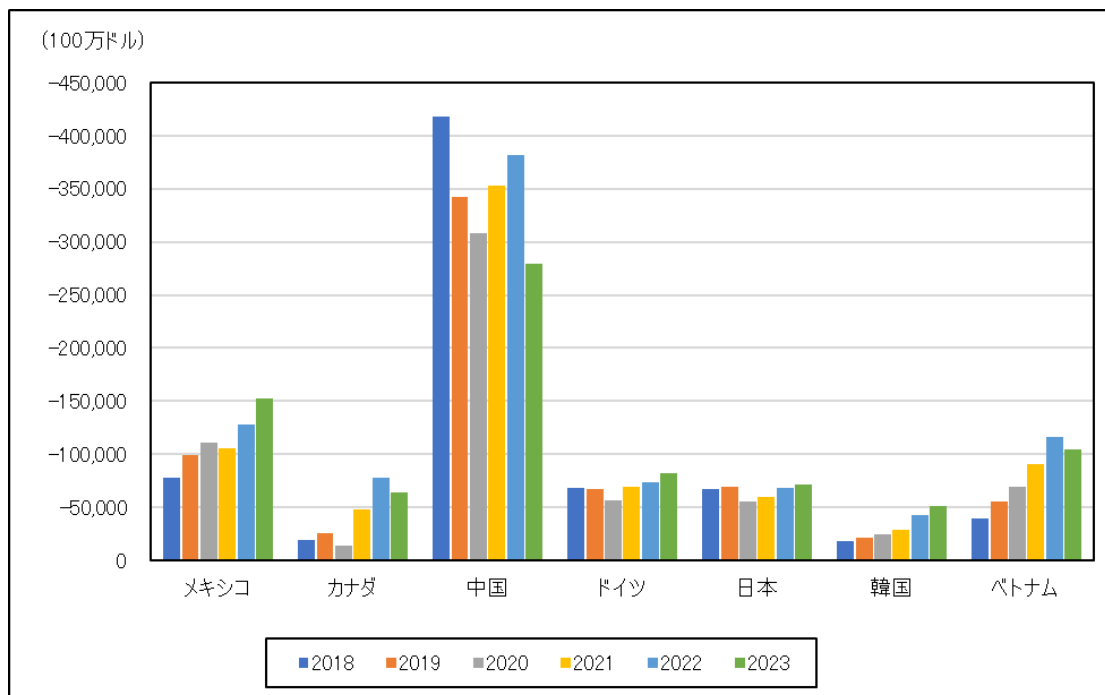
米国のサプライチェーンの変化は隣国のメキシコやカナダとの貿易収支にも表れており、2023年のメキシコとの貿易赤字は過去最大を記録、カナダとは2021年以降大幅に貿易赤字が増加した。第1次トランプ政権で行われたNAFTAの再交渉は自動車分野の原産地規則の厳格化など、雇用や生産を米国に引き戻す意図があった。しかし、2020年7月のUSMCAの発効後もメキシコやカナダとの貿易赤字は拡大が続いた。

また、日本との間では日米貿易協定が2020年1月に発効した。トランプ大統領の就任直後にTPPから離脱した米国は、TPP参加国のカナダやオーストラリア、ニュージーランドと比べ、日本への農水産品への輸出に際し関税面で不利な状況に陥った。トランプ大統領は日本製の自動車に対する追加関税を交渉材料に、日本の牛肉・豚肉の関税をTPPと同条件まで引き下げさせたほか、米国側の自動車の関税引下げについては事実上の先送りとした。その結果、日米貿易協定による関税の削減額の試算（2022年時点）では日本の対米輸入の784億円に対して米国の対日輸入では185億円に過ぎず^(注3)、非常に不均衡な構図となった。しかし、米国の対日貿易収支は日米貿易協定が発効した2020年以降も赤字の拡大が続いている。

トランプ大統領は韓国に対しても米韓FTAの改定を実施（2019年1月）し、米国側の貨物自動車の関税撤廃時期の延期（2041年まで）などを盛り込んだが、メキシコやカナダ、日本と同様に韓国との貿易赤字の縮小には繋がっていない。

第1次トランプ政権で実施された中国に対する追加関税措置は後述のバイデン政権による脱中国依存のサプライチェーン構築の政策も寄与し、中国との貿易赤字の減少に繋がった。しかし、既存の貿易関係の見直しを行ったメキシコやカナダ、日本、韓国については貿易赤字の縮小には至らなかった。

図 13-2. 米国の相手国別貿易収支



注. 貿易赤字のため金額はマイナス表記。マイナスが大きいほど貿易赤字額が多い。

出所：Global Trade Atlas より作成

3. 追加関税の実施品目を中心に中国からの輸入額が減少

第 1 次トランプ政権が実施した対中追加関税による中国からの輸入への影響について、追加関税の第 1 弾から第 4 弾の対象品目（リスト 1～リスト 4A）別の中国からの輸入額を追加関税の実施前（2017 年）と実施後（2023 年）で比較した（表 13-2）。

2017 年の米国の対中輸入額は全体で約 5,000 億ドルであったが、2023 年には約 4,200 億ドルに減少した。リスト別ではリスト 3（プリント基板などが該当）の対中輸入額が最も多く、2023 年の輸入額は 1,028 億ドルであった。次いで多いのがリスト 4A（リチウムイオンバッテリーなどが該当）で、2023 年の輸入額は 901 億ドルであった。なお、中国との第 1 段階の合意により追加関税の実施が保留されたリスト 4B の品目など関税が賦課されていない品目の輸入額は 2023 年時点で 1,853 億ドルと輸入全体の 4 割以上を占める。

各リストの対中輸入額の増減を比較すると、最も輸入額が減少したのはリスト 3 の品目で 2017 年から 2023 年にかけて 40% 近く輸入が減少した。その他のリストの品目も 10% から 30% 近い輸入減となった。なお、追加関税の対象外の品目は 0.5% の輸入減とほとんど変化は見られなかった。

一方、米国の対世界の輸入額は2017年から2023年にかけて全体で30%以上増加した。各リストの品目および追加関税の対象外の品目も含め、世界からの輸入は大きく増加しており、米国の輸入における中国依存の脱却と中国以外の国からの輸入への転換が伺える。

表 13-2. 追加関税実施前後（2017-2023年）の米国の対中輸入額

（単位：100万ドル、%）

	世界			中国		
	輸入額		増減率 2017/23	輸入額		増減率 2017/23
	2017	2023		2017	2023	
リスト1	462,916	596,418	28.8	32,178	28,878	-10.3
リスト2	108,733	162,848	49.8	13,816	9,867	-28.6
リスト3	850,982	1,141,119	34.1	164,964	102,832	-37.7
リスト4A	428,273	555,569	29.7	101,746	90,125	-11.4
対象外(注)	398,395	500,070	25.5	186,284	185,316	-0.5
合計	2,249,298	2,956,024	31.4	498,988	417,019	-16.4

注. HS98、99の品目は集計から除外。対象外には実施が保留されたリスト4Bの品目も含む。

出所：米国関税率表およびGlobal Trade Atlasより作成

次に、中国からの輸入の代替先としてメキシコ、カナダ、ベトナムの3か国を取り上げ、追加関税品目のリスト別に輸入シェアの変化（2017年および2023年）を比較した（表13-3）。

リスト3の品目における中国のシェアは2017年から2023年にかけてマイナス10.4%ポイントと大きく低下した。また、追加関税の対象外の品目に関してもマイナス9.7%ポイントと2桁近くシェアが低下した。追加関税の対象外の品目は輸入額の減少は少なかった（表13-2参照）が、中国以外の国からの輸入が大幅に増加した結果、中国のシェア低下に繋がった。

2023年の米国の輸入額で中国を上回ったメキシコは、追加関税の各リストの品目において2%から3%ポイント近くシェアが拡大した。カナダからの輸入ではリスト1およびリスト2の対象品目で輸入シェアは低下、リスト3とリスト4Aの品目はシェアが増加した。米国の2023年の輸入におけるベトナムのシェアは3.8%とメキシコ（15.7%）やカナダ（13.5%）と比べて小さい。しかし、2017年から2023年にかけてベトナムの輸入シェアは1.8%ポイント増とカナダの輸入シェアの増加分（1.0%ポイント）を上回った。特に追加関税の対象外の品目ではベトナムのシェアは2.9%ポイント増加しており、ベトナムからの輸入が拡大している。

表 13-3. 米国の追加関税リスト別の輸入シェア

(2023 年、相手国別 単位：％、％pt)

	中国		メキシコ		カナダ		ベトナム	
	シェア	増減	シェア	増減	シェア	増減	シェア	増減
リスト1	4.8	-2.1	22.1	2.9	12.9	-2.2	0.5	0.3
リスト2	6.1	-6.6	17.6	2.3	8.1	-1.1	5.1	2.1
リスト3	9.0	-10.4	18.3	3.2	21.3	3.5	3.3	1.8
リスト4A	16.2	-7.5	14.0	2.3	9.5	1.6	7.1	2.1
対象外(注)	37.1	-9.7	3.4	-1.4	2.6	-1.5	4.8	2.9
合計	14.1	-8.1	15.7	2.2	13.5	1.0	3.8	1.8

注. 増減は 2017 年と 2023 年の増減 (単位：パーセントポイント)。算出にあたり HS98、99 の品目は除外したため、図 13-1 のシェアと値が若干異なる。対象外には未発動のリスト 4B の品目も含む。

出所：米国関税率表および Global Trade Atlas より作成

さらに、対中追加関税が実施された品目（リスト 1～リスト 4A）のみを対象として、中国、ベトナム、メキシコ、カナダの 4 か国で品目分野別の輸入シェアの変化を比較した（表 13-4）。

対中追加関税が実施された品目について、米国の中国からの輸入シェアは 2017 年から 2023 年にかけて全体で 7.5%ポイント減少した。品目分野別では、特に「皮革・毛皮・ハンドバッグ等」で大きくシェアが低下した。「皮革・毛皮・ハンドバッグ」は 2017 年時点で中国からの輸入シェアは 50%を超えていたが、2023 年のシェアは 22.2%に落ち込んだ。このほか「雑製品」や「繊維製品・履物」など従来中国からの輸入シェアが高かった品目を中心に追加関税実施後の 2023 年は 10%ポイント以上の大きなシェアの低下が見られた。

メキシコからの 2023 年の輸入シェアは 18.2%、2017 年から 2.8%ポイント増加した。最も輸入シェアの大きい「輸送用機械・部品」で 5.8%ポイント、「食料品・アルコール」で 5.2%ポイントとそれぞれシェアが増加している。ただし、これらは中国からの輸入シェアがもともと 5%以下と低く、中国の輸入シェア減少も比較的小さいことから追加関税が影響した可能性は低いと考えられる。

米国のカナダからの輸入シェアは 2023 年時点で 15.7%、2017 年から 1.4%ポイント増加した。輸入シェアが最も高い「鉱物性燃料」はシェアの増加が 11.2%ポイント、次にシェアの高い「木材・パルプ」は 4.7%ポイントのシェア増加であった。カナダの「鉱物性燃料」のシェア拡大は米国のサウジアラビアおよびベネズエラからの輸入の減少が寄与しており、対中追加関税の影響は小さいと考えられる。一方、「木材・パルプ」は追加関税

の実施後、中国での輸入シェアは 11.7%ポイント減少しており、中国から輸入していた一部の品目がカナダからの輸入に代替された可能性がある。

ベトナムの 2023 年の輸入シェアは 2017 年から 1.5%ポイント増の 3.6%、輸入シェアの高い「繊維製品・履物」はベトナムのシェアが 4.2%増加し 17.7%となったほか、「電気機器・部品」や「雑製品」など中国のシェアが減少した品目分野でベトナムのシェアが拡大した。

表 13-4. 米国の追加関税リスト 1~4A の品目分野別輸入シェア

(単位：%、%pt)

HS	品目分野	中国		メキシコ		カナダ		ベトナム	
		シェア	増減	シェア	増減	シェア	増減	シェア	増減
01-15	農水産品	2.5	-1.7	21.9	1.9	20.9	2.8	2.2	-1.4
16-24	食料品・アルコール	2.5	-2.2	21.6	5.2	20.2	2.2	1.4	0.2
25-27	鉱物性燃料	0.1	-0.3	9.6	3.7	47.6	11.2	0.1	0.0
28-38	化学工業品	7.3	-4.2	5.4	0.9	17.1	0.1	0.7	0.4
39-40	プラスチック・ゴム製品	15.6	-5.7	13.0	3.1	17.5	-0.8	3.8	2.6
41-43	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	22.2	-31.1	3.1	1.0	1.0	-0.2	9.2	0.9
44-49	木材・パルプ	10.7	-11.7	5.7	0.9	41.8	4.7	3.3	2.5
50-67	繊維製品・履物	21.3	-13.6	5.1	0.5	1.3	-0.2	17.7	4.2
68-83	窯業・鉄鋼・アルミニウム	8.6	-6.7	10.5	0.9	18.2	3.4	1.5	0.7
84	機械類・部品	11.0	-12.1	20.2	2.3	7.9	0.8	2.3	1.5
85	電気機器・部品	15.8	-11.9	22.9	0.4	2.6	-0.4	8.0	5.4
86-89	輸送用機械・部品	3.8	-0.8	32.1	5.8	15.8	-3.3	0.3	0.2
90-92	光学機器・楽器	9.5	-6.3	14.1	0.5	5.2	0.4	0.9	0.6
93-97	雑製品	24.3	-18.3	16.4	2.7	8.0	1.2	12.8	7.0
	合計	9.4	-7.5	18.2	2.8	15.7	1.4	3.6	1.5

注、出所：表 13-3 と同じ。

第 2 節 バイデン政権による追加関税品目の拡大

第 1 次トランプ政権後、2021 年に大統領に就任したバイデン大統領も中国に対する姿勢に大きな変化は見られなかった。バイデン政権は中国の先端技術の内製化を防止するため、2022 年に先端半導体や製造装置の対中輸出を原則的に禁止した。その一方で米国の技術力を強化するための「CHIPS および科学法（CHIPS プラス法）」を 2022 年 8 月に成立させ、連邦政府機関の基礎研究や米国内での半導体製造に対する資金援助を実施している。対中輸出規制の強化と CHIPS プラス法により、経済安全保障の要となる先端半導体の分野で脱中国が加速、米国の優位性の向上を図っている。

また、2022年6月には新疆ウイグル自治区で全部または一部が生産された製品を原則輸入禁止とする「ウイグル強制労働防止法」が施行された。エレクトロニクスや繊維製品など幅広い品目で同法が執行されたほか、中国以外のベトナムやマレーシアなどで生産された製品も輸入の差し止めが実施された^(注4)。

第1次トランプ政権で実施された通商法301条に基づく対中追加関税はバイデン政権においても継続され、さらに鉄鋼・アルミニウム、半導体、電気自動車（EV）などの戦略分野を対象とした関税率の引き上げを2024年9月から実施することとなった。引き上げの対象品目は鉄鋼・アルミニウム製品が多くを占めるほか、天然黒鉛や港湾クレーン、注射器などこれまで追加関税が賦課されなかった品目も対象に含まれている（表13-5）。税率の引き上げは品目ごとに2024年9月27日、2025年1月1日、2026年1月1日のいずれかに実施されるが、フェイスマスクは2024年と2026年、医療用手袋は2025年と2026年に段階的に税率が引き上げられる。追加の税率は鉄鋼・アルミニウムなどは25%、半導体は50%、EVは100%と大幅な税率の引き上げとなる。

米国通商代表部（USTR）のキャサリン・タイ代表は301条の見直し結果に関するプレスブリーフィングにおいて「追加関税は中国の不公正な貿易慣行の改善を促進、中国の知的財産の悪用・技術移転の強要は悪化しており関税負担を軽減する理由は無い」と発言している^(注5)ほか、301条の見直し作業に関するUSTRの報告書では“米国の輸入者に代替調達先を探す動機を与えてサプライチェーンの変化を促進し、調達先の多元化により強靱なサプライチェーンの構築につながった可能性“が指摘されている^(注6)。

表13-5. バイデン政権による301条関税の引き上げ対象品目および追加関税率

品目	引き上げ前の301条関税率	引き上げ第1段階		引き上げ第2段階		品目数	
		関税率	時期	関税率	時期		
鉄鋼・アルミニウム	0~7.5%	25%	2024年9月27日	-	-	321	
半導体	25%	50%	2025年1月1日	-	-	16	
EV	25%	100%	2024年9月27日	-	-	8	
バッテリー、 バッテリー部品	EV用リチウムイオンバッテリー	7.5%	25%	2024年9月27日	-	1	
	EV用以外のリチウムイオンバッテリー	7.5%	25%	2026年1月1日	-	1	
	リチウムイオンバッテリー以外のバッテリー部品	7.5%	25%	2024年9月27日	-	1	
重要鉱物	天然黒鉛・永久磁石	-	25%	2026年1月1日	-	4	
	その他の重要鉱物	-	25%	2024年9月27日	-	26	
太陽電池	25%	50%	2024年9月27日	-	-	2	
港湾クレーン	-	25%	2024年9月27日	-	-	1	
医療製品	注射器・注射針	-	100%	2024年9月27日	-	2	
	フェイスマスク	7.5%	25%	2024年9月27日	50%	2026年1月1日	5
	医療用手袋	7.5%	50%	2025年1月1日	100%	2026年1月1日	1

出所：「ビジネス短信」日本貿易振興機構、2024年9月17日付

第3節 第2次トランプ政権による関税政策

2025年1月20日、トランプ氏が再び米国大統領に就任、第2次トランプ政権が幕を開けた。2024年の大統領選挙期間中、トランプ大統領（当時は候補）は以下のような関税政策を掲げていた（表13-6）。

海外からの輸入に対し一律10%~20%の関税を上乗せする普遍的な基本関税（Universal Baseline Tariffs）のほか、貿易相手国が米国からの輸入品に課税している税率の水準まで米国側も関税率を引き上げられる互惠通商法、中国に対してMFN（最恵国）税率を適用する恒久的正常貿易関係（PNTR：Permanent Normal Trade Relations）の待遇を見直し、現在ロシアなどに適用している「その他特定国向け」の税率を適用、さらに中国からの輸入品に一律60%の関税を賦課する。

また、大統領選挙後の11月25日には大統領就任初日にメキシコおよびカナダからの輸入に25%、中国からの輸入に10%の追加関税を課すとの意向を示した^{（注7）}。中国製の麻薬がメキシコを経由して米国に流入しており、この流れが止まるまで追加関税を課すとしている。

トランプ大統領が掲げたこれらの関税政策について、今回の調査では中国に対する追加関税の賦課および恒久的正常貿易関係（PNTR）の撤回による対中輸入税率と関税額の変化を分析した。

表13-6. トランプ大統領（候補）が2024年の大統領選挙期間中に掲げた関税に関する政策

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 普遍的な基本関税（Universal Baseline Tariffs）の導入
海外からの輸入に対し一律10%から20%の関税を上乗せする2. 互惠通商法（Trump Reciprocal Trade Act）の成立
貿易相手国が米国の輸入品に課している関税率と同じ水準まで米国も相手国からの輸入品の関税率を引き上げる3. 中国との恒久的正常貿易関係（PNTR）（＝最恵国待遇（MFN））を撤回
中国からの輸入品に恒久的に最恵国待遇を保証する制度（恒久的正常貿易関係（PNTR））を撤回、「その他特定国向け」税率を適用
※「その他特定国向け」税率適用国…ベラルーシ、キューバ、北朝鮮、ロシア4. 中国からの輸入品に対して一律60%の関税を課す |
|---|

出所：筆者作成

1. 追加関税により 2023 年の対中輸入税率は 23%、MFN 税率（5.3%）を大きく上回る

表 13-7 は 2023 年時点における中国からの輸入税率である。2024 年 9 月以降に実施された税率の引き上げや品目の追加は含まれていない。

米国の輸入において、一般的に適用される MFN（最恵国）税率は全体で 5.3%であった。一方、中国からの輸入については対中追加関税の影響により全体の税率は 23.0%と MFN 税率を大きく上回る。中国からの輸入が最も多く、輸入シェアも 3 割弱を占める「電気機器・部品」では MFN 税率が 1.5%に対して中国からの輸入税率は 21.9%に達する。その他の品目も対中税率は概ね 20%を超えており、もともと MFN 税率が高い「食料品・アルコール」の対中税率は約 40%とさらに高い税率が課せられている。

表 13-7. 米国の対中輸入税率および輸入額

(2023 年、単位：%、100 万ドル)

HS	品目分野	MFN税率	対中税率	対中輸入額	輸入シェア
01-15	農水産品	4.1	22.4	3,521	3.0
16-24	食料品・アルコール	22.2	39.0	2,469	2.6
25-27	鉱物性燃料	0.3	20.8	600	0.2
28-38	化学工業品	3.4	21.0	20,413	6.2
39-40	プラスチック・ゴム製品	3.7	25.9	20,686	20.5
41-43	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	5.1	26.4	3,079	22.2
44-49	木材・パルプ	1.3	24.7	6,634	13.3
50-67	繊維製品・履物	10.4	24.7	39,870	28.3
68-83	窯業・鉄鋼・アルミニウム	2.4	18.2	29,709	10.8
84	機械類・部品	1.7	24.2	83,090	18.5
85	電気機器・部品	1.5	21.9	123,711	27.2
86-89	輸送用機械・部品	2.9	26.7	17,006	4.1
90-92	光学機器・楽器	1.4	17.6	12,311	9.8
93-97	雑製品	2.4	15.8	53,920	42.0
	合計	5.3	23.0	422,210	13.8

注. 従価税の品目のみが対象。対中税率はバイデン政権が実施した追加品目を含まない。

HS98（特殊分類）の税率は未記載、合計の輸入額には HS98 を含む。

出所：米国関税率表および Global Trade Atlas より作成

2. 第 2 次トランプ政権による対中追加関税と恒久的正常貿易関係（PNTR）待遇の撤回による影響

トランプ大統領が自らの発言を遵守し、就任直後に中国に対して 10%の追加関税を実施

した場合、対中税率は全体で 34.2%に上昇する（表 13-8）。この 10%の追加関税は既存の追加関税を含んだ対中税率に 10%が上乘せされる^(注 8)。さらに選挙期間中の公約に従って 60%の追加関税が実施されると、中国からの輸入税率は全体で 84.2%に達する^(注 9)。

60%の追加関税の実施により、品目分野別では最も税率の高い「食料品・アルコール」で 99.0%に達するほか、最も税率の低い「雑製品」も 75.8%と大幅に税率が上昇した。

また、中国に対する恒久的正常貿易関係（PNTR）の待遇が見直され、「その他特定国向け」の税率が中国に適用された場合、税率は全体で 120%近くにまで上昇する。多くの品目の税率は 100%を超え、特に「繊維製品・履物」は PNTR 待遇の撤回により 50%ポイント以上関税が上昇し、税率は 135.9%となる。

表 13-8. 米国の対中輸入に対する追加関税および PNTR 待遇撤回後の税率

HS	品目分野	対中税率	10%追加	60%追加	60%追加 (PNTR撤回)
01-15	農水産品	22.4	32.4	82.4	96.5
16-24	食料品・アルコール	39.0	49.0	99.0	120.3
25-27	鉱物性燃料	22.2	32.2	82.5	90.0
28-38	化学工業品	21.1	31.1	81.1	106.2
39-40	プラスチック・ゴム製品	26.1	36.1	86.3	119.6
41-43	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	26.4	36.4	86.4	111.6
44-49	木材・パルプ	24.7	34.7	84.7	108.1
50-67	繊維製品・履物	24.7	34.7	84.8	135.9
68-83	窯業・鉄鋼・アルミニウム	24.1	34.1	84.1	115.6
84	機械類・部品	24.2	34.2	84.2	115.9
85	電気機器・部品	22.9	32.9	83.1	117.0
86-89	輸送用機械・部品	30.5	40.5	90.5	110.7
90-92	光学機器・楽器	18.3	28.3	78.3	119.4
93-97	雑製品	15.8	25.8	75.8	117.9
	合計	24.2	34.2	84.2	118.7

注 1. 対中税率は 2023 年時点の関税率にバイデン政権による追加関税の見直し（2024～2025 年）を加算。

注 2. 10%追加は対中税率に 10%の関税を上乘せした税率。

注 3. 60%追加は 2023 年の関税率にバイデン政権による追加関税の見直し（2024～2026 年）を加え、さらに 60%の追加関税を加算。

注 4. 60%追加（PNTR 撤回）は米国の関税率表のコラム 2 の税率にバイデン政権による追加関税の見直し（2024～2026 年）を加え、さらに 60%の追加関税を加算。

*コラム 2 は MFN（最恵国）税率が適用されない「その他特定国向け」の関税率が記載されている。

出所：米国関税率表および米国官報、Global Trade Atlas より作成

第2次トランプ政権による追加関税およびPNTR待遇の見直しに伴う関税の増加額について、2023年時点の対中輸入額をもとに試算を行った。その結果、10%の追加関税が実施された場合は413億ドル、60%の追加関税の際には2,500億ドルの関税増となった（表13-9）。60%の追加関税における品目分野別の関税額では、輸入額が最も多い「電気機器・部品」で762億ドルの関税増、次いで「機械類・部品」で498億ドルの関税増であった。全ての品目に60%が課税されたため、当然のことながら輸入額が多ければ関税の増加額も拡大する。

60%の追加関税に加え、PNTR待遇が撤回された場合の関税増加額は全体で約4,000億ドル、輸入額の約9割に相当する。輸入額の多い「電気機器・部品」「機械類」でさらに関税の増加額が拡大するほか、PNTR待遇の撤回によって税率が大幅に上昇した「繊維製品・履物」は関税増加額が約420億ドルと輸入額の約400億ドルを上回った。

トランプ大統領が選挙期間中に掲げた『中国に対する60%の追加関税』および『恒久的正常貿易関係（PNTR）の撤回』が実際に実行された場合、多くの品目で輸入額とほぼ同額か輸入額を上回る関税額を支払うことになる。ちなみに、バイデン前大統領が実施した対中追加関税の見直し（2024年から2026年までの実施分を含む）による関税の増加額は総額で42億ドル、第2次トランプ政権の関税引き上げに比べると影響は小さい。

第1次トランプ政権での対中追加関税の実施後、対象となった品目では中国からの輸入が減少した。第2次トランプ政権においてさらに関税を賦課した場合、米国の消費者の負担が増加すると同時に、中国以外からの輸入への転換が想定される。

表 13-9. 対中関税の引き上げによる関税の増加額

(単位：100 万ドル)

HS	品目分野	対中輸入額	10%追加	60%追加	60%追加 (PNTR撤回)
01-15	農水産品	3,521	300	1,799	1,275
16-24	食料品・アルコール	2,469	217	1,302	1,471
25-27	鉱物性燃料	600	44	294	114
28-38	化学工業品	20,413	2,031	12,186	14,092
39-40	プラスチック・ゴム製品	20,686	2,069	12,611	23,617
41-43	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	3,079	299	1,793	2,852
44-49	木材・パルプ	6,634	656	3,934	4,178
50-67	繊維製品・履物	39,870	3,883	23,309	41,877
68-83	窯業・鉄鋼・アルミニウム	29,709	2,871	17,228	28,443
84	機械類・部品	83,090	8,304	49,827	78,676
85	電気機器・部品	123,711	12,371	76,223	119,699
86-89	輸送用機械・部品	17,006	1,701	10,204	13,810
90-92	光学機器・楽器	12,311	1,206	7,234	12,023
93-97	雑製品	53,920	5,349	32,094	56,283
	合計	422,210	41,300	250,037	398,409

注 1. 関税の増加額は追加税率と対中税率（表 13-8 参照）の差に輸入額（2023 年時点）を掛けて算出した。

注 2. 従価税の品目のみを算出の対象とした。MFN 対象国以外に適用の「コラム 2」の税率は MFN 税率と比べて従価税以外の品目が多い。そのため、品目によって「MFN 撤回」のほうが関税増加額の少ない品目もある。

出所：米国関税率表および米国官報、Global Trade Atlas より作成

なお、中国に対して 60%の追加関税を賦課した場合、最も影響の大きい品目としてスマートフォンやタブレット端末が挙げられる。両品目とも対中追加関税のリスト 4B に該当し課税の実施が保留されているため、現時点（2025 年 1 月）では中国から無税で輸入されている。その結果、スマートフォン、タブレット端末いずれも 2023 年時点では米国の輸入において中国が 7 割以上のシェアを占める（表 13-10）。しかし、第 2 次トランプ政権で追加関税が実施された場合、税率は 0%から 60%に上昇、さらに PNTR 待遇が撤回された際は税率が 95%に達する。中国からの輸入税率が大幅に引き上げられた場合、中国に次ぐ輸入相手国であるベトナムやインド、台湾などへとスマートフォンやタブレット端末の輸入先がシフトする可能性が高い。

表 13-10. 米国のスマートフォンおよびタブレット端末の輸入額

(2023 年、単位：100 万ドル、%)

<スマートフォン>

国名	輸入額	構成比
中国	44,789	75.8
ベトナム	7,959	13.5
インド	4,937	8.4
世界	59,085	100.0

<タブレット端末>

国名	輸入額	構成比
中国	35,482	77.5
ベトナム	7,868	17.2
台湾	2,073	4.5
世界	45,793	100.0

注. スマートフォンは HS コード 8517.13、タブレット端末は 8471.30 を集計。

出所：Global Trade Atlas より作成

3. 中国に代わる調達先はどの国か？

第 2 次トランプ政権が中国に対する輸入関税を引き上げた場合の輸入代替先はどの国が有力か、60%の追加関税と PNTR (MFN) 待遇が撤回された場合の関税増加額が多い 5 品目 (HS2 桁ベース) について米国の輸入シェア上位 3 か国を算出した (表 13-11)。

その結果、1 位の中国を除いた 2 位以下はメキシコ、カナダ、ベトナムが多くを占め、「機械類・部品」では第 3 位に日本が入った。60%の追加関税と PNTR 待遇の撤回により対中輸入の関税額が大きく増加した品目では、「電気機器・部品」「機械類・部品」「家具・寝具」はメキシコ、「プラスチック」はカナダ、「玩具」はベトナムがそれぞれ輸入の代替先となる可能性が考えられる。

表 13-11. 対中国で関税増加額の多い品目 (HS2 桁) における相手国別の輸入シェア

(2023 年、単位：100 万ドル、%)

	関税増加額 (対中国)	輸入額 (対世界)	輸入シェア		
			1位	2位	3位
電気機器・部品 (HS85)	119,699	455,159	中国 (27.2)	メキシコ (18.7)	ベトナム (9.0)
機械類・部品 (HS84)	78,676	449,373	中国 (18.5)	メキシコ (18.1)	日本 (7.8)
玩具 (HS95)	33,895	42,242	中国 (74.7)	ベトナム (6.4)	メキシコ (3.6)
プラスチック (HS39)	21,257	68,212	中国 (26.7)	カナダ (19.8)	メキシコ (11.4)
家具・寝具 (HS94)	18,476	63,770	中国 (28.3)	メキシコ (20.8)	ベトナム (16.6)
全品目	398,409	3,056,711	メキシコ (15.4)	中国 (13.9)	カナダ (13.6)

注. 関税増加額は表 13-8 の「60%追加 (PNTR 撤回)」と「対中税率」の差に 2023 年の対中輸入額を掛けて算出した。

出所：米国関税率表および米国官報、Global Trade Atlas より作成

まとめ

トランプ大統領は就任前の 2024 年 12 月 20 日、SNS 上で EU に対して米国産の石油と天然ガスを大量に購入して米国の貿易赤字を削減しない場合、EU からの輸入品に関税を課すと表明した^(注 10)。11 月 30 日には BRICS 諸国が BRICS 通貨の創設など米ドル依存の脱却を図った場合、100%の関税を課す意向を示しており^(注 11)、第 2 次トランプ政権でも関税賦課による圧力はさらに強まることは間違いない。

関税賦課を避けるために、相手国が米国からの輸入を拡大すれば米国の輸出産業が恩恵を得られる。相手国が譲歩しない場合は、関税の賦課により米国の関税収入が増加、国内産業の保護によるサプライチェーンの国内回帰の促進にも繋がるだろう。

ただし、米国が関税を賦課した場合は相手国側も同様の報復を行う可能性が高い。中国に対して 60%の追加関税および PNTR 待遇を撤回した場合、米中間の貿易はさらに縮小する。その結果、中国以外のメキシコやカナダ、ベトナムなどからの輸入が増加すると考えられるが、こうした第三国からの輸入に対しても普遍的な基本関税（ユニバーサルベーススライタリフ）などの関税障壁が設けられるのであれば、世界的な貿易摩擦が一層激化し、国際経済の不確実性が増大する可能性がある。

一方の中国は他国との貿易関係強化に努めている。中国と ASEAN の間では 2024 年 10 月に ACFTA のアップグレード（ACFTA3.0）交渉が妥結、デジタル経済やサプライチェーン連結性など新たな分野が協定に加えられた。

「米国第一主義」を掲げ、関税を圧力として相手国から譲歩を引き出す米国の第 2 次トランプ政権と、ASEAN やロシア、アフリカなどと連携を深める中国、この 2 か国の間で日本はどのように立ち回り、サプライチェーンの拡大・強靱化を図るべきかが問われる。

注1 「ビジネス短信」日本貿易振興機構、2018 年 3 月 23 日付
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/03/db51a4e97103a4c0.html>

注2 「ビジネス短信」日本貿易振興機構、2020 年 1 月 17 日付、2022 年 1 月 12 日付
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/01/d3101194ba2e22b7.html>
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/01/a2c5ab6aba59d75e.html>

注3 「ASEAN 経済統合の発展と日本企業への影響および FTA の利用状況分析調査」国際貿易投資研究所、2024 年

注4 「施行 2 年目の米ウイグル強制労働防止法」日本貿易振興機構、2024 年 1 月 11 日
<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2023/0904/531812a91e0ffce6.html>

注5 「ビジネス短信」日本貿易振興機構、2024 年 5 月 16 日付
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/05/a5ecf70b5869c499.html>

-
- 注6 “FOUR-YEAR REVIEW OF ACTIONS TAKEN IN THE SECTION 301 INVESTIGATION: CHINA’S ACTS, POLICIES, AND PRACTICES RELATED TO TECHNOLOGY TRANSFER, INTELLECTUAL PROPERTY, AND INNOVATION” , USTR, 2024
- 注7 「ビジネス短信」 日本貿易振興機構、2024年11月26日付
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/11/0f0a7c6d0e37c74a.html>
- 注8 「ビジネス短信」 日本貿易振興機構、2024年11月26日付
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/11/0f0a7c6d0e37c74a.html>
- 注9 大統領就任直後の10%の追加関税にさらに60%を上乗せ（合計70%）する可能性も考えられるが、本調査では10%の追加関税は含まずに60%の追加関税を加えた。
- 注10 ロイター、2024年12月21日付
<https://jp.reuters.com/world/us/CTIQA5GE5NJIFPIQARZDUFLRPM-2024-12-20/>
- 注11 「ビジネス短信」 日本貿易振興機構、2024年12月3日付
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/12/4339191640ff36d8.html>

[禁無断転載]

IPEF などの米通商政策がビジネス活動に与える影響に関する調査研究

令和 6 年度（一財）貿易・産業協力振興財団 助成事業

発行日 2025 年 2 月

編集発行 一般財団法人国際貿易投資研究所（ITI）

〒104-0045 東京都中央区築地 1 丁目 4 番 5 号 第 37 興和ビル 3 階

TEL : (03) 5148-2601 FAX : (03) 5148-2677

Home Page : <https://iti.or.jp>

